

## 平成25年壱岐市議会定例会 2 月会議 会議録目次

審議期間日程 .....	1
上程案件及び処理結果 .....	2
一般質問通告者及び質問事項一覧 .....	6
第 1 日（ 2 月 2 7 日 水曜日）	
議事日程表（第 1 号） .....	7
出席議員及び説明のために出席した者 .....	1 0
再開（開議） .....	1 0
会議録署名議員の指名 .....	1 1
審議期間の決定 .....	1 1
諸般の報告 .....	1 3
施政方針 .....	1 4
議案説明	
議案第 3 号 壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について .....	3 0
議案第 4 号 壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について .....	3 5
議案第 5 号 壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について .....	3 6
議案第 6 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について .....	3 7
議案第 7 号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について .....	3 7
議案第 8 号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について ...	3 8
議案第 9 号 壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制 定について .....	4 1
議案第 1 0 号 壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定め る条例の制定について .....	4 2
議案第 1 1 号 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について .....	4 3
議案第 1 2 号 壱岐市堆肥センター条例の一部改正について .....	4 3
議案第 1 3 号 壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について .....	4 5
議案第 1 4 号 壱岐市都市公園条例の一部改正について .....	4 5
議案第 1 5 号 壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関す る基準を定める条例の制定について .....	4 5
議案第 1 6 号 壱岐市公共下水道条例の一部改正について .....	4 6

議案第 17 号	壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について .....	4 6
議案第 18 号	壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について .....	4 7
議案第 19 号	壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を 定める条例の制定について .....	4 7
議案第 20 号	壱岐市河川管理施設等構造条例の制定について .....	4 7
議案第 21 号	壱岐市営住宅条例の一部改正について .....	4 8
議案第 22 号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について ...	4 8
議案第 23 号	壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について .....	4 8
議案第 24 号	壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について ...	4 9
議案第 25 号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収 条例の全部改正について .....	4 9
議案第 26 号	壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例 の一部改正について .....	5 0
議案第 27 号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について .....	5 0
議案第 28 号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて .....	5 1
議案第 29 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサ ービスセンター） .....	5 1
議案第 30 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあい センターかざはや） .....	5 2
議案第 31 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリ ティーライフセンターつばさ） .....	5 2
議案第 32 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉 センター） .....	5 2
議案第 33 号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処 理施設） .....	5 3
議案第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園） .....	5 3
議案第 35 号	市道路線の認定について .....	5 3
議案第 36 号	市道路線の廃止について .....	5 4
議案第 37 号	平成 24 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号） .....	5 4

議案第 38 号	平成 24 年度 壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	57
議案第 39 号	平成 24 年度 壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	58
議案第 40 号	平成 24 年度 壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	59
議案第 41 号	平成 24 年度 壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	60
議案第 42 号	平成 25 年度 壱岐市一般会計予算	61
議案第 43 号	平成 25 年度 壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	66
議案第 44 号	平成 25 年度 壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	67
議案第 45 号	平成 25 年度 壱岐市介護保険事業特別会計予算	68
議案第 46 号	平成 25 年度 壱岐市簡易水道事業特別会計予算	70
議案第 47 号	平成 25 年度 壱岐市下水道事業特別会計予算	71
議案第 48 号	平成 25 年度 壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	72
議案第 49 号	平成 25 年度 壱岐市三島航路事業特別会計予算	73
議案第 50 号	平成 25 年度 壱岐市農業機械銀行特別会計予算	75
議案第 51 号	平成 25 年度 壱岐市病院事業会計予算	76
議案第 52 号	平成 25 年度 壱岐市水道事業会計予算	78
議員提出議案の審査（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		
発議第 1 号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	80
請願・陳情等		
請願第 1 号	旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願	81
陳情第 1 号	年金 2.5% の削減中止を求める陳情	82
要望第 1 号	地方自治法第 252 条の 43 第 1 項「個別外部監査契約」についての要望	82
第 2 日（3 月 5 日 火曜日）		
議事日程表（第 2 号）		83
出席議員及び説明のために出席した者		85
議案に対する質疑		
議案第 3 号	壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について	87

議案第 4 号	吉崎市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	8 8
議案第 5 号	吉崎市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	9 0
議案第 6 号	吉崎市附属機関設置条例の一部改正について	9 2
議案第 7 号	吉崎市職員の給与に関する条例の一部改正について	9 4
議案第 8 号	吉崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	9 4
議案第 9 号	吉崎市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について	9 4
議案第 10 号	吉崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について	9 4
議案第 11 号	吉崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	9 4
議案第 12 号	吉崎市堆肥センター条例の一部改正について	9 5
議案第 13 号	吉崎市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	9 5
議案第 14 号	吉崎市都市公園条例の一部改正について	9 5
議案第 15 号	吉崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	9 6
議案第 16 号	吉崎市公共下水道条例の一部改正について	9 6
議案第 17 号	吉崎市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	9 6
議案第 18 号	吉崎市道路標識の寸法を定める条例の制定について	9 6
議案第 19 号	吉崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	9 6
議案第 20 号	吉崎市河川管理施設等構造条例の制定について	1 0 0
議案第 21 号	吉崎市営住宅条例の一部改正について	1 0 0
議案第 22 号	吉崎市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	1 0 0
議案第 23 号	吉崎市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について	1 0 0
議案第 24 号	吉崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	1 0 1
議案第 25 号	吉崎市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について	1 0 1
議案第 26 号	吉崎市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について	1 0 1

議案第 27 号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について .....	1 0 1
議案第 28 号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて .....	1 0 1
議案第 29 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター） .....	1 0 1
議案第 30 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや） .....	1 0 1
議案第 31 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ） .....	1 0 1
議案第 32 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター） .....	1 0 1
議案第 33 号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設） .....	1 0 1
議案第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園） .....	1 0 1
議案第 35 号	市道路線の認定について .....	1 0 1
議案第 36 号	市道路線の廃止について .....	1 0 1
議案第 37 号	平成 24 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号） .....	1 0 2
議案第 38 号	平成 24 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） .....	1 0 2
議案第 39 号	平成 24 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） .....	1 0 2
議案第 40 号	平成 24 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号） .....	1 0 2
議案第 41 号	平成 24 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） .....	1 0 2
議案第 42 号	平成 25 年度壱岐市一般会計予算 .....	1 0 3
議案第 43 号	平成 25 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算 .....	1 0 3
議案第 44 号	平成 25 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算 .....	1 0 3
議案第 45 号	平成 25 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算 .....	1 0 3
議案第 46 号	平成 25 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算 .....	1 0 3
議案第 47 号	平成 25 年度壱岐市下水道事業特別会計予算 .....	1 0 3
議案第 48 号	平成 25 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算 ...	1 0 4

議案第49号 平成25年度吉崎市三島航路事業特別会計予算 .....	104
議案第50号 平成25年度吉崎市農業機械銀行特別会計予算 .....	104
議案第51号 平成25年度吉崎市病院事業会計予算 .....	104
議案第52号 平成25年度吉崎市水道事業会計予算 .....	104
委員会付託(議案) .....	105
予算特別委員会の設置 .....	105
委員会付託(請願・陳情・要望)	
請願第1号 旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願 .....	105
陳情第1号 年金2.5%の削減中止を求める陳情 .....	105
要望第1号 地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」について の要望 .....	105
市長提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託)	
議案第53号 吉崎市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について ...	105
 第3日(3月6日 水曜日)	
議事日程表(第3号) .....	109
出席議員及び説明のために出席した者 .....	109
一般質問 .....	111
11番 豊坂 敏文 議員 .....	111
6番 深見 義輝 議員 .....	122
1番 久保田恒憲 議員 .....	132
2番 呼子 好 議員 .....	144
17番 瀬戸口和幸 議員 .....	157
 第4日(3月7日 木曜日)	
議事日程表(第4号) .....	169
出席議員及び説明のために出席した者 .....	169
一般質問 .....	170
10番 田原 輝男 議員 .....	170
14番 榊原 伸 議員 .....	180
3番 音嶋 正吾 議員 .....	192
13番 鵜瀬 和博 議員 .....	203

第5日(3月19日 火曜日)

議事日程表(第5号) .....	2 1 7
出席議員及び説明のために出席した者 .....	2 2 0
委員長報告、委員長に対する質疑 .....	2 2 1
議案に対する討論、採決	
議案第2号 沓崎市敬老祝金条例の一部改正について .....	2 2 5
議案第3号 沓崎市地域防災計画(原子力災害対策編)の作成について .....	2 2 5
議案第4号 沓崎市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について .....	2 2 5
議案第5号 沓崎市空き家等の適正管理に関する条例の制定について .....	2 2 6
議案第6号 沓崎市附属機関設置条例の一部改正について .....	2 2 6
議案第7号 沓崎市職員の給与に関する条例の一部改正について .....	2 2 6
議案第8号 沓崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について ...	2 2 6
議案第9号 沓崎市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について .....	2 2 7
議案第10号 沓崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について .....	2 2 7
議案第11号 沓崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について .....	2 2 7
議案第12号 沓崎市堆肥センター条例の一部改正について .....	2 2 7
議案第13号 沓崎市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について .....	2 2 8
議案第14号 沓崎市都市公園条例の一部改正について .....	2 2 8
議案第15号 沓崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について .....	2 2 8
議案第16号 沓崎市公共下水道条例の一部改正について .....	2 2 9
議案第17号 沓崎市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について .....	2 2 9
議案第18号 沓崎市道路標識の寸法を定める条例の制定について .....	2 2 9
議案第19号 沓崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について .....	2 2 9
議案第20号 沓崎市河川管理施設等構造条例の制定について .....	2 3 0
議案第21号 沓崎市営住宅条例の一部改正について .....	2 3 0

議案第 2 2 号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について ...	2 3 0
議案第 2 3 号	壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について .....	2 3 1
議案第 2 4 号	壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について ...	2 3 1
議案第 2 5 号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収 条例の全部改正について .....	2 3 1
議案第 2 6 号	壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例 の一部改正について .....	2 3 1
議案第 2 7 号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について .....	2 3 2
議案第 2 8 号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて .....	2 3 2
議案第 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサ ービスセンター） .....	2 3 2
議案第 3 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあい センターかざはや） .....	2 3 3
議案第 3 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリ ティーライフセンターつばさ） .....	2 3 3
議案第 3 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉 センター） .....	2 3 3
議案第 3 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処 理施設） .....	2 3 3
議案第 3 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園） .....	2 3 4
議案第 3 5 号	市道路線の認定について .....	2 3 4
議案第 3 6 号	市道路線の廃止について .....	2 3 4
議案第 3 7 号	平成 2 4 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号） .....	2 3 4
議案第 3 8 号	平成 2 4 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） .....	2 3 5
議案第 3 9 号	平成 2 4 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） .....	2 3 5
議案第 4 0 号	平成 2 4 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号） .....	2 3 5
議案第 4 1 号	平成 2 4 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	

.....	2 3 6
議案第 4 2 号 平成 2 5 年度壱岐市一般会計予算 .....	2 3 6
議案第 4 3 号 平成 2 5 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算 .....	2 3 6
議案第 4 4 号 平成 2 5 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算 .....	2 3 6
議案第 4 5 号 平成 2 5 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算 .....	2 3 7
議案第 4 6 号 平成 2 5 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算 .....	2 3 7
議案第 4 7 号 平成 2 5 年度壱岐市下水道事業特別会計予算 .....	2 3 7
議案第 4 8 号 平成 2 5 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算 ...	2 3 8
議案第 4 9 号 平成 2 5 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算 .....	2 3 8
議案第 5 0 号 平成 2 5 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算 .....	2 3 8
議案第 5 1 号 平成 2 5 年度壱岐市病院事業会計予算 .....	2 3 9
議案第 5 2 号 平成 2 5 年度壱岐市水道事業会計予算 .....	2 3 9
議案第 5 3 号 壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について ...	2 3 9
陳情第 1 号 年金 2 . 5 % の削減中止を求める陳情 .....	2 4 0
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
同意第 1 号 壱岐市教育委員会委員の任命について .....	2 4 0
同意第 2 号 壱岐市監査委員の選任について .....	2 4 1
同意第 3 号 壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について .....	2 4 3
同意第 4 号 壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について .....	2 4 3
同意第 5 号 壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について .....	2 4 3
同意第 6 号 壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について .....	2 4 4
市長の挨拶 .....	2 4 5
散 会 .....	2 4 7

平成25年壱岐市議会定例会 2月会議を、次のとおり開催します。

平成25年 2月20日

壱岐市議会議長 市山 繁

- 1 期 日 平成25年 2月27日（水）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター 2F）

### 平成25年壱岐市議会定例会 2月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	2月27日	水	本会議	再開 審議期間の決定 施政方針 議案説明 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案の上程
2	2月28日	木	休 会	（議案調査）
3	3月1日	金		質疑・一般質問通告書提出期限（正午まで） ○議会運営委員会（午後1時30分～）
4	3月2日	土		（閉庁日）
5	3月3日	日		
6	3月4日	月		（議案調査）
7	3月5日	火	本会議	議案審議（質疑、委員会付託）
8	3月6日	水		一般質問（5人）
9	3月7日	木		一般質問（4人）
10	3月8日	金	休 会	
11	3月9日	土		（閉庁日）
12	3月10日	日		
13	3月11日	月	委員会	常任委員会
14	3月12日	火		常任委員会
15	3月13日	水		予算特別委員会
16	3月14日	木		予算特別委員会
17	3月15日	金	休 会	
18	3月16日	土		（閉庁日）
19	3月17日	日		
20	3月18日	月		（議事整理日）
21	3月19日	火	本会議	議案審議（委員長報告、討論、採決） 散会

平成25年吉崎市議会定例会 2月会議 上程案件及び議決結果一覧(1/4)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第 2 号	吉崎市敬老祝金条例の一部改正について	厚生常任委員会 否 決	否 決 ( 3 / 19 )
議案第 3 号	吉崎市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 4 号	吉崎市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 5 号	吉崎市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 6 号	吉崎市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 7 号	吉崎市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 8 号	吉崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 9 号	吉崎市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 10 号	吉崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 11 号	吉崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 12 号	吉崎市堆肥センター条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 13 号	吉崎市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 14 号	吉崎市都市公園条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 15 号	吉崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 16 号	吉崎市公共下水道条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 17 号	吉崎市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 18 号	吉崎市道路標識の寸法を定める条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 19 号	吉崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 20 号	吉崎市河川管理施設等構造条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 21 号	吉崎市営住宅条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )

平成25年吉崎市議会定例会 2月会議 上程案件及び議決結果一覧(2/4)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第 22 号	吉崎市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 23 号	吉崎市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 24 号	吉崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 25 号	吉崎市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 26 号	吉崎市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 27 号	吉崎市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 28 号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 29 号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市郷ノ浦町デイサービスセンター）	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 30 号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市勝本町ふれあいセンターがざはや）	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 31 号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 32 号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市石田町総合福祉センター）	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 33 号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 35 号	市道路線の認定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 36 号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 37 号	平成 2 4 年度吉崎市一般会計補正予算（第 8 号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 38 号	平成 2 4 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 39 号	平成 2 4 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 40 号	平成 2 4 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 41 号	平成 2 4 年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )

平成25年吉崎市議会定例会 2月会議 上程案件及び議決結果一覧(3/4)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第 42 号	平成 2 5 年度吉崎市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 43 号	平成 2 5 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 44 号	平成 2 5 年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 45 号	平成 2 5 年度吉崎市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 46 号	平成 2 5 年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 47 号	平成 2 5 年度吉崎市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 48 号	平成 2 5 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 49 号	平成 2 5 年度吉崎市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 50 号	平成 2 5 年度吉崎市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 51 号	平成 2 5 年度吉崎市病院事業会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 52 号	平成 2 5 年度吉崎市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
議案第 53 号	吉崎市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 ( 3 / 19 )
同意第 1 号	吉崎市教育委員会委員の任命について	省 略	同 意 ( 3 / 19 )
同意第 2 号	吉崎市監査委員の選任について	省 略	同 意 ( 3 / 19 )
同意第 3 号	吉崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 ( 3 / 19 )
同意第 4 号	吉崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 ( 3 / 19 )
同意第 5 号	吉崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 ( 3 / 19 )
同意第 6 号	吉崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 ( 3 / 19 )
請願第 1 号	旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願	産業建設常任委員会	継続審査
陳情第 1 号	年金 2 . 5 % の削減中止を求める陳情	厚生常任委員会 採 択	採 択 ( 3 / 19 )

平成25年吉崎市議会定例会 2月会議 上程案件及び議決結果一覧(4/4)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
要望第1号	地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望	総務文教常任委員会	継続審査
発議第1号	吉崎市議会委員会条例の一部改正について	省 略	原案のとおり可決 (2/27)

平成25年吉崎市議会定例会 2月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、一部改正、廃止	26	25	1		
予算	16	16			
その他	16	16			
報告					
決算認定 (内前回継続)					
計	58	57	1		

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)	1	1		
発議(意見書)				
決議・その他				
計	1	1		
請願・陳情等 (内前回継続)	3	1		2
計	3	1		2

平成25年吉岐市議会定例会 2月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
3月6日 (水)	1	豊坂 敏文	環境汚染対策について	市長、教育長	111～122
			市内のスクールゾーン等安全策の執行状況について	市長、教育長	
			公共施設の下水道等への平成25年度の接続計画について	市長、教育長	
	2	深見 義輝	一次産業の活性化	市長	122～132
			美しい島「一支国」	市長	
	3	久保田恒憲	市の玄関である港やターミナルの整備について	市長	132～144
			道路環境の改善に取り組むべき	市長	
			国体に向けての盛り上げを加速しよう	市長、教育長	
			街づくりに新たなイベントを考えるべき	市長	
			功労者の表彰について	市長	
4	呼子 好	小学校の耐震補強工事と統廃合について	市長、教育長	144～157	
		商店街の活性化について	市長		
		職員のやる気を引き出す	市長		
		住宅リフォーム支援事業について	市長		
5	瀬戸口和幸	災害時応援協定等について	市長	157～167	
3月7日 (木)	6	田原 輝男	公共施設の管理体制について（耐震化問題等）	市長、教育長	170～180
	7	榊原 伸	磯焼け対策及び藻場再生事業について	市長	180～192
	8	音嶋 正吾	吉岐市政の現状と課題について	市長	192～202
	9	鵜瀬 和博	交流人口拡大策について	市長	203～215

平成25年 壱岐市議会定例会 2月議会会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成25年2月27日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	1番 久保田恒憲 2番 呼子 好
日程第2	審議期間の決定	21日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	施政方針	市長 説明
日程第5	議案第3号 壱岐市地域防災計画(原子力災害対策編)の作成について	総務部長 説明
日程第6	議案第4号 壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	総務部長 説明
日程第7	議案第5号 壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第8	議案第6号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第7号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第8号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第11	議案第9号 壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について	保健環境部長 説明
日程第12	議案第10号 壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について	保健環境部長 説明
日程第13	議案第11号 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第14	議案第12号 壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	農林水産部長 説明
日程第15	議案第13号 壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第16	議案第14号 壱岐市都市公園条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第17	議案第15号 壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	建設部長 説明
日程第18	議案第16号 壱岐市公共下水道条例の一部改正について	建設部長 説明

日程第19	議案第17号	吉崎市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	建設部長	説明
日程第20	議案第18号	吉崎市道路標識の寸法を定める条例の制定について	建設部長	説明
日程第21	議案第19号	吉崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	建設部長	説明
日程第22	議案第20号	吉崎市河川管理施設等構造条例の制定について	建設部長	説明
日程第23	議案第21号	吉崎市営住宅条例の一部改正について	建設部長	説明
日程第24	議案第22号	吉崎市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建設部長	説明
日程第25	議案第23号	吉崎市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について	建設部長	説明
日程第26	議案第24号	吉崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	病院部長	説明
日程第27	議案第25号	吉崎市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について	病院部長	説明
日程第28	議案第26号	吉崎市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について	病院部長	説明
日程第29	議案第27号	吉崎市消防関係手数料条例の一部改正について	消防長	説明
日程第30	議案第28号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	教育次長	説明
日程第31	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市郷ノ浦町デイサービスセンター）	市民部長	説明
日程第32	議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市勝本町ふれあいセンターかざはや）	市民部長	説明
日程第33	議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	市民部長	説明
日程第34	議案第32号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市石田町総合福祉センター）	市民部長	説明
日程第35	議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	農林水産部長	説明
日程第36	議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	建設部長	説明
日程第37	議案第35号	市道路線の認定について	建設部長	説明
日程第38	議案第36号	市道路線の廃止について	建設部長	説明
日程第39	議案第37号	平成24年度吉崎市一般会計補正予算（第8号）	財政課長	説明

日程第40	議案第38号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長	説明
日程第41	議案第39号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長	説明
日程第42	議案第40号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	建設部長	説明
日程第43	議案第41号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長	説明
日程第44	議案第42号	平成25年度壱岐市一般会計予算	財政課長	説明
日程第45	議案第43号	平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第46	議案第44号	平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第47	議案第45号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第48	議案第46号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設部長	説明
日程第49	議案第47号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長	説明
日程第50	議案第48号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民部長	説明
日程第51	議案第49号	平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長	説明
日程第52	議案第50号	平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長	説明
日程第53	議案第51号	平成25年度壱岐市病院事業会計予算	病院部長	説明
日程第54	議案第52号	平成25年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長	説明
日程第55	発議第1号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	提出議員	説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・可決
日程第56	請願第1号	旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願	紹介議員	説明 質疑なし
日程第57	陳情第1号	年金2.5%の削減中止を求める陳情		
日程第58	要望第1号	地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望		

本日の会議に付した事件  
(議事日程第1号に同じ)

出席議員（19名）

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	町田 正一君	8番	今西 菊乃君
9番	市山 和幸君	10番	田原 輝男君
11番	豊坂 敏文君	13番	鶴瀬 和博君
14番	榊原 伸君	15番	久間 進君
16番	大久保洪昭君	17番	瀬戸口和幸君
18番	牧永 護君	19番	中田 恭一君
20番	市山 繁君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	吉井 弘二君	事務局書記	村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に御報告をいたします。長

崎新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成25年壱岐市議会定例会2月会議を開きます。

これから議事日程表第1号により本日の会議を開きます。

ここで謹んで御報告を申し上げます。中村出征雄議員が、去る1月28日に御逝去されました。

同議員は、平成15年4月、石田町議会議員に当選され、平成16年3月からは壱岐市議会議員として、9年8カ月の間、町政並びに市政発展に御尽力されました。中村議員は、音声の不調にもかかわらず、市民の代弁者として責任感を持って12月会議の一般質問に登壇され、これが最後の議会活動となりました。ここに同議員の御逝去に対し、謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

ただいまより、同議員の御冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をささげることにいたしたいと思っております。全員の御起立をお願いいたします。黙祷。

〔黙祷〕

議長（市山 繁君） 黙祷を終わります。ありがとうございました。御着席をお願いします。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、久保田恒憲議員、2番、呼子好議員を指名いたします。

#### 日程第2．審議期間の決定

議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

2月会議の審議期間につきましては、去る2月20日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成25年壱岐市議会定例会2月会議の議事運営について協議のため、去る2月20日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付をしておりますが、本日から3月19日までの21日間と申し合わせをいたしました。

本定例会2月会議に提案されます案件は、条例の制定9件、条例の全部改正1件、条例の一部

改正14件、平成24年度補正予算5件、平成25年度予算11件、その他10件の合計50件となっております。また、請願等3件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。また、発議第1号吉岐市議会委員会条例の一部改正については、本日委員会付託を省略し、全員審査をお願いし、採決まで行うようにいたしております。

2月28日から3月4日まで休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、3月1日の正午までに通告書の提出をお願いします。

3月5日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行いますが、質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、平成24年度一般会計補正予算（第8号）及び平成25年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしく申し上げます。また、2月会議より、予算について質疑をされる場合においても特別委員会委員長宛てに質疑の通告書を提出されるようあわせてお願いをいたします。

3月6日と7日、8日の3日間で一般質問を行います。質問の順序は受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分の制限とします。また、質問回数については制限をしないこととします。同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いしたいと思います。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも質問の趣旨を明解に記載されるよう、あえてお願いします。

なお、質問者の数により日程を変更することがありますので、申し添えておきます。

3月11日、12日は各常任委員会を、13日、14日を予算特別委員会開催日としております。

3月15日及び18日は、中学校、小学校の卒業式のため休会といたします。

3月19日は、幼稚園の卒園式のため、午後1時30分から本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に条例改正1件、人事案件6件が追加議案として提出される予定ですが、条例改正案件については所管の委員会に審査付託を行い、人事案件については委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、吉岐市議会定例会2月会議審議期間の日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。2月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの21日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、2月会議の審議期間は本日から3月19日までの21日間と決定いたしました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（市山 繁君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

私から諸般の報告を申し上げます。

平成25年吉岐市議会定例会2月会議に提出され、受理した議案は50件と請願等3件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。去る2月7日、東京都において開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」に出席をいたしました。会議では、会務報告に続き、平成25年度の事業計画案及び歳入歳出予算案の審議がなされ、それぞれ可決・決定されたところであります。

翌2月8日、「全国離島振興市町村議会議長会総会」が開催され、平成24年8月30日付で石川県輪島市が「全国離島振興市町村議会議長会」に加入したことに伴い、離島関係市町村議会議長の所属する都道府県の代表に石川県を加える規約の一部を改正する規約と平成25年度事業計画及び収支予算書について原案のとおり決定したところであります。

その後、国土交通省国土政策局離島振興課の大野淳課長による「離島振興基本方針案について」と題した研修会があり、昨年6月に成立した改正離島振興法の基本方針と現行基本方針から充実させた内容等の説明がありました。

次に、2月19日、長崎市において開催された長崎県市議会・町村議会議長会合同協議会が開催され、「長崎県議会における議会改革について」と題して、渡辺長崎県議会議長と中山県議会副議長及び立石議会事務局長の講師による講演と意見交換会がありました。長崎県議会も平成24年5月より通年議会を導入し、議会改革に取り組んでいるが、反面、委員会の審議日数の増等により経費が増えたため、1年が経過した時点で内容を検証し、より良い議会改革、議会運営を今後も進めていきたいので、各市町議会の理解をお願いしたいとの御報告がございました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、今定例会2月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

#### 日程第4．施政方針

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成25年彦岐市議会定例会2月会議の開催にあたり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成25年度当初予算案及び前会議以降今日までの市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

説明に入ります前に、去る1月28日、市議会議員中村出征雄様がお亡くなりになりました。昨年の市議会定例会12月会議において一般質問をなされ、これから障がい者皆様の代表として議員活動を行うとの力強い決意と市政に対する熱い思いをお聞かせいただいた矢先の訃報に、まことに痛恨の極みであります。心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族皆様に心から哀悼の意を表するものであります。

さて、国においては、景気対策を柱とした「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が決定され、事業費規模で20兆円を上回る補正予算が昨日成立いたしました。本補正予算は、平成25年度予算と一体的なものとして編成され、切れ目のない経済対策により景気浮揚を図ることとなっております。彦岐市といたしましては、こうした状況を踏まえ、本市経済の活性化を図るべく、本2月会議に、関連補正予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。今後も、こうした国、県の動向を注視しながら、最大限活用し、彦岐市活性化に資する各種施策を展開してまいります。

さて、本年、彦岐市は、合併から10年目を迎えることとなります。この10年間、議員各位、市民皆様の多大な御理解、御協力により、市政は着実に進展しているところであります。

一支国博物館の開館、中学校4校体制の開始、防災告知放送・彦岐市ケーブルテレビの開局を初めとした光ケーブル網の整備、学校給食施設の整備、三島診療所開設、そして一般廃棄物処理施設の整備など、彦岐市における社会資本整備は一定の充実を見たものと思っております。また、第1次産業・観光の振興、教育、福祉、そして市民皆様との協働のまちづくりなど、多くの各種振興施策に取り組み、成果を上げてまいりました。

しかし、これからますます厳しさを増す財政状況を見据え、さらなる行財政改革を進めながら、彦岐市の振興・発展を市民皆様とともに進めなければなりません。そのような意味からも、合併10年を迎える平成25年度を節目の年とし、新たな決意とさらなる熱意を持って市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

吉崎市合併10周年を迎えるにあたり、吉崎市のさらなる発展の契機とするため、平成26年3月1日に、吉崎文化ホールにおいて、吉崎市合併10周年記念式典を開催することとしております。

吉崎市10年の歩みを振り返るとともに、各種表彰、アトラクション、記念講演などを予定しております。あわせて合併10周年記念誌を作成することとしており、今回、所要の予算を計上しております。

また、合併10周年記念事業の一環として、NHK全国放送公開番組「NHKのど自慢」の吉崎市での開催が、来年3月16日に決定いたしました。前回、平成18年3月以来、8年ぶりの開催となります。この「NHKのど自慢」は、市民皆様が一体感を共有でき、また吉崎市を全国的にPRできる絶好の機会として、まさに合併10周年記念にふさわしい番組であり、御決定いただきましたNHK様に心から感謝申し上げる次第であります。

このほかにも、合併10周年を記念したさまざまなイベント等を実施し、島内外へのPRと交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、離島振興について申し上げます。

本年4月1日、改正離島振興法が施行されます。平成25年度は、この新しい離島振興の初年度、また、離島振興60年の節目の年として、改正離島振興法に盛り込まれた離島振興政策実現のために、関係公共事業、離島活性化交付金を初めとするソフト事業等の必要予算額を確保し、地域の実情に応じた各種事業の実施により、離島振興を着実に、かつ強力に推進することといたしております。

特に、離島航路運賃のJR並み運賃の実現、離島航路運賃の低廉化は、全国離島地域の共通の課題として、また、このことの実現が離島振興の根幹として大きく寄与するものであることから、全国離島振興協議会としても強力に推進することとしております。

この実現には、全国の離島地域住民皆様の御理解、御協力、そして機運の盛り上がりが非常に重要になってまいります。吉崎島からも大いに発信してまいりますので、議員各位、市民皆様にも、このことをぜひとも御理解いただき、御協力賜りますようお願いいたします。

こうした中、平成25年度全国離島振興協議会総会を、5月29日、30日の両日、吉崎市で開催することに決定いたしました。全国の離島市町村長を初め国会議員、関係省庁及び各関係自治体職員など、約100名の御来島を予定いたしております。離島振興の節目の年に、本総会を吉崎市で開催できますことは、まことに意義深く、離島航路運賃のJR並み運賃の実現、離島航路運賃の低廉化を初め大いに議論を深め、吉崎市から、離島振興を全国に発信してまいります。

さらに、離島甲子園と称される国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会が、本年8月

19日から22日にかけて、吉崎市で開催することに決定いたしました。全国から20チーム約400人の参加を予定しており、本大会の開催によりまして、全国離島の子供たちの交流が深まるとともに、吉崎市のPRまた交流人口の拡大につながることを期待いたしております。

次に、効率的な行財政運営についてでございますが、行財政改革につきましては、これまで、事務事業の見直し、総人件費の圧縮、組織機構の見直し、各施設の統廃合と指定管理者制度の推進、地方債の繰り上げ償還など、市職員一丸となって取り組み、一定の成果を上げてまいりました。

今後地方交付税の合併算定がえの段階的縮減が、平成26年度から始まり、平成31年度には、現在の試算で、約20億円を超える地方交付税が減額されることとなります。

今後こうした状況を見据え、行財政改革を進めていかなければなりません。これまで実施してまいりました経常経費の削減、特に給与制度の見直しとして、全職員を対象に、級別標準職務表の見直しを行い、さらなる人件費の適正化に努めてまいります。

また、各種団体への補助金についても、平成25年度において、吉崎市補助金検討委員会を立ち上げ、内容を精査し、補助金の適正化に努めてまいります。

また、庁舎につきましては、現在、旧4庁舎を活用した本庁分散方式を採用しておりますが、市民サービスの向上、事務の効率化、庁舎維持管理経費の削減、施設の老朽化等を考慮し、さらに合併特例債の対象期間が5年間延長されたことなどを踏まえ、新庁舎建設について、検討する時期が来ていると考え、吉崎市庁舎建設検討委員会を立ち上げ、議論、協議を進めることといたします。

次に、産業振興で活力あふれるまちづくりについて。

まず、交流人口・定住人口の拡大でございますが、一支国博物館につきましては、これまでに約34万人の方に御来館いただき大変好評を得ております。しかし一方で、開館時から比べ入館者数が減少しており、閑散期の対応が改めて問われる状況になっております。これについては、指定管理者とも十分協議を行い、企画展を初めさまざまなイベントを開催するなど、市民皆様により楽しめる内容を心がけ、平成25年度も年間入館者数の目標の10万人を必ず達成するよう努めてまいります。

また、平成25年度は指定管理期間の最終年度に当たることから、公募による次期指定管理者の選定を進めてまいります。

次に、観光振興につきましては、平成24年の本市への観光客数を推測する上で、重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は、71万2,492人で対前年比1.2%増とこれまでの減少傾向から転じ、わずかではありますが増加となっております。

長引く景気の低迷に加え、団体旅行から個人型・着地型旅行への転換、観光旅行の多様化など、

全国の離島地域における観光は大変厳しい状況にある中、本市において、増加に転じたのは、昨年4月から実施されたフェリー、ジェットフォイルの基本運賃2割引き下げなどの効果が大きかったものと考えております。

今後も、原の辻遺跡、一支国博物館を核として、古墳や神社仏閣といった歴史遺産に、壱岐の美しい自然景観や新鮮で豊かな食材を生かした魅力的なイベント体験プログラムを、さまざまな業種間で十分連携を図り、総力でオンリーワンの観光地づくりに取り組んでまいります。

特に、本年4月から、長崎県離島市町共通のプレミアムつき共通商品券「しまとく通貨」を発行いたします。これは、関係4市2町において、年間通貨発行額36億円、そのうち6億円をプレミアムとして、離島市町のPR及び誘客、経済の活性化等につなげようとするもので、平成25年度から平成27年度までの3カ年の実施予定であります。本市では、壱岐市商工会の御協力のもと、現在159の事業者が加盟されております。今後、本事業を活用し、本市で開催されるイベントでの誘客を図る等、交流人口の拡大による景気浮揚につなげてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、情報発信強化推進事業として、長崎県東京事務所等とタイアップした首都圏からのモニターツアー、五島市・対馬市・新上五島町・小値賀町との首都圏での合同PR事業、東京・大阪での壱岐の歴史文化講座など情報発信を積極的に展開し、壱岐の知名度アップを図ってまいります。

また、昨年10月に北九州市で開催された御当地グルメの祭典「第7回B-1グランプリIN北九州」において、対馬市の「上対馬とんちゃん」がシルバーグランプリを獲得し話題となりました。グルメの島である本市においても、新鮮・美味の食材を使った「ひきとおし」など絶品の郷土料理があります。こうした壱岐の食材を使った郷土料理や名物料理を、島内外へ広くPRするため、壱岐市食材まつり（仮称）を実施することとし、今回、所要の予算を計上しております。

次に、教育旅行について、平成24年度は、30校、3,624人の生徒及び関係者皆様が本市を訪れていただきましたが、これは、前年度と比べ減少いたしております。このような中、県内本土部の小学生及び中学生が本市へ教育旅行で来島された際、学校に対し費用の一部を補助する「壱岐行き教育旅行推進事業」を平成25年度も引き続き実施いたします。県とも連携を図り、中・四国、関西地区を中心に教育旅行の誘致や、福岡都市圏を中心とした体験学習の誘致に努めてまいります。

また、外国人誘客いわゆるインバウンド対策については、平成25年度より県韓国ソウル事務所が設置予定であり、県との連携により、インバウンドの展開を進めてまいります。

次に、壱岐市福岡事務所は、本年4月で開所から3年目を迎え、これまで約1万3,000人が来所されるなど、本市への関心の高さを示しています。さらに、各所への訪問を活発に行った

一つの効果として、彦岐サイクルフェスティバル及び彦岐の島新春マラソン大会の、過去最高の参加者数につながったものと考えております。今後も、彦岐市の窓口として、あらゆる会合等でのPR活動を活発に行うとともに、「I k i I k i (いきいき) サポートショップ制度」を推進し、彦岐市の知名度アップを図ってまいります。

次に、定住促進対策についてでございますが、平成22年度から、定住促進対策として、島外へ通勤・通学する方への交通費助成を実施しておりますが、平成22年度37名、平成23年度41名、平成24年度36名、延べ114名が利用されております。また、島外からの移住希望者の総合窓口として相談に応じ、空き家・空き地情報、求人情報の提供、農業、漁業への新規就業者に対する研修制度や助成支援制度などの情報提供を行っております。今後、さらにU I ターンの推進を図るため、市内への移住を目的とした住居及び仕事探し、暮らしの体験などの活動に際し、滞在費の一部を助成するU I ターン促進短期滞在費補助事業を実施し、気軽に御来島いただくことで、定住促進を図ることとし、今回、所要の予算を計上いたしております。

また、これまで、少子化対策や後継者対策として結婚促進のために独身男女交流イベントの開催や、開催団体への補助を実施してまいりました。特に昨年開催した「もてもてナインティナイン・彦岐の花嫁お見合い大作戦！」を契機に、婚活支援事業を「イキイキお結び大作戦！」と銘打ち、婚活イベントの情報配信、福岡での婚活イベント参加支援、マナー講座の開催など行っております。来たる3月23日には、初の街コンイベント「いきコン」を郷ノ浦商店街を舞台に、100人規模で開催することといたしております。

今後さらに、定期的な婚活イベントの開催と内容の工夫を図り、出会いの場の創出に努めてまいります。

また、地域おこし協力隊につきましては、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図ることを目的に創設された総務省の制度であります。三大都市圏等から地域づくりに意欲的な隊員を4名募集し、本市観光情報の発信、地産地消の推進、地域特産品のPR・新規開発、商品デザインの支援、また農林水産業の応援や海女の後継者育成など、地域協力活動に従事してもらうことで、地域の振興を図ろうとするのであり、今回、所要の予算を計上しております。なお、期間終了後、市内での起業あるいは就業定着を期待するのであります。

次に、産業の振興でございます。

まず、農業の振興につきましては、彦岐市の農業が持続的に発展していくためには、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり・組織づくり及び農業生産額の向上が重要であり、さらなる農業振興を促すため、平成25年度も、担い手対策・米政策・施設園芸・畜産振興等、各種施策を展開してまいります。

農業の持続につきましては、後継者や人材の確保、集落営農組織の育成が不可欠であります。

このため、担い手育成については、認定農業者の育成や、集落内での話し合いによる集落営農組織の設立に取り組んでまいります。

本年1月末現在の認定農業者数は268で、そのうち法人が6経営体となっております。

また、集落営農組織については、現在36の特定農業団体と二つの特定農業法人が設立され、長崎県の約半数を占める組織を有するに至っております。認定農業者と集落営農組織には、これからの壱岐市の農業を支える担い手としての大きな期待を寄せているところであり、組織育成や研修等に引き続き支援を行ってまいります。

農業政策の根幹をなす水田農業については、「食料・農業・農村基本計画」の食料自給率の50%達成に向け、平成23年より畑作物を加えた「農業者戸別所得補償制度」が実施されております。平成25年度からは、名称が「経営所得安定対策」に変更となりますが、事業内容につきましては、今までの継続でございます。

複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益を望める作物であり、今後も、補助事業を活用し施設整備等への支援を講じてまいります。

特に、アスパラガスにつきましては、単価・収量とも県下トップの成績を維持しており、今後は、面積の拡大とともに、揺るぎない産地形成を図ってまいります。

平成22年度以降、イノシシの目撃・痕跡・農作物の被害及び海岸への死骸漂着の情報が寄せられております。イノシシは、生息数の少ないうちに撲滅に向けた対策が極めて重要であることから、これまでに捕獲わなの設置、ハンターによる捕獲に努めてまいりましたが、成果を上げるに至っておりません。今後も引き続き、関係機関と連携を図り対策を講じてまいります。

また、タイワンリス及びカラスについても、猟友会・市民皆様の協力により、捕獲駆除を行ってまいります。

本市の肉用牛振興につきましては、「壱岐市肉用牛改良対策会議」の改良方針に基づき、優良系統牛の保留に対する支援を継続してまいりました。また、肥育経営においても、壱岐生まれの壱岐育ちが「壱岐牛」ブランドとして人気を博しており、育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

さらに、壱岐産の「金太郎3」が歴代最高の成績で県の基幹種雄牛として誕生しており、平茂晴に続く壱岐産種雄牛としての活躍が期待されております。

昨年10月に開催された第10回全国和牛能力共進会長崎県大会での好成績により、子牛市も好調に推移しておりますが、一方で、高齢化・後継者不足等による繁殖牛の飼養頭数減少が続いております。その対策の一つとして、集落営農組織等による共同経営を模索する等、生産基盤の強化を図ってまいります。

次に、水産業の振興についてでございます。

本市の基幹産業である水産業を取り巻く現状は、漁業資源、漁場環境の悪化による漁獲の減少、輸入の増大等による水産物価格の低迷、漁業者の高齢化並びに後継者不足、さらには燃油の高騰など依然として厳しい状況が続いております。

平成24年1月から12月までの市全体の漁獲高及び漁獲量を、その前年と比較いたしますと、漁獲高が9.9%減の約42億1,000万円、漁獲量が27%減の5,863トンとなっており、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

こうした状況を踏まえ、市といたしましては、これまで、水産業の振興を図るため、さまざまな事業を展開してまいりました。

市単独事業として、意欲ある担い手の育成支援事業として、全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を平成23年9月からスタートし、現在、認定漁業者126名、漁業後継者7名を認定しております。また、平成24年10月から海上輸送コストを漁業者へ助成する事業も実施しております。このほか、漁業近代化資金の利子補給、漁獲共済・漁船損害保険への一部助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため漁船近代化施設整備への助成、さらには、密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成を実施しており、これら水産業の振興施策について、平成25年度も引き続き実施してまいります。

国や県の事業としては、離島の漁業集落が生産力向上や創意工夫を生かした取り組みで漁業の再生活動へ支援する離島漁業再生支援事業、若年層の新規就業のための経費負担を軽減し着業を促進する21世紀漁業担い手確保促進事業に取り組んでおります。これらの制度を、今後も積極的に活用いただき、水産業の活性化につなげていただくことを期待いたしております。

近年、磯焼けが発生し、水産業に大きな影響を及ぼしております。これらの原因調査や漁場藻場の活性化に向け取り組み、ヨーロッパ海洋エネルギーセンター（Eメック）との人脈もある渋谷潜水工業渋谷正信氏が、国際的な情報発信の拠点となる「社団法人日本漁場藻場研究所」、職員5名を既に採用済みでございますけれども、昨年12月、本市に設立されました。

この研究所は、漁業者と一体となり、吉岐海域の藻場回復などの調査、分析、データ収集などを実施し、海の環境改善を普及啓発する拠点をつくり、地域振興に寄与するとともに、情報発信する方針であります。市といたしましても企業誘致として位置づけ、積極的に受け入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

栽培漁業につきましては、吉岐栽培センターを活用し、アワビ60万個、アカウニ25万個、カサゴ13万尾の種苗の生産を計画しております。これらの種苗を放流することにより沿岸域での漁業生産の向上につなげ、漁家経営の安定を期待するものであります。

漁港整備につきましては、大久保漁港、小崎漁港施設の老朽化に伴い、施設の現況把握、機能

診断、老朽化予測、保全対策工法の選定などの漁港機能保全調査業務を行い、年次的に改修するための維持管理計画書の策定を計画いたしております。

次に、商工業の振興と雇用対策についてでございますが、本市の商工業につきましては、景気の低迷、相次ぐ大型店舗の出店等、非常に厳しい状況にあります。このため、商工会活動や商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を行い、活性化に努めるとともに、商工業者や中小企業者の融資利子補給や保証料に対する補助を行ってまいります。

また、さきに述べました「しまとく通貨」も本市商工業の振興に大きく寄与するものと期待しており、さらなる加盟店の推進と消費拡大を図ってまいります。

雇用につきましては、昨年に引き続き、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用した継続的な雇用機会の事業を展開することで、地域の雇用を支えてまいります。平成25年度は、2事業、28名の雇用を予定しておりますが、国・県の施策に注視し、各種雇用創出事業に取り組んでまいります。

企業誘致の推進については、働く場の確保と地域活性化の観点から本市の重要な課題であります。景気の低迷も重なり、新たな企業誘致は困難を極めておりますが、企業誘致は、人口の流出を食い止める極めて重要な施策であり、今後も、既に誘致している企業に対するフォローアップと輸送コストの少ないIT関連業種を中心に、県と連携して企業誘致に努めてまいります。

次に、福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくりでございます。

まず、地域福祉の推進につきましては、市民皆様の「参画」と「協働」により地域の福祉向上を図り、福祉施策や福祉活動を総合的に展開するため、平成24年3月に「壱岐市地域福祉計画」を策定しましたが、本年3月に、地域における福祉活動の具体的行動を示す「壱岐市地域福祉活動計画」が壱岐市社会福祉協議会において策定されることとなっております。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を基本理念とした障がい者総合支援法が施行され、社会的障壁の除去とともに、国民への障がい理解が求められておりますが、障がいに応じた特性を、まずは職員が理解し、接客時や地域で活用できるよう、障がい者皆様への理解を深める研修会を実施することとしております。今後、施設のバリアフリー化に努めるとともに、これらの計画をもとに、地域、そして各社会福祉関係団体と連携を図り、地域福祉の推進に努めてまいります。

子育て支援につきましては、少子高齢化が進行する中、安心して生み育てることができる環境整備が重要となっております。

次代を担う全ての子供たちが、地域の中で心身ともに健やかに成長し、子育て家庭が地域社会から孤立せず、安心して子育てすることができるよう、子育ての喜びを実感できる環境整備や、子供の人権に配慮した社会基盤を確立するための事業を展開してまいります。

まず、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の公布を受け、設置した「壱岐市幼保連携子育て支援検討委員会」では、地域の現状を踏まえ、「子供が主人公」の考えに立ち、幼保の一体化はもとより、就学前乳幼児の子育て環境の整備に向け、有識者並びに関係者の皆様とともに、検討を進めているところであります。

また、昨年11月から実施しております「病児保育」につきましては、1月末現在で延べ36名の利用者数となっており、今後も関係機関との協力しながら本事業の充実を図ってまいります。

現在、市内に、放課後児童クラブが4カ所で開催されておりますが、4月から壱岐市社会福祉協議会石田事業所で、新たに開設できる運びとなり、合計5カ所での実施となります。

今後も子供たちの居場所づくりに積極的に取り組み、仕事と子育ての両立を支援し、安心して生み育てることができる環境づくりを整備してまいります。

生活保護につきましては、高齢化の進展や経済・雇用情勢の変化などで、全国の生活保護受給者は213万人を超えております。一方、本市におきましては、平成20年度より減少傾向であり、平成24年11月末における保護世帯数は380世帯、被保護者数は560人で、保護率は1.98%となっております。しかし、減少傾向にあるものの、保護率は、全国平均の1.67%を大きく上回っており、長崎県内16福祉事務所でも6番目に高い保護率となっております。また、今後、高齢化、厳しい雇用情勢、稼働年齢層の人口流出等により、保護率は依然として高く推移することが予想されます。

こうした中、厚生労働省において、就労自立支援、不正受給対策強化、生活保護基準の引き下げを柱とした保護制度の見直しが検討されているところであります。現時点では、どのような保護基準の見直しとなるのかは、その詳細が明らかではありませんので、現在の基準及び本市の保護動向を考慮し、所要の予算を計上いたしております。

真に保護の必要な方に、迅速かつ適切に制度の適用を行うとともに、不正受給の防止、就労支援など、自立を促進するよう関係機関と連携し、運営体制の充実に努めてまいります。

次に、健康づくりについてでございますが、生活の基盤は、まず「健康」であることから、平成25年度も、市民皆様の健康づくりのために、各種健診、相談、予防、健康教室等の充実を図り、受診率の向上のため、市民皆様との協働で実施している健康づくり推進員とともに啓発事業の推進を図ってまいります。

また、通称ヘルスメイトの皆様には、総勢200名近い組織力と結束力で、食品の安全・調理・栄養など食に関する市民皆様への啓発を、あらゆる場で展開していただいております。

健康づくりは、市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民皆様と行政が、一体となった市民協働活動の展開に力を注いでまいります。

次に、国民健康保険についてでございます。

吉崎市における国民健康保険加入率は、38%であり、長引く経済不況を反映した所得の減少等により、ここ数年深刻な財政運営が続いております。

平成25年度予算編成におきましては、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の増加による財源確保のため、24年度同様一般会計からの繰り入れを行うこととしております。

国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、25年度からの「第2期特定健康診査等実施計画」に基づき、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図りながら、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上、重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険につきましては、高齢者皆様が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア体制システム」の実現に向けた取り組みを推進するため、地域の高齢者福祉施策の総合的な計画として、平成24年度策定した第5期介護保険事業計画に基づき事業の円滑な実施を図っております。

その中で、高齢者見守り支援事業として試行的に実施している「あんしんサポーター」につきましては、養成講座を開催し、定期的な安否確認、訪問事業等を実施しており、平成25年度も継続して事業を展開してまいります。今後、高齢化の進展に伴い、さらに必要性が高まることが予想され、高齢者皆様の状況を把握しながら、サポーターの増員、他の見守り方法等も検討し、高齢者皆様が地域とのつながりを保ちつつ、安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

施設整備につきましては、グループホーム1ユニット9床でございますが、選定事業者の有限会社弦観光「吉岐の郷」が、既存施設を改築中であり、本年4月からサービス開始予定であります。

新しい特別養護老人ホームにつきましては、県において、公募期間が2月28日までございまして、その後、3月中に事業所の選定が行われます。平成25、26年度2カ年で施設建設を行い、平成26年度中にサービスが開始される計画となっております。

また、地域主権改革一括法及び介護保険等改正法が制定されたことにより、これまで介護保険法や厚生労働省令によって定められていた地域密着型サービスの設備基準や運営基準等については、市町村が地域の実情においてみずからの判断と責任において条例で定めることとされており、今回関係条例の提出をいたしております。

次に、自然を生かした環境にやさしいまちづくりでございますが、昨年4月に供用開始した吉崎市クリーンセンター及び吉崎市汚泥再生処理センターは順調に稼働しており、クリーンセンターは、廃棄物の処理、リサイクルの拠点として機能し、汚泥再生処理センターにおいては、高度処理に加えて堆肥化装置をあわせもった施設として、その堆肥も好評で、資源の循環として農

地へ還元をいたしております。

また、本年3月に完成予定の勝本町自給肥料供給センターの生ごみの前処理施設建設工事も順調に進捗し、2月から試運転を始め、4月から一部生ごみの収集を開始し、状況を見ながら生ごみのリサイクルを広げてまいります。

本施設の整備をもって、壱岐市の環境行政基盤が整ったことから、市民皆様への衛生環境の向上を促進し、さらに資源の有効活用を目指し、環境に配慮した資源循環型社会、環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

次に、地球温暖化に伴う気象変動、大規模災害等を受け、再生可能エネルギーへの転換、有効利用が強く求められています。太陽光発電はその一つと期待され、平成25年度も、国の基準に基づき設置された対象者に対して、壱岐市住宅用太陽光発電設備設置費補助金を交付して導入の促進を図ってまいります。

また、中国から飛来する大気汚染物質「PM2.5」が、人体、生活への影響が懸念されます。測定値に注視し、今後、必要に応じ、ケーブルテレビ、また、防災告知放送を活用し、市民皆様へ対応策を含め、周知を図ってまいります。

次に、生活環境の充実についてでございますが、市道整備につきましては、平成25年度予算において、補助事業2路線及び橋梁補修3橋、起債事業11路線の整備費を計上いたしております。

河川整備につきましては、引き続き2河川の整備、急傾斜地崩壊対策事業についても、引き続き4地区の整備を進めてまいります。

道路や河川等の整備については、限られた財源の中、生活の基盤整備の内容を十分に精査した上で、今後も取り組んでまいります。

次に、壱岐市の良好な景観の形成に関する施策の策定について、本市では、平成22年度に景観行政団体となりましたので、景観条例の制定に向けて景観計画を策定する必要があることから今回所要の予算を計上いたしております。

公営住宅の整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画を現在策定中であり、その計画に基づいて年次的に整備を進めてまいります。

また、市民皆様の生活環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化を促進するため住宅リフォーム支援事業を進めてまいります。

次に、水道事業関係につきましては、簡易水道は、水道水の安定供給を図るため、国庫補助の基幹改良事業により、平成20年度から湯本浦地区と石田地区の老朽施設の更新等整備を進めております。平成25年度が最終年度となっており、引き続き配水管布設がえ工事等を実施することにしております。

上水道事業は、郷ノ浦町東地区の水源及び浄水場設備の改良、並びに老朽化した配水管の布設がえ工事を実施いたします。

水道事業においては、漏水対策が重要課題であり、施設のさらなる適正な維持管理を行い、安全で安定した水道水の給水に努めてまいります。

次に、下水道事業関係については、郷ノ浦町の公共下水道事業は、事業計画に基づき、中央処理区の片原地区の一部で管渠整備工事を実施しております。平成25年度も引き続き片原地区、永田地区の管渠整備工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

漁業集落排水施設整備事業は、平成24年度に芦辺地区の整備計画を見直し、測量及び詳細設計を行いましたので、平成25年度から管渠整備工事を実施することにしております。

合併処理浄化槽設置整備事業は、公共下水道及び漁業集落排水施設の処理区域以外の汚水処理対策として、「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施しており、平成25年度も140基の設置を予定しております。

汚水処理施設の整備については、生活排水の適正な処理を推進し、快適な生活環境並びに良質な水環境づくり等を目指して取り組んでいる事業でありますので、下水道への加入または合併処理浄化槽の設置について、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、心豊かな人が育つまちづくりでございます。

中学校が4校体制になって間もなく2年を迎えます。地域や保護者の皆様の御理解と御協力により、生徒は充実した学校生活を送っているものと捉えております。今後も小学校、中学校の教育活動の充実に努めてまいります。

スクールバス運行・スクールボート運航につきましては、「中学校スクールバス・スクールボート検討委員会」を開催し、学校・PTA・小学校区・公民館等の代表者の皆様に協議をいただき、その結果、平成25年度以降も現在の規則に基づいて実施することにいたしました。なお、スクールバスの運行規則（通行目的）に表現された「校区が新たになった生徒の利便を図る」については、今後も実態を把握し、継続して検討していくことしております。

また、学校施設の耐震化につきましては、耐震強度や安全性を示す構造耐震指標、いわゆるIs値をもとに優先度を決定し年次的に実施しておりますが、平成25年度に改修工事を予定しておりました建物のうち、芦辺小学校及び芦辺中学校の校舎につきましては、建築物耐震診断判定委員会の耐震診断や本年2月9日の同正副委員長の現地調査の結果、コンクリート強度が不足していることなどを理由に改修工事をすることができない状況となりました。

特に、小学校につきましては、これまで、地域文化の拠点との考え方から、統廃合に消極的な発言をいたしてまいりましたが、このような状況の変化を受け、統廃合をも視野に入れた耐震化計画を協議する組織を早急に立ち上げ、児童・生徒の安全を最優先に教育環境の整備に努めてま

います。

次に、第69回国民体育大会についてでございますけれども、平成25年は国体開催の前年であり、吉野市では国体を想定したリハーサル大会として、二つの大会を行います。

ソフトボール競技は、8月3日、4日に、第61回西日本男子ソフトボール選手権長崎県大会を、大谷公園ソフトボール専用球場とグラウンド及びふれあい広場で、県内各地からの代表16チームが参加して行います。

また、自転車競技は8月25日に、第48回全国都道府県対抗自転車競技大会ロードレース（男女）でございますけれども、吉野市の国体特設周回コースで行います。各県代表約250名のトップアスリートが全国から集い、健脚とテクニックを競います。

市民皆様には、交通規制等で大変御迷惑をおかけいたしますが、おもてなしの心でお迎えいただき、素晴らしい大会となりますよう、御声援、御協力をよろしくお願いいたします。

リハーサル大会を機に、さらなる国体の開催機運を盛り上げ、国体の成功に向けて、全力で取り組んでまいりますので、関係団体そして市民皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、国内外交流が盛んなまちづくりについて申し上げます。

離島航路対策については、さきに申し述べましたが、昨年4月1日、リプレイス事業によるフェリーきずなの就航により、博多・吉野・対馬航路のフェリー、ジェットフォイルの基本運賃2割引き下げ、さらに、リフレッシュ割引による特定割引も実施され、交流人口の増加につながったものと考えております。改めて、離島航路運賃の低廉化が、離島の活性化に大きく寄与することを確信したものであり、離島航路運賃のJR並み運賃等さらなる低廉化を全国離島地域一丸となって取り組んでまいります。

また、本市の長年の要望事項でありました博多港フェリー下船口付近の雨よけ施設の整備に係る予算が、福岡市の平成24年度2月補正予算に計上され、議決されました。

博多港フェリー第2ターミナルにつきましても、エレベーター整備に続き、2階のトイレのバリアフリー化等の改修予算が、平成25年度予算に計上されているとお聞きをいたしております。今後とも福岡市などの各団体との連携を密にし、吉野に来られる方へのサービス向上等に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

去る2月6日に吉野文化ホールにおきまして、吉野市民病院の役割について、市民皆様の御理解と関心を高め、吉野の地域医療を市民皆様全体で支えるという意識の醸成を目的として、長崎県病院企業団米倉企業長を初め、3名の方をお招きし、「吉野市民病院 市民フォーラム」を開催したところであります。

当日は、600人を超える市民皆様に御来場いただき、米倉企業長からは「これからの市民病

院を考える」と題し、拠点病院としての資格、企業団加入に向けての諸課題などについて、御講演いただきました。

企業長のお話の中にもありましたように、市民病院は「市民に信頼される病院」であること、また、「市民の財産であり、市民の皆様とともに育て上げる意識を持つこと」の重要性を再認識したところであり、市民皆様と壱岐の医療を考えるよい機会になったと考えております。

県病院企業団加入の取り組みにつきましては、企業団加入における課題について、昨年11月に発足した市民病院経営健全化プロジェクト会議や、県病院企業団の御助言を受けながら、その解決に向け、不退転の姿勢で臨んでおります。

また、病院職員の給与制度の見直しにつきましては、さきに申し述べました、市全職員を対象にした級別標準職務表の見直しとあわせて、特殊勤務手当等の改正を行うこととしており、今回、関係条例の一部改正案を提出をいたしております。

また、収支構造の見直しにつきましても、かたばる病院と市民病院の機能統合による管理部門、給食部門等の集約化による経費削減に加え、看護体制の見直しによる職員の効率的な配置など、運営コスト縮減の徹底とあわせて、診療報酬獲得等による収入対策に努めることとしております。

なお、市民病院の運営体制につきましては、内科医を初め常勤医師の増員や、地域医療連携室の創設など、診療体制の充実を行うとともに、地域の民間病院等との連携を図り、効率的でクオリティの高い医療の提供を目指してまいります。

次に、安全・安心のまちづくりでございますが、東日本大震災から、間もなく2年が経過しようとしております。現在、復興に向けた取り組みが全力で行われておりますが、被災地では、依然として厳しい状況にあります。特に福島第一原子力発電所の事故による影響は大きく、一部の区域では、いまだ深刻な状況にあります。

本市も佐賀県玄海町にある玄海原子力発電所から30キロ圏内、いわゆる緊急時に避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域（UPZ）に約3分の1の地域が含まれ、人口で申しますと半数を超える皆様が住んでおられます。福島第一原子力発電所の事故以来、国、原子力事業者等が原子力防災について体制強化を図ってきておりますが、原子力規制庁の発足、原子力防災に関する法令等の整備を受け、今回、3回にわたり、壱岐市防災会議を開催し、壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）を取りまとめたところであります。議会基本条例に基づき、今回、議案として提出しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

長崎県原子力防災訓練は、昨年11月17日の計画が、佐世保市において、大雨警報が発令されたため、県下の訓練は延期となり、去る2月2日に実施されました。本市においては、11月に一部実施できなかった沿岸釣り客の避難誘導やヘリによる人員搬送等の訓練を実施しております。また、平成25年度についても、実施予定となっており、こうした訓練を積み重ね、初動体

制の確立と避難経路の確認等、万全の態勢を整えてまいります。

また、例年、県下7ブロックに分けて実施されている長崎県総合防災訓練が、本年5月19日に本市郷ノ浦港埋立地において実施されることが決定いたしております。そのための訓練に要する本市の負担金として今回、所要の予算を計上いたしております。

消防につきましては、消防本部新庁舎建設工事、消防救急のデジタル無線工事、消防指令台更新工事、県防災行政無線移設工事、アナログ無線移設工事、防火水槽5基新設、消防団郷ノ浦地区第6分団第3部の小型ポンプ更新等を予定し、今回、所要の予算を計上しております。

災害は依然として後を絶たず、その内容も複雑多様化し、最近では局所化の傾向に加え現場活動に対する潜在危険もますます増大しているところであり、壱岐市消防団とともに、市民皆様の安心・安全のために取り組んでまいります。

防犯についてでございますけれども、現在、本市においても空き家等が増加傾向にあり、所有者の不在などで管理不全な状態にあるものが見受けられ、周辺環境に影響を及ぼす事例も発生しております。防災、防犯、環境保全の観点から、空き家等の所有者や管理者に適正管理を義務づけるための条例の制定について、今回、提出しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明をいたします。

平成25年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、経費全般について徹底した節減合理化に努めてもなお、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

国の地方財政対策においては、政権交代もあって国の予算編成スケジュールはかなりおくれておりますが、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成24年度と同水準が確保される見通しとなっております。

このため、財源不足分については、平成24年度同様、臨時財政対策債の元利償還金相当額について、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされております。

また、防災・減災事業、地域活性化等の緊急課題に対応するため、歳出に特別枠を設定して計上される見通しとなっております。

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施については、合併特例債や過疎債などの地方交付税措置のある市債を有効に活用しながら財政運営を行ってきたところではありますが、なお一般財源不足については、財政調整基金や減債基金等の取り崩しにより対応しており、引き続き厳しい財政状況となっております。

平成23年度末の市債現在高は285億円でございます。義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合は36.3%と高く、経常収支比率は80.9%（対前年度比0.8%増）と、依然高い水準で推移をいたしております。

こうした中、平成25年度予算編成につきましては、前年度当初予算が骨格予算だったことから、大幅な増額予算となっておりますが、全ての事務事業について、政策評価を実施し、また、市民意識、国・県・社会情勢の変化、経済の動向を注視しながら、自主性と責任により限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、地域経済と住民福祉の増進及び市民と行政との協働による各種事業の推進を図るための予算編成を行っております。

なお、一般会計予算規模は、208億1,900万円（対前年度比17億900万円、8.9%増）、特別会計を含めた予算規模は、311億5,346万円（対前年度比20億1,074万円、6.9%増）となっております。

本日提出いたします案件の概要は、条例の制定・改正に係る案件24件、予算案件16件、その他10件でございます。案件の詳細につきましては担当部長、課長等から説明をさせていただきますので御了承願います。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、市政運営に対する所信の一端と、平成25年度当初予算案等について申し述べましたが、これからも、山積する行政課題、特に市民病院の県病院企業団加入を必ず実現し、また、財政の健全化に努め、明日に希望の持てるまちづくりに誠心誠意、全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

.....  
午前11時15分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 . 議案第3号～日程第5 4 . 議案第5 2号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、議案第3号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成についてから日程第5 4、議案第5 2号平成25年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、50件を議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日上程いたします議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますのでよろしくをお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。それでは、議案第3号から議案第8号まで一括して御説明をさせていただきます。

まず、議案第3号吉岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について御説明を申し上げます。

吉岐市地域防災計画（原子力災害対策編）を別冊のとおり作成することについて、吉岐市議会基本条例第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

この計画作成に至る経過でございますが、東日本大災害の教訓を踏まえて、玄海原子力発電所から24キロの位置にある本市では、東日本大災害直後の平成23年4月より、長崎県及び原発30キロ圏内の関係市と協調して防災対策を講じているところであります。

原子力災害特別措置法の改正及び防災基本計画原子力災害対策編の修正並びに原子力災害対策指針の制定等により、基本的事項が固まったことから、関係省庁で検討がなされていた地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルの改訂版が取りまとめられまして、このマニュアルを参考に長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）との整合性を図りながら、吉岐市地域防災計画（原子力災害対策編）を作成したところでございます。

作成に当たっては、吉岐市防災会議を本年1月16日、2月6日、2月12日に3回にわたり開催し、関係機関等から御意見をいただきながら調整を図ってきたところでございます。

それでは、この計画書の構成でございますが、目次1ページをお願いいたします。

この計画書は四つの章で構成しております。第1章は総則として、計画の目的、性格、周知徹底、作成または修正に際し遵守すべき指針、計画の基礎とするべき災害の想定、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等、防災関係機関の事務または業務の大綱について、七つの節でうたっております。

第2章は、災害予防対策です。減災法及び災害対策基本法に基づき、実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めておりまして、情報の収集・連絡体制等の整備、緊急事態応急体制の整備、避難収容活動体制の整備、緊急輸送活動体制など、17節の節でうたってお

ります。

目次 2 ページでございます。第 3 章は、災害応急対策です。減災法第 10 条の規定に基づき、原子力事業者から特定事象等の通報があった場合の対応及び同法第 15 条の規定に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示しておりまして、情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保、活動体制の確立、屋内退避、避難収容等の防護活動など 13 の節でうたっております。

目次 3 ページですが、第 4 章は、災害復旧対策です。減災法第 15 条第 4 項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示しておりまして、避難区域等の設定、環境汚染への対処、各種制限措置の解除など 11 の節でうたっております。

それでは、各章においてポイントとなる部分をかいつまんで説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第 1 章、第 1 節、計画の目的でございますが、この計画は災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び事業所外運搬により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって、市民の生命・身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とします。

第 1 章、第 2 節、計画の性格であります。この計画は、壱岐市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画でありまして、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであります。

また、関係機関等が作成する防災業務計画とも整合性を図った上で作成をしております。

なお、この計画は壱岐市地域防災計画の原子力災害対策編として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、一部を除き壱岐市地域防災計画によります。

参考までに申し添えますが、平成 17 年に策定しております壱岐市地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて作成をしております。原子力災害特別措置法に基づく計画は、このたび作成した原子力災害対策編が最初であります。ですから、壱岐市地域防災計画書の修正ではなく、新たに原子力災害対策編を策定したという位置づけであります。

2 ページをお願いします。

第 4 節の計画の作成または修正に際し遵守すべき指針は、減災法の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針としております。

3 目ページをお願いいたします。

第1章、第6節、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等ですが、長崎県では、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を、E P Zの目安を基準として、玄海原子力発電所から半径10キロメートルの圏内としております。

また、玄海原子力発電所で平成23年3月11日に福島第一原子力発電所における事故と同様の事故が発生した場合に備え、その初動対応を円滑に行うための避難計画策定対象地域を玄海原子力発電所から半径30キロメートルの圏内としております。これにより壱岐市は必要な対策を講じるための避難計画を策定します。また、特性事象の状況によって壱岐市全域が避難対象地域としてされたと想定し、事前に国や長崎県並びに福岡県、佐賀県等、周辺市町村と連携し、広域避難計画を策定します。

なお、壱岐市における避難計画策定対象地域は、壱岐市南部地域とします。避難計画策定対象地区は、三島地区、渡良地区、初山地区、武生水地区、柳田地区、志原地区、筒城地区、石田地区、八幡地区、田河地区、那賀地区とし、玄海原子力発電所から半径30キロメートル圏内に係る大字界まで含むものとします。

また、三島地区の大島は30キロ圏外となりますが、避難の必要が生じた場合に避難に時間を要するなど地理的条件を鑑み、避難計画策定対象地域に含めず。

20ページをお願いします。

第8節、避難収容活動体制の整備ですが、1の避難計画の策定について、基本的な考え方を21ページに示しております。

といたしまして、玄海原子力発電所から半径30キロメートル圏内の住民が最終的には30キロメートル圏外への避難が可能となるよう30キロメートル圏外に避難場所を確保します。

、避難が必要な避難対象区域は、事故の状況に応じ、国・県または市が設定する。

、避難先は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民が同一地域内に避難できるようすることに努める。

、 は、記載のとおりでございます。

次に、21ページの2の避難計画における避難先であります。玄海原発から30キロ圏内の避難計画策定対象地区の避難先を30キロ圏外の壱岐市北部地域とします。

市の避難収容場所及び避難所については、23ページ及び24ページに記載をいたしております。

第8節では、このほか25ページ中段から26ページに、5、災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備として病院等医療機関の避難計画の作成について、また、社会福祉施設の避難計画の作成について規定をしております。

そして、6、学校施設における避難計画の整備などについても規定しております。

27ページをお願いいたします。

第10節では、救助、救急、医療及び防護資機材等の整備について記載をしております。

28ページをお願いいたします。

第2章、第11節には、住民への的確な情報伝達体制の整備についてうたっておりまして、29ページの(5)市は放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、告知放送、コミュニティ放送局、FMラジオ、インターネット、ケーブルテレビ、携帯端末の緊急速報メール、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用にも努めるとしております。

第12節では、大規模災害において、行政自身も被災する可能性が高いため、災害発生後、早急に市の機能を維持し、業務の継続性を確保する必要があるため、行政機関の業務継続計画の策定について記載をいたしております。

第3章、災害応急対策については、35ページ、36ページに、特定事象発生時の情報伝達経路について記載をいたしております。

39ページには、緊急事態宣言発出後の情報伝達経路について記載をいたしております。

第3節の活動体制の確立についてであります。40ページをお願いいたします。

災害警戒本部の設置について規定をしております。市は、特定事象または警戒事象発生の通報を受けた場合または総務部長が必要と認めた場合は、総務部長を本部長、総務課長を副本部長とする災害警戒本部を設置して、事故対策のために警戒態勢をとるものとしております。

下の段、は、災害警戒本部の廃止について規定をしております。災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した、または対策の必要がなくなったとき、あるいは災害対策本部が設置されたときは、災害警戒本部を廃止されます。

災害警戒本部の組織、配備体制、所掌事務については、41ページ、42ページに記載をいたしておるところでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

災害対策本部の設置について規定をしております。市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合または市長が必要と認めた場合は、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とする災害対策本部を設置します。市長、副市長が不在の場合は総務部長、総務課長の順に指揮系統を定めます。災害対策本部の廃止は、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、または災害対策本部長が原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した、または対策の必要がなくなったと認めたときとしております。

災害対策本部の組織、配備体制及び所掌事務等につきましては、43ページから47ページに記載をいたしております。

47ページをお願いいたします。

47ページの下段から48ページの中段には、応援要請及び職員の派遣要請について、5、自衛隊の派遣要請等を記載いたしております。

49ページをお願いします。

第3章、第4節は、屋内避難、避難収容等の防護活動について規定をしております。

50ページをお願いします。

上段になりますが、市は20キロメートル圏内の地域に避難対象区域が設定された場合、20キロメートルから30キロメートル圏内の地域を屋内退避区域とする避難指示を行う。さらに、事態が悪化する場合は30キロメートル圏内の地域を避難対象区域とする避難指示等を行う。また、状況に応じて早めの避難準備を進める避難準備指示を行うとしております。

県及び市の避難の指示等の内容伝達等については、50ページ中段から下段に記載をいたしております。

51ページをお願いします。

屋内退避及び避難等に関する指標の記載をしております。

6、行政機能の移転でございますが、市は、市役所庁舎が避難対象区域に該当する場合は、庁舎機能を移転するものとします。市民への周知、住民避難の優先などを規定いたしております。

53ページをお願いします。

9、受入市町村との協議でございますが、市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされております。この場合は、県は、受入先の市町村との協議の上、要避難区域の市町村に対し、避難場所となる施設を示すこととされている旨の規定となっております。

53ページ、54ページには、避難場所に関する事項、55ページには災害時の要援護者等への配慮について記載をしております。

第3章では、そのほか57ページに第7節として飲食物の出荷制限、摂取制限等を、58ページの第8節には緊急輸送活動、61ページには安定ヨウ素剤の服用指示など救助・救急・消火及び医療活動について記載をいたしております。

62ページの第10節には、住民等への的確な情報伝達活動、そして64ページ、第11節には文教対策計画、68ページには自発的支援の受入等、そしてまた13節には行政機関の業務継続に関する措置について規定をしております。

最後に70ページからの第4章には災害復旧対策に関する事項をうたっております。緊急事態解除宣言後の対応について、原子力災害事後対策を実施すべき区域設定、環境汚染への対処、その他について規定をいたしております。

なお、本計画書とは別に資料編として、避難対象範囲の地域と人口、避難者収容施設、避難経路図、車両及び船舶の状況、防災資機材等の配備状況、原子力防災研修の状況、防災関係機関及び連絡先、原子力災害に係る長崎県民の安全保障に関する協定書及び覚書を参考資料として添付をいたしております。

次に、議案第4号壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市長は、直ちに市対策本部を設置することとされておることに伴い、同法に定めるもののほか、市対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

条例の構成といたしましては、第1条で条例の制定の趣旨をうたっておりまして、今申し述べました提案理由と同じでございます。壱岐市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例の根拠法となります新型インフルエンザ等対策特別措置法は、平成24年5月11日に公布されておりまして、公布の日から起算して1年を越えない範囲内において政令で定める日が施行期日となります。

第2条は、対策本部の組織に関する規定でございますが、法第35条により対策本部の長は市長となります。

本部員は、副市長、教育長、消防長、または消防長が指名する消防吏員、市長が市の職員のうちから任命する者となっております。また、副本部長は、本部員のうちから市長が指名することになっております。

本条例では、対策本部の構成員、それぞれの事務分掌及び法的に定める構成員のほか必要な職員を配置することができる旨の規定を加えております。

第3条では、対策本部の会議について規定しております。

法第35条第4項の規定において、市町村対策本部長は、必要があると認めるときは国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができるとしておりまして、当該出席者に対し意見を求めることができる旨を本条例第3条第2項でうたっております。

第4条では、本部長が必要と認めるときは対策本部に部を置くことができるとし、部の組織に

ついて規定をしております。

第5条は、条例の委任事項でございます。

附則といたしまして、この条例は法の施行日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第5号壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市空き家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、生活環境の保全及び防犯のまちづくりを推進するため、空き家等の適正な管理に関し、市及び所有者等の責務と、管理不全な状態にある空き家等に対する措置についても定めるため、条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

条例の構成といたしましては、第1条で条例制定の目的をうたっております。この条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

第2条で、この条例における用語の定義を定めております。空き家等とは、管理不全な状態とは、所有者等とは、市民等とは、について定義づけをしております。

第3条では、所有者等の責務をうたっておりまして、空き家等の所有者等は、当該空き家等の敷地の整備整頓を行うとともに、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう、みずからの責任において適正な管理をしなければならないとしております。

第4条で、市民等から市に対する管理不全な空き家等の情報提供について、第5条では情報提供に伴う市の実態調査に関する事項を規定しております。

第6条で、空き家等が管理不全な状態であるとき、またはおそれがあると認めるときは、市は当該所有者等に対して、必要な措置について助言または指導を行うことができる旨、そして、それでも管理不全な状態にあるときは勧告をすることができる旨の規定をしております。

第7条では、前条の勧告に応じないとき、または空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる旨の規定をしております。

そして第8条に、正当な理由なく命令に従わないときは公表をすることができる事項を規定しております。

第9条では、第4条に規定する実態調査を行う場合など、建築物に不特定者の侵入による火災または犯罪等が誘発されるおそれなどもございますので、警察、消防署等の協力要請について規定をしております。

第10条では、第6条に規定する勧告または第7条による命令に従わない場合において、その他の手段による履行確保が困難、かつ、その履行の放置が著しく公益に反すると認められる場合の行政代執行に関して規定をしております。

第11条では、安全安心な生活環境づくりを促進するために、危険な家屋等の除去を行う所有者等に対し市が支援することができる旨をうたっておりまして、具体的内容については、補助対象建築物等、補助対象者等その他補助基準等について壱岐市老朽危険家屋除去支援事業補助金交付要項を別に定めるようにしております。

第12条は、条例の委任事項でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関として、市長の諮問に応じ庁舎の建設に必要な事項を調査審議するために、「壱岐市庁舎建設検討委員会」を新設し、また、市長の附属機関のうち、壱岐市民病院の経営体制のあり方及びかたばる病院のあり方について協議するために設置しておりました「壱岐市立病院改革委員会」を、今後の方向性が定まったことから当該委員会を廃止するため所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表アの市長の附属機関の部、壱岐市補助金検討委員会の項の次に次のように加えます。壱岐市庁舎建設検討委員会、市長の諮問に応じ庁舎の建設に必要な事項を調査審議すること。

別表アの市長の附属機関の部壱岐市立病院改革検討委員会の項を削ります。

資料の新旧対照表につきましては、後もってご覧をいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市立の病院に勤務する職員の給与水準について県内離島地域の公的病院との均衡を図るため、現行技師手当の廃止、救急手当の対象者の見直し、その他関連する手当について所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

平成16年壱岐市条例第41号壱岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しよう

とするものでございます。

この議案第7号は、別冊議案関係資料1の2ページから4ページに新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所は、改正しようとする箇所でございます。

2ページをご覧ください。

第3条では、給料と手当の種類をうたっておりますが、改正案では技師手当を廃止しております。

第10条第1項は、管理職手当に関する規定でございますが、現行では管理職手当の額は給料月額に規則で定める割合を乗じて得た額としておりますが、改正案では規則で定める額とし、県内離島地域の公的病院と同様に定額方式に改めるものでございます。

3ページですが、第10条第2項は、現行管理職手当はその職員の給料の月額の100分の18を超えてはならないとなっておりますが、改正案では管理職手当の月額と同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高号給の給料月額を給料月額の100分の18を超えてはならないと改正しております。これは、定額方式とするためにこのような表現になります。

第30条第4項、ここには期末手当基礎額を算定するとき、加算割合について規定をしておりますが、現行は100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合としておりますが、改正案は100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合に改めております。これは県内離島地域の公的病院の給与規定では、看護部長の職が規定されており、その加算割合が100分の15となっているため同様に規定をするものでございます。

第37条は、救急手当について規定で定めておりますが、県内離島地域の公的病院の給与規定では現行の37条第2項の対象者については特殊勤務手当の救急呼出待機手当に包括されているため、当該条項の改正案では削除いたしております。

4ページをお願いいたします。

第39条の技師手当は県内離島地域の公的病院の給与規定には規定されていないため削除し、廃止いたします。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第8号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第8号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市立の病院に勤務する職員の給与水準について県内離島地域の

公的病院との均衡を図るため、関連する特殊勤務手当の種類及び手当の内容について見直すために所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

平成16年壱岐市条例第42号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

この議案第8号は、別冊議案関係資料1のほうをお開き願います。5ページ、9ページに出しております。右が改正案でございまして、左が現行でございまして。

なお、資料に下線をしてありますが、下線箇所が改正しようとする箇所でございます。

5ページをご覧ください。

第2条は特殊勤務手当の種類でございますが、第6号夜間看護手当、第7号防疫等作業手当、第8号放射線取扱手当、第9号精神保健福祉業務手当、第10号有害物取扱手当、第11号出産介助手当、第12号救急呼出待機手当、第13号特別調整手当を加えております。これは県内離島地域の公的病院で設けられている特殊勤務手当を新たに制定するものであります。

第3条の感染症防疫作業等従事手当については、対象職員を「職員」から「病院に勤務する看護師、准看護師、医療技師及び看護師以外の職員」に改めております。看護師、准看護師、医師、医療技師及び看護職員については、第2条第7号の防疫等作業手当を適用させるために、第3条から除外します。

6ページをお願いします。

第6条の感染症及び結核作業手当は、現行では対象職員を感染症及び結核の診療に従事する医師またはその他の職員としておりますが、改正案は医師または病院に勤務する看護師等以外の職員に改めております。これも看護師、准看護師、医療医師及び看護職員の看護師等については防疫等作業手当のほうを適用させるというものでございます。

第8条から第15条までは、今回加えました市の特殊勤務手当について規定しております。これらについては、第2条で説明いたしましたとおり、県内離島地域の公的病院との職員給与水準について均衡を図るために加えたものでございます。

第8条は、夜間勤務手当について規定をしております。夜間勤務手当は、病院に勤務する看護師等が深夜、午後10時から翌日の午前5時までの間において看護師の業務に従事したときに支給します。

第2項に、勤務1回における手当の額を規定します。

第1号、深夜を通じて勤務する場合6,800円、第2号、深夜における勤務時間が4時間以上である場合3,300円で、第3号、深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合2,900円、第4号、深夜における勤務時間が2時間未満である場合2,000円としており

ます。

7ページをお願いします。

第9条は、防疫等作業手当について規定しております。支給対象職員及び手当の額は、第1号、病院に勤務する臨床検査技師で、感染症の病原体の検査、研究もしくは製造に専ら従事する職員、または食中毒菌の検査もしくは研究、食中毒菌に汚染されたおそれのある物件処理に専ら従事する職員を、月額6,000円としております。

第2号では、病院に勤務する看護師等で、感染症の患者または感染症の疑いのある患者に接する業務に従事したとき、日額290円といたします。

第10条は、放射線取扱手当について規定をいたしております。支給手当対象職員及び手当の額は、第1号、病院に勤務する診療放射線技師で、放射線の照射作業に専ら従事する職員を、月額9,000円といたしております。

第2号、病院に勤務する医療技師で、専ら前号の職員の業務の補助を行う職員には月額6,000円といたしております。

第3号、前2号以外の職員が、放射線を照射する作業に従事したとき、日額230円といたしております。

第11条は、精神保健福祉業務手当について規定をしてしております。支給対象職員は、病院に勤務する医師以外の職員で、次に掲げる業務を行った職員とし、手当の額は日額290円といたします。

第1号、精神保健福祉法第27条第3項または麻薬取締法第58条の6第4項の規定に基づく精神保健指定医の診察に立ち会ったとき。

次に8ページですが、第2号、精神保健福祉法第29条の2の2第1項もしくは第34条第1項または麻薬取締法第58条の8第1項の規定に基づき入院させる精神障害者または麻薬中毒者を移送したとき。

第3号、精神保健福祉法第47条第1項の規定に基づく精神障害者に面談して、面談または治療の業務を行ったときとしております。

第12条は、有害物取扱手当について規定をしてしております。支給対象職員は病院に勤務する看護師等のうち、試験研究及び検査のために行う化学分析作業で人体に有害危険なものに従事した職員とし、手当の額は日額290円とします。現在においては該当する職員は予定をされておられません。

第13条は、出産介助手当について規定をしてしております。支給対象職員は、病院に勤務する助産師で出産の介助に従事する職員とし、手当の額は月額4,000円とします。

第14条は、救急呼出待機手当について規定をしてしております。支給対象職員は、病院に勤務す

る看護師等のうち、緊急の呼出しに対応するため待機を命ぜられた職員とし、手当の額は1回につき2,000円とする。ただし、待機を命じられた時間が5時間未満の場合は1回につき1,000円とします。

第2項に、市長が特に必要と認める場合は、1回につき5,000円を上限として、別に定める額を支給することができるとしております。市長が特に必要と認める場合は、急患等に備えて事前に医師の待機が必要となる場合等が挙げられますが、通常での運用は予定いたしておりません。

第15条は、特別調整手当について規定をいたしております。特別調整手当の額は、月額とし、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)または医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が極めて困難な職にあると市長が認めた者について、医療技術確保の必要度、給与を決定する諸条件の変化等を考慮して、別に定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第3号から議案第8号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長(眞鍋 陽晃君) 降壇〕

議長(市山 繁君) ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長(市山 繁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長(斉藤 和秀君) 登壇〕

保健環境部長(斉藤 和秀君) 議案第9号から11号まで続けて御説明いたします。

議案第9号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地域主権改革一括法の施行に伴い、これまで介護保険法及び厚生労働省令によって定められていた指定地域密着型サービスの設備基準、または運営基準のうち一般原則及び基本方針について、条例を制定するものであります。

指定地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態になってもできるかぎり住み慣れた自宅、または地域で生活を維持できるよう、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービスが市町村によ

て提供されるよう、平成18年度に創設されたサービスであります。市民の利用は、要介護認定を受けた方で原則として市内にある事業所に限られます。また、サービスを提供する事業者は市の指定及び指導、監督を受けることになります。

次のページをお願いします。

吉崎市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例、第1条で条例の趣旨をうたっております。2条で定義等を、3条で指定地域密着型サービス事業の一般原則を定めております。

次のページをお願いします。

第4条から第12条につきましては、この条例の適用を受ける各サービスの基本方針を定めております。

8ページをお開きください。

第13条では、委任として条例で定めるもののほか、各指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は別に規則で定めさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号吉崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について、御説明いたします。

吉崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、議案第9号と同様、地域主権改革一括法の施行に伴い、これまで介護保険法及び厚生労働省令によって定められていた指定地域密着型介護予防サービスの設備基準、または運営基準のうち、一般原則及び基本方針について条例で定めるものであります。

指定地域密着型介護予防サービスとは、地域密着型と同様に平成18年度に創設されたサービスであり、利用は要支援の認定を受けた方で、原則で市内にある事業所に限られます。また、サービスを提供する事業者は市の指定及び指導、監督を受けることになります。

次のページをお願いします。

吉崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例。第1条で条例の趣旨をうたっております。第2条で定義等を、第3条で指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則を定めております。

3ページの第4条から6条につきましては、この条例の適用を受ける各介護予防サービスの基本方針を定めております。

4ページをお開きください。

第7条では、委任として条例で定めるもののほか、各介護予防サービスの事業の人員、設備及

び運営並びに介護予防の基準は別に規則で定めさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明いたします。

吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地域主権改革一括法の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の技術管理者の資格要件が改正され、市町村が設置する焼却場、し尿処理場などの一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあっては、市の条例で資格要件を定めることが必要となったため、吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正いたします。第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。第15条としまして、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を追加しております。廃棄物の処理施設の管理運営に当たっては専門的な知識が必要であります。技術管理者の役割は廃棄物処理施設を法に定める廃棄物処理の技術上の基準に違反がないか監督することであり、そのため、吉岐市の一般廃棄物処理施設を監督する技術管理者の資格については、国が定めている基準を緩和せずに1号から10号に同等の基準といたしております。なお、市独自の資格基準として11号に、前各号に掲げるものと同様以上の知識及び技能を有するものと市長が認めるものを追加しております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第12号吉岐市堆肥センター条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

吉岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、吉岐市堆肥センターの使用料の適正化を図るため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。あわせまして議案関係資料の13ページもお開きを願いたいと思っております。まず議案関係資料の13ページのほうに、左側に現行、それから右側に改正案をいたしておりますが、今回改正をするものは第6条の関係を改正をしようとするものでございます。

それでは、議案の本来の2ページのほうにお戻りをいただきまして御説明をいたします。

吉岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例。

吉岐市堆肥センター条例の一部を次のように改正する。第6条中、備えつけの収集車、運搬車等を削る。別表中の家畜ふん尿収集運搬車使用料1トン当たり300円、ただし最低利用料金として300円。それから堆肥散布車使用料1トン当たり500円、ただし最低利用料金として500円を堆肥センター使用料の一本化にしまして、1トン当たり各収集、散布を500円。ただし最低利用料金として500円。それから、1トン当たり持ち込みを200円、ただし最低利用料金として200円、と改め、同表の袋詰め堆肥3キログラム袋の項を削る。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

少し補足説明をいたしますと、現在、吉岐市内に堆肥センターとしまして市営の堆肥センターが二つ、それから農協運営の堆肥センターが1カ所あるわけでございますが、ここのそれぞれの利用料金の差が生じておりまして、特に芦辺町の利用者の方から、もう少し市と農協さんの単価に差異が生じておりますので、その補填を、というような要望が来ておるところでございます。これらの解消を図るために今回、所要の改正をいたす予定と、同時に農協さんのほうにも少し料金の引き下げのお願いをいたすように要望いたしておるところでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第13号から第23号まで一括して御説明いたします。

条例の一部改正並びに条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称一括法によるものでございまして、平成23年5月に第1次一括法が、そして、同年8月に第2次一括法がそれぞれ公布された次第でございます。この法律では経過措置がおおむね1年以内で、平成24年4月1日までに条例の施行が必要なものと経過措置があるものに区分され、国の基準を標準としてあるいは参酌して制定を行うものなどに区分されました。

このたび建設部から上程する条例の一部改正と制定などにつきましては、経過措置があり、平

成 2 5 年 3 月 3 1 日までに参酌して制定を行う必要があるものなどについてでございます。

提出議案が多く、それぞれの条例などにつきまして具体的に説明しますと長時間を要しますので、大変恐縮に存じますが、主な概要などの説明をさせていただくことで御理解を賜りますようお願い申し上げます。また、既存の条例の一部改正については、この別添の資料に 1 4 ページから 3 9 ページに載せておりますので、御一読のほどよろしくようお願い申し上げます。

それでは、議案第 1 3 号から御説明いたします。

議案第 1 3 号 吉崎市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について。

吉崎市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由は、下水道法の一部改正並びに漁業集落排水処理施設において発生する污泥発酵肥料の販売に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

主な内容は、下水道の構造の基準や終末処理場の維持管理などについて、また、第 2 5 条に污泥肥料の利用としまして、污泥処理施設において発生した污泥を堆肥化して污泥肥料として有効利用するため、肥料取締法第 7 条の規定に基づきまして袋詰めして有機肥料として販売するものでございます。下段のほうに別表をつけておりますけれども、販売手数料は 1 袋 1 5 キログラム入りが 5 0 円でございます。

この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 1 4 号 吉崎市都市公園条例の一部改正について。

吉崎市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

主な内容は、第 2 条の 2 に都市公園の設置基準として市民 1 人当たりの敷地面積の標準は 5 平方メートル以上とするなどの面積の規定や、次のページの 2 条の 3 には公園施設の設置基準としまして公園施設に設ける建築物の建築面積に関する基準を定めております。

この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 1 5 号 吉崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

吉崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由の記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法でございますけれども、この規定に基づきまして市が管理する都市公園施設の移動等円滑化基準として、第4条に園路及び広場の出入り口の幅や、通路の幅などについて、3ページの第5条には屋根付広場、5ページから6ページの第8条には駐車場としまして車椅子使用駐車施設の幅などについて定めております。

8ページをお開きください。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行しますが、経過措置を設けております。

続きまして、議案第16号吉岐市公共下水道条例の一部改正について。

吉岐市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出です。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第16条に排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準。

3ページの第20条には、終末処理場の維持管理に関する基準を定めております。

4ページをお開きください。

この条例は平成25年4月1日から施行しますが、経過措置を設けております。

続きまして、議案第17号吉岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

吉岐市市道の構造の技術的基準を定める条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出です。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第1条に趣旨として市道を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的な技術基準を定めるものとしております。

第4条には車線などについて。

5ページをお願いします。第13条には、曲線半径について。

8ページをお願いします。8ページの第22条には横断勾配について。

それから12ページをお願いします。12ページの第37条には歩行者専用道路について。技術的な基準をそれぞれ定めております。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行しますが、経過措置を設けております。

続きまして、議案第18号吉岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について。

吉岐市道路標識の寸法を定める条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第1条に趣旨としまして、市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について必要な事項を定めるとしております。

第3条には、標識の寸法は別紙のとおりとしまして、2ページ以降に図示しております。

この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第19号吉岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

吉岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第1条に趣旨として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、この規定に基づきまして市が管理する道路の移動等円滑化基準を定めるものとしております。

第4条には歩道の有効幅員を、2ページの第6条には勾配を定めております。

ページが飛びますが、11ページをお開きください。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行しますが、記載のとおり経過措置を設けております。

続きまして、議案第20号吉岐市河川管理施設等構造条例の制定について。

吉岐市河川管理施設等構造条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第1条に趣旨としまして、河川管理施設または河川法の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、その他の主要なものの構造について河川管理上、必要とされる一般的な技術基準を定めるものとしております。

2ページからは第2章としまして、堤防の構造を。

それから5ページをお願いします。第3章としまして床止めの構造を。

それから6ページをお願いします。第4章として堰の構造を、以降、各章ごとに水門及び樋門、橋、伏せ越しの構造などについて定めております。

15ページをお開きください。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行しますが、記載のとおり経過措置を設けております。

続きまして、議案第21号吉岐市営住宅条例の一部改正について。

吉岐市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第3条の2に整備基準としまして、市営住宅及び共同施設はその周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように配慮して整備するものとする内容などを定め、入居者資格の要件などについては、これまでに政令に規定する金額などとしておりました。この内容を条例で定めることになりましたので、第6条に具体的に定めております。

2ページには、附則としまして施行期日と経過措置を記しております。

続きまして、議案第22号吉岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

吉岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。

提案の理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第4条には、利益の処分としまして毎事業年度利益を生じた場合における利益の処分について、条例の定めるところにより処理することができる点を、それから第10条には水道の布設工事及び布設工事監督者の資格を、4ページの第11条には水道技術管理者の資格について具体的に定めております。

5ページには、附則としましてこの条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案第23号吉岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について。

吉岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

第4条に水道の工事及び布設工事監督者の資格要件を。

それから、2ページの第5条には水道技術管理者の資格などについて具体的に定めております。

3ページには、附則としましてこの条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上が議案第13号から議案第23号までの説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 左野病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

病院部長（左野 健治君） それでは、議案第24号から26号について御説明いたします。

議案第24号吉岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

吉岐市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成25年4月1日にかたばる病院を休止し、吉岐市民病院に機能統合することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

吉岐市病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表では40ページでございます。

現行ではそれぞれ表記しておりました市民病院、かたばる病院の診療科目を今回、病院事業として診療科目を整理いたしております。診療科目の変更はございません。

3項の病床数でございます。一般病床120床、療養病床48床、精神病床を70床を50床に削減。感染症病床4床、結核病床6床として、全体では228床の許可病床となります。

附則として、この条例は25年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第25号吉岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について御説明いたします。

吉岐市病院事業使用料及び手数料条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成25年4月1日にかたばる病院を休止し、吉岐市民病院に機能統合することに伴い、条文の整理が必要になりましたので全部の改正を行うものでございます。

吉岐市民病院及びかたばる病院の診療費、使用料及び手数料徴収条例の題名を「吉岐市病院事業使用料及び手数料条例」に改め、吉岐市民病院及びかたばる病院構内売店施設使用条例で定めている市民病院の売店施設使用料2万円については、別表第1に施設の附属設備等に追加して、吉岐市民病院及びかたばる病院構内売店施設使用条例は廃止するものでございます。使用料の改正はございません。

附則といたしまして、第1項としてこの条例は25年4月1日から施行しようとするものでございます。附則第2項で吉岐市民病院及びかたばる病院構内売店施設使用条例の廃止を、3項では経過措置を設けております。

次に、議案第26号壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍等に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表は42ページでございます。

題名及び本文中の「壱岐市民病院及びかたばる病院」の字句を「壱岐市病院事業」に改めます。

また、本文中の「事業所長」の字句の「病院長」に改めます。

5条について、宿舍の貸与についての内容を整理いたしております。

9条は字句を改めております。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

かたばる病院の休止という表現の仕方につきまして、かたばる病院につきましては10年間の病院の用に供する資産として国との無償譲渡契約を提携いたしております。期限は26年2月28日までとなっております。今回、1年前でのかたばる病院を機能統合ということで、国との協議の中で休止をもって10年間譲渡財産については処分を行わないということで国との協議が終わりましたので、そのような休止という取り扱いをいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 小川消防長。

〔消防長（小川 聖治君） 登壇〕

消防長（小川 聖治君） 議案第27号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が公布され、火薬類取締法の知事の権限に属する事務の一部が壱岐市に移譲されたことに伴い、壱岐市消防関係手数料条例の所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例で、主な改正は第3条の次に次の1条を加える。第3条の2、事務手数料、火薬類取締法に関する事務については、その区分に応じ、別表第

3に定める手数料を納付しなければならない。別表第3は次の2ページから4ページに記載しております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

別紙資料1、議案関係資料の45ページから49ページにかけ、本条例の新旧対照表を添付しておりますので御参照お願いいたします。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔消防長（小川 聖治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

〔教育次長（堤 賢治君） 登壇〕

教育次長（堤 賢治君） 議案第28号について御説明を申し上げます。

公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて。

壱岐市立盈科小学校の土地を下記のとおり長期かつ独占的に利用させる。本日の提出でございます。

今回、長崎県立虹の原特別支援学校壱岐分教室の小中学部増設に伴いまして、このたび長崎県知事より行政財産の使用許可申請書が提出をされました。壱岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の第2条で掲げられております公の施設について1年を超える期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは議会の議決を得る必要があることから、ここに提案をさせていただいております。

対象の区域といたしまして、次のページに図面でお示しをいたしております。盈科小学校校舎背後の学校用地100.38平方メートルでございます。桃色の部分でございます。ちなみに黄色の部分には平成19年3月市議会定例会で議決をいただきまして、現在、使用許可をいたしている部分でございます。

利用者は長崎県知事。利用期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日といたしておりますが、解除の申し出がない限り、同一条件をもって1年間更新するものとし、その以降も同様といたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔教育次長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） 議案第29号から議案第32号まで続けて提案をいたします。

それでは、議案第29号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1の公の施設の名称及び位置ですけれども、名称は壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター、位置は壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地。2の指定管理者ですが、壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明氏であります。3の指定期間ですが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議案第30号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1の公の施設の名称及び位置ですが、名称は壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや、位置は壱岐市勝本町大久保触1736番地2。2の指定管理者ですが、壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明氏であります。3の指定期間ですが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはやの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議案第31号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1の公の施設の名称及び位置ですが、名称は壱岐市芦辺町クリオリーライフセンターつばさ、位置は壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地。2の指定管理者ですが、壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明氏であります。3の指定期間ですが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市芦辺町クリオリーライフセンターつばさの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議案第32号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

1の公の施設の名称及び位置ですが、名称は壱岐市石田町総合福祉センター、位置は壱岐市石田町石田西触1486番地1。2の指定管理者ですが、同じく壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明氏であります。3の指定期間ですが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市石田町総合福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第33号公の施設の指定管理者の指定について御説明をいたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

記といたしまして、1、公の施設の名称及び位置でございますが、名称はへい死獣畜一時保管処理施設。位置としまして郷ノ浦町坪触3195番地。2の指定管理者でございますが、吉岐市郷ノ浦町東触560番地、吉岐市農業協同組合代表理事組合長川崎裕司であります。3の指定期間でございますが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由といたしまして、へい死獣畜一時保管処理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で33号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第34号から議案第36号について御説明させていただきます。

議案第34号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものでございます。本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置につきましては、名称、勝本総合運動公園、場所、吉岐市勝本町新城西触1645番地。2、指定管理者は吉岐市勝本町新城西触1645番地、株式会社吉岐カントリー倶楽部、代表取締役辻川更司氏であります。3、指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

提案理由は、勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

続きまして、議案第35号市道路線の認定について御説明いたします。

市道路線を別紙のとおり認定するものでございます。本日の提出でございます。

提案理由は、市道として受け入れる必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページには認定路線調書を記載しておりまして、この2路線を認定するものでございます。

次のページからはそれぞれの路線の所在地及び延長などを記した図面を添付しております。

この2路線は、県事業によります今井崎並びに立石川砂防工事の建設地の仮設道路を市道とし

て受け入れるために今回提案するものでございます。

続きまして、議案第36号市道路線の廃止について。

市道路線を別紙のとおり廃止するものでございます。本日の提出でございます。

提案の理由は、市道として一般交通の用に供する必要がなくなったと認められるため、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次のページには廃止路線調書を記載しており、この2路線について廃止するものでございます。

次のページからはそれぞれの廃止路線の所在地、並びに延長などを記載した図面を添付しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 議案第37号平成24年度吉野市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

平成24年度吉野市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億8,186万5,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

繰越明許費。第2条地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

債務負担行為の補正。第3条債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正。第4条地方債の追加、変更は、第4表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

次に、2、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費。2款総務費1項総務管理費の過疎集落等自立再生緊急対策事業外20件の事業、総額15億8,710万8,000円を、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を計上いたしております。

次に、5ページの第3表債務負担行為補正、1、追加は平成24年度の中小企業振興資金貸付

金 9 1 0 万円にかかる保証料補助金について、当初保証料補助金は一括払いとしておりましたが、信用保証協会のシステム変更に伴い分割払いとなったために、2 5 年度以降の限度額 1 2 万 1 , 0 0 0 円を債務負担行為するものであります。

次に 6、7 ページをお開き願います。

第 4 表地方債補正、1、追加、教育債は今回国の平成 2 4 年度復興予備費にかかる小中学校の耐震化事業の前倒しにより、緊急防災・減災事業債分として限度額 6 , 8 8 0 万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

2、変更、6 ページでございます。辺地対策事業債、過疎対策事業債につきましては実績見込みによりそれぞれ減額をいたしております。

7 ページの農林水産業債 8 , 0 4 0 万円を 1 億 7 , 0 1 0 万円に、これにつきましては国の補正予算による地域水産物供給基盤整備事業及び農業基盤整備促進事業の地方負担分について、公共事業等債補正予算分につきまして 8 , 9 7 0 万円を増額しております。

次に、土木債 5 , 1 0 0 万円を 9 , 2 1 0 万円に、これも国の補正予算による社会資本整備総合事業及び準用河川整備事業の地方負担分につきまして、公共事業等債補正予算分 4 , 1 1 0 万円を増額しております。

次に、事項別明細書により主なものについて御説明をいたします。

今回の補正は、国の補正予算に伴う 2 5 年度事業の前倒しなどによる追加補正を行っております。また、入札執行等による事業費減額及び事業執行の不用額につきまして減額補正をいたしており、またそれらに伴う特定財源につきまして補正を行っております。

1 4、1 5 ページをお開き願います。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金、離島活性化事業費補助金は、離島における輸送費用の低廉化等地域活性化の推進に資する事業費補助金の創設に伴い、島外への出荷農水産物のうち戦略品目 2 品目分について、2 月中旬から 3 月末までの海上輸送運賃見込みの 4 分の 1 につきまして 2 5 0 万 2 , 0 0 0 円を追加いたしております。

次に、1 5 款県支出金 2 項県補助金 1 目総務費県補助金 1 節災害救助費求償交付金 9 7 万 1 , 0 0 0 円でございますが、災害救助法第 3 5 条に規定する求償費として、平成 2 3 年度に福島県二本松市へ保健師等を派遣した際の経費といたしまして、県から交付されるものでございます。

次に、1 6、1 7 ページをお開き願います。

1 7 款寄附金、教育振興指定寄附金 1 0 0 万円は、渡良小学校への教育振興に対する指定寄附の申し出があり、渡良小学校の分の教育振興基金へ積み立てをいたしまして、今後の渡良小学校

の教育振興へ活用する予定でございます。

次に、20款諸収入4項雑入、派遣職員人件費等負担金733万1,000円については、地方自治法第252条の17に規定する負担金として、24年度に福島県楡葉町へ派遣している職員の人件費等について楡葉町より受け入れるものでございます。

次に、21款市債につきましては、6から8ページの第4表地方債補正の追加変更で説明いたしましたとおりでございます。

次に、歳出については、別紙資料2の平成24年度2月補正予算案概要で御説明をいたします。資料2の2から3ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費3目財政管理費25節積立金4億円は、入札執行等による一般財源の不用額分を後年度における公債費償還財源として減債基金へ追加積み立てをいたしております。

次に、6目企画費、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金2,097万5,000円は、国の補正予算で過疎地域等の資源や、地場産業を積極的に活用して地域の活性化を図る目的で、那賀地区において吉岐柚子生産組合が中心となり6次産業化の推進として、柚子加工品のブランド化及び加工場整備について全額国費により実施するものであります。

次の地域経済循環創造事業補助金1,870万円も、国の補正予算に伴うもので、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造するため、民間事業者が事業化段階で必要となる経費について助成するもので、吉岐ビジョン株式会社が計画している吉岐の恵み通販事業について、設備投資費及び経常経費から販売手数料等を差し引いた全額を国費により実施するものであります。

次に6、7ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項農業費5目農地費、農業基盤整備促進事業3,200万円は、国の補正予算で既に農地の区画が整備されている地域におきまして農地・農業水利施設の整備を実施し、生産効率を高めるため、今回、芦辺北部土地改良区内ほか2地区において排水路及び用水路の改修を行うものでございます。国、県あわせて7割の補助となっております。

次に8、9ページをお開き願います。

3項水産業費4目漁港漁場整備費水産基盤整備事業は、国の補正予算で八幡浦漁港外防波堤について25年度予定事業の前倒しとなり、事業費4億5,000万9,000円、国費8割、県1.75%の補助を受け、補助残につきまして公共事業等債補正予算分を充当しております。

次に、10、11ページをお開き願います。

7款土木費2項道路橋梁費3目道路橋梁新設改良費は、国の補正予算で笹子トンネル崩落事故を受けまして、道路・トンネルの緊急点検調査及び老朽化した幹線道路の舗装補修を実施するため、事業費1億90万円、国費7割補助を受け、補助残につきまして公共事業等債補正予算分を

充当いたしております。

次に、12、13ページをお開き願います。

9款教育費2項小学校費及び3項中学校費で、国の24年度復興予備費を活用し、小中学校体育館の耐震補強等改修事業につきましては、25年度事業の前倒し補正を行っております。小学校につきましては盈科、勝本、霞翠小学校の体育館につきまして事業費1億4,601万4,000円。勝本中学校体育館につきましては事業費9,635万6,000円を予算計上しております。

以上が、24年度一般会計補正予算(第8号)の主な事業でございます。いずれも国の交付決定後の実施で翌年度への繰越明許費についても計上いたしております。

次に、資料2の16ページ以降に基金の状況、見込み額及び繰越明許費の詳細につきまして記載のとおりでございます。

次に、補正予算書に戻っていただいて、42ページから44ページに給与費明細書を、最後の45ページに地方債の見込みに関する調書について記載のとおりでございます。地方債の24年度末現在高見込み額が297億7,960万7,000円となります。

以上で、平成24年度吉崎市一般会計補正予算(第8号)について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長(西原 辰也君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 齊藤保健環境部長。

〔保健環境部長(齊藤 和秀君) 登壇〕

保健環境部長(齊藤 和秀君) 議案第38号平成24年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

平成24年度吉崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,552万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,133万3,000円。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,755万3,000円とする。

2項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入の1款1項国民健康保険税の一般被保険者健康保険税につきましては、決算見込みにより500万円の減額補正をいたしております。2の退職被保険者等健康保険税の880万円の減につきましても決算見込みによるものでございます。

4 款の国庫支出金 1 項国庫負担金及び 2 項国庫補助金につきましては、決算見込みにあわせて増額をいたしております。

5 款県支出金 1 項県負担金につきましても実績により増額をいたしております。

10 ページ、11 ページをお開きください。

6 款療養給付費交付金については、2,348 万 9,000 円。

8 款共同事業交付金につきましても 7,638 万 4,000 円と、それぞれ実績により増額をいたしております。

10 款繰入金 1 項一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金の決定により 663 万 8,000 円の減額、財政安定化支援事業繰入金につきましては 3,961 万 4,000 円の増額をいたしております。

12 ページ、13 ページをお開きください。

歳出ですが、1 款 1 項総務管理費 13 節委託料の 195 万 6,000 円の減額は、システム改修業務の執行残を減額しております。

2 款保険給付費 1 項療養諸費の 7,000 万円の増額は、一般被保険者療養給付費の増によるものでございます。2 項高額療養費につきましては、実績により増額をいたしております。

14 ページ、15 ページをお開きください。

7 款共同事業拠出金の高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、実績より 5,965 万 3,000 円を増額をいたしております。

8 款 1 項特定健康診査等事業費の減額につきましては、健康診査の実績見込みにより減額をいたしております。

18 ページ、19 ページをお開きください。

直営診療施設勘定でございますが、医療機器のデジタル超音波検査装置が国民健康保険調整交付金の対象となったため、45 万 4,000 円を事業勘定繰入金として繰り入れ、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

以上で、議案第 38 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 39 号平成 24 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

平成 24 年度吉崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 133 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 9,793 万円とする。

2 項については、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入の3款国庫支出金、介護保険事業費補助金については、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業が補助対象となったため90万円の増額でございます。その関係で7款の繰入金、一般会計繰入金から同額を減額しております。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございますが、3款2項包括的支援事業・任意事業費77万9,000円の増は、相談事業件数の増によるものでございます。

6款1項償還金及び還付加算金の増は、20年度介護従事者処遇改善臨時特例交付金の精算による返納金によるものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第40号平成24年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成24年度吉崎市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,974万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,548万3,000円とします。

2項及び第2条並びに第3条については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページから3ページには歳入歳出予算補正を。

4ページには第2表としまして繰越明許費を記載しております。

第2款施設整備費として、湯本浦地区と石田地区簡易水道施設整備事業について、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費といたしまして、合計1億4,355万6,000円を計上しております。

5ページには地方債補正を。

7から9ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

10から11ページをお開きください。

2、歳入でございますが、3款国庫支出金で6,630万3,000円。5款繰越金で前年度繰越金109万7,000円と、7款市債で簡易水道事業債6,630万円を増額補正し、4款一般会計繰入金で395万5,000円を減額補正しております。

次に、12から13ページをお開きください。

3、歳出でございます。1款総務費の2目施設管理費で水道管布設替補償工事としまして234万4,000円を減額し、男女岳ダム管理としまして負担金を28万6,000円増額補正しております。

2款1目簡易水道施設整備事業費で1億3,180万3,000円の増額としまして、歳入総額で1億2,974万5,000円の増額としております。

主な補正の内容は、湯本浦地区と石田地区簡易水道施設整備事業につきまして国によります24年度補正予算で25年度施行予定箇所の前倒しの増額補正をしております。いずれも翌年度への繰越明許費の議決後に実施することになります。また、市道改良事業に伴います水道管布設がえ工事費の減額及び男女岳ダム情報基盤整備負担金の追加補正をしております。

続きまして、議案第41号平成24年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度吉崎市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,369万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,159万5,000円とします。

2項及び第2条並びに第3条については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2から3ページには歳入歳出予算補正を、4ページには第2表繰越明許費を記載しており、1款下水道事業費として公共下水道事業4,900万円、2款漁業集落排水整備事業費として2,700万円の合計7,600万円を計上しております。

これは主としまして国の追加補正予算に伴うものでございまして、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

5ページには地方債補正を、7から9ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を記載しております。

10から11ページをお開きください。

2、歳入でございますが、3款国庫支出金の公共下水道事業費補助金1,500万円。4款県支出金の漁業集落排水整備事業費補助金1,200万円、8款市債の下水道事業債2,150万円の増額と5款繰入金で1,481万円の減額補正をし、歳入総額3,369万円の増額補正としております。

次に12から13ページをお開きください。

3、歳出でございます。1款1目の施設整備費で3,000万円の増額と、2款漁業集落排水整備事業費1項管理費で1,631万円の減額、2項施設整備費で2,000万円の増額としまして、歳出総額で3,369万円の増額補正としております。

主な補正の内容は、公共下水道事業及び漁業集落排水整備事業について、国によります平成

24年度補正予算で25年度施行予定箇所の前倒しの増額補正を行っております。いずれも翌年度への繰越明許費の議決後に実施することになります。

また、芦辺浦地区漁業集落排水整備の下水道加入補助金を実績によりまして減額補正しております。

以上でございます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時15分といたします。

午後2時05分休憩

.....  
午後2時15分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 議案第42号平成25年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度壱岐市の一般会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ208億1,900万円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。

地方債。第3条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表地方債による。

一時借入金。第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は40億円と定めるものであります。

歳出予算の流用。第5条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は第1項第1号に定めるとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、歳入及び歳出の款項の区分の金額については、第1表歳入歳出予算の2ページから5ページに記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為は、平成25年度以降に発生する債務負担行為の18件で内容は記載のと

おりでございます。

7ページをお開き願います。

第3表地方債で、平成25年度に借り入れるもので起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。起債総限度額は28億1,940万円でございます。

それでは、事項別明細書により主要分について御説明をいたします。

本年度予算規模は、208億1,900万円対前年度比17億900万円、8.9%の増であります。

12ページをお開き願います。

まず、歳入の主な内容について御説明をいたします。

1款市税1項市民税は8億4,656万7,000円で対前年度比4,674万6,000円の増で、個人市民税におきまして年少扶養控除の廃止等による増額となっております。2項固定資産税は9億9,354万4,000円で対前年度比1,403万1,000円の増で、これは芦辺町全域の地積調査が平成24年度に登記完了したことに伴い課税地積を登記地積へ修正、土地地積の増の分を考慮いたしまして予算計上しております。

次に16ページをお開き願います。

10款地方交付税は24年度の交付実績及び国の地方財政計画における交付税の伸び率等を見込み、対前年度比4億2,692万7,000円を増額し、98億9,151万5,000円を計上いたしております。

次に、26ページをお開き願います。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金離島活性化交付金は、25年度から全面施行される改正離島振興法で新たに創設されたもので、離島交流中学生野球大会へ2分の1、1,750万円及び離島輸送コスト支援事業に戦略品目2品目分の3分の1、2,879万1,000円、あわせて4,629万1,000円を計上しております。

次に32ページをお開き願います。

15款県支出金2項県補助金、5項商工費県補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金は、市内遺跡の発掘調査事業及び原の辻遺跡管理運営活用事業に新規雇用者28人を予定しており、10分の10の補助金1,575万円を予算計上しております。

次に、36ページをお開き願います。

16款財産収入2項財産売払収入、アワビ種苗売払収入3,498万3,000円については、全額を栽培漁業振興基金積立金の財源といたしております。

次に、18款繰入金2項基金繰入金、財政調整基金繰入金は財源不足について2億円を取り崩し、財源の確保をいたしております。

次に、減債基金繰入金は、繰り上げ償還の財源に3億円、地域振興基金繰入金は消防庁舎建設事業等の財源に5,000万円、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金はしま共通地域通貨発行事業や配食サービス事業等の財源に2億3,310万円を、それぞれ充当しております。

次に、38ページをお開き願います。

ふるさと応援基金繰入金は、ふれあい交流事業及び障害者(児)交通費助成事業並びに森林病虫害防除事業等の財源に300万円。

次に、栽培漁業振興基金繰入金はアワビ種苗センター管理経費に2,000万円、沿岸漁業振興基金繰入金は漁獲安定対策及び漁船漁業近代化対策事業等に3,000万円を、それぞれ財源充当しております。

次に、44ページをお開き願います。

21款市債1項市債1目辺地対策事業債は、市道有安本線道路改良事業ほか、10事業に対し1億9,060万円を計上しております。2目過疎対策事業債はハード事業分で、市民病院医療機器整備事業ほか9事業に対し2億7,150万円、ソフト事業分で離島輸送コスト支援事業ほか15事業に対し3億5,540万円を計上しております。4目合併特例事業債は消防庁舎建設消防救急無線デジタル化及び消防指令台整備事業、旧廃棄物処理施設跡地整備事業、校舎等耐震補強等工事に12億5,760万円を計上しております。

また、財源不足に対処するために5目臨時財政対策債7億円を計上しております。

次に、歳出については、資料3の平成25年度当初予算案概要の主要事業により主なもののみ御説明させていただきます。

資料3、25年当初予算案概要の4ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費で、合併記念式典開催費は平成26年3月1日に合併10周年の記念式典開催経費及び記念誌印刷費等について692万4,000円を計上しております。

次に、6目企画費、離島交流事業は全国の離島を対象に交流を深めるため離島交流中学生野球大会、通称離島甲子園を25年度吉崎市で開催することと決定しているため、地元開催経費3,650万円を計上しております。

また、ふれあい交流事業としてお見合いイベント及び福岡での婚活イベント参加者への補助等、昨年に引き続き婚活事業へ350万円を計上しております。

次に、6ページをお開き願います。

地域おこし協力隊事業は、人口減少や高齢化等の進行する地域において都市の人材を積極的に誘致し、地域力の維持、強化を図る目的で地域づくりに意欲的な地域おこし協力隊員4名を募集し、観光情報の発信、地産地消の推進、地域特産品のPR、新規開発、商品デザイン及び海女の

後継者育成などの地域協力活動に従事してもらうこととしており、3年間にわたる活動を予定しております。

なお、おおむね3年間は特別交付税措置がある予定で、今回、報酬、活動費等事業費1,876万円を予算計上しております。

次に、8ページをお開き願います。

4項選挙費は平成25年度に実施される参議院議員選挙費2,022万7,000円、市議会議員選挙費1,895万5,000円、農業委員会委員選挙費477万8,000円、県知事選挙費1,647万円をそれぞれ計上いたしております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、障害者(児)交通費助成事業は、新規事業で障がい者及び介護者が、市外施設へ入退所及び面会等のため公共の交通機関を利用した場合に、交通費の2分の1の助成金193万9,000円を計上いたしております。

次に、18ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費4目病院費、病院事業会計繰出金について、建設改良費等の過疎債充当分を含めて医師確保対策、新体制移行に要する経費について7億1,578万7,000円の繰出金を計上しております。

次に、24ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、離島輸送コスト支援事業は、農水産物の輸送コストの低減を図り、産地間競争力を高め、農漁業者の生産意欲の向上を図るため、島外への出荷の農水産物の海上輸送運賃について25年度から戦略製品の2品目について国の3分の1の離島活性化交付金が活用できることから、補助率を24年度の2分の1から3分の2にかさ上げをし、市の負担分の3分の1について過疎債ソフト分を充当することとしております。農産物について3,269万1,000円、水産物については資料32ページに記載をしております4,473万4,000円を予算計上しております。

なお、戦略製品の2品目分について過疎債ソフト分の後年度償還費に対しては7割が交付税措置をされることから、市の実質負担分の3割のうち県が2分の1、15%分を補助する予定となっております。

次に、34ページをお開き願います。

6款商工費1項商工費2目商工振興費、食関係イベント事業は壱岐の食材を活用した大衆料理や名物料理等の認知度の向上を図り、壱岐製品の消費拡大や誘客促進につなげるイベントとして壱岐市食材祭り実施経費100万円を計上しております。

次に、しま共通地域通貨発行事業は離島過疎市町共通のプレミアムつきの共通商品券、しま共通地域通貨「しまとく通貨」でございますが、25年4月に発行し、離島過疎市町のPR及び誘

客消費促進につなげて産業振興や交流人口の拡大に寄与することとし、20%のプレミアム分である6億円相当分を23年度の観光消費額の割合をもとに各市町で負担をするものでございます。事業費として1億6,040万円を予算計上いたしております。

財源は過疎債ソフト分を全額起債をいたしまして、一旦過疎地域自立促進事業基金へ積み立て、発行委員会へ事業委託をするために基金から取り崩し、拠出をする予定であります。

なお、過疎債ソフト分の後年度償還費に対しては、離島輸送コスト支援事業と同様市の実質負担分の3割のうち県が2分の1、15%分を補助する予定となっております。

次に、40ページをお開き願います。

7款土木費5項都市計画費1目都市計画総務費、景観計画策定業務800万円は、吉岐市総合計画においてまちづくりの方向性として掲げる自然を生かした環境にやさしいまちづくりの実現を景観づくりの面から推進するため、景観計画を策定するものでございます。

次に、42ページをお開き願います。

7項住宅費1目住宅管理費、安全・安心な住環境づくり支援事業は、新規事業で市内の建設業者に発注をして、30万円以上の住宅リフォームを行う方にその工事費用の一部を補助し、地域経済の活性化と良好な住環境づくりを促進するため補助率10分の1、補助金上限を20万円とし、事業費総額2,000万円を予算計上しております。

なお、事業期間について25年度から27年度までの3年間としております。

次に、8款消防費1項消防費1目常備消防費、消防庁舎建設事業について鉄筋コンクリートづくり2階建て延べ面積1,481平方メートルを現庁舎の東側に建設するもので、事業費4億6,698万円を予算計上しております。

次に消防救急無線デジタル化整備事業は、電波法改正により現在のアナログ方式からデジタル方式へ移行するため事業費5億2,749万円を計上しております。

次に、消防指令台整備事業は、現消防指令台は設置後11年を経過し、非常電源及び機器内の制御ソフト等の更新が必要となっており、消防庁舎建設にあわせて事業費2億287万円を予算計上しております。

次に、50ページをお開き願います。

9款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費、第69回国民体育大会推進費については、吉岐市開催のソフトボール及び自転車競技について本年度リハーサル大会の開催経費及び市民運動推進費として、事業費9,542万5,000円を予算計上しております。

以上が25年度の主な事業でございます。

次に、予算にかかる調書については予算書226ページから231ページに給与費明細書を、また債務負担行為に関する調書は232ページから241ページに記載のとおりでございます。

地方債に関する調書は最後の242ページに記載のとおりで、平成25年度末地方債現在高見込み額は295億4,862万3,000円となります。

以上で、議案第42号平成25年度吉崎市一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第43号平成25年度吉崎市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度吉崎市の国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48億8,049万5,000円。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,503万1,000円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2億円と定める。3条については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

それでは歳入について御説明させていただきます。

1款1項でございますが、1目一般被保険者健康保険税7億9,572万9,000円でございます。2目退職被保険者等健康保険税7,514万2,000円を計上いたしております。保険税につきましては平成24年度決算見込み額で計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

4款1項国庫負担金1目療養給付費等負担金につきましては、32%の負担額9億1,201万8,000円を計上いたしております。4款2項国庫補助金1項財政調整交付金につきましては4億8,756万6,000円を見込んでおります。

12ページ、13ページをお開きください。

5款2項県補助金でございますが、財政調整交付金2億3,165万円を見込んでおります。

6款1項療養給付費交付金ですが、退職者医療費交付金といたしまして2億6,659万3,000円を見込んでおります。

7款1項前期高齢者交付金でございますが、8億1,985万4,000円を見込んでおります。

8款1項共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金でございますが、これにつきましては国保財政安定化を図るため、県国保連合会から1件当たり80万円を超える分の合算額の59%が交付されることになっております。2目の保険財政共同安定化事業交付金は1件当たり30万円

を超えるものの、80万円までの合算額に対して同じく59%交付されることになっております。

10款1項一般会計繰入金につきましては、繰り入れ基準に基づいた法定分2億6,383万3,000円に加えまして、法定外繰り入れといたしまして施政方針でも御説明いたしましたとおり、長引く経済不況を反映した所得の減少、高齢化の進展、医療の高度化など国保財政は厳しい状況が続いておりますので、昨年同様の2億円に乳幼児福祉医療現物給付の国庫補助減収分を含めまして2億158万8,000円を計上いたしております。

続きまして18ページ、19ページをお願いします。

歳出について御説明申し上げます。1款1項総務管理費につきましては、事務的経費をそれぞれ計上いたしております。

20ページ、21ページをお開きください。

2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費25億2,600万円を計上いたしております。

22、23ページをお開きください。

2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費3億7,800万円を計上いたしております。

4項出産育児一時金につきましては42万円の65人分を計上いたしております。

24ページ、25ページをお開きください。

3款から6款につきましては、現時点で国が示した算定方法に基づいて計上いたしております。

3款1項後期高齢者支援金ですが、5億5,510万3,000円、1人当たり5万2,714円が示され、昨年より3,217円の増加をいたしております。

次に、6款1項介護納付金につきましては、40歳から64歳までの方の負担分で1人当たり5万8,700円が示され、昨年より2,300円が増加いたしておりますので、2億6,588万1,000円を計上いたしております。

7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは30万円から80万円未満が基本となっております。今年度は6億898万5,000円を計上いたしております。

26ページから29ページ。

8款保健事業費、特定健康診査等事業費を計上いたしております。

32ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、これはレセプト点検職員2名分と運営協議会委員報酬12名分にかかるものでございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、34ページから45ページに診療施設勘定予算を計上いたしております。

以上で、議案43号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第44号平成25年度吉野市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度吉野市後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,592万円と定める。  
2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、25年度は据え置きで所得割8.23%、均等割4万4,600円としまして、1億5,741万3,000円を計上いたしております。

4款1項の一般会計繰入金ですが、一般事務費と広域連合に納める事務費と保健基盤安定分の繰り入れとあわせて1億3,600万3,000円を計上いたしております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、2億9,082万1,000円を計上いたしております。

内訳といたしまして、保険料が1億5,740万1,000円、保険基盤安定分が1億2,180万8,000円、共通経費事務負担分が1,161万2,000円となっております。

これで議案第44号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第45号平成25年度吉野市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度吉野市介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億7,473万3,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,016万円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条地方自治法第235条の3第2項に規定する一時借入金の借入れ額の最高額は2億円と定める。第3条につきましては記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入について御説明申し上げます。

1款1項介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして特別徴収、普通徴収、滞納繰越分をあわせて4億7,954万6,000円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金、歳出の介護サービス諸費に対応するもので、5億2,770万6,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金1目の調整交付金でございますが、2億9,844万7,000円として通

常は交付率5%のところですが、格差是正による後期高齢者の加入割合で本年度は10.39%の額を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金でございますが、支払基金から交付されるものでございます。本年度の交付率は29%となっております、8億6,324万4,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっております、4億2,509万7,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防費、包括委任分事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて4億4,550万円を繰り入れております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

歳出でございますが、下段の1款総務費3項介護認定審査会費につきましては、14ページから17ページに記載しておりますが、審査会費並びに認定調査にかかる経費3,114万3,000円を計上いたしております。

16ページ、17ページをお願いします。

2款介護給付費1項介護サービス諸費といたしまして、28億6,800万円を計上いたしております。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

2款3項高額介護サービス費でございますが、6,000万円を計上いたしております。

3款1項介護予防事業費といたしまして6,160万9,000円を計上いたしております。要介護にならないための事業でございます、介護予防実態調査分析事業、特定高齢者通所事業、介護予防教室、2次予防通所事業などを行うものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

3款2項包括的支援事業、任意事業費でございますが、介護相談、家庭訪問、訪問指導等で4,546万円を計上いたしております。平成24年度において高齢者見守り支援事業としまして、独居高齢者等の安否確認によりとじこもりや孤独死等を防止するとともに、高齢者が地域とつながりを保ちつつ、安心して自立した生活を送れるよう支援するための事業をモデル事業として実施してはりましたが、本年度から本格的に実施をいたします。なお、相談事業につきましては社会福祉協議会へ委託をいたしております。

36ページ、37ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。要支援1、要支援2と認定された方へのケアプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして2,427万1,000円を計上いたしております。

2 款 1 項繰入金、一般会計繰入金ですが、嘱託職員人件費相当額を繰り入れております。

3 8 ページ、3 9 ページをお願いいたします。

歳出の 1 款 1 項総務管理費は事務的経費でございます。

以上で議案第 4 5 号について御説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第 4 6 号平成 2 5 年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算。

平成 2 5 年度吉崎市簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 億 8 4 万 1, 0 0 0 円と定めます。2 項及び第 2 条は記載のとおりでございます。

一時借入金、第 3 条地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 3 億円と定めます。本日の提出でございます。

8 から 9 ページをお開きください。

2、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金は新規加入者を 5 0 件予定しておりまして 2 0 8 万円を計上しております。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目簡易水道使用料は現年度分を 4 億 8 2 万円。滞納繰越分を 3 4 3 万 3, 0 0 0 円計上しております。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目衛生費国庫補助金は 2 4 年度と同様に、湯本浦地区と石田地区の簡易水道施設整備事業費の 2 分の 1 が補助になりますので、8, 0 4 9 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

4 款繰入金は一般会計から 2 億 6, 5 2 1 万円を計上しております。

1 0 から 1 1 ページをお開きください。

6 款諸収入 2 項雑入は主に市道改良工事によります水道移転補償金でございまして、7 9 0 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

7 款市債は補助事業で整備しております湯本浦と石田地区の補助残の 2 分の 1 を簡易水道事業債に充て、4, 0 2 0 万円を計上しております。

1 2 から 1 3 ページをお開きください。

3、歳出でございます。

1 款総務費 1 目一般管理費の 1 3 節委託料は量水器検針業務、資産台帳作成業務、簡易水道統合事業に向けての施設の耐震診断、水質検査などの経費を計上しております。

14から15ページをお開きください。

2目施設管理費13節委託料は漏水調査業務、施設清掃業務などの経費を計上しております。

15節工事請負費は施設改修工事、市道改良工事に伴います水道管の布設替え工事などの経費を計上しております。

16から17ページをお開きください。

2款施設整備費1項簡易水道施設整備費は、湯本浦と石田地区の簡易水道事業施設整備事業に伴う経費を計上しております。

19から23ページには給与費明細書を、24ページには地方債の当該年度分の現在見込み残高などを掲載しております。

続きまして、議案第47号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算。

平成25年度壱岐市下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億3,004万円と定めます。

2項及び第2条並びに第3条は記載のとおりでございます。

一時借入金、第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借り入れの最高額は3億円と定めます。第5条は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

10から11ページをお開きください。

2、歳入でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料は現年度分の公共下水道事業と漁業集落分の5,003万7,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を計上しております。

4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金を計上しております。

12から13ページをお開きください。

8款市債は公共下水道及び漁業集落分を計上しております。

次のページをお開きください。

3、歳出でございます。

1款下水道事業費2目施設管理費13節委託料には、施設管理業務費などを計上しております。

16から17ページをお開きください。

2項施設整備費1目施設整備費は、公共下水道事業でありまして、片原地区などの污水管付設工事や污水管の埋設部の路面復旧工事などの経費を計上しております。

18から19ページをお開きください。

2款漁業集落排水整備事業1項管理費1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金は下水道加入に伴います補助金などを計上しております。2目施設管理費13節委託料は、山崎、恵美須、

芦辺の施設管理業務などを計上しております。

20から21ページをお開きください。

2項施設整備費は、芦辺地区の污水管付設やマンホールポンプ場整備工事費などの経費を計上しております。

25から29ページには給与費明細書を記載しております。

30ページには債務負担行為の限度額を記載しております。

以上で、議案第46号と第47号に関します説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） 議案第48号平成25年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について御説明をいたします。

平成25年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億5,607万円と定める。

2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。歳出予算の流用、第3条につきましては記載のとおりであります。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

2ページから3ページにつきましては、歳入歳出予算でございます。

次に、5ページから7ページは歳入歳出予算事項別明細書でございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳入の1目介護サービス費の3億4,950万2,000円は、施設入所者の介護サービス短期入所介護サービス並びにデイサービスの通所介護報酬等の収入でございます。

次の2目の5,787万4,000円は、施設入所者短期入所者並びに通所介護利用者の個人負担金の収入でございます。

次に、10ページをお開き願います。

7款の基金繰入金につきましては、地質調査委託料の財源として老人福祉施設整備基金からの繰入金でございます。

次に、14ページをお開き願います。

歳出の1款1項1目事務費の13節委託料は、施設管理運営に必要な業務委託費でございます。

また、その内、特養ホーム建設候補地の地質調査委託料として584万1,000円を計上いたしております。

次に、16ページをお開き願います。

14節の物品借上料につきましては、寝具類のリース料でございます。18節の備品購入費220万円につきましては、入所者のレントゲン撮影用カセット及び床ずれ防止のためのエアーマットや寝具類の運搬のためのリネン車購入費等でございます。

次に、18ページをお開き願います。

1目の通所介護サービス事業費11節から以下につきましては施設管理運営に伴う経費等でございます。

次に、15節工事請負費160万円につきましては、デイサービス施設ホール内の空調設備が修理不能なためにエアコン取りかえのために改修工事費を計上いたしております。

次に、18節の備品購入費335万円につきましては、老朽化による新規車椅子送迎用のリフトワゴン車両の購入費として、そしてレクリエーション器具代などの購入費として計上をいたしております。

それと、次に23ページから28ページまでは給与費明細書及び手当などの関係でございます。

以上で、平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは議案第49号平成25年度三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成25年度壱岐市の三島航路事業特別会計予算は次の定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,461万4,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。

第2条一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は5,000万円と定める。本日の提出でございます。

8ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますけれども、本年度は2,413万1,000円を計上いたしております。これは工事関係車両の航送料の減少によるものであります。

2 款国庫支出金及び3 款県支出金につきましては、昨年の説明の中で制度改正のため国、県の補助金が一括して交付されることになるため、県補助金は24 年度が最後との説明をいたしておりましたか、これを訂正させていただきます。国の補助金は平成24 年度より算定の方法が運航欠損額の事後的な補填方式から標準的な事業費等を前提とした事前算定方式への変更がなされたところではありますが、国、県の一括交付となりませんで、確定欠損額に対する国の補助金が満たない分の2 分の1 について県補助金として今後も継続して交付されることとなりましたので、25 年度におきましても県補助金を計上させていただいております。したがって、国庫補助金は6,263 万2,000 円、県補助金は540 万8,000 円を計上いたしております。県補助金につきましては計上年度の調整で前年度と比較して475 万6,000 円の減額となります。

4 款繰入金、一般会計からの繰入金は国、県の補助残及び補助対象外について計上いたしております。繰入金につきましても県補助金の関係による増及び船舶使用料の減収見込みによる増並びに正規職員採用による経常経費の増額により、前年度より866 万円の増となります。

10 ページをお開きねがいます。

歳出について御説明申し上げます。

1 款運航費 1 項運航管理費 1 目一般管理費は、経常的な経費でございます。船員関係については平成24 年10 月に船長代理として正規職員を採用しましたことから、海事職員4 人、嘱託職員2 人分を計上いたしております。24 年度当初予算では、新規採用予定者1 名分につきましては、半年分の人件費を計上しておりましたので、今年度は1 年間分の計上となり、人件費が増加した形となっております。

次に、12 ページをお願いいたします。

27 節公課費70 万円は消費税納付金でございます。

2 目業務管理費の11 節需用費の修繕料は1,887 万8,000 円でございますが、これは中間検査とドックにかかる修繕料でございます。それから、14 節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときの臨時船の用船料でございます。

2 款公債費でございますが、これは14 年度に建造いたしましたフェリーみしま分の、そして原島待合所の公債費の償還分でございます。

15 ページから19 ページにかけて給与費明細書でございます。

20 ページをお開き願います。

最後のページには地方債の当該年度末残高見込み額を2,958 万2,000 円計上いたしております。

以上で、議案第49 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第50号平成25年度吉崎市農業機械銀行特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

平成25年度吉崎市農業機械銀行特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,655万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出予算の事項別明細書の総括表で、歳入の分でございます。歳入総計は1億1,655万9,000円で、昨年と比較いたしますと、395万9,000円の増の計画を立てておるところでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出予算の明細書を掲載いたしております。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。事項別明細書の2の歳入でございます。1款使用料及び手数料1目の使用料につきましては、本年度は7,278万5,000円の機械使用料の予定をいたしております。昨年からいたしますと、722万1,000円減の予定ですが、これは平成24年度の実績を中心に想定をいたしまして設定をいたしておるところでございます。

それから、3款繰入金の1目一般会計繰入金でございますが、590万9,000円でございますが、これは嘱託職員3名分の人件費にかかります一般会計から2分の1の繰り入れの予定をいたしておるところでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。5款の諸収入でございますが、1目受託事業収入でございますが、3,746万5,000円を計上いたしております。昨年からいたしますと、1,081万3,000円の増で予定をいたしておりますが、これは大谷公園、あるいは建設部関係の市道の道路管理の分の増を予定をいたしておるところでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出、1款総務費でございます。1目の一般管理費でございますが、7節の賃金、一応今年は5,064万2,000円でございますが、これは昨年より375万2,000円の減額で予定をいたしております。これは後ほど出てきますが、シルバー人材センターに施設の清掃等のお願いをいたしておるわけですが、この支出を次に申し上げます12の役務費の一番下の人材派遣手数料360万円、こちらから支出というような財政との調整の関係で、減額となっておりますところでございます。

それから、27の公課費につきましては、消費税の313万8,000円、昨年よりも約100万円増となっておりますのでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。16ページにつきましては、給与費明細書を掲載いたしているところでございます。

以上、議案第50号につきまして説明を申し上げました。よろしく御審議のほど申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 左野病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

病院部長（左野 健治君） 議案第51号平成25年度壱岐市病院事業会計予算について御説明いたします。

本年度は市民病院とかたばる病院の統合により、合算した予算編成をいたしております。

第1条、総則、平成25年度壱岐市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量を次のとおりといたします。

壱岐市民病院事業として、かたばる病院と統合により、壱岐市民病院事業の病床数は228床となります。内訳といたしまして、一般病床120床、精神病床50床、療養病床48床、感染症病床4床、結核病床6床でございます。

次に、年間患者数でございます。入院患者5万1,100人、外来患者8万9,060人を予定いたしております。1日当たりの平均患者数は、入院患者140人、外来患者365人でございます。

主な建設改良事業費といたしまして、固定資産購入費で医療器具等備品購入費1億9,535万3,000円を計上いたしております。施設整備事業費、無停電電源装置更新事業費2,978万3,000円を計上いたしております。

続いて、2ページをお開きください。第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めております。収入、事業収入として26億7,591万2,000円といたしております。支出、事業費用として27億3,333万8,000円といたしております。

4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めております。資本的収入が資本的支出に対し不足する5,752万1,000円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補填することで定めております。資本的収入といたしまして3億2,471万2,000円でございます。資本的支出といたしましては3億8,223万3,000円と定めております。

次に、第5条の企業債では、医療機器整備事業といたしまして5,860万円の限度額といたしております。起債の方法、利率等につきましては、記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額といたしまして2億円と定めております。

7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めております。記載のとおりでございます。

8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費等について定めております。記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。第9条では、棚卸資産購入の限度額を定めております。

第10条では、重要な資産の取得につきましてそれぞれ記載のとおり定めております。

本日の提出でございます。

続いて、6ページをお開きください。平成25年度壱岐市民病院会計予算実施計画書、収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

本年度予算については、先ほど申しましたように合算した予算編成をいたしておりますので、各科目等とも前年度予定額との比較は増となっております。収入でございますけれども、壱岐市民病院事業の収益が2億7,591万2,000円で、前年度と比較しまして2億8,725万9,000円の増となっております。

1項医業収益2億1,480万9,000円で、前年度と比較しまして2億953万5,000円増となっております。3目その他医業収益として、主なものとして2節公衆衛生活動収益の健診事業の6,043万2,000円を計上いたしております。2項医業外収益2目の負担金交付金として4億9,967万6,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、7ページの支出につきましても、本年度予算につきましては統合予算で編成いたしておりますので、前年度予算と比較は増となっております。事業費用が2億7,333万8,000円で、前年度と比較しまして2億4,145万8,000円の増となっております。

1目の給与費の1節給料について、病院事業の職員数は前年度144名から14名減の130名で予算計上いたしております。3目経費の主なものとして15節委託料で、今年度から給食業務について委託するようにいたしております。4目減価償却費1億9,986万5,000円となっております。

続いて、9ページでございます。資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

資本的収入といたしましては、本年度3億2,471万2,000円で、昨年度と比較しまして1億3,204万1,000円の増となっております。主なものとして、4項補助金1目県補助金ですが、長崎県地域医療再生臨時特例基金事業によるマルチスライスCT及びマンモグラフィーの装置の購入補助金でございます。2目の他会計補助金として、企業団加入に向けたシステム整備等、一般会計からの補助金として計上いたしております。

次に、10ページをお開きください。支出につきまして、収入で説明しました機械購入及び企業債の償還を計上いたしております。

続きまして、11ページでございます。平成25年度壱岐市民病院事業会計資金計画書でございます。区分の当年度予算額受入資金36億3,214万7,000円から、中段の支払い資金31億5,795万円を差し引いた4億7,419万7,000円が25年度末の予定貸借対照表の現金預金となります。

なお、統合によりまして、かたばる病院からの受入資金は、受入資金の区分の10、統合による受入資金2億395万7,000円でございます。

続いて、12ページから16ページでございます。給与費明細書でございます。

18ページをお開きください。25年度壱岐市民病院会計予定貸借対照表でございます。市民病院と、これも合算したものでございます。

次のページが24年度の壱岐市民病院会計予定損益計算書でございます。

20ページ、21ページの下から3行目でございます。当年度の純損失といたしまして2億1,870万6,364円で、前年度繰越欠損金と合わせまして、当年度末未処理欠損金は24億6,873万2,765円の見込みとなっております。

続いて、22、23ページにつきましては、24年度市民病院会計予定貸借対照表でございます。

24、25ページでございます。これは24年度のかたばる病院会計予定損益計算書でございます。25ページの下から3行目、当年度の純損失といたしまして283万768円でございます。前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度末処理利益剰余金は1億2,504万3,072円の見込みでございます。

26から27は、24年度のかたばる病院の予定貸借対照表でございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

建設部長（原田憲一郎君） 議案第52号平成25年度壱岐市水道事業会計予算、第1条、平成25年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。

収入、第1款水道事業収益は1億5,687万8,000円、支出、第1款水道事業費用は1億5,083万2,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,380万8,000円は、当年度分消費

税資本的収支調整額 6 6 3 万 3 , 0 0 0 円、当年度分損益勘定留保資金 6 , 2 3 5 万 7 , 0 0 0 円、減債積立金 1 , 3 6 4 万 3 , 0 0 0 円及び建設改良積立金 7 , 1 1 7 万 5 , 0 0 0 円で補填するもの  
とします。

次のページをお開きください。収入として、資本的収入で 2 1 9 万 7 , 0 0 0 円、支出として  
資本的支出 1 億 5 , 6 0 0 万 5 , 0 0 0 円としております。

第 5 条から第 7 条は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

1 6 から 1 7 ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。収入 1 款水道事  
業収益 1 項営業収益は現年度分の水道料金として 1 億 5 , 2 0 0 万円を見込んでおります。2 項  
営業外収益は、消費税還付金などを計上しております。

1 8 から 1 9 ページをお開きください。支出、1 款水道事業費用は、水質検査委託料や水道施  
設の電気料などを計上しております。

2 0 から 2 1 ページをお開きください。2 目配水及び給水費は、5 節委託料に水道検針業務や  
漏水調査費を、6 節修繕費は、水道施設修繕費や量水器取りかえなどを計上しております。

ページが飛びますが、2 8 から 2 9 ページをお開きください。資本的収入及び支出ございま  
す。収入、2 目他会計負担金は、企業債償還金としまして一般会計から 2 1 9 万 7 , 0 0 0 円の  
繰り入れを計上しております。

3 0 から 3 1 ページをお開きください。支出でございますが、1 款資本的支出は、1 項建設改  
良費 1 目水道事業改良費 1 節工事請負費には、基幹施設改良として華光寺浄水場の電気やこの近  
辺の系統の取水設備、そして渡良西線などの配水管布設替え工事の経費として 1 億 2 , 0 2 0 万  
円を計上しております。2 節委託料は、基幹施設改良に伴います測量設計業務費でございます。  
2 目資産購入費 2 節無形固定資産購入費は、公営企業会計システムソフトウェア更新の経費を計  
上しております。

以上で議案第 5 2 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで市長提出議案に対する説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 1 5 時 2 5 分といたします。

午後 3 時 18 分休憩

午後 3 時 25 分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第55．発議第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第55、発議第1号苓岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 登壇〕

提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第1号、平成25年2月27日、苓岐市議会議長市山 繁様、提出者、苓岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、同じく小金丸益明、田原輝男。

苓岐市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び苓岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

提案理由として、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

苓岐市議会委員会条例の一部を改正する条例、苓岐市議会委員会条例の一部を次のように改正します。

皆さんのお手元に配付をしております新旧対照表で御説明をいたします。

第2条の見出し中、「常任委員会の名称」を「常任委員の所属並びに常任委員会の名称」に改め、「議員は、少なくとも一の常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は所属した常任委員を辞することができる。」を加えます。

また、第6条中に見出し中、「特別委員会の設置」を「特別委員会の設置等」に改め、「特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を加えます。

第8条第1項中、「特別委員は、議長が会議に諮って指名する」を「特別委員の選任は、議長の指名による」に改め、同条第2項中、「会議に諮って」を削り、同条第3項とし、「議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。」を加えます。

附則として、この条例は、平成25年3月1日から施行するものです。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（13番 鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第1号壱岐市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

#### 日程第56．請願第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第56、請願第1号旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願についてを議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。6番、深見義輝議員。

〔紹介議員（6番 深見 義輝君） 登壇〕

紹介議員（6番 深見 義輝君） 請願第1号、平成25年1月31日、旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願書、壱岐市議会議長市山繁様、請願者、住所、壱岐市芦辺町箱崎中山触482番地、農事組合法人大左右ファーム組合長川原忠雄、同じく農事組合法人理事作永重光、同じく農事組合法人理事川崎裕司、天井田地区水利組合代表西正範、紹介議員、町田正一、深見義輝。

件名は、旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えについて。

要旨については、旧箱崎中学校の運動場造成の折、排水路管として鉄管を埋設してあります。建設後30数年たっており、老朽化により腐食が進み、水漏れ等が激しく、陥没のおそれがあります。上流の天井田地区水利組合と下流の大左右ファームの水利に大きく影響するので、早急な整備をお願いするという事です。

理由については、記載のとおりでございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 以上で請願についての説明を終わり、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、請願第1号についての質疑を終わります。

〔紹介議員（6番 深見 義輝君） 降壇〕

#### 日程第57．陳情第1号～日程第58．要望第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 5 7、陳情第 1 号年金 2.5%の削減中止を求める陳情及び日程第 5 8、要望第 1 号地方自治法第 2 5 2 条の 4 3 第 1 項「個別外部監査契約」についての要望の 2 件を議題といたします。

ただいま上程いたしました陳情第 1 号及び要望第 1 号については、お手元に写しを配付いたしておりますので、説明にかえさせていただきます。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月5日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 32 分散会

平成25年 壱岐市議会定例会 2月会議会議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成25年3月5日 午前10時00分開議

日程第1	議案第3号	壱岐市地域防災計画(原子力災害対策編)の作成について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第2	議案第4号	壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第3	議案第5号	壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第4	議案第6号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第5	議案第7号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第6	議案第8号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第7	議案第9号	壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第8	議案第10号	壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第9	議案第11号	壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第10	議案第12号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第13号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第14号	壱岐市都市公園条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第15号	壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第14	議案第16号	壱岐市公共下水道条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第17号	壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第18号	壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第19号	壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	質疑、 産業建設常任委員会付託

日程第18	議案第20号	壱岐市河川管理施設等構造条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第21号	壱岐市営住宅条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第22号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第23号	壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第22	議案第24号	壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第25号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第24	議案第26号	壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第25	議案第27号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第26	議案第28号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第27	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第28	議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第29	議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第30	議案第32号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第31	議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第32	議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第33	議案第35号	市道路線の認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第34	議案第36号	市道路線の廃止について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第35	議案第37号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第36	議案第38号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第37	議案第39号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託

日程第38	議案第40号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第39	議案第41号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第40	議案第42号	平成25年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第41	議案第43号	平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第42	議案第44号	平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第43	議案第45号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第44	議案第46号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第45	議案第47号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第46	議案第48号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第47	議案第49号	平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第48	議案第50号	平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第49	議案第51号	平成25年度壱岐市病院事業会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第50	議案第52号	平成25年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第51	請願第1号	旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願	産業建設常任委員会付託
日程第52	陳情第1号	年金2.5%の削減中止を求める陳情	厚生常任委員会付託
日程第53	要望第1号	地方自治法第252条の43第1項「個別外部監査契約」についての要望	総務文教常任委員会付託
日程第54	議案第53号	壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務部長説明 質疑、 総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(18名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君

5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	9番 市山 和幸君
10番 田原 輝男君	11番 豊坂 敏文君
13番 鵜瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員（1名）

8番 今西 菊乃君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	白川 博一君	副市長 .....	中原 康壽君
副市長 .....	山下 三郎君	教育長 .....	久保田良和君
総務部長 .....	眞鍋 陽晃君	企画振興部長 .....	堀江 敬治君
市民部長 .....	川原 裕喜君	保健環境部長 .....	斉藤 和秀君
建設部長 .....	原田憲一郎君	農林水産部長 .....	後藤 満雄君
教育次長 .....	堤 賢治君	消防本部消防長 .....	小川 聖治君
病院部長 .....	左野 健治君	総務課長 .....	久間 博喜君
財政課長 .....	西原 辰也君	会計管理者 .....	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。今西菊乃議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

御報告します。本日までに、白川市長より追加議案 1 件を受理し、お手元に配付いたしております。

また、監査委員より定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

日程第 1 . 議案第 3 号 ~ 日程第 3 4 . 議案第 3 6 号

議長（市山 繁君） 日程第 1、議案第 3 号 壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成についてから、日程第 3 4、議案第 3 6 号 市道路線の廃止についてまで 3 4 件を議題とし、これから各議案に対し質疑を行います。

初めに、議案第 3 号 壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13 番、鵜瀬和博議員。

議員（13 番 鵜瀬 和博君） それでは、質問させていただきます。

今回の原子力災害対策についての防災計画については、あくまでも玄海原子力発電所の単独事故発生時の対応となっております。東日本地震のように、万が一津波が来た場合に、その津波の影響によりまして発電所事故が発生した場合に、市民に対して広報誘導など、どのように対応していくのか。また、今回の災害予防対策の中の 22 ページと 23 ページの中に避難所等の整備ということで、避難所等の指定と避難所等の整備っていうのがありますが、現在、津波を考えたときに、津波の防災計画はありますが、標高の低いところに設置している市指定の避難所について、今後変更、また新たに整備も含めて設置する計画などはあるのかどうかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。

それでは、13 番議員、鵜瀬議員の御質問に答弁いたしたいと思います。

まず最初に、東日本大震災のように津波による発電所事故が同時に発生した場合はどのように対処するのかとの御質問でございますが、議員の御意見のとおり、東日本大震災のように地震、津波、原子力発電所の事故といった複合災害についても想定をしておく必要がございます。本計画書においても、複合災害に備えた体制の整備について対策編の 19 ページより規定をいたしております。活動体制としては、マニュアル等においてあらかじめ複合災害時における災害対策本部等の設置基準や、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項を定めるとしております。現在、既に活用しているところでございます。災害時職員行動マニュアルに原子力災害が加わった場合の基準を、今後盛り込んでいくこととなります。

市民に対する広報、誘導対応についてでございますが、災害発生の順番としては地震、津波、原子力災害となりますので、緊急告知放送、ケーブルテレビ、FM ラジオ放送、防災メール等、

あらゆる情報媒体を活用して、市民に災害発生、警戒、避難等の情報を発信することになります。加えて、避難指示等が必要な場合は、昨年1月17日に実施しました原子力防災訓練のように消防本部、消防団、市職員の広報車両による避難指示の周知徹底を図ることになります。この手順等においてもマニュアル化していく予定でございます。

次に、標高の低いところに設置している避難所の件についてでございますが、今後変更、または新たに設置するなどの計画はあるのかとの御質問でございますが、現在、指定避難施設68カ所中15施設が標高5メートル未満でありまして、これらの施設については津波災害に対しての避難施設としては不適当な場所でございます。平成24年3月に作成して各戸に配布しております「吉岐市防災災害危険箇所マップ津波対策改定版」においても記述しておりますように、星印の記載のあるところは標高30メートル以下の避難所です。津波や洪水の場合は、速やかに近くの高台に避難しましょうとしておりまして、津波に対しては、建物というよりもまず、安全な高い場所への避難を徹底していただきます。現在の避難施設の指定の仕方といたしましては、密集地や地域の中心となる集会所や学校等を指定しておりまして、全ての災害に万全な施設とはなっておりません。

現在の計画として、避難施設目的だけで新たに建設する計画は持ち合わせておりませんが、今後、集会所等の新たな建設を予定する場合は、立地環境及び地理的条件等を考慮しながら、場所等の選定も必要かと思っております。

なお、指定避難所の見直しについては、安全性を最優先に代替施設の確保を考慮しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） まだ、この原子力災害対策も含めまして、詳細においてのマニュアル化はまだされてないようですので、災害は忘れたころにやってくるというふうにあります。ぜひ、早急にマニュアル化をしていただいて、日ごろから市民の皆さんに対して、そういった防災意識の高揚、啓蒙、そして危機管理体制の構築も含めて、今後重点的にしていただきたいということを要請しまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号吉岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法によりまして、今回、岐阜市においてもその対策本部をつくるという条例の制定になっておりますけれども、この措置法においては発生する事前に行動計画を策定するようになっております。

国においては、国のほうでされまして、それに基づき、市のほうで計画を策定するようになっておりますが、その行動計画はできているのか。また、万が一発生した場合にマスクや防護服などの保管は十分なのかお尋ねをいたします。

また、この新型インフルエンザの対策本部につきましては、以前もSARSでしたかね、SARSあたりの対応について設置されたときがあったと思うんですけども、その辺とこの新型インフルエンザの違いはどうかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、新型インフルエンザの件について御説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、昨年5月11日に交付されておまして、市におきましてはその公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日が公布日となるものでございます。

行動計画はできているのかとの御質問でございますが、国も現在行動計画については未策定であり、新年度に行動計画及びガイドラインを策定するということになっておるところでございます。

その後、市町村におきましては、国の行動計画と整合性のある行動計画を策定することになっておまして、国・県の行動計画策定後に、早期に市も策定することになります。

市が策定する行動計画の中には、次の点を盛り込むこととなっております。まず、対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置に関する事項、新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項、他の地方公共団体、その他の関係機関との連携に関する事項、必要がある場合、他の地方公共団体への意見聴取、県知事への報告、必要な場合は助言、勧告などを盛り込むこととなっております。

発生した場合のマスクや防護服の保管は十分かとの御質問でございますが、マスクや防護服につきましては、まだ確保しておりません。今後、行動計画等を策定しながら整備を進めていくこととなりますが、その確保する数等につきましても、具体的にまだはっきりしておりませんで、この費用につきましても、国・県から原子力災害のような形で配布されるものか、まだはっきりしておりませんので、そういうところも含めて、今後、早急に国の動向、県の動向を見ながら進めていきたいと考えております。

それから、3点目のSARSのときの対策本部の設置のときとの違いということでございますけれども、済いません、ちょっとSARSのときのことを把握しておりませんで、これはまた、

本議会中に回答させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 国が策定してないので、県、市のほうも、なかなかそれは難しいでしょうけど、これは新型インフル、特に鳥インフルエンザがメインになってくると思います。

吉岐の場合は、渡り鳥あたりもかなり多うございませうので、国・県に、国が25年度中に策定する予定であれば、それに伴いながらぜひ、きちっとした行動計画を策定していただきたいということもあわせて要請をしときます。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） ようございますか。

議員（13番 鵜瀬 和博君） はい。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号吉岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、新たに4月1日から吉岐市空き家等の適正管理に関する条例が制定予定となっておりますが、この地域にそういった管理不全な状態の空き家があった場合に、その窓口としてはどこになるのか。また、今回この条例の中では行政代執行をするようになっておりますけども、それまでの期間とその手続、この条例に対しての今後、市民への周知方法についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 空き家等の適正管理の条例の制定について御質問でございます。

吉岐市空き家等の適正管理に関する条例に関する市の窓口ということでございますが、条例の目的にもありますように、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進という観点と、また防災面にもかかわることですから、総合的なところで総務課総務班を窓口とすることにいたしております。

行政代執行までの期間とその手続はということですが、条例に規定しておりますように、行政代執行は助言、または指導、勧告、命令といった行政指導をへて、最終的に行政代執行法に基づく代執行を行うことを規定いたしております。

この条例の施行に関しましては、吉岐市空き家等の適正管理に関する条例施行規則を定めることとしておりまして、勧告、命令については措置期限を定めて文書により通知を行うことといたしております。また、さらに代執行を行う際にも、同じく履行期限を定め、その文書により通知

をするものとしたしておるところでございます。

これらの措置期限、履行期限は、その措置並びに履行に要する期間を十分に考慮しなければならないとされております。よって、代執行までの期間は、個々の事案で判断していくことが必要となりますので、特に施行規則の中では期間の定めはいたすようにはいたしておりません。しかしながら、ある程度の目安は持つておく必要があると考えておりますので、定めたいと考えているところでございます。

代執行の手続でございますが、壱岐市空き家等の適正管理に関する条例手続等の全体の流れを御説明申し上げますと、壱岐市空き家等の適正管理に関する条例第5条第2項の実態調査を行う職員の身分証明書の様式を定めることといたしております。

次に、市長は所有者等に対して、条例の第6条第2項の規定により、勧告をするときは空き家等の適正管理に関する勧告書により勧告を行うものとしております。その際、勧告の内容や必要な措置、措置期限を記載して通知するものとしておるところでございます。

次に、市長は所有者等に対して、条例第7条の規定による命令をするときは、空き家等の適正管理に関する命令書により命令を行うこととしております。その際、命令の内容と履行期限等を記載して通知するものとしております。

次に、条例8条の第1項に規定する公表は、当該公表に係る所有者等に、空き家等の公表に関する通知書により通知するものとしております。命令の内容と公表予定期間及び公表方法を記載して通知するものとし、条例の第8条第2項に規定する所有者等に意見を述べる機会については、空き家等の公表に関する通知書に意見をもらい、期日を記載して通知するものとしております。また、所有者等から公表に関する意見についての様式を定めるものとしたしておるところでございます。

次に、条例の第10条第1項に規定する代執行は、履行期限を定めた空き家等の適正管理に関する命令不履行勧告書により通知し、さらにその期限までにその義務を履行していない所有者等に対して、代執行令書により通知して行うものとしております。10条の第2項に定める執行責任者であることを示す証明書として、代執行責任者証の様式を定めることといたしておるところでございます。

次に、市長は条例の第10条第1項の規定により、代執行に要した費用を所有者等から徴収するときは、当該代執行の執行後14日以内に納入通知書に代執行に要した費用の額及び納期限を所有者等に通知するものとしておるところでございます。なお、納期限は納入通知書の発行日から30日以内といたしております。

また、市長は代執行に要した費用が期限までに納入されないときは、納期限後20日以内に空き家等処理費用督促状により、督促をするものとしたしておるところでございます。これらの手

続につきましては、施行規則の中に定めることといたしておるところでございます。

今後の市民への周知方法でございますけれども、市のホームページやケーブルテレビ等によりまして周知をしたいと考えておるところでございます。また、さらに自治公民館長会等でも周知をいたしまして、十分にこの制度を周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 条例の第9条の警察その他の関係機関等の連携の中に、これは弁護士あたりも入っているのでしょうか。その点だけ、お尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 警察と、それから関係機関といたしておるところですが、警察及び、そして消防関係を予定しております。特に、弁護士等については、今のところ予定しておりません。

済いません。市におきましては、今回の予算の中に顧問弁護士の費用を計上させていただいておりますが、必要に応じては、やはり顧問弁護士のほうも使っていきたいと考えております。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。

質疑の通告がありますのでこれを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 議案第6号について、提案理由の中に壱岐市庁舎建設検討委員会の新設とあります。また、この施行は平成25年4月1日となっておりますが、委員会の構成は10名となっているようですが、人選はどのように考えられているのか、また、初会合はいつごろなのかをお願いいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 14番議員、榊原議員の御質問にお答えいたします。

委員会の構成は10名となっているが人選はどのように考えているのかということですが、人選につきましては、これまで建設懇話会等もございました。そういうことを加味いたしまして、有識者、地域住民、各団体等から選任をしたいと考えております。また、公募も含め、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、初会合はいつごろの予定かということですが、新年度の早期に委員会を立ち上げまして、第1回をまず開催いたしたいと考えております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 私も、かねてからこれ要望しておったことでございます。これを進めるためには、いつごろまでに一応取りまとめを考えられているか、その点聞いて終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 検討委員会の審議機関でございますけれども、やはりこれだけの重要なものでございますので、1年間程度はやっぱり必要じゃなかろうかというふうに考えておりまして、25年度末ぐらいの答申ということで考えているところでございます。

議長（市山 繁君） 次に、13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今の榊原議員の質問とかぶりますので、その点は省略をさせていただきます。

今回、庁舎建設の検討委員会を設置されるわけですが、ゼロからの多分審議になるかと思うんですが、建設するしないにかかわらず、前からもずっと言っておりました、現在吉岐市のほうでもかなり高齢化が進んでおりまして、利便性の上からも、最近佐世保市が設置をされておりますが、住民票とか印鑑証明書の自動交付機の設置あたりも十分検討していただければいいんじゃないかと。そして、その内容もその中で検討されるのかどうか、お尋ねいたします。

また、そういった交付機の横に、今、光ファイバーとかもありますので、テレビ電話あたりを置いていただいて、そういった質問等に答えられるような形も将来的に研究してはどうかと思いますが、この検討委員会の中でそういった提案事項等について協議をされるのかどうか、その辺をお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 詳細については、まだ出しておりませんが、建設懇話会の中でも求められる、提言の内容の中に求められる庁舎像、行政のあり方、そういう事も入っておりまして、検討の中には十分入れていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 何もかも1カ所に集約という形じゃなくて、サービスの向上という部分からそういった部分の交付機等の設置も含めて十分検討いただければと思いますので、そういった内容を検討していただくことを期待して終わります。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 7 号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 8 号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 8 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 号 壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 号の質疑を終わります。

次に、議案第 10 号 壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 10 号の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号 壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14 番、榊原伸議員。

議員（14 番 榊原 伸君） 議案第 11 号ですが、廃棄物の技術管理者の資格について 3 点ほどお尋ねいたしますが、この廃棄物処理に関しての必要な技術管理者というものは、現在何名いるのか。

次に、資格の取得に対して、市のほうの対応はどのようになっているのか。

次に、今回の改正で新しい資格者が必要となるのか。この 3 点についてお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

保健環境部長（斉藤 和秀君） 14 番、榊原議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、廃棄物処理施設に関しての必要な技術管理者はどのようなものがあるか、また何名かという御質問でございますが、現在、壱岐市が所有しております一般廃棄物処理施設の中で技術管理者を置くことを義務づけられている施設は、壱岐市クリーンセンターの焼却場及び最終処分場と、し尿処理場であります汚泥再生処理センターが対象となります。

次に、現在技術管理者は何名かとの御質問でございますが、施設の運転管理は環境管理組合が行っておりますので、環境管理組合の技術者を施設にそれぞれ配置をいたしております。さらに、技術管理者以外に、今、有資格者が焼却場に6名、最終処分場に1名、汚泥再生処理センターに2名おります。

次に、資格の取得に対しまして今までの市の対応についてでございますが、平成19年度から新しい施設を建設いたしておりましたので、環境管理組合の職員を財団法人日本環境衛生センターが主催します施設ごとに必要な専門知識及び技能に関する講習を受けさせ、各過程を終了した技術管理士を増やすように指導いたしております。

今回の改正によりまして、新しい資格が必要となるわけではございませんが、一般廃棄物の処理を安全で適正に行う上で必要な知識、技能などの習得をするために、職員の講習会の受講や資格の取得を進めてまいります。

議長（市山 繁君） 14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 資格を持った方に、例えば手当とかそういうものがあるのかどうかを聞いて終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

保健環境部長（斉藤 和秀君） 一応、それぞれの施設に主任というのを置いておりますけども、主任手当という形で支給いたしております。それで、必ずしも技術管理者がイコール主任であるかということではございません。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号壱岐市堆肥センター条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号壱岐市都市公園条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号壱岐市公共下水道条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） さっきの議案の14号、15号も同じようなことですが、このような条例を定めることによって、例えば19号の場合は道路ですけども、必要な道路をつくる時や改良するときに足かせになるのではないかと、ちょっと心配しておりますが、その点について御答弁をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 榊原議員の御質問にお答えします。

このような条例を定めることによりまして、必要な道路をつくる時などの足かせにならないかということですが、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、これはバリアフリー新法というものでございますが、平成18年に公布されました。その内容は、一般的、総合的なバリアフリー施策を維持するためにハートビル法、これは建物に関するものでご

ございますけども、それと交通バリアフリー法、これはいずれも平成12年に施行されております。これが、統合された、拡充されたものでございますけども、高齢者、障害者など、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現できるために、近年、建築物や公共機関などにおいて着実にバリアフリー化が進められたわけでございます。

しかしながら、施設ごとにバリアフリーがされたことによりまして、その施設ごとでばらばらであったということが問題となりまして、これを連続的なバリアフリー化にしようというのが、このバリアフリー新法でございます。

この制定によりまして、従来対象となっておりました建築物、そして公共交通機関、道路に加えまして路外駐車場、都市公園にもバリアフリー化基準が適合するように求められたわけでございます。また、既存のこれらの施設についても、基準に適合するように努力義務が課せられております。

このたびの条例制定や一部改正については、このようにもともとございます法律を参酌すべき基準ですね、十分に参照しなければならない基準として、これをあわせて地域の実情に見合った内容にする必要がありますので、足かせとなるような内容ではございません。

この条例の第1条で、法第10条第1項の規定に基づきと定めておりまして、この項には特定道路の新設、または改築を行う場合に市の条例が該当することとなると規定されております。ここで申します特定道路とはバリアフリー新法施行令第2条において、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者などの移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を認定したものとすると規定されております。

現在、壱岐市におきましては、この特定道路は存在しませんが、将来的に特定道路が指定される場合には、この条例にのっとり取り組む必要がございます。また、条例の第34条には、委任としまして、この条例の施行について必要な事項は市長が定めるとしてありますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（市山 繁君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 詳しい説明ありがとうございました。

私が心配するのは、バリアフリーは大事なことでございますが、壱岐市の財政を考えたときにどこもかしこもというのは少し無理があるのではなかろうかと思ってちょっとお尋ねしました。しかし、今の説明で、市長の権限も少しあるようでございます。理解をして終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 私もちょっとよくわからないところがあって、この18条の乗合

自動車停留所を見ると、全てベンチ及び、その要するに屋根をかけるというふうになってますが、これ、こうやって国がバリアフリー化を進めるのはいいんですけども、さっき言ったようにずっとこれを14とか、15とかずっとこれを見とったら都市公園の分も、バリアフリーは結構なんですけど横断勾配とか縦断勾配のパーセントまでこうやって細かく規制されておって、乗合自動車には必ず、停留所には屋根をかけるということになったら、当然国はその補償措置というか財源措置を当然ないと、これ当然法律ではこれをやっとするわけですから、これ、いつまでたっても壱岐市中の停留所に屋根をつけるとなったら、これ大変な金額になると思いますけれども、そういった財源措置は今後されるわけですか。よくわからないんですよ、これ基本的にこういった法律を、とりあえずバリアフリー、障害者、高齢者のために、それは当然バリアフリーをできるだけせないかんというのはわかりますけれども、法律でこういうふうに決めてしまうと、これつくらんかったら法律違反で、今度また同じように指摘されますよ、これ、何かあったときには。そのところの財源措置はどげんなっとなつてますかね。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 現段階では、その財源措置というのはありませんけども、先ほど冒頭に申しましたが、特定道路の認定ですね、これをされたら、指定をされた場合に取り組んでいくこととなりますので、現段階では財源措置はないと判断しております。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 特定道路というのは何ですか、そしたら。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 先ほど言いましたけども、法第10条第1項の規定に基づきまして、高齢者などが通常徒歩で行われる区間、これを危険な箇所について国土交通大臣が指定した区間ということになります。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） ということは、国交大臣が指定せんかったら、これやらんでいいという法律ですか。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 道路を新しく改築、もしくは新設する場合、この場合には、現在でも道路交通法がございまして、それにのっとった形で遵守してやっとするわけでございますけども、その特定道路に新しくつくった場合とか、そういった場合に改めてこれに基づいていくという考えでございます。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） そしたら、例えばこの法18条のそのバス停に、例えばこんなこ

と言い出したら、高齢者だろうが障害者の方であろうが、道路はもちろん利用するわけですし、要するに部長が言われる特定道路というのは、今後新しくつくる道路で国交大臣が認定した道路を特定道路と称するわけですか。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） これは、特定道路というのはあくまで国土交通大臣が認定するわけですが、新しくつくるところを認定するということではございませんで、現在の既存の施設内、そういったところの施設に対して認定をされるものと認識しております。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 国交大臣が認定する特定道路の基準というのは何ですか。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 生活関連経路を構成する道路法による道路の中で、多数の高齢者、そして障害者などの移動が通常徒歩で行える区間、こういった区間を国土交通大臣が判断して、その区間を定めるというものでございます。（発言する者あり）その指定するのは、国のほうから定められて指定するものと認識しております。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） ということはですね、そしたらその国が特定道路として認定する基準というのは、要するにさっき部長が言われたその高齢者の方が生活道路として利用されるところを、要するに特定道路として国交大臣が、国が認定するわけでしょ。壱岐市が、例えばそこを特定道路として、例えば国道だとか、そういったところを特定道路として、要するに壱岐市の場合だったらですよ、多分恐らくそれに該当するとなったら、国道とか県道とか市道とかあるけども、どこをその特定道路にされる、大体特定道路にするんですか、大体。壱岐市の島内で、その言われるような特定道路を。まず、そんなことを言い出したら、高齢者や障害者が生活のために使う道路を特定道路というと言うんだったら、それはもうみんなそうですよ、壱岐市中が。それがよくわからないんですよ。その特定道路にこげん細かい規則を決めて、かたいつぽでは財源措置もないですね。これ見とったら、これ全部やろうと思ったら、これは莫大な金がかかりますよ、本当。こんなもんを法律じゃ、僕はその決めていいとかと、その地域の実情に応じてやるんだから。こんなことはもう、国が法律で決めるようなことじゃなくて地域に任せろってから言いたいんですが、この特定道路っていうのは、国が、壱岐市が申請して特定道路として認可されるわけですか、認定されるわけですか。そもそもその、これ、する気はあるんですか、大体、部長こんなことを。

議長（市山 繁君） 原田建設部長。

建設部長（原田憲一郎君） 国・県道につきましては、それぞれの道路管理者、要するに道路管

理者がこれに基づいて行うわけですが、通常徒歩だということで想定しておりますので、  
壱岐の場合ではほとんど該当するところはないかと思っております。

しかしながら、一括法の関係で平成25年の3月31日までに、こういった関連の条例、法で  
すね、これを市の条例で定めるということになっておりますので、今回あわせもって条例を上程  
させていただきました。

議長（市山 繁君） もう、長くなりますから後でわかりやすく説明してください。白川市長。  
市長（白川 博一君） 私はこの条例については十分勉強いたしておりません。しかしながら、  
先ほど建設部長が言いますように、このバス停路線と申しますと、道路管理者で市道を走ってい  
るバス路線というのは限られております。

例えば住吉中野郷線であるとか、そういったところは限られておるわけですが、そう  
いったところにまた、先ほど申しますような日常徒歩で移動するという高齢者がいるのかと言っ  
たようなときに、恐らく指定するときは国土交通省が指定をするにいたしましても、市長の意見  
を求めるはずでございます。

壱岐市はなかなか徒歩で生活圏、その生活圏を維持しているというのは集落ぐらいたろうと思  
っておるわけございまして、その辺につきましては、この法律、もう少し、勉強させていただ  
きたいと思っておりますけれども、市長の意見としてその辺を十分に訴えていきたいと思っております。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号壱岐市河川管理施設等構造条例の制定について質疑を行います。質疑あり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号壱岐市営住宅条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について質疑を行いま  
す。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）から、議案第34号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）まで6件を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第29号から議案第34号についての質疑を終わります。

次に、議案第35号市道路線の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号市道路線の廃止について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第36号の質疑を終わります。

日程第35．議案第37号

議長（市山 繁君） 次に、日程第35、議案第37号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

.....  
午前11時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

日程第36．議案第38号～日程第39．議案第41号

議長（市山 繁君） 日程第36、議案第38号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第39、議案第41号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの4件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第38号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑

を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第41号の質疑を終わります。

・

日程第40・議案第42号

議長（市山 繁君） 次に、日程第40、議案第42号平成25年度壱岐市一般会計予算についてを議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑においては委員会をお願いいたします。

・

日程第41・議案第43号～日程第50・議案第52号

議長（市山 繁君） 次に、日程第41、議案第43号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第50、議案第52号平成25年度壱岐市水道事業会計予算までの10件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第43号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号平成25年度壱岐市病院事業会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号平成25年度壱岐市水道事業会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第52号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第3号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成についてから、議案第36号市道路線の廃止についてまで、議案第38号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、議案第41号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまで、議案第43号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算についてから、議案第52号平成25年度壱岐市水道事業会計予算についてまで48件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第37号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）及び議案第42号平成25年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く18人で構成する予算特別委員

会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号及び議案第42号については、議長を除く18人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く18名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く18名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩をいたします。そのままお待ちください。

午前11時07分休憩

.....  
午前11時07分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。予算特別委員会委員長に14番、榊原伸議員、副委員長に8番、今西菊乃議員に決定いたしましたので、御報告をいたします。

.....  
日程第51．請願第1号～日程第53．要望第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第51、請願第1号旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願から、日程第53要望第1号地方自治法第252条の43第1項個別外部監査契約についての要望の3件についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました請願第1号から要望第1号の3件については、お手元に配付の請願等文書表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託をいたします。

.....  
日程第54．議案第53号

議長（市山 繁君） 次に、日程第54、議案第53号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本件につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第53号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第53号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、人件費抑制措置として平成20年10月1日から平成25年3月31日までを実施期間としている一般職の職員の給料の特例減額措置、いわゆる給料月額5%カットについて、引き続き財政健全化の推進を図るため、26年3月31日までの延長を行うものであります。

次のページをお開きください。平成20年壱岐市条例第31号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部を、次のように改正しようとするものでございます。第2条中、平成25年3月31日を平成26年3月31日に改めます。附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

次のページに資料として新旧対照表を載せております。左が現行で右が改正案でございます。なお、資料に下線を付しておりますが、下線箇所が改正しようとするところでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから、議案第53号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） この財政健全化を推進するためということで、壱岐市が同じように引き続いて5%の給料カットを今回また提案されてるわけですが、この給料カットについては私も別に反対じゃないんですが、実はちょっと本年度の長崎県の重点項目の予算を見ると、例えばラスパイレス指数、いわゆる給料の国に対する、国家公務員に対する比率を見ると、13市中、壱岐市が一番最低です。長崎県の中でも非常に低い、一番下から多分2番目ぐらいの位置にあると思います。しかも、経常収支比率は壱岐市が一番低いんです、長崎県の中で。非常に、財政健全化については、この間非常に壱岐市は努力してきたんです。

ところが、僕も腹立ってたまらんですが、今年のこの長崎県の重点項目を見ると、五島市は

もう給料カットしておりませんが、五島市は例えばその、もう長崎県の重点項目見ると、対馬と五島だけはザバーと並んだらいいですね。例えば、五島市なんかやったらツバキを中心に売って出さすとか、洋上発電とか自然エネルギーの利用とか、あるいは世界遺産登録とか、長崎県も非常に力入れて五島市は振興しとる。

また、非常に財政状況が悪いですね。対馬市も釜山事務所の開設とか、六十数億円かけて医療再生交付金で新病院を建設したりとか、対馬と五島については財政が非常に悪化して給料カットもしてないのに、財政が悪いからちゅうて県が非常に手厚い施策をこうやってしとる。ところが、壱岐市は一生懸命やっても、何か壱岐市のこの未来になるような県の重点施策があるかちゅうたら、わずかに県の、しまとく通貨の発行という、そこだけしか壱岐市は登場してないという、非常に情けない状況にあるとですよ。私は、この壱岐、五島、対馬に比べたら、壱岐に対して県の力の入れようが余りにも低いんじゃないかと。こんだけ財政状況を改善しとるにもかかわらず、県のほうが、じゃ、壱岐は本来ならば、これだけ努力しとるとやったらもう少し手厚い方向性とか、予算措置とか、市長がいつも言われてるように、離島の、離島航路の削減とか、そういったこともやってもらいたいと思うんですが、今度の県の予算にもほとんどそれありませんでした。こんだけ壱岐市が努力しとるとに、この県の対応は、正直言って公平じゃないと私は思いますけれども、市長、それについてぜひ答弁お願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 町田議員の質問でございます。

確かに、五島では世界遺産に向けて、これはもう教会群、小値賀、あるいは島原からずっと全県的な教会群の世界遺産登録に向けて、かなりの力を入れていらっしゃいます。そしてまた、今おっしゃるようにツバキ等々についても、やはり、もちろん市も頑張っておりますけれども、入れていらっしゃる。対馬についてもそういうことじゃないかと思えます。

それで、壱岐は何もないのかということそうではございませんで、やはり今回の壱岐市の市民病院の問題についても、知事も本当に、間もなく皆様方には明確なお答えをできますけれども、かなり、昨日も実は知事にお会いしてまいりました。かなり力を入れていただいている、あるいはそのほかにも、例えば今度壱岐に参りました渋谷潜水工業、こういった方々の誘致等々についても御高配をいただきました。

決して、私は知事が片方に力を入れているというふうには思っておりませんが、たまたま今年はそのようなことかもしれませんが、また、実は山本県議等々とも連絡をとっておりますけれども、今度第1次産業に対する拠点設備を壱岐につくるといような話もいただいているところでございます。

そういったことについても、詳細はまだ皆様方に御説明はいたしてございませんけど、そういっ

た県のお力添えもあっております。ですから、町田議員の目から見ればそういうふうに映るかもしれないけれども、決してそうではないと。また、そして私も市長として県知事に、やはりそれ以上のことについて、壱岐に何が潜在的にあるのかと、そういったものを自らが見出して、それを訴えていくというふうなことで県との連携を密にしたいと思っておるところでございます。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第53号壱岐市職員給与の特例に関する条例の一部改正については、総務文教常任委員会へ付託をいたします。

・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月6日水曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会をいたします。お疲れさんでございました。

午前11時17分散会

平成25年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 会 議 会 議 録 ( 第 3 日 )

議事日程 ( 第 3 号 )

平成25年 3 月 6 日 午前10時0分開議

日程第 1 一般質問

- 1 1 番 豊坂 敏文 議員
- 6 番 深見 義輝 議員
- 1 番 久保田恒憲 議員
- 2 番 呼子 好 議員
- 1 7 番 瀬戸口和幸 議員

本日の会議に付した事件  
( 議事日程第 3 号に同じ )

出席議員 ( 18 名 )

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 久保田恒憲君  | 2 番 呼子 好君   |
| 3 番 音嶋 正吾君  | 4 番 町田 光浩君  |
| 5 番 小金丸益明君  | 6 番 深見 義輝君  |
| 7 番 町田 正一君  | 9 番 市山 和幸君  |
| 10 番 田原 輝男君 | 11 番 豊坂 敏文君 |
| 13 番 鵜瀬 和博君 | 14 番 榊原 伸君  |
| 15 番 久間 進君  | 16 番 大久保洪昭君 |
| 17 番 瀬戸口和幸君 | 18 番 牧永 護君  |
| 19 番 中田 恭一君 | 20 番 市山 繁君  |

欠席議員 ( 1 名 )

- 8 番 今西 菊乃君

欠 員 ( 1 名 )

事務局出席職員職氏名

事務局長 梶崎 文雄君      事務局次長 米村 和久君  
事務局係長 吉井 弘二君      事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。吉岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため、撮影機材等の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

今西菊乃議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

ここで、眞鍋総務部長より、議案第4号吉岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について鶴瀬議員の質疑に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。

それでは、昨日の13番鶴瀬議員の議案第4号吉岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての質疑の際、サーズの対策本部との違いはとの御質問でございました。

今回の各種対策の法的根拠の明確化など、法的整備の必要性があることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたところであります。

サーズ対策時には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条に規定に基づき、WHOや外国におけるWHOの発表や外国における蔓延状況を踏まえ、サーズ患者が発生した場合の発生規模に応じた行動計画であり、大規模流行時に内閣総理大臣の非常事態宣言後の対策本部は、吉岐市災害対策本部条例によるところでございました。

今回の条例制定では、今後より病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念される中、新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化などの法的整備の必要性、政府の行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時にその脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響性が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、法的根拠が、明確化されたことによる条例の制定であります。

また、中身といたしましては、サーズ対策時には、接種されているワクチンの副反応と解明がされていないこと、数量に限りあることから医療従事者等一部の社会機能従事者のみに限定的に接種はされておりましたけれども、今回の措置法によりましては、医療従事者等の特定予防接種に加え、国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発動された場合は、住民に対する予防接種も盛り込まれておるところでございます。

以上でございます。

#### 日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、11番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

議員（11番 豊坂 敏文君） おはようございます。久しぶりに1番くじを引きましたので、よろしくお願いいたします。

今回の私の一般質問は、環境問題について行います。

日本の昭和中期、経済成長時代に昭和30年から40年代でございますが、大気汚染の時代を思い出してまいります。

現在、近隣諸国、近隣国による中国の経済成長から大気汚染という人的災害の被害が我が国への環境被害が、黄砂とあわせPM2.5超微粒子が人間でなく全ての動植物へ多大の影響が危惧されます。

そのため、今、次世代を担う子供たちに、私たちができる対策を重視しなければならない課題があります。

人体に与える影響も大であるということから、悪影響等の結果が出てからでは遅いということ念願において、次の質問を市のトップリーダーである白川市長へ行います。

自然災の黄砂と、人的災のPM2.5が春と秋に季節風に乗って飛来してまいります。質問通告の中にも出しておりますが、まず1点目に市内に黄砂、PM2.5等の大気汚染常時監視測定局がいつ設置をされたかということについては、これはすいません見たわけですが、いつから設置をされて、その後の対応がどうされているか、その現況についてお願いをします。

2点目には、九州各県内の状況についてお願いをします。

3点目には、政府の環境基準が70マイクログラム、とか立米あたりですが、以上の超微粒子物質の流入について、今後市のケーブルテレビあるいは告知放送のあり方については施政方針でやるということが書いてありましたが、具体的にいつごろから放映されていくかその点についてお伺いをします。

4点目に、これは教育長にお願いするわけですが、幼稚園、小学校、中学校等の学校生活でのこの対応策についての考え方について御質問をいたします。よろしく申し上げます。

議長（市山 繁君） 豊坂議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 11番、豊坂敏文議員の御質問にお答えいたします。

大気環境汚染についての御質問でございますが、黄砂あるいはPM2.5等の大気汚染の常時監視測定局が設置してあるのかということでございますが、壱岐市におきましては昨年3月、平成24年の3月に郷ノ浦庁舎の裏、高台にあります駐車場でございますけれども、駐車場高台に設置をされております。

また、県下の状況でございますけれども、最近、長崎五島に設置をされまして、結果として長崎それから佐世保に2局、諫早、五島、壱岐の計6局でございます。そして、そのほかにも対馬に研究用として1基あるということでございます。

九州管内の設置状況につきましては、佐賀県に4局、福岡18局、大分県は1局でございます、宮崎2局、熊本15局、鹿児島県7局、沖縄はございません、計53局で測定され、全て速報値が環境省のホームページで公表されております。

また、長崎県におきましても、長崎県のホームページで時間ごとの数値が公表されてるところでございます。今後のPM2.5についての対応でございますけれども、失礼しました、今月4日には五島、佐世保、対馬で40マイクログラムを超えておりまして、御存じのように昨日は長崎、佐世保、諫早で40マイクログラムを超えたわけでございますけれども、熊本県荒尾市で全国初めて、外出自粛が呼びかけられたところでございます。90から91マイクログラムが測定されたということでございます。

さて、今後のPM2.5の対応でございますけれども、去る2月27日の国の専門家会合によりまして、1日平均値が1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される場合、

外出自粛を呼びかける暫定指針がまとめられ、子供や高齢者など影響受けやすい人には、特に注意を促すことになっております。

環境基準は、1年の平均値が1立方メートル当たり15マイクログラム以下、かつ1日の平均値が35マイクログラム以下に設定されておりますけれども、70マイクログラムとはその2倍の濃度にあたるものでございます。

環境基準は、人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい基準として設定されているものであり、基準を超過した場合でも直ちに人の健康に影響があらわれるものではありません。しかしながら、慎重な対応が必要となります。1日の平均値が、70マイクログラムを超えるかどうかの判断をする目安の1時間値は85マイクログラムを超えと設定されておりますけれども、早朝、5時から7時の間の濃度が85マイクログラムを超えれば、都道府県などを中心に注意喚起が行われるものと、その日の予想が70を超えるというふうなことで、注意喚起が行われるものとなっているところでございます。

今週、国県の連絡会議が開催されておまして、3月8日明後日でございますけれども、長崎県内市町の連絡会議が予定されております。この会合で、長崎県の統一した対応が決定されると思っております。

本市の今後の対応といたしましては、この会合の決定事項については、文書などで周知いたしまして、基準超過が予想され、県より注意喚起の通知が行われた場合、当然のことながら告知放送並びにケーブルテレビにより、速報する体制といたしております。

今後も市民の生活に混乱がないよう情報の提供等、慎重かつ迅速に対応してまいります。

なお、ケーブルテレビにつきましては、3月1日から放送をしておるところでございます、以前は告知放送だけでございましたけれども、現在3月1日からケーブルテレビでは、適宜数値を放送しているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 11番豊坂議員の4番目の質問にお答えします。

ただいま、市長が申し上げました経過の中で、これから幼稚園、小中学校の児童生徒にかかわりまして、特に呼吸器系に持病をもっている子供たちにとりましては、この飛来につきましては大変危惧をしているところでございます。御指摘のように、県が測定値を集約いたしまして報告をいたした結果を吉岐の保健所等との連絡をとりながら、私どもとしても市の周知の中から学校の中において特に注意喚起を必要とすることが生じた場合は、直ちに適切な形で伝達をしたいと考えております。

現在、壱岐市保健所のほうと連絡をとっておりますが、3月の中旬には、壱岐市保健所としても主体的な形でこの市民への周知の方法をするということでございますので、学校におきましても、壱岐市教育委員会にすぐ連絡をいただき、そのことに対応しながら市教育委員会としまして、幼稚園から中学校まで、例えば70マイクログラムを越すような予測がされた場合には、遠足とか、屋外での体育だとかあるいは体育館におけるいろんな授業についてもマスクを着用するなど、いろいろな指示をさせてもらいたいと思います。

中には、外出から帰った場合、服装についている超微粒子等があるので掃除機で吸い取るなどの細かい指導をしたという事例も聞いておりますので、対応によって考えていきたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 今、答弁の中でありましたが、5日の昨日の朝だったと思いますが、市のケーブルテレビの中で環境衛生課、芦辺のほうの環境課の中から話が出ておりましたが、詳しくはまだはっきりどうということとはできないから、PM2.5についての件については、問い合わせをするように話も出ておりました。

で、今答弁の中でもありましたように、文書、回覧等も必要と思います。で、これについては寸時の問題、時間的な問題もあります。その中で、1日に1回の告知放送あるいはケーブルテレビ等の放映ではできないように考えておりますが、現在、あるいは県の探知機でございまして、測定器でありまして、管理は壱岐保健所がしてるということ聞いてます。

その中で、保健所等対応されて、学校あるいは市民が一番不安を持っています。朝あるいは夕方に運動、歩み、いろいろな運動をするわけですが、そういう場合についても外気に出る場合、外に出る場合は不安を持っておりますので、この告知については、今後速やかにお願いをしたいと思います。

で、今まで取り付けられてからもう既に1年経過しているわけですが、いろいろこの放送については告知については問題があると思いますが、今後については、速やかなる放送あるいは告知等のテレビでの放映もお願いをしたいというふうにお願いをして次の問題に入ってまいります。

2番目には、市内のスクールゾーン等の安全対策の執行状況についてお聞かせ願いたいと思います。

通学路の危険箇所については、行政あるいは警察そして教育委員会ももちろんですが、学校関係と一緒に各小学校単位で状況等の報告があって、その後についての現場の踏査がなされておるとは思います。現地踏査はいつごろやられたのか、そういう状況についてもお願いをしたいと思います。そして、その

危険箇所の踏査した段階での状況ごとの、これは箇所数といいますか、そういう問題点の解消についての対策とそれから、どういう点について改善をしていく、あるいは現在これについては改善をした、そういう状況についてお聞かせ願いたいと思います。

で、2番目のこの安全点検の状況と改善の状況、これについて行政なりあるいは教育長なり、現在の状況等についてどちらからでも結構ですよろしく願いをしておきます。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 11番豊坂議員の質問にお答えをいたします。

保育所につきましても、私のほうに一応状況がまいっておりますのであわせて答弁をさせていただくことになります。

市内の認可保育所におきましても、保護者による送迎を原則としており、一般道路幅や駐車場が手狭である保育所がございますが、通所に対し危険度が高く早急に安全対策が必要である箇所はないものと、ひとまず認識をいたしております。

また、各僻地保育所におきましては、毎日ではありませんが、徒歩による通所をしている幼児が22名ほどおります。退所時に、各職員が途中まで一緒に歩き見送りを行っており、その都度安全点検を行っておりますが、今のところ危険箇所の報告はあっておりません。今後、危険箇所等の発生や報告などがあれば、関係部署、県、警察、建設課等とも連携を密接に行い、安全対策には万全を期してまいります。

幼稚園、小中学校、高等学校の通学路の危険箇所数についてでございますが、壱岐市でも昨年6月から7月にかけて、市内の小中学校に対して通学路の点検及び危険箇所の報告を依頼し、79カ所の報告を受けました。

そのうち学校が、通学路の安全確保に携わる関係機関が、合同で点検する必要があると判断した51カ所につきましては、7月末に道路管理者と警察署、学校、教育委員会による合同点検を行っております。

なお、小学校以外の通学路については、その危険箇所の報告は求めておりませんが、ほぼ小学校と通学路は重なるだろうということで、この79カ所をもって危険箇所数と捉えているのが現状でございます。

状況につきまして、交差点やカーブ等による見通しが悪い点、これが9カ所、路側線が薄い10カ所、路側帯が狭い19カ所、横断歩道がない4カ所、ガードレールを含む転落防止策がない13カ所、交通量が多い14カ所、路面が滑りやすいまたは老朽化をしている2カ所、カーブミラーが見えにくい2カ所、側溝にふたがない2カ所、路面が急こう配である3カ所、とまれの路面標示が消えかかっている1カ所という状況でございます。

このほか場所によっては、交差点やカーブ等により見通しが悪い上に、交通量が多いと2つの状況が重複をしているところもございます。

次に、安全点検の状況とその改善の状況についてでございますが、危険箇所において、子供たちの安全を確保するために学校では、集団下校を含めた交通安全指導の徹底をまず第一にいたしております。

また、PTA等による交通安全指導体制の推進にも御協力をいただいております。注意喚起をする看板の設置も努めています。学校だより等による保護者への啓発も各学校繰りかえし行っております。

合同点検を実施した箇所におきましては、関係機関と対策を協議いたしまして、道路管理者による対策として先ほど申し上げました、路側線の塗り直しや歩道の設置、スクールゾーンや徐行の路面標示、滑りどめ舗装や転落防止柵の設置、カーブミラーの取り換え等がすすめられることになり、これまでに箱崎小学校区通学路の道路舗装補修1カ所、田河小学校区の徐行の路面標示1カ所、志原小学校区のスクールゾーンの路面標示1カ所、渡良小学校区通学路のカーブミラーの交換2カ所、沼津小学校区通学路の路側線の塗り直し1カ所及びスクールゾーンの路面標示2カ所の計8カ所が対策完了と確認しています。他の危険箇所につきましても、年次計画により対策が進められていくところでございます。

警察署による対策といたしましては、横断歩道の設置や規制種別等の検討をしていただいておりますし、街頭の監視を強化していただいております。街頭監視は現在各所において、ほかの交通事故等も含めて警察署のほうで重点的に取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 教育長、一番当初にお聞きをしておかなければいけない原則的なことを申し上げますが、スクールゾーンの定義、児童が最低何人以上がスクールゾーンになるか、そういう見解について、まずお答えをお願いいたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 再度のお尋ねにお答えをいたしますが、スクールゾーンにつきましては、歩行者と車の通行をわけて通学・通園のときの幼児児童の安全を守ることを目的に、小学校や幼稚園などのおおむね半径500メートルの範囲で設定をすると基本的になされております。

議員お尋ねの、児童生徒数とかその分については特段の触れはないようでございますので、この距離設定の中でそのような設置をすることになるかと思っております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 行政機関等との現地踏査の結果についてもいろいろ調べたわけですが、その中で、現在対応してあるところが8カ所あるわけですが、そのあとにもいろいろ今教育長が言われました12項目の改善、危険箇所等の状況が区分されてるわけですが、全部で79カ所あります。その中でも、対応ができるものについては、この8カ所外にも、例えば11番目に街路樹が繁茂している、これはしくりになってるということがあるわけですが、これについては、併用していろいろ、今の路面が滑りやすいあるいはまたは、老朽化これについては、舗装が剥奪している、まあこういうこともあるわけですが、そういう中でも改善できる点についてはこれは、予算等が多額にかかるわけでもないです。ソフト事業でできる部分あるいはハード事業でできる部分もあるわけですが、年次的にやっていくということでは遅い、これについてはこういう維持管理についての問題については、早急な対応をする必要があると思いますが、教育長の見解を、これは去年8月にあるいは7月に踏査された中での今の2月いっぱいの現状と思いますが、改善については、これは早急に対応すべきという考え方をもってます。安全・安心なまちづくりという中では、こういうことを早く対応する必要があると思いますが、教育長の見解をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 議員御指摘のとおりでございます。私ども現地踏査をした後、まず危険度の高いわりに優先的にそしてまた、他部署の協力を得られるもの等を含めて検討して取り組んできたところでございまして、25年度にかけましても今御指摘のようにその危険度の順位性はこちらで持っておりますので、その中から早急に改善をしなければならないところは取り組むという形で考えております。

例でおあげいただきましたように、樹木が繁茂して子供たちの登校の際に若干体をこう車道側に出たりとか、滑ったりとか、そういうことがある箇所につきましては早急にしないと先ほどから御指摘のように、起こってからでは遅いということを肝に命じながら、25年度の事業に取り組みたいと思っております。ありがとうございました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） それでは、この点についての質問の最後でございますが、市長に考え方をひとつ聞きたいと思いますが、現在歩道のあるところ、あるいは歩道のないところがあります。これは、一応ラインだけあるところで歩道がないところがありますが、これについて

は、現在カラー舗装なり、この歩道がないところについてのこれは特別に歩道がないから対策についての路線帯と申しますが、この路側線のないところについては、路側線とか路側帯とかいうわけですが、これの外、歩道にかかわるところ、これについてはある程度学校のスクールゾーンについては、特段の配慮をやってカラーにするとか、そういう対応等は考えていないものかどうか市長の見解をお願いいたします。で、この点の改良問題についての危険箇所については市長になるべく早くこれは実施、改善をするようお願いしたい答弁を聞いて、この件については終わります。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おっしゃるように、路側帯と申しますか路側線と申しますか、それについては、やはり歩道のないところ、明確にすべきだと思っております。ただ、ここで私も道路の技術者に訪ねてみたいと思いますけれども、車道の幅員によってそのことが可能かどうかという問題もあるかと思いますが、可能なところについては、早急にしたいと思っておりますし、一応カラー舗装というのは今んとこ考えておりませんが、明確に歩道を歩道と申しますか、子供が歩けるところという表示ができるところは、早くしたいと思っております。

それから、御質問にはございませんでしたけれども、道路管理者として市道が道路管理者でございます、県の県道を通っている子供もいるかと思っております。そういった中で、道路管理者、県道は県でございますので国道も県でございますが、そういったところについても行政のほうから建設課のほうから、そういった道路管理者間の協議は進めていきたい、子供の安全を守っていききたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） その点について、よろしく願いをしておきます。特に500メートル圏内という話もあったわけですが、この通学路については、まず側線がないということよりも、側溝にふたがないところもあります。これについては、そんなに経費がかかるというもんじゃないです。こういう点についても、早急な対応をされるように要望をしておきます。

それでは、3点目に入ってまいります。

3点目については、12月の定例会の中で、一般質問をしておりましたので、これはあまりいろいろ言わなくてもすぐ回答がくるんじゃないかと思いますが、公共施設の下水道等これは浄化槽も含むわけですが、平成25年度の接続計画、こういうことについての具体的な考え方あるいは、年次的な改善計画等についてのお示しを願いたい。

特に12月でも一般質問で言いましたのは教育委員会の管理施設内でのこの接続、未接続の浄

化槽あるいは下水道に未接続の箇所、これについての25年度の接続計画なりあるいはその後の年次計画等、もうつくってあると思います。教育長は、任期期間中にはぜひ終わらせたいから協力を頼むという強い決意がありましたから、その点についての、教育長、答弁をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 豊坂議員の3番目の御質問、公共施設の下水道等への平成25年度の接続計画等、あるいは年次計画の改善はいかにということでございます。教育委員会の管轄、所管を除く分について申し上げたいと思います。

現在までの下水道の未接続となっております市の施設は、今宮公園のトイレ、元居公園のトイレ、元居団地、郷ノ浦港の貨物前の事務所、壱岐海運と壱岐通運が入っているところでございます。それから、瀬戸芦辺地区では、芦辺港の第2ターミナル、大久保団地、諸吉大石の富士新幸の工場の7カ所が未接続となっております。

このうち、芦辺港の第2ターミナルいわゆるジェットフォイルの待合所でございます。それと、富士新幸につきましては、単独浄化槽を設置しているところでございます。

また、今宮公園のトイレにつきましては、本年度中の接続でございます。市営住宅の下水道施設につきましては、今年度策定中の壱岐市公営住宅等長寿命化計画の中で市営住宅の改善を図っていきたく思っておりますが、これに該当いたしますのは、元居団地と大久保団地でございます。

したがいまして、現在計画にのっておらないというところが元居公園のトイレと郷ノ浦港の貨物前の事務所、この2カ所が公の施設として残るということになります。これにつきましては、今後の計画に早期に改善するよう計画に載せていきたいというふうに思っております。

なお、芦辺港のターミナルとそれから、富士新幸の分につきましては、今、単独浄化槽でやっておりますけれども、公共下水道への接続どうなのかといったことも当事者とも話し合っていきたいと思っております。芦辺港ジェットフォイルターミナルにつきましては、しばらく第1ターミナルと一緒にすることもございますけど、今のところございませんので、その辺も含めて検討したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 教育委員会が管理しております施設の中には、下水道に接続できている分と浄化槽でなんとか処理ができています分、しかし、いまだ汲み取り槽で対応してる分とがご

ざいます。汲み取り槽の分の中には、勝本地区公民館、天ヶ原グラウンド、勝本B & G プール、勝本ゲートボール場、中山駅伝用トイレ、石田ふれあいの森グラウンド等に幾らかずつ残っております。この分についての取り組みが今のところ浄化槽まで設置するかその分については大変厳しい状況がございます。学校施設につきましては、その点耐震化工事による大規模工事がございますので、それにあわせながら、いまだ浄化槽もないトイレ等につきまして、重点的に進めたいと考えております。

具体的に申し上げますと、25年度につきましては、勝本小学校の体育館のトイレを体育館耐震工事と一緒に、それから霞翠小学校の体育館とプールも同じくその工事のときに接続をして、浄化槽とつなぎたいと、勝本中学校のプールについても同じようにこの体育館の耐震工事のときにあわせて接続をしたいというのが、25年度の計画でございます。

26年度以降につきましては、石田小学校のプール、筒城小学校の体育館を26年度、そして初山小学校の体育館のトイレにつきましてを27年度に現在計画をいたしております。

それ以外に、渡良小学校のプール等につきましても、渡良中学校の校舎を改修するときと一緒にするというので、今計画を順次しているところでございます。

議員ご指摘のように、なかなかこの工事の分が思ったように進んでおりませんが、先ほど言われますように、子供たちがあるいは地域保護者の方たちがその施設を利用してよくつかわれるトイレ、頻度の多い順に少なくとも取り組みをしていきたいと考えますので、正直申し上げましてグラウンドの隅にある汲み取り槽につきましての、そこまでなかなか計画が、いまのところ具体化しない状況にあることを御理解いただきたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 教育長、もう1回確認したいと思いますが、天ヶ原の、今のグラウンドのトイレは、あれは浄化槽設置じゃないですかと思いますが、天ヶ原まだ、あれは建設年次が新しいと思いますが、浄化槽があるという感覚をしておりますが、その点の確認。それから、現在、今最後に言われましたが、グラウンドは難しいという話がありましたが、グラウンドはこれは勝中のグラウンドあるいは霞翠小学校のグラウンド、これについては、じゃあここだけ残るんですよ、浄化槽からここだけ残ります。プールと体育館とつないだときにはあと残るのは1番汚いトイレ、グラウンドのトイレ、これについては現在地区民もいろいろやっていますが、これ昔のおとしですよ。これについては、同時に改善をする必要があると思いますが、この天ヶ原のグラウンドの確認とそれから霞翠小学校、勝中のグラウンドのトイレ、これに関しても一緒に同時に考えたほうがいいと、また工事費が重なって経費がいります。そういう場合については、まず小学校の統合問題もあると思いますが、そういうことも踏まえながら、これについては、同

時に改善をすることが必要であると思います。何でここだけしないかという点、これはもう予算は教育長、自分の中でこれはやるという判断をもって実行やるような、そういう気持ちでやってもらわないと教育長は4年間でやるという話をしたんですから、そこだけはもうちょっと自覚を、もう1回答弁を。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 天ヶ原グラウンドのトイレにつきましては、私のほうの認識不足でございまして、これは浄化槽が設置をされているということでございますので、先ほどの答弁を訂正をさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

12月にもお話をいたしました、グラウンドの隅にあるトイレにつきましては、浄化槽への接続の距離あるいは、ポンプアップ方式等をとらなければいけない、あるいは単独の浄化槽をそこに設置をするかという形で検討をいたしているところでございまして、議員御指摘のようにそのまま放置をするという気持ちはもちろんございません。どういう形でそれをつないでいながら、もちろん、お話になる予算もどの程度かかるかということを経営的に勘案しながら進めさせていただきますので、その分についていろんな視点で考えたいという気持ちが残っておりますので、お気持ちはしっかり受けとめさせていただきますが、検討する時間をいただきたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） この点については、ちょっとしつこくいきたいと思います。

まず、グラウンドのところのトイレが一番汚いというのは、教育長現場も見てあると思いますが、もう建築してから既に40年50年は経っていると思います。その中で、浄化槽を設置するよりも、ポンプアップしたほうが早い、経費も安いです。浄化槽をつくるだけで、あるいは便槽から全部やりかえて、これは改良するわけですが、それについてはポンプアップしたほうがあるいは便器を変えてそれだけ、一応ポンプアップするためには槽がいるわけですから、そのほうが安いわけですから、検討する余談の時間とかいらん、検討するということはしないということですよ、検討するということは、教育長がするという判断ですが、検討するちゅうのは物事はいつでも何もしないということが検討するという答弁で、実際にやるということは、やるという形の中で進めて行くというぐらい4年間の中で、教育長やるというぐらいの指針を持ってやっていただきたいと思いますが、教育長の見解をもう1回、はっきり言ってください。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 私の言葉の中では、やるという方向で検討をするという具合に考えております。私の国語辞典では、そのような感じで解釈をしておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） トイレは、耐震化の強度検査も何もしないわけですから、こういうことについては早く、教育長の指針どおりやるという感じのもとで意志のもとで、進めていただきたいということをお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、豊坂敏文議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を10時55分といたします。

午前10時46分休憩

.....  
午前10時55分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、深見義輝議員の登壇をお願いします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

議員（6番 深見 義輝君） それでは、通告書に従い大きく2点について質問いたしますので御答弁のほどよろしく願いいたします。

まず、大きい1点目ですが、1次産業の活性化についてです。このことについては、細かく4項目について質問したいと思います。

1点目は、1次産業いわば、農水産業の振興計画の策定についてです。

来年3月で、旧4町が合併して壱岐市が誕生し10周年を迎えようとしています。その間、行政として、地域産業の振興を図るため1次産業に対し多くの振興支援事業を取り組んでこられたと思います。

その結果、農業の分野では、農地の基盤整備を初めとし、営農に対する施設整備それから集落組織の強化など、また、水産業の分野では、漁港の整備を初めとし、魚場の育成及び漁具の整備、そして就業の運転資金の助成等で一定の環境は整ったものと感じます。しかし、今日の経済状況を見渡すと、将来に向けて安心してできる状態でないことは、市長もお考えのことと思います。

経済成長が大きく伸びたバブル経済の時期には、頑張ればそれだけその結果がでてきました。販売物の収入で、生活設計ができていました。まあそれは、今思えば、生産コストが、今以上にかからなかった要素も十分あると思います。

また、当時は、そのことで将来の規模拡大のための幾らかの貯えまでできていたような気がします。

しかし、現在、以前とは状況が違い、経済の急激な変化に伴い将来の予測も見きわめることは難しくなりました。そのことから、1次産業に対しての不安は隠しきれません。本当に将来1次産業で、家族を養うことができるのだろうか、また、子供たちに自信を持って託すことができるだろうか、現在1次産業の従事者は、少子高齢化に伴い平均年齢は約70歳ぐらいまでになっているのではなかろうかと思えます。

あと10年もすれば、そのようなことを考えると非常に心配をしています。

現在、一概には言えませんが、年金で生活費を補いながらの経営ではないでしょうか。状況においては、家計費を経営につぎ込んでいるという感じも見受けられます。しかし、そのような中でも厳しい反面、地道に頑張っている経営者もおられますが、ほとんどの方は厳しい経営状況ではなかろうかと感じております。

今後の物価の高騰の動きにより、生産コストの上昇は余儀なくされ、そのようなことを状況的に判断したとき、今後の1次産業に対する環境はさらに厳しい状況になるのではなかろうかと思えます。

そのような中に、特に水産業は、もろにその影響を受けています。農業に関しては、専業農家として従事しながらも、経営の仕方では、他の職業のかたわら副職経営の兼業農家として、また両親の手助けを受けながら経営する家族経営が可能であります。

だが、水産業はそういうわけにはいきません。まず、出漁することが大前提です。その日の水揚げがないかもしれません。常に出漁すれば、燃料費はいる、そのことによって生産コストがふくらむだけで、経営が圧迫する恐れもあります。島内にはそれでも懸命に努力してがんばっている若い漁師もいられますが、私の地元にはもう漁師は、若い人で50歳以上じゃなかろうかと考えております。

このことから、壱岐から水産業を担う後継者がいなくなるのではないかとということが、感じてまいります。

まあこういうことは、私が言うまでもなく市長は当然のごとく危惧されていることと考えております。壱岐市は、恵まれた自然と豊かな環境で、歴史的にも1次産業が基幹産業として発展してきたことで、島内のさまざまな恵みをもたらし、壱岐の経済を支えてきたと考えております。

今現在、多くの特産品を誇る壱岐市の農水産業を島内外に発信するためにも、将来に向けた壱

岐市の農水産業振興プランを策定し、足腰の強い地場産業の育成を図ることにより、持続性の高い長期的戦略をすべきと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次の3項目につきましては、もしも振興プランが策定されるならば、重点項目として考えていただきたい生産開発、物流販売、組織体制についてお伺いいたします。

その2点目は、生産開発です。全国的に多くの農水産品がひしめく中、品質と鮮度が重要視されます。離島というハンデは価格に大きく影響されます。特に、水産業は、鮮魚の鮮度に関しては、せり価格に大きく左右されると聞いております。そのためにも、安定した品質と信頼を図り、消費者のニーズに対応した農水産物を作り出すブランド化の推奨を図るべきと考えています。

そして、他産地に負けない高付加価値を図るため、6次産業を推進することがかせないと考えますが、また経済団体に物理的後方支援だけでなく、行政が自ら先陣を切り官民共同でのプロジェクトチームが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

3点目は、物流販売です。先ほども話しましたように、離島という条件の不利は、流通体制にも大きく影響いたします。産地消費だけでは、1次産業の振興には限界があります。島外に向けた流通体制の確立にはマーケティングの開拓が必要です。今まで、多くの物産展に出店し、アピールに努めた結果により、壱岐の物産品は一定の知名度を確立することができたと思っております。

だがしかし、物産展の出店には加工品が主流になります。生産者の販売高をいかに高めるかは、生鮮野菜、鮮魚をいかに有利販売に努めていくことだと思っております。市場流通に頼らない、いわば道の駅、海の駅など産直販売所を拠点としたところではありますが、島外に出店すると設備投資が大きくなります。

また、島内だけの発信だけでは限界があります。そこで壱岐食材チェーン店、壱岐産応援隊などの取り組みを実施し、全国にいられる壱岐市の観光大使や壱岐人会のメンバーに協力をいただき、観光事業と併せて全国的に展開していくための体制づくりをしていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

4項目目は、組織体制です。1次産業の活性化に取り組むためには、以上の課題を初め多くの問題点があると考えます。産地間競争の激しい中に、壱岐市が一丸となり攻めの農水産業を推進するためには行政が積極的にかかわることが大事であると考えます。そのためにも、横断的に総合的な戦略対策課を設置し、1次産業の振興に取り組むことで、担い手を初め、1次産業の従事者に対し、将来に希望の持てる対策を早急に講じることが必要と考えますので、市長のお考えをお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 深見議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 6番、深見義輝議員の質問にお答えします。

大きな1番として、1次産業活性化についてその中で、まず小さな1番の特産品を誇る第1次産業は、島内を支える基幹産業である、将来に向けさらなる推進を図るため、振興計画を策定し、長期的戦略を図るべきであるという御質問でございます。農業につきましては、平成17年度まで、地域農業マスタープランという地域農業振興計画を策定しておりました。しかしながらこの地域の農業マスタープランは県が策定いたしております農林業振興計画、そして壱岐市農協が策定をいたしております営農振興計画とそのほとんどが重複いたしております、現在ではJAの営農振興計画を支援する体制をとっているところでございます。

今後、市が行うべき役割を考慮するとともに、新しい施策等が出た場合は農協と協議を行い、農業振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

水産業につきましては、壱岐市水産業振興基本計画を平成19年3月に策定をいたしております。これに基づいて、現在すすめておるところでございますけれども、既に策定後5年を経過しております。また、議員御指摘のように、漁業をとりまく環境もかなり変化しておるところでございます、この計画を見直し、水産振興に努めてまいります。

次に、6次産業の推進についてでございますけれども、6次産業につきましては、これは私も大きな課題と受け止めておりますし、喫緊の課題ともとらえておるところでございます。現在、農業におきましては、ユズ加工組合であるとか納豆生産組合あるいは小規模でありますけれども、味噌、漬物等の6次産業化に挑戦してる方々もいらっしゃいます。漁業につきましては、漁協加工部会を中心として、その6次産業に取り組んでおられるところでございますけれども、今度それに加えまして1団体が雑魚を利用して加工して学校給食に使えるかといった研究もなされておるところでございます。

この6次産業活性化に向けて、でございますけれども、3点目の地産地消じゃなくという部分にもかかってまいりますけれども、2月19日に農協・漁協・商工会、観光協会そして長崎県を合同いたしまして、壱岐島離島活性化協議会というのを発足されたわけでございます。これにつきましては、地産地消だけでなく特産品としての加工や島外への流通について議論・検討するようにいたしております、その中でも流通体制の確立やマーケティングの開拓の方策について具体案を見出していきたいと考えております。

また、そういったことのできる拠点づくりというものを、この協議会の中で図っていきいたいと思っているところでございます。

それから、3点目の支援者の体制強化に準じるものとしたしまして、平成24年度から福岡市内で壱岐産品をつかった料理店を認定しております、広く情報発信をするようにいたしております。「いきいきサポートショップ制度」というのを実施しております、のぼり旗であるとか、認定証であるとかいうことを発行しておるわけでございますけれども、現在福岡市内で、23店

舗認定をいたしておるところでございます。壱岐産品の販売拡大の取り組みもこういったことで、進めているところでございます。取扱い品目や量についてそれは多少の差異はございますが、壱岐の産品をこよなく愛しておられる方ばかりでありまして、このような取り組みから輪を広げて、支援者の体制をつくり強化につなげてまいりたいと考えているところでございます。全国的にこの輪をどういうふうに広げていくかということについては、今後の検討課題でございますけれども、壱岐は申し上げるまでもなく大変ブランド化の進んだ産品も数多くございます。JAでは、共販体制をとってそういったことについて販促をされておるわけでございますけど、行政といたしましても小回りがきくといえますか、小回りができる分については、そんなような形でやっていきたいと思っておりますし、大きくはやはりJA等々との協力をしながら、支援をしながら、JA、JFとの協力をしながら進めていかなければならないと思っているところでございます。

第4点目の戦略対策課の設置等につきましては、この販売促進等について行政はどこまでやれるのかという問題もございます。しかしながら、ちょっと調べてみますと、キャスレイトで有名な、島根県の海士町をちょっと見てみますと、ここでは役場ではなくて第3セクター株式会社ふるさと海士という第3セクターがございまして、そこに、ふるさと海士特命課長、係長として出向されておられて、農産、海産品の開発、売り込みまでを担当しているという例がございます。

また、隣の対馬市におきましては、観光物産推進本部がございまして、私、内容的にはまだ把握いたしておりませんが、所掌事務としては、農水産物を含む販売促進に関すること、特産品開発ブランド化に関する分野を担当する部署がございまして、この戦略対策課、販売戦略対策課、課ということじゃなくて販売対策戦略につきましては、検討をさせていただきたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 今、市長の答弁の中でさまざまな取り組みを実施されていることは、非常に理解をしているところであります。ただ、やはりそれが、1次産業の従事者に見えてない、現実的に今の段階では非常に見えてないということがあります。まあ私も1次産業の一人ですけれども、やはり頑張ったしこはねかえってくる、それが見えるような体制をやはり本来なら、経済団体がするべきところでもありますけれども、もうこれだけ冷え込むと行政がやっぱり手をあげなければならぬのではなかろうかと考えております。

で、その中で私もこうずっと調べてみたんですけども、なかなか市町村ではそういった大きいことを取り組んでやるところは、非常になかなか難しい面もあると思っておりますので、なかなかございませんが、やはり県が一丸となって取り組んであるところはあります。

で、その中にもあります、ずっと調べてみました。これは、青森県ですけれども、やはりほとん

ど産業がない、特に東北はもう1次産業が主体ですので、ほかに産業がないということで、非常に離島の壱岐と似たりよったりというか、壱岐もほかに産業はない、やはり昔から1次産業が主流できたところですので、やはりこれを打ち出すしか今の現状にはないと思って、そのためにはどうしても、やはり行政がやはり主導的形をとっていかなければ、経済団体では、ある程度の枠がありますから、その中で走られないということですので、ぜひとも、今市長が取り組んでこられております現状を踏まえて早急に加速化していただきたいと思います。

で、その中でありますように、私も物流の販売では、非常にメディアの今非常にメディアが混線してる状態ですので、やはりそういう情報を受け入れるところを行政がかなりそういったメディアが広くございますので、行政が受け入れてそれを経済団体に発信してやる、そういう場をつくってやらなければ、なかなか前向きにどうしても経済団体はある程度利益を優先するところがありますから、できれば地域産業の発展のためには行政が率先して動いていただきたいと思っております。

で、もう1つ流通のいきいきサポートということで、されてるとお聞きしておりますけども、以前町田正一議員が言いました、居酒屋壱岐、僕はあれは非常に好評であれをやってほしい、とにかく自分たちで売って自分たちで儲けるような体制をとれば一番いいと思いますが、なかなかそういった設備投資が非常に絡んでくると思いますので、先ほど言われたサポート制度がすぐに動いておる状況にあるならばこれを少しでも全国展開していただきたいと思っておりますので、特に壱岐を進めておられる観光大使さんそれから市長は壱岐人会、関西・関東いっておられるのでその人たちの手づるをとって少しでも幅を広げていただけないような模索を早急にしてもらいたいと考えておりますので、その辺について市長のお考えをお聞きします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 深見議員の再質問にお答えします。先ほど2月19日に立ち上げました壱岐島離島活性化協議会、これにつきましては、実は3月中旬までに国に出さなければいけないという期限がございます。これは、どういうことを考えておるかとお申しますと、壱岐は例えば壱岐牛の産地だと言います。あるいはマグロの産地だと言います。あるいはイカの産地だとブランドあります。じゃあ、壱岐に行ったらどこで食べられるのということがございます。そういった中で、壱岐に行けば、壱岐の食材が全てある、そしてまたそこで、食べることもできる、そしてそれをまた全国に発送もできる、まあいわば道の駅的なものでございますけれども、そういったものができないか、そして普通、補助事業と申しますと、この補助事業でこの事業をやるということでございますけれども、今回はそうではなくて壱岐がこういうものを作りたいんだということで絵をかいて、そしてその絵の中で、この分野はこの補助金だよ、この分野はこの補助金でいい

よというような総合的ないろんな補助金を獲得して、そして全体をつくり上げていくというふうな今までになかったような、考え方で、この事業を立ち上げたいと思ってるところでございます。

一応、JAの川崎組合長を代表者いたしておりますけど、やはり絵をかくのはとてもなかなか一人や二人じゃできませんので、総合的に絵をかいているわけでございますけれども、それについては行政が旗を振って今絵をかいているところでございます。

そういった中で、深見議員おっしゃるような例えば、先ほど言いましたのはブランド化商品でございますけれども、個々の生産者の物、ある意味ではそういった食材を扱うところの方については、テナントとかそういったものも考える必要があるんじゃないだろうか、いずれにしても、総合的な1次製品の流通と申しますか、消費・流通・加工等々も視野に入れた拠点施設をぜひつくろうということで今取り組んでおるところでございます。なかなか、これについては難しいと言いますか、困難を極めると思いますが、ひとつ初めての試みとしてそういった絵をかいておるとおるところでございますので、第1産業これはいつも言っておりますように、壱岐の根本的な産業でございまして、それを6次産業にまで高めていくということでございます。議員の皆さん方のお知恵もお借りしながら、ぜひ先ほど申しました、絵をかきあげていきたいなと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） せっかく市長が絵をえがきつつあります。1次産業に従事するのは待たなしの状態になってるとです。正直、2年も3年も待てる状態じゃございません。そりゃ、もう私が言うまでも市長は重々わかっていると思います。やはりそれをするためには、加速化していただきたいと考えております。で、それをとりまとめるところも私が言いましたようにどうしてもやっぱり業者の中で、戦略課が必要になってくるじゃないかと、あとは先ほど島根県のことを言われましたように第3セクターに委託してもいいですけども、やはり基盤づくりはどうしても行政がしなければやっぱり経済団体はある程度利益を追求しますから、利益だけではやはり1次産業はなりたっていきませんので、行政がやっぱ地域振興として完全に立ち上げるまでは取り組むべきだと思いますので、その辺はぜひとも早急にやってもらいたいと思っております。

それと、やはりどうしてもハード的面が今までもハード的支援が行政は非常に多かったような気がします。それは、地域地盤を構築するためには必要だと思いますけども、先ほどから言いますように、今度からソフト面やっぱり足支えをしていただきたいと考えておりますので、そういった対策も含めて今度の市長が考えております絵の中で、構築していただきたいと思っておりますので、その辺も含めて市長がありましたら。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） お答えいたします。先ほどの私が絵をかこうとしているというのは、申し上げましたように3月中旬まで今月中旬までという期間が区切られておりまして、本当にこれはその時期までに絵をかきあげる、そして、国にお願いをするといったことございまして、これが本当に待たなしてこちらが尻をたたかれてという状況にもございます。ですから、これにつきましては、深見議員おっしゃるようになんかなりスピードが上がるんじゃないかと思っております。そういったことで、あと1つは、いいですか、そういうことで、第1次産業の振興に努めてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 過去をたどれば、私が小さいころだったと思うんですけども、地域産業を高めるために構造改善事業ちゅうか、みかんを植えた時期もあったですね。やはり30年、20年また50年のスパンでどうしても経済変化してくると思います。だからそれを対応するためには、どうしても行政がやはり振興計画などをつくって即に対応していかないと既に経済が動いておる、早い段階で経済は動きますから、やはりいつの間にかもう出遅れてしまったらほかの産地に負けてしまいますので、市長が言われますようにできるだけ早い段階で、それを実現に向けてそして、1次産業が今以上に活性化することを願ひまして、次の質問にいきます。

次の質問は、もう通告書に書いているとおりでございますけども、美しい島一支国についてですがこのことについては以前も1回質問をいたしました。島内特に、幹線外の道路沿いにはいまだ空き缶のポイ捨てが見受けられます。

今日、私もこの議場に来る途中、三軒茶屋から路線をみて行っても県道わきに若干何個か落ちてるところを見ました。まあ、以前よりはその数は少なくはなってきたと思いますが、来年、平成26年度には国体も開催される年です。本年度はリハーサル大会として、多くの来島者が期待されます。そういった中、島民あげて大会成功に向けて準備している中でこれは環境的にも非常に見苦しい面がありますから、今後の空き缶ポイ捨てゼロに向けた対策について市長のお考えをお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 6番深見義輝議員の2番目の質問、美しい島「一支国」、空き缶のポイ捨てが、いまだになくならない国体開催を目前にポイ捨てゼロに向けた対策ができないかということでございます。

昨年6月から、苓岐市地球温暖化防止協議会のごみ減量化推進部会の取り組みといたしまして、

「ポイ捨てをしない。させない。許さない。」をキャッチフレーズに、島を汚さないポイ捨てゼロ宣言の署名活動に取り組んでいただいております。その呼びかけそして署名の状況についてはケーブルテレビ及び壱岐市ホームページにより周知して、いただいております。

2月末の署名状況でございますけれども、自治会で140、事業所18、計158組織8,838名の方々に御署名をいただいております。

このようなことから一定の認識にはつながっているのではないかと考えております。ポイ捨ては、その人のモラルの低下が問題でございますが、ボランティア等での清掃実施されている方の気持ちに立ち帰って考え行動していただければ、このような行動は起こらないのではないかと考えているところでございます。特に来年は、議員御指摘の壱岐市で国体が開催されます。今年もリハーサル大会が開催されます。ごみのない自然が島外からのお客様へのおもてなしの第一歩と考え、今後もさらに啓発運動等の方法を検討して取り組みを強化するとともに、大会に向けての島内一斉清掃等を計画をいたしております。

先ほど申しましたように、きれいな捨てた缶のないきれいな島をお見せする、これが私は最高のおもてなしだと思っております。今のところやはりポイ捨てがどうしてもゼロにならない、少しは減っておるかと思っておりますけれどもゼロにならない、これはやはり掃除をするよりほかにはない状況に今あるわけでございます。しかしながら、この国体競技会場に壱岐が選ばれたこと壱岐市で初めて国体ができることを誇りとして、市民皆様一人一人の力できれいな壱岐の島を全国に発信していただきたいと思っております。花いっぱい運動とあわせて、清掃活動等おもてなしの心で、お迎えできるよう広報活動でも、行っていきたいと思っておりますけれども、この機会に市民の皆様をお願いしたいと思っております。ポイ捨ては、恥ずかしいことでございます。ぜひ、ポイ捨てゼロに御理解・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 今市長が言われましたように、本当こうわずかな人の本当心無いことだと思っております。ただしですね、それが非常に目立つわけですが、わずかなことですが、これにあわせて家庭ごみの放置も若干目立つところもございまして、まあ空缶についてですけども、島内自動販売機が非常に多い、それも1つの原因と言ったらおかしいですけども、それはもう設置される人の意向ですので、私たちが制限するのは非常に難しいと思っておりますが、見たときに回収、言えばごみ箱のないところもある、ああいうとは販売する立場として、やはり心がけてやっぱり置いていただきたいような気がするんですけども、そういった中で行政として何か対策はとれないのか、その辺をちょっと市長にお聞きしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 販売者の責任としてどうかということでございますけれども、以前は、ほとんど自動販売機の横には空き缶入れがございました。ところで、今たまたま議員御指摘の家庭ごみ、ビニール袋に入れたごみが、道路に捨てられてる状況であります。そういったごみが過去に空き缶入れに入れられておったというようなこともございまして、だんだん空き缶入れがなくなったという状況であります。で、今私も年に一度ぐらいですけれども、空き缶拾いいたします。そうしますと、自動販売機からおおむね500メートルぐらいの範囲でいわゆる車中で飲んで捨てられるということでしょうか、おおむね500メートルぐらいのところが多という状況がでございます。そしてまた、困ったことに何も無いところには捨てられなくて、草むらとかそういうところに捨てられるもんですからますます拾いにくいという状況でございます。

ですから、販売者のそこで買ってそこで飲んでいくということはなかなか少ない面もあるかと思えます。しかしながら、極力そこに、空き缶入れは、置いていただきたいと思いますが、行政としてこれを強制指導と言いますか、そういったことがなかなか難しいのかなという気がいたしておるところでございます。

ただいま、別の件でそういった御質問もでございます。そのときにもまた答えていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） この後、これについても質問される予定になっておりますけれども、私が思うには、本当にまずは飲む人の責任ですよ、空き缶ポイ捨ては、しかしながら、やっぱり販売するほうもある一定の気持ちを持っていただきたいと。特に心無い人というか、何ですか、車内において次の買うときにたまたまそれを置きたくても置けない、言えばかごがないもんだからおけないちゅうことで、自動販売機の下あたりにこうずっと並べてあるところもあるですね、まあその店の近くやったら店の人がそれを片付けられる可能性もありますけれども、店の近くじゃないとそれが、放置でも風が吹いてコロコロ転がっていくちゅう可能性もありますから、その辺はある程度、行政のほうでも強く指導してもらえればと思っております。できるだけ多くの人が、壱岐でよかった、先ほど1次産業もあります、食もあります、観光もよかったそう言ってもらえるような体制づくりをぜひとも市長にはしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。何かありましたら。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） やはり今、深見議員おっしゃるようなこともあります。ぜひ、自動販売機の横には空き缶入れをおいてくださいという指導をいたしたいと思っています。終わります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、深見義輝議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（市山 繁君） 1番久保田恒憲の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） 先にお断りしておきたいと思います。おなががすかれると思いますけど、時間を私12時前には終わりきれないかと思しますのでひとつよろしくをお願いします。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私も一年生議員として、4年目を迎えておりますありがたいことに最近では壱岐市活性化を考えた市民の方々から多くの御意見・御要望が寄せられるようになりました。今回の一般質問もそのような方々の声をもとに、作成しておりますのでぜひ有意義な50分にしたいと思っております、よろしくをお願いします。

それでは、質問の第1点、壱岐市の玄関である港やターミナルの整備について、芦辺港のジェットフォイルの待合室、特に屋外、屋内の看板などが色あせております。芦辺のジェットフォイルのターミナルが一番早急に改装すべきではないかと思っておりますが、先日改めて壱岐の玄関口である港、郷ノ浦・石田それから芦辺のフェリーターミナルを訪れてみました。先ほどから、おもてなしってということを言われてます。確かに島内でもおもてなしの心をはぐくもうというんなボランティア団体とかいろんな方々の活動がなされております。そして、花いっぱい運動であるとかそのような活動もされておりますけど、やはり壱岐市の表玄関であるこのようなターミナル、第一印象のターミナルこそが当然島外者を迎え入れる表玄関ですので、そういうところの整備が第1点ではないかと思っております、このような質問をしております。

先ほど市長のお話の中で、壱岐市が何を売りたいのかということや壱岐市離島活性化協議会というところを通じて補助事業になって今絵をかいているってことなんですけど、既にある本当の絵っていいですか、そういうものでも例えばターミナルの中に飾って観光客が降りて、で、中の階段を下りて下まで行く間に何かあるかということ、ほとんど何もありません。

石田のターミナルには帰るところの大きな壁面に階段上がったところに貝殻細工でつくった大きな絵みたいなのがあります。あれはやはり一つ壱岐の島が、特に石田港は海水浴の町であるってというようなことを印象づけると思うんですけど、そのような工夫がちょっと足りないんじゃないかと思っております。

郷ノ浦港はご存知のように、出たら外は古墳みたいなのがあります。トイレのそこ、多分あれ古墳を模してると思うんです。で、海岸通りを町に向かって歩いてくると、猿岩のあれランプがつくのかなと思ったらついてないですけど、とにかく猿岩のガードレールじゃないですけど、猿岩の形をしたものがずっとついております。

じゃあ郷ノ浦は猿岩でいくんだったら、今流れてない滝みたいなのがありますね、あれを猿岩にするとか、あんまりお金かけないで、そのようなことも考えてはどうかと思うわけです。

例えば、ランタン祭りがあった長崎、ＪＲで長崎駅に降り立ちますと、大きな蛇がこう、ぱーっとかざってあります。

別府に行くと、当然別府はお湯ですね。沖縄に行くとやはり沖縄もターミナル空港に降りたら本当に沖縄の雰囲気めんそーれとかいろいろあるわけですよ。

で、壱岐はどのように売っていくのか、先ほど言いましたように郷ノ浦であれば猿岩でもいいでしょうし、で、石田であれば原の辻までの道路、弥生道路でも一支国道路でもいいですから、何か特徴になるようにできないのかどうか、芦辺はこの際チャンスですから、ジェットフォイルのターミナルの改装に、また今と同じような形じゃなくて、極端に言えば神社の鳥居とか何かこの特色のあるここに来たら壱岐は神の島なんだとか、あるいは古墳の島なんだあるいは牛でもいいとです、大きな牛かなんか、アスパラおいてもいいんです。だからそういう特徴のあることをそれ今すぐにでもできると思います。そういうことをぜひ今度の芦辺のターミナルジェットフォイルターミナルの改装もそういうことを一つ考えていただいて、やっていただけないかなというのが第１点の質問であります。市長お願いします。

議長（市山 繁君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） １番久保田恒憲議員の御質問にお答えします。

市の玄関である港やターミナルの整備について、芦辺港のジェットフォイルの待合室は、屋内、屋外とも看板が色あせている。壱岐の特徴をあらゆる建物に改装すべきだということでございます。

今、いろいろロードあるいはターミナルの壱岐らしさ、おもてなし、等々について御提案ございました。担当課に研究をさせたいと思っております。そして、本当に、予算が大して伴わないものもあるようでございますし、ぜひそういうのはやはり、「ああ、壱岐にきたんだ」ということをお客様が思っただけ、そういった工夫は確かに必要だと思っております。

ところで、芦辺港のジェットフォイルの待合室、確かに、それから済みません。ターミナルの、例えば壁面であるとか、階段の踊り場であるとか、そういったところにも、やはり何らかの工夫を凝らしたいなと思っております。鬼凧のあるところもございまして、そういったことも含めて

考えさせたいと思っております。芦辺港のジェットフォイルの待合室につきましては、確かに、本当に色あせております。25年度の予算で早急に修繕をいたすことにいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今まで何回となく、これ質問があったようなんですね。ターミナルの移転とかいろんな事情があったと思いますけど、今回はされるということで、先ほど言いましたように、ぜひ特徴のあるターミナルにさせていただきたいと思っております。

1つヒントですけど、私もなんかシンボル、オブジェというんですか。よくわからないんですけど、どっか港のオブジェとかないかなということで、インターネットで探しておりましたら、岡山県の玉野市の宇野港というところで、2010年に瀬戸内国際芸術祭というのがありまして、そこに展示された作品の中で宇野港のチヌとって、チヌの大きなオブジェがあるんですね。それが、瀬戸内海の漂着ごみで作成されてあります。遠くから見ると、チヌが、大きなチヌだな。近くに行くと、漂着ゴミでうまくつくってあると。2010年につくられたものが、今でも1つのシンボルとして設置されていると。隣には本当の芸術性のあるようなものもありましたけど、そういうのも1つ、海岸の漂着ごみで芸術の何かをつくられてる人もいらっしゃったようですから、そういうものを1つ、そういう方々とも知恵を出し合って、シンボリックなものも考えていただければなと思っております。

それでは、第2点。道路環境の改善に取り組むべきと、先ほど深見議員の中にありましたように、私のほうも、相変わらず空き缶やごみの投げ捨てがひどいと、おもてなしの島を目指すなら、デポジット制度などということで、デポジット制度ていうのは、最初、缶なら缶に10円上乗せして販売して、後から返した時にその10円が戻ってくるというような制度で、姫島というところでやられているんですけど、制度などということで、それが経済的にうまくいかないかどうかというのは、いろいろ検討していただいて、彦岐でもっといい制度があればそういうのも考えていただきたいということです。

この声をいただいたときに、やはりごみ捨てがどうもされんばいというような声をいただいたときに、私自身、やはり検証しないといけません。この議会に来るとき、国道ですね。一番多い国道のところ「よし、じゃあ缶拾いしてやれ」と思って、2月上旬に住吉の手前ぐらいから亀石まで、ボランティア袋を持って缶拾いしました。ほぼその間で七、八割になります。袋がですね。「これ1回じゃいかな」と思って、別の日に、2、3週間おいて、今度は勝本の方から帰りに、やはり亀石ぐらいまで缶拾いしました。そのときも同じぐらい空き缶が溜まりました。国道じゃなくて、県道もこれはやってみたらいいんじゃないかと思って、つい先日は、市民病院から興神社まで、このときは、缶も全部拾おうと思ったらすぐに満タンになりました。やはり、拾ってわ

かったことですが、たばこの空き箱、これが多いんですよ。外から見るとそんなには目立たないと思うんですけど、私も下に降りてなんか拾ってませんからね。車から見える範囲。たばこの空き箱が多い。吸い殻ももちろんあります。それと、ビール、違う。発泡酒、のどごし。のどごし、本人はよかったですでしょうけど。捨てなくていいと思うんですよ。

それから、健康にいいような乳酸飲料の。本人の健康はいいでしょうけど。精神的な健康をちょっと心配しなくちゃいけないような感じですけど。先ほど市長が言われたように、ビニール袋に包んで中にいろんなものが入ってる。やはり、これは、さっきのポイ捨て運動などで、あまり成果がなければ、やはり、そういう一部の人の行動が、市民全体でなんかこう費用をかけて賄うよってというようなことにしないと、ひょっとしたらなくなっていくんじゃないかという心配はしております。

道路から二、三個見えても、実際に歩いてみるとかなり空き缶の、それからたばこの箱とか、そういうものの散乱はひどいということを、私も身をもって検証してみたわけです。ですから、今の件について市長のほうでお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の2番目の質問でございまして、道路環境の改善、空き缶やごみの投げ捨てということで、おもてなしの島を目指すなら、デポジット制度など効果的な対策をとるべきだという御質問でございまして。先ほど申されましたように、大分県の姫島村、ここは人口2,000人程度でございましてけれども、私もこのデポジットの研修じゃなくて一度参りました。これは、姫島村は、御存じかと思っておりますけれども、親子で15期、村長なさっておられまして、50年以上親子で村長をなさってらっしゃいます。

それはさておきまして、先代のころ、既にこのデポジット制度が始まったそうございまして、本当に缶が全然ないというふうなことでございまして。実は、私市長になりましてすぐのころ、この御質問ございまして検討させていただきました。今日は、もろもろの問題点は申し上げませんが、非常に厳しい面があるということで、見送った経緯がございまして。そういった中でやはり、御指摘のように、デポジット制度などをやっぱりもう一度研究していかないかなと思っておるところでございまして。それには、やはり啓発の方法等々も考えたらどうだろうか。これは、私の私案でございまして、例えば、やはり子供を、例えば「お父さんそんなことしちゃいかんよ」とか言うことも大事でございまして、これは教育委員会にお願いをしなきゃいかんわけですけども、例えば今、ケーブルテレビで「旬感いきテレ、エイ」というのがございまして。あのときですね。やっぱり例えば、小学生とか幼稚園の子供とか保育園の子供に登場していただいて、ポイ捨てだめよとか、そういったエイを言うていただくとか、そういったことも一つの効果

があるのではないかということを考えております。ですから、このなどについて研究したいと思っています。

また、議員もお知恵ございましたら、お教え願いたいと考えております。よろしく願います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今の壱岐ケーブルテレビはいいと思いますね。ぜひやっていただきたいと思っています。私も市長がおっしゃるように、やはり子供の訴えが一番いいんじゃないかと思うんですね。各PTAで一時、私もつくったことあるんですけど、「危険、遊ぶな」とかですね。なんか立て札を立てましたよね。そういうのを各地域で、その地域の人たちの学校区かなんかで、この地域をきれいにしましょうとか、そういうものを子供たちの訴えみたいな形ですれば、効果はあるんじゃないかと思っています。私自身もちょっと研究をさせていただきたいと思っています。ぜひお互いに協力して、この島の環境を整えていきたいと思っています。

それでは、第3点、国体に向けての盛り上げを加速しようということですが、去年の6月議会で、私同じような質問をさせていただきました。市民の方から「盛り上がってないよ」ということで、確かに私も「そう思うな」と、市長の答弁の中で「議事録を見た範囲では、要するに、いたずらにだらだらやるんじゃないかと、めり張りつけてやりましょう」ということですが、議事録というのやはりあれですね。議事録は文書ですから、その思っているのはなかなか伝わりにくいんですけど、私が市長の表情から感じたのは「まあ、あわてなさんな」とですね。心配せんでいいよと、やるけんね、タイミング見てやるけんというふうに、受け止めておりました。今もう3月ですね。国体に向けてもそうですけど、プレ大会があるんですよ。ですから、ちょっとどうなのかなということで、もう一回盛り上げてますかという質問を、今しているわけです。これも、ただ同じような質問を繰り返すだけじゃなくて、一応、五島市と平戸市に電話してみたんですよ。五島市は5競技、正式な競技は剣道、公開競技は高等学校軟式野球、トライアスロン、デモンストレーションがペタンク、綱引き、グランドゴルフということで、五島市は一般の市民、私の友人に電話して「どう」って聞いたら、行政はかなりやってるみたいだけど、一般市民はあんまり盛り上がってないなという。これは、一人の感想ですけど。平戸市のほうは、市の幹部なんですけど、電話しまして平戸市は2競技です。正式な競技、軟式野球、相撲。「平戸市どうね」って言ったら「はあ、今からやな」さすが市の幹部やなと思いましたが、今からやなということです。ただ、平戸は橋がかかっていますね。五島は行政はいろんな面で結構派手にやってます。対馬は、パワーリフティングというデモンストレーションあれしてますから、壱岐市は、いつもお話しするんですけど、経済圏である福岡をかかえていますから、お客さんがひよっとした

ら、福岡から国体を見にたくさん来るかもしれません。そういう意味で、やはり壱岐の中もぜひ盛り上げていきたいと思って、再度この質問をしております。市長の答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の3番目の御質問、国体に向けての盛り上がりを加速しようということでございます。昨年6月に、私がめり張りつけてやるよ。あわてなさんなど、そういう気持ちじゃなくて、なんとか盛り上げようという気持ちで申し上げたので、その辺は申し上げておきたいと思えます。

長崎県では45年ぶり、壱岐市では初めて開催される国体でございます。めったにない全国でも屈指の大会が壱岐で開催されますので、市民の皆様には何らかのかかわりを持っていただきまして、また参加をしていただきたいと思ってる次第であります。皆さんで、国体を盛り上げて、そしてそれぞれに、やはり市民の皆様も思い出をつくっていただきたいなと思っているところでございます。

昨年6月議会で、久保田議員から国体を盛り上げる一つ的手段として標語の募集を御提案いただきました。早速7月から10月にかけて、市内の小中学生を対象として国体ポスター、標語コンクールを実施をいたしたところであります。まだ国体が身近に感じられない中だったと思えますけれども、子供たちは一生懸命に作成してくれまして、ポスターで37点、標語で311点の応募がございました。実行委員会の選考会で入賞作品の選定を行いました。1月の「壱岐の島新春マラソン大会」の開会式の折に、最優秀作品5点の表彰をしたところでございます。入賞作品はホームページでも紹介いたしておりますし、作品の中から今後の壱岐市独自のPRポスター等についても使っていきたいと思っております。盛り上げのための広報活動でございますけれども、国体の壱岐市実行委員会で審議いただいた壱岐市広報基本計画によりまして、平成24年度から本格的に広報活動を開始したところでございます。具体的には、壱岐市ケーブルテレビでのPRを皮切りに公用車へのステッカー貼付、それから国体パンフレットの配布、空港や港、庁舎への横断幕やタペストリー、カタログラックやカウントダウンのボードの設置や壱岐市国体ホームページの開設や国体広報紙の発行等も行っております。花いっぱい運動も開始いたしまして、小中学校を初め、地域の団体等にも御協力をいただきました。

また、国体マスコットの「がんばくん」は、特に子供たちに人気を博しております。「がんばくん」によるPR活動は、昨年6月から始めましたけれども、先月までに大小各種大会等に33回ほど出向いております。約1万5,000人の方々と触れ合いの場を持ち、国体をアピールされていただきました。主宰者の皆さんも参加者に「がんばくん」や国体を御紹介いただき感謝申し上げる次第でございます。今後とも、PRを行ってまいります。今週土曜日に行わ

れる「一支国ウォーク」にも参加いたすようにいたしています。これほどしておりましても、やはり久保田議員おっしゃるように、盛り上がりが今一つだなというのは、私も思っているところでございます。今後の広報活動といたしましては、空港、港やソフトボール競技会場、自転車競技コース等への国体のぼり旗の設置やホームページ、広報紙、ケーブルテレビへのPR等を行ってまいります。

また、花いっぱい運動や清掃活動等にも取り組んでまいります。やはり私は今回プレ大会がございませう。それを機に、私は一機に盛り上げていきたいなと思っておるところでございまして、市民の皆様にもこのプレ大会の観覧も含めて、ぜひ御参加いただいて、皆さんとともに盛り上げていきたいと思っておるところでございませう。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 標語は、私も知っておりましたが、ここで一応、一応と言いますか教育長にもお尋ねしたいんですけど、これで標語は終わりですかね。

例えば、新春マラソンの時とか、皆さん、それこそあんまりわからないんですよ。それこそ、ケーブルテレビかなんかで、標語が入選したぞとか、子供さんとか学校の校長先生等かなんかでも出るとかですね。次は、例えば、中学校の部だとかですね。次は、公民館の部だとか、そういうふうに、何かやっていったらもうちょっと、盛り上がるんじゃないかと思えますけど、現時点で教育長として考えられてる盛り上げる手段の第2弾をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 1番、久保田議員の質問にお答えをいたします。市長が申しましたように、国体を身近に感じないまでの中で、小中学生が標語及びポスターの作品募集に応募してくれました。学校関係者の指導もあったとは思いますが、決して皆さんの期待に応えられる内容のできればではなかったかもしれませんが、それなりのものを評価いたしまして、今後とも特にポスターあるいは標語等は随時、いろいろな場所で使っていくことにしております。まだ、きちっとしたものをつくり上げておりませんが、24年度に行ったものを中心にして、今後展開をしていくと。よって、25年度新たな標語あるいはポスターの募集は、今のところ考えておりませんで、このことを中心に、せつかく審査をして表彰を得られた内容で進めていきたいと考えております。あわせて、議員が御指摘いただく分については、小中学生の機運ももちろんでございますし、それにかかわる学校関係者あるいは私たち教育委員会の職員も含めて、このリハーサル大会が身近に迫ってくる中で一気にその辺の意識を高めていきたいと考えております。その分については、国体準備室のほうもそれぞれ各岐市の中における庁舎の具体的な取り組みの組織も立ち上

げておりまして、各部署がどういった係に張りついたらよいかという原案まで提示し、市の職員全体にも説明をしておりますし、部長、課長等の協力を得ながら理解を得て、その組織化が進んでいるところでございます。説明会には、先催県であります岐阜等での動画あるいは写真、いろいろなものを展示しながら、市の職員にまずその辺のところをしっかりと理解いただき、協力してもらうことをし、あわせてソフトボール、自転車競技については、特に競技団体等について、あるいは地域公民館等の御協力が不可欠でございます。そういったところには出向いて、先ほど申しますようなことを提示しながら、理解をしていただきその機運を高め、協力しようじゃないかという気持ちになっていただくよう、取り組みを進めております。加えて、国体準備室も25年4月より、国体推進課という形で格上げさせていただきながら、内容の充実を図って、今の機運を盛り上げる部分に全力を挙げていきたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） よくわかりましたが、例えば、競技団体は運営とか審判とかそういうことで精いっぱいなんです。多分、準備室も事務処理とかそういうことで、精いっぱいだと思います。やはり、我々を含む一般市民、そういう人たちが、それぞれに工夫して盛り上げていくことが一番早いんじゃないかと思っております。その後でも先でもいいんですけど、そして行政は行政なりの発信の仕方をするという。そういうことで進めたらいいんじゃないかと思っております。プレ大会、プレ大会と言われますけど、リハーサル大会。そんなに市民の方は御存じないと思いますよ。今年、それ以外にも全国離島振興協議会の総会、いろんなところから国会議員とか自治体役員等約100人お見えになるということで、これは全部市長の行政報告から拾ったんですけどね。8月19日から22日は、全国離島交流中学生野球大会、全国から20チーム、約400名。国体リハーサル大会として、8月3、4ですね。西日本男子ソフトボール選手権長崎県大会、県内16チーム約200名。これ、県内ですからね。8月25日、全国都道府県対抗自転車ロードレース、これ全国からトップレーサーが来るそうです。250名。これたしただけでも1,000名ぐらいが来島しますね。既に、先ほど言いましたように、各ターミナル、そういうところにプレ大会、来年の国体、観光客も来て「壱岐ではこういうのが来年あるんだ」それこそ、今の時点でやらないと、やはりちょっと私自身は遅いんじゃないかなと思っております。

先日ですね。私、後期高齢者医療の広域連合の議員なので、長崎にその会議で行きました。事務局の人たちをちらっと近くで見たら、国体のネクタイしてないんですね。私してますから、さっきの豊坂議員もされてます。市長は、もちろんされてます。職員でさえ近づいて「何ですか」とか「国体やる、ネクタイどうしたの」と言ったら、「ああ」、「して盛り上げないかんじゃ

ないか」という話をしました。広域連合長の田上市長は、さすがにワンポイントのネクタイをさ  
れてましたけど、そういう形でもやはり盛り上げていかなきゃいけないと思っております。

続きまして……。

議長（市山 繁君） まだありますか。

議員（1番 久保田恒憲君） これは、これで一応終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） ここで、皆さんお諮りいたします。

昼は過ぎましたけれども、久保田議員の質問が途中でございますので、残り時間20分続行し  
たいと思いますが、よろこびますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） それでは、久保田議員どうぞ。

議員（1番 久保田恒憲君） ありがとうございます。先ほど、控室で水入りというのもあるか  
らという話ですね。一旦中断とかいう冗談も漏れておりましたけど、続いては第4番目、街づ  
くりで新たなイベントを考えるべき。ここに書いてありますように、国体の後も継続的な交流人  
口の増加対策は当然必要であります。それには、壱岐の特色を生かした新たなイベントの創設も  
現時点から考えていくべきではないかと思っているわけです。今度、街コンとかやりますね。  
3月ですね。そういうふうに、町を主体として考えるにしろ、じゃあ今の町の状況はどうなのか。  
郷ノ浦の町で、街コンやる。「ああ、いいなあ」しかし、実際に来た人たちが「ああ、えらいシ  
ャッターが多いな」とかいうですね。寂れた印象を持たれてもよくないと思うし、では郷ノ浦だ  
けかということ、石田もそうですよね。やはり、フェリーから行ってみると、ほとんど昔の土産品  
店が閉まっていると、勝本にしろ、芦辺にしろそうだと思います。やはり、そういう町を活気づ  
けるようなためにも、新たなイベントの創設というか必要ではないかと思っております。

先日、「壱岐市福祉大会」でですね。地方自治が専門の福岡政行先生が講演されまして、その  
中で壱岐も過疎化大変だなと。しかし、その人口減少で活気づいた地域はないと。人口減少イ  
コール経済的な疲弊だよ。しかしそれを、人口減少を補うのは、交流人口の増加しかないよと。  
それには、観光だよと、えらい福岡先生が言われました。私そういう専門じゃないですけど、私  
もそうだと思って、今いろんな活動をしたり、提案をしたりしているわけです。じゃあ、何をつ  
くる。どんなイベントかということ、例えばトライアスロン、今いろんなところでやっています。ト  
ライアスロンは、フルでやる。すごい鉄人でアイアンマンレースということ、最後に42.195と  
かあるんですけど、ミニトライアスロンというのもありますし、あるいはその中から、いろいろ  
抜いてアクアスロンと言ったら水泳と長距離。だから、ラン、泳いでまた走るという。デュア  
スロンと言ったら、今度はその中から水泳を抜いて自転車と走る。また、自転車、走ると。デュ  
アスロンというのは、世界選手権とかワールドカップも行われています。この場合、10キロ走っ

て、40キロ自転車乗って、もう1回5キロ走る。なんか、ちょっと練習したらできそうですけどね。トライアスロンで言えば、ショートディスタンス。水泳1.5、自転車40、ラン10キロ。これ何とかできそうですよね。そういう、これに限ったことではないんですけど、じゃあそういうのを考えたときに、インターネットで開くとめちゃくちゃ、いろんな地方が取り組んでおります。その間隙を縫って壱岐がやるとしたら、やはり工夫が必要ですけど、この現存されてるものでもいいし、そうでないものでもいいですし、何かイベントをもう国体の後、当然、交流人口増加のためには、考えていかななくてはいけないんじゃないかと思っているわけです。例えば、8月の末もう盆過ぎたら壱岐では普通泳がないですね。なんかイラがおっても、なんかスーツ来たらしいかもしれませんし、泳がなくても歩いてもいいですし、あるいはさっき言ったように、自転車だけでもいいですし、と言うのは、これも市民の方から提案いただいたんですよ。自分もサイクルフェスタとかなんかですね。自転車始めて非常にいいと。やっぱり今度、国体の自転車競技も自転車があまり壱岐には競技人口いませんから、協会もないし。しかし、そういうところでもサイクルフェスタがあることで、自転車に目覚めた人がいると。その人たちも、やはりなんかないかと思われているわけですね。そういう意見をいただいたので、とにかく行政に投げかけてみましょうと。自分たちでも、ぜひいろんな大会に参加されて、その中のいろんないいところ情報を持ってきていただけませんか、その中でひょっとしたらいいものができるんじゃないかということで、今回、これはスポーツ系ですけど、スポーツ系じゃなくてもいいんですよ。先ほど言いました瀬戸内何とか芸術祭とか、そういうのもいいんですよ。海を渡ってくるだけの価値のある何か、芸術的なものでも、スポーツでもいい。それ以外でもいい。やはり一生懸命考えていかないと、福岡先生が言われた交流人口の増加しかないというこのひとつの手も打てないようになってしまいます。効果がないようになってしまいますので、4番目の提案をさせていただきました。この件について、市長の見解を伺いたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の4番目、まちづくりに新たなイベントを考えるべきだということで、国体後どうするのかということでございます。その前に、今年のさっき申されます8月中の1,000人規模のイベント等についてですね。全然、発信されてないじゃないかと、そのことについては、真摯にお受けいたします。島内にはサイクルフェスティバルや新春マラソン大会をはじめ、農漁協、商工会などの団体で行われるもの、地域で行われるものなどさまざまな、大小さまざまなイベントが開催されております。壱岐市といたしましても、補助、助成や人的支援を行っておりまして、1月に行われました新春マラソン大会では、1,739人の参加者がございました。前年を519人も上回る参加者となりました。

また、サイクルフェスティバルにおきましても、同様に前年を上回る参加者となっております。イベントが着実に、交流人口のために功を奏しているということは、もう申し上げるまでもございません。御質問のとおり、平成25年度は、国体のプレイベントとしての2種目の大会が開催され、26年度は長崎国体の2種目が開催されますので、多くの来島者があるものと期待をいたしておるところでございます。

しかしながら、これらについては一過性のものであることから、これに追隨する壱岐に根付くものが必要であります。特に、イベントにつきましても、島民の熱意がなければ継続性や発展性はないと感じておるところでございます。やはり一過性、いわゆる一発で終わるものは、そこに力が集中いたしますけど、継続するとなるとかなりのやっぱりエネルギーがいるところがございます。現在のところ、先ほど述べました25、26年度に開催される国体に関連づけたもの、そして全離島の関係等々ございます。その後に続くものにつきましては、今の段階からの準備が必要だろーと思っております。現在、オリジナルなものといえますのは、まだ正式にはあっておりませんが、泥んこバレーボール大会というのを計画がなされてるおるようでございます。これも一つ期待をしたいと思っておりますが、その代表者の方が、私のところにお見えになって、一つ支援してくれないかということでございまして。私は、一発でやめるならだめだと、継続するならやりましょうということを申し上げたところがございます。このスポーツ以外にも御提案ございました。そういったものにつきましても、今回、4月からイベント振興会、受入協議会、観光協会を一本にいたします。そういった中で、先ほど申しました実行委員会的なものをいろいろ立ち上げていきたいなと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） ぜひいろんな知恵を出し合ってくださいね、取り組んでいただきたいと思っております。それと、いろいろ煮詰めて「ああでもない、こうでもない」というよりも、さっき一発ではいけないよと言われましたけど、一発でもやってみて、よければ続けていけばいいことであって、私は武雄市の樋渡市長ですかね。あの人のいろんなやり方の中で、非常にそうだなと思ったのは、「早くやってみればいいのよって、まずかったら修正すればいいと。ああでもない、こうでもない。そういうふうなのんびりしてる暇はないんだよ」と。あれは全てには言えませんが、一理あるんじゃないかと。だから、一発でもやらないよりやったほうがいいんじゃないかと思っております。はい、結構です。

次に、5番目の質問に移りたいと思います。功労者の表彰についてということで、壱岐市も高齢者の介護予防事業等、積極的に取り組まれております。この質問は対馬のほうで、長年、介護予防事業に貢献してきたということで、一つのサロンが介護予防県知事表彰を受けられました。

私も、10年近くお世話になってますので、壱岐でもこういうことあるんじゃないかなと思ってですね。ちょっと調べましたら、情報把握というところで、もう一つかなという感じがしております。とにかく、一生懸命地域のために頑張ってる人たちを、どしどし表彰したほうがいいと思うんですよ。先日のまた、福祉大会でも表彰されてました。表彰制度というのは「ないの」と聞きましたら、あるんですよ。平成16年12月27日、条例第245号で、この規則は、平成17年1月1日から施行するという壱岐市表彰条例がありまして、「できてるじゃん」と、じゃあこの条例は必要だから多分つくったんだろうと、その条例によって、「表彰された方いるの」と言ったらいらっしやらないということで、「あれ、もったいないな」と思っております。ただ、市政10周年になるので、そのときに表彰を考えています。それはそれでいいけど、そのときに表彰されなかった人は、次5年待つとか。そうじゃなくて、一生懸命頑張ってる人たちは、もちろん表彰目的じゃないと思うんですけど、一生懸命地域のために頑張っている人達をすぐ見つけて、いろんなところから情報を収集して見つけて表彰して市長表彰すると。体育協会がそういうシステムちょっと整ってまして、県の表彰が言うてきたときには、市長表彰を受けた中から、特に、この人は県の表彰を受けるべきという人を推薦して、県に出すという。体育協会はそういうふうになってるんですよ。各競技部、あるいは体育競技で表彰された壱岐表彰を受けて、その中から県の表彰の推薦依頼がきたときに推薦するというような形が整ってますので、ぜひ各分野で本当に活動されている方たちに、光って言ったら失礼ですけど、そういう人たちこそが壱岐市の一番ベースになる、活性化になるベースの活動だと思うんで、そういう人たちをぜひやはり市長の表彰を受けたということになると、すごい励みになると思いますので、どしどし今後表彰していただきたいという思いがあるわけです。市長の答弁をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の5番目の御質問でございます。功労者の表彰について、高齢者の介護予防に積極的に取り組まれているサロン活動の人たちなど、長年、地道な努力の継続で地域貢献されている方々を表彰してあげてくださいということでございます。議員おっしゃるように、表彰をすることが、一つのやはり継続のエネルギーに私はなると思っております。そういった中で、今まで表彰してこなかったと、これはやはり反省をするところでございます。特に、今回、サロンということを言われましたので、私は正直申し上げて、その辺の知識がございませんでした。実は、壱岐市社協だよりの中でいきいきサロンということで、閉じこもり防止、健康づくり、いきがづくり、仲間づくりなど無理なく楽しくやろうというようなことでやっておられます。この中では、知事表彰には至らないが、優れた介護事業等をしてらっしゃる方に推進活動奨励賞を送ろうかというようなこともあるようでございます。そういった中で、市といたしま

しては、春夏の叙勲等、本当に華々しい方を推薦してまいりました。今回、実は、ボランティアの表彰がございまして、財団法人県民ボランティア振興基金理事長の推薦ということで、NPO法人を推薦して、今回受賞されたところでございます。そういったことも含めて、やはり私はこの表彰というのは、していかないかと思っております。今度の合併10周年に、その中でも特にそれぞれの分野の中で努力のあった方をしていきたいと思っておりますし、その後もやはり、継続的にそういったことに取り組んでいきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） 合併10周年がそういう意味でも、私も合併10周年というのも含めて、対馬で表彰された、それから壱岐のボランティア団体も表彰された。そういうものがあつたからこそ、逆に、自分も介護予防にかかわってるからこそ、そういう視点というのでできたわけで、ぜひ市長には情報の収集、例えば老人クラブの組織率もかなり減っていると聞きます。そうすると、老人クラブに所属してない方は所属してないけど、そういう活動されてる方々もいらっしゃいます。それをどういうふうに、その方たちは老人クラブのラインでは情報が上がらないかもしれません。そういうところの情報収集をやはり考えていただいて、ぜひ壱岐市の活性化の支えをされてる方に光を当てたり、表彰していただければと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上もって久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時30分といたします。

午後0時22分休憩

.....

午後1時30分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、呼子好議員の登壇をお願いします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

議員（2番 呼子 好君） 今回3月一般質問で、12月と一緒に昼のトップでございまして、大変食事後の皆さん方には我慢をしていただきたいと思いますと思っております。今日は、4点ほど質問いたしますが、その前に通告しておりませんでした。市長に来週、安倍総理がTPPの加入についての一件がでるといふふうにお伺いしております。私が市長に22年の12月議会で、このT

PPにつきまして質問いたしましたところ「断固反対する」という、そういう意見でございました。その心境は変わってないのかどうかまずお伺いしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 「聖域なきTPPの交渉は認めない」という安倍総理の言葉でございます。私は絶対反対だということの前に、それに対する農業に対する何の措置もないままのことは断固反対するということを申し上げておりました。ですから、100%反対ということではなくて、強い農業を目指すという安倍総理の言葉もでございます。それを信じておるところでございます。

しかしながら、今のところ何も具体的な案は出ておりませんので、現段階ではそのとおりの断固反対という気持ちに変わっていないというところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ありがとうございます。それでは、4項につきまして、4項と申しますか、4つの議題につきまして質問をしたいと思っております。

まず、小学校の耐震補強工事と統廃合についてでございます。私は、この問題につきましては、市民病院の企業団加入と併せて、25年度の重大な仕事だろうというふうに思っておるところでございます。市長は、今回の施政方針演説で、学校施設の耐震化について、耐震強度の安全性を示す構造耐震指標IS値をもとに、優先先を決定し、24年から27年、4年間にわけて、年次実施をしていくというそういうことを表明されておりますし計画に上がっております。

特に25年度の改修工事予定につきましては、体育館が4校、小学校が2校ということで計画をされておるわけでございますが、特に、今回の耐震診断の結果、芦辺小学校、芦辺中学校のコンクリート不足が判明し改修ができなくなったという状況になったという報告をされました。今まで、2回にわたりまして、耐震診断をした結果が、こういう状況でございまして、大変この耐震診断に対する意義というのは、少し疑問が出てきたんじゃないかというふうに思っておりますが、私は24年度工事の終わった2中学校、4小学校については、少し診断に問題があるんじゃないかというふうに思っておりますし、また多額の費用がこの診断に発生しております。耐震診断の委員会あるいは施設について、再審査する必要があるんじゃないかということを考えております。市長の見解をお願いしたいと思っております。

耐震の計画につきましては、24年度が終わったのが、石田中学校、郷ノ浦中学校の校舎、瀬戸、勝本、那賀、沼津小学校の校舎、これは終わっておりますが、今年度が、霞翠、盈科、渡良、そして勝本小学校の体育館、勝本中学校の体育館、校舎が芦辺小学校と芦辺中学校という計画に

なっております。

そして、26年度につきましても、以下、小学校の体育館を中心に校舎も入っておりますが4年間計画をされております。この芦辺小学校、芦辺中学校の校舎の耐震化につきましては、工事ができないという状況でございますから、早急な対策が必要じゃないかというふうに思っております。私は、この小学校、中学校の建築年度をちょっと調べましたら、小学校につきましては、30年代に建った建物が5棟、40年代が25棟、50年代が13棟、60年代そして平成にかけて4棟ということで、40年代以前の建物が47棟中64%は、もう45年以上の建物だというふうに資料から見ますとなっておるところでございます。中学校につきましても、30年代が7棟、40年代が4棟、50年代が6棟という状況で、ここも17棟中11棟がもう45年から50年近い建物になっておるといふ。そういう中で、こういう古いやつを耐震化してお金を使うよりも、私は新たに校舎建設というのを一つ視野にいれる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

特にこの問題については、小学校の統廃合という、そういうものが出てくるわけですが、今まで市長は、長きに渡りなれ親しんだ地域、ここから小学校をなくすというのは大変、地域の文化の拠点を残したいという思惑で、ぜひ残したいという意向が強かったようでございますが、私もそのように感じております。特に、子供たちの安全、安心を優先して考えたときに、市民の避難場所としてどうあるべきか。私は早急にこの協議会を立ち上げていただきまして、意向を調査し、そして住民あるいは保護者との意見を聞きながら、この問題を早急に解決していただきたいというふうに思っております。この耐震化につきましては、県下の学校でも壱岐が一番遅いという、そういう状況でありますから、特に今回の事態を踏まえて、国、県に対する実情を訴えながら、補助事業を活用しながらやっていただきたいなというふうに思っております。私は、中学校の統廃合のときに、芦辺地区の一部は、旧田河中、今現在の芦辺中学校でございますが、ここへの統合は反対をされまして、ふれあいランドを中心にした新校舎建設の要望書が出たという、そういう経緯もあるわけですが、今回の耐震化判断によって、その影響そして芦辺中学校、小学校については移転を余儀なくされたんじゃないかと、そういうことを思っております。

私は、この際、先ほど提案いたしました各学校の築40年以上の校舎が多い中で、数年後には建て替え時期がくる。10年、20年先になるかと思いますが、子供たちの生徒の数がそのころ何人になっているのか。そうした中で、学校の複式学級の解消とか、子供たちの競争心とか、あるいは学校の維持管理を考えると、思い切った統廃合を考え、一方では、私は小中一貫校で各町1校の4小学校、中学校のそういう一貫校というのをどうかという提案をしたいというふうに思っております。私もこの一貫校の関係について、インターネットで調べをいたしました。このイ

ンターネットの中では、今までは私立小中学校が多かったようでございますが、現在では、公立の小中学校も増えてきたという状況が出ております。長崎のほうでは、まだ公立の小中一貫はございませんが、私はこの際、壱岐が長崎県の最初に、そういう構想を出してもいいんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。この件について、小学校の耐震化と、そして統廃合について、そして小中学校の一貫の関係について、教育長、市長に見解をお尋ねしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 2番、呼子議員の御質問にお答えをいたします。私の方から基本的なところを申し上げて、具体的なことは教育長のほうから答弁をさせたいと思っております。

まず、再審査がということ。今の耐震診断結果が信用できるのかという。確かに私は、一番古い瀬戸小学校は大丈夫だったんだということ等々含めて、私はこのような状況が生まれる。私は、耐震診断すれば、診断してすれば強い補強をしなさいよ。このくらいの補強でいいよという。そういうことで、原則、耐震診断できるものと、こう思っておったわけでございます。

ところが、そういうことでできないという状況が現れました。本当に、戸惑っておるところでございますけれども、その中で、建て替えざるを得なくなったということで、先日の施政方針でも統合をも視野にいたしたことをということで申し上げました。ところで、さっきの一体信頼できるのかという問題につきましては、私は、やっぱりそれは感覚でしか物を言っていないと思うわけです。と申しますのは、今示した国の方法で耐震診断をしておるわけでありまして、もう一度同じ方法でやれば、同じ結果が出ないかもしれませんが近い結果は出る。じゃあ、その診断方法はおかしいんだと。じゃあ、どういう診断をするのか。これは、それに代わる診断方法はないわけでありまして、私はやはり出た診断というのは、信頼せざるをえないじゃないかという感覚を持っておるところでございます。そこで、そういう建て替えをしなければならぬものが出てくる。そうすると、今からも出てくるかもしれない。じゃあ、統合を考えて新しい校舎を建てたらどうなのかということでございます。それにつきましては、おっしゃるように、やはりこの前申し上げましたように、中学校区単位で統合問題も研究しながらやっていかなきゃいけないと思っておりますが、じゃあ新しく建てるんだから、現在のものをそのまましておけということにはならんわけでありまして、やはりこれは早期にこの危ない、いわゆる耐震強度がないところは補強はしなければいけないという認識をしております。しかも、27年度まででありますと、補助もございまして27年度までに、いずれにしましても将来統合して新しい校舎を建てようがどうしようが、現在のやつをそのままほっておくわけにはいかないということで、これは耐震補強をしまいたします。

それから、壱岐が6割も耐震をしなきゃいけないという、あるという一番悪いということでございますけれども、これは、御存じのように昭和56年4月以前に建ったものが多い。いわゆる、壱岐は本当に早く取り組んだという、校舎の建築をですね。そういったことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、小中学校の一貫校はどうかということでございます。それもやはり私は、その統合計画の中で訴状に上がってくることであろうかと思ひますし、それが行政指導でやるよということにはならないと思っております。やはり地域の意見、これはやはり尊重しながらいきたいと思っております。

それから、もう1件、芦辺中学校の統合のときに、ふれあいの近くに建てるべきだという御意見ございました。それにつきましても、施政方針で申し上げておりますとおり、耐用年数がきたならばその辺も含めてやりますというお約束をしておりますが、あそこは、地すべり地帯でもありますし、適地か、不敵地か。そういったことも含めて、調査もしなければなりません。

したがいまして、小中一貫校、あるいはその芦辺中学校の場所等々につきましては、住民の意向、そして地盤等の調査、それからスペースの問題、そういったことを総合的に研究しながら進めていかなければならないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 2番、呼子議員の質問にお答えをいたします。議員御指摘のように、25年度の大変大事な業務だと、まず心得ております。そこで、御指摘のように、コンクリート強度不足等により、芦辺小学校と芦辺中学校の校舎につきましては、耐震判定委員会から適正な補強工事を進めてよいという返答が得られませんでした。つまり、言葉をかえれば改築が望ましいという言葉に判定委員会が終止をしたということでございます。よって、補強工事が可でないとすれば、壱岐市のこれまでの取り組みからしまして、児童生徒の安心、安全のためには、建て替えをするということに検討がなされることとなります。このような事態は、今後26年度あるいは27年度に予定をしております校舎等の補強工事についても、起こらないとは言えないと、そういう状況とは捉えております。

ただ、これまでの判定委員の方々との接し方の中では、Is値0.3以下については、特段に精度を高めて、その補強工事についての目を持っていくという言葉は言っておられました。そういった意味では、24年度の工事が終わった分につきましても御心配な部分はあると思ひますが、補強工事として、その判定委員会が認めて補強工事も完了し、かなり大きな地震に対しても倒壊の恐れは低いという形に工事が完了したものと受け止めております。

そこで、小学校の建て替えにあたりましては、該当学校を今の場所で建て替えたらいのか、建て替えるとすればどの規模にするのか。あるいは今後の児童数の推移やほかの諸条件を考慮しましたときに、近隣校との統廃合も視野に入れた協議も併せて進めたほうがよいと考えます。具体的には、中学校区ごとに検討委員会を立ち上げ、広く意見を聞くことにいたします。25年度の新年度早々、各学校におけるPTAの組織役員等が決まり、できるだけ早い時期に保護者、PTA、学校関係者、地域の代表者の方々の構成メンバーにして、小学校の統廃合検討委員会、仮称でございますが立ち上げて、意見を集約しその結果を受けて、統廃合のあり方を検討してまいりたいと思います。議員御指摘のように、補強工事ができないという不安と心配を与えている芦辺小と芦辺中に対しては、悠長なことはとてもできるわけではありません。できるだけ早い時期に結論を出して、耐震化に対応しなければならないと考えますし、その検討委員会の結論の目途は少なくとも25年度中と考えております。

4 小学校、小中一貫校ということについてのお話がありました。一つの御意見として承っておきたいと思いますが、中学校の生徒の心身の発達段階と小学校の児童の6歳から12歳までの子供たちの発達には大きな違いがございます。そういう意味では、一つの学校の中で教育活動を営んでいくときに配慮し、いろいろな対応をする形でこれまでの教育活動が営まれてきております。そういった意味でも、小学校、中学校が、個々にこれまで日本では六・三制という形の中で長く息づいてきたということが言えるかと思えます。

吉崎市の中におきましては、全国にもあまり例をみないどの地域に行っても、どの場所に行ってもそれぞれの家があり、それぞれの家には子供がいる。山村という表現があたる地域かと思えます。そういった意味で、早くから、教育に熱心な形を取り上げていただいて、小学校では18校が設立をされて50年以上経とうとしております。

中学校については、御理解のもと4校の統合ができましたが、小学校については、そこそ各学校、複式学級はかかえてはいますが、50名余の児童をもとに、それぞれが特色ある教育活動を現在は営んでいるものと思えます。しかし、もろもろの諸条件等、歴史の流れ、時間の変化とともに考えなければいけないものはでてきているとは思えます。ただ一気に4小学校にして、小中一貫校にすることの良さがどれだけあるかというのは、十分に検討しなければならない課題だと受け止めております。各小学校の一日が終わり、子供たちが下校する姿の中に、地域の方と言葉を交わしながら、その地域に活力を与えてくれている児童の姿、その姿はやはり大切にしていきたいという面も、私自身は持ち合わせております。一つの意見として聞かせていただいておきます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（２番 呼子 好君） 市長の答弁で、計画どおりに２７年度終わるんだという。そういうことは、私も認識しておりましたし、ぜひ耐震化だけは早急にやっていただきたいなというふうに思っております。ですが、たちまちの芦辺小学校、中学校のこの問題について、もう少し具体的にといいますか、今、教育長が言われましたが、保護者の意見を聞くとか、そういう時間がせっぱ詰まってるというふうに思うわけでございますが、要は不敵だという指摘でございますから、ここをどうするのか。早急な検討委員会等立ち上げていただいて結論出していきたいなというふうに思っております。

それと、一貫校につきましては、先ほどこっちと言いましたように、公立の小中もかなり進んでおるとい状況の中で、やっぱり心身の発達とともに、同じ教育をしながらやるというのも、一つメリットがあるということで全国的に増えてきておるとい状況でございますから、これについても研究をお願いしたいというふうに思っております。もう答弁いりませんが、そういう状況で耐震化の問題と芦辺小、中学校についてお願いをして、この件については終わりたいというふうに思っております。

それから、２点目の件でございます。商店街の活性化についてということで議題をあげておりますが、特にこの商店街の中でも壱岐の王都である郷ノ浦商店街は活気がなくて、最近では近郊の柳田を中心にした郊外型のスーパー等が進出し、そしてまた福岡県への買い物とか、あるいはインターネットでの買い物が増えて、壱岐全体の商店の販売額というのは減少しておるといことで目立っております。

今の郷ノ浦の町の状況を見たときに、人通りが少ないというのが一番原因でございますが、この郷ノ浦に銀行と郵便局と病院がなければ、なおさら人通りが少なくなるという状況で寂しいものでございます。どうか、この商店街の活性化について、私も、商店の人と話したことがありますが、商店の方々もここではだめだと、お互い利害関係を捨てて、そして商工会の関係者といろいろ連携しながら、大同団結していく必要が今後あるんじゃないかと、そういう意見も聞いております。そういう中で私は今回出しているのは、この商店街の活性化の一つとして、空き家、空き店舗、これに対する活用ができないかということで、提案をしているところでございます。特に、町の中心部に駐車場がないという状況が出ておりますが、今、郊外は、店の木戸先まで車が行くという利便性で、向こうに流れているようでございますので、やっぱり郷ノ浦の中心街にも、周囲には駐車場がありますが、そこからまた歩いて行かないかという、そういう状況が出ておりますので、やっぱり空き店舗、そういうのを活用しながら、駐車場の整備というのも、私は商工会あるいは商店の人と相談しながら、ある程度、市もそこんところに駐車場の費用等も補助しながら、やっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、もう一方は空き家の関係でございますが、私は、この空き家を、空き家なり店を改修

して島内にかなりの高齢者がおられます。動けない方は別としまして、ある程度の動く方については、独居老人もおられますので、そういう方たちを、壱岐だけじゃなくて島外からも高齢者を呼んで、そしてここで集団といいますか、そういうところに斡旋しながらやる。それも一つ活性化に人が集まるということはいいいんじゃないかと思っておりますし、特に高齢化の方については、遠いところはもう車の運転ができないという、そういう状況がありますし買い物に行けない、そういうこと。そして、近くに病院があれば、すぐできるという。そういうこともありますので、そういう老人対策というの、この商店街である程度、検討されたらどうかという。そういうことを一つは考えておりますので、市長の見解をお願いしたいというふうに思っております。

それから、一番郷ノ浦のシンボルでありました旧交通ビル、これの利活用についてお伺いをしたいというふうに思っておりますが、この交通ビルは、現在個人の方の所有になっておりまして、難しい問題もあろうかというふうに思うわけでございますが、市長は1期目の市長選立候補のときのマニフェストに、この旧交通ビルを何とかしたい、活用したいと、そういうふうに訴えられました。その後のこの交通ビルに対する構想なり、あるいはもう諦めてあるのか。あのビルは、壱岐の一等地でありますので、どうあるべきかをぜひコンサルタントの専門員たちに依頼をしながら、ここを活用した活性化をお願いをしたいなというふうに思っておりますので、これも市長の見解をお願いしたいというふうに思っています。

そして、もう一つは今、全国にブームを起こしております軽トラの朝市というのが、各市、あるいは各ところで行われておりますが、私は壱岐も、壱岐の地産地消を週に1回程度、軽トラで市もやったらいいんじゃないか。そして、人を寄せるということも一ついいと思いますし、雇用も生まれるんじゃないかという。そういうことを考えております。

それから、壱岐の市の振興計画の中で、いきいき食の原産国構想という、そういう計画がありますが、これも先ほどの深見議員の話の中にもありましたように、壱岐の山の幸、海の幸、麦焼酎あり、農産加工品等、壱岐の原産品がかなりあります。特に、麦焼酎等は、壱岐牛、壱岐剣、壱岐豆腐とか壱岐ならではの産品を、やっぱ日本一の有名食品に押し上げる。そういう支えがあるわけでございますので、振興計画にのってある、そういうのを早急に構想を立てていただいて、壱岐の活性化、雇用対策につなげていただきたいなというふうに思っております。この商店街の活性化についての市長の見解をお願いしたいと思っています。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の2番目の御質問、商店街の活性化について、特に郷ノ浦商店街についての御質問でございます。議員御指摘のように、やはり人がいなければ、なかなかそこでは商店、当然のごとく商品が売れないということになるわけでございますけど、壱岐市におき

ましては、昨年から島外資本の事業者の店舗の大型化、あるいは移転、新規参入が立て続けに行われておりまして、地元商店街の経済活動に対して大きな影響を及ぼしております。

特に、郷ノ浦商店街におきましても、ふれあい通り周辺で、20軒余りの店舗が空き店舗となるなど、商店街の活気が失われる結果になっておるところであります。このような中で、島外資本として先行してまいりました芦辺町の大型店舗、誘客のために、顧客確保のために送迎も考えているというような情報も入っております。いよいよ、島外資本同士の顧客の奪い合いが始まったと思っておるわけでございまして、このような現実を見ると本当にやりきれない思いを感じているところでございます。市といたしましても、商工会と協議をする中で、空き店舗をいかに解消していくか、検討を図っているところでございますけれども、この件につきましては、商店街事業者の皆様のご協力も必要でございますし大変重たい課題でございます。議員御提案の高齢者、弱者に空き家を斡旋してはとの御質問でございますけれども、今後、高齢者人口の増加が見込まれますけれども、高齢者、弱者の中には、元気な高齢者の方、介護を必要とされる方、わずかに他人の支援があれば生活が可能な方、高齢者世帯、あるいは独居老人など、さまざまな形態の方がいらっしゃいます。高齢者の方々にも、自分が住みたい地域があると思われれます。空き家等の斡旋につきましては、それぞれのニーズに合うように、家屋の改造等も必要となります。市民の方々が望む、あるいは必要とする住居または小規模福祉施設等の取り組みなどを視野にいれながら、考えていかなければならない問題だと思っているところでございます。

また、空き家、店舗を整備し、駐車場を確保することにつきましては、その所有者の思いもございましょう。しかし、これにつきましては、商工会等と協議を重ねてまいりたいと存じます。

また、旧交通ビル跡地の利活用につきましては所有者のこともございます。軽々に言及できる状態にはございませんけれども、先ほど議員御指摘の私これは平成16年に申し上げておりました。壱岐交通ビルは、私の若いころの繁栄のシンボルだったと、今や衰退のシンボルだ。それで、私はできることならば、あの時点で1階部分には郷ノ浦商店街のテナント、2階部分には図書館を、3階、4階には高齢者の方々を、そして5階、6階を若者をというそういうお話もいたしました。これは、そこに例えば、高齢者がいらっしゃれば、御見舞もこられます。そして、その自分が住んでいる足元に商店があれば、そこで買い物もします。そういった私は考えを持っておりました。それは、私は今でも可能であればという気はいたしております。ただ、そのときは、交通ビル株式会社が所有者でございましたけれども、今でもそうでございますけれども、代表者が地元の方でいらっしゃいました。今この所有者と申しますか、代表取締役の方は壱岐出身ではございますけれども、島外の方でございます。この方とは、正直申し上げて、4月にお会いをする予定をいたしております。その折に所有者の方がどういうお考えをお持ちなのか。そして、壱岐市がその考えの中で、検討できる選択肢があるのか。そういったことにも、私はお聞きをしてみ

たいと思っておるところでございます。ただ、コンサルタントに云々ということでもございました。今の段階で、コンサルタントということは考えられないというか、失礼にあたると思っておりますし、私は地域の店舗というのは、やはり地域の方が「こうしようじゃないか」ということで、つくらなきゃだめだと。コンサルタントがこれがいいよと、これだけでは、私はだめだと思っておるところでございます。

先ほど私が申し上げましたようなことも、何を言ってるんだという方もいらっしゃるでしょう。それはいいだろうという方もいらっしゃるでしょう。それは、何よりも、地元がこうしようじゃないかと言ったことが私は絶対必要だと思っておるわけでございます。コンサルタントはだめだということではございません。

それから、軽トラ朝市、これにつきましても、これは、私はなかなかイメージがわからないところでございますが、勉強させていただきたいと思っております。原産国、壱岐はいろんなものの原産国であるということ。それは先ほど、一般質問の中でもお話ししましたように、壱岐島活性化プロジェクトチームの中で、協議会のプロジェクトチームの中で拠点施設をつくりたいということも申し上げました。

そういった中で、一つ考えていきたいと思っておりますし、施政方針で申し上げました壱岐食材祭りをしたいと思っております。そういった中で、内外にこの壱岐の食材、壱岐の方には再認識を、そして島外の方には、そのPRをということで、考えてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 交通ビルについては、4月に会われるということでもございますから、いい方向に向くように話し合いをお願いしたいというふうに思ってますし、今市長のお話の中に、20戸の店舗が空いておるといふ、そういう状況を先ほどから言いますように、大変寂しい状況でございます。私も、商店街の方に、ある人から言われまして、商店の、自分の店の前に車を止めるじゃないかと。やっぱり、自分のやつはよそに停めて、そしてお客様優先にしないと。そういうこともほかの人から言われました。それは本当だなと。お客さん、先に考えないかと、自分の車を、自家用車を横につけて、そして入りなさい。それじゃいかんのじゃないかと。そういうことも感じたわけでございます。

それと、いきいき食の関係でございますが、よそにかなりの施設がございまして、私は壱岐物産館というのを、これは農協も漁協も含めて、そういうことがちらほら耳にしますから、そこで、観光客も入れた壱岐の物産館というの、先ほどちょっと深見議員のあれの中にもありましたが、構想として少し検討してもらえばというふうに思っておりますが、それについて、ちょっと市長の考えがございましたら。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まさに先ほど深見議員の御質問にお答えいたしました。拠点施設というのは、そういったイメージで考えているところでございます。ただ、今の国の補助では、ハードがなかなか厳しゅうございます。そういったことも含めて、先ほど申しますように、これは、この補助だ。これは、この補助金だ。あるいはこの交付金だというふうなことで、いろんな補助制度等々かき集めてやりたい。そのためにも、さっき言いますように、絵を書かなきゃいかんということでございます。今回、国が、経済対策として、かなり思い切った措置をなさっていらっしゃいます。それに、いかに応えるか。これは、私がいつも知恵比べとっておりますように、私は、ここで壱岐の知恵を出さねばいけないと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（２番 呼子 好君） 今の市長の発言に対して、職員の皆さんが、ぜひ応えていただきたいというふうにかう思っておるところでございます。

それでは、３点目の件につきまして、質問をいたします。３点目につきましては、職員のやる気の引き出しということで書いてありますが、特に市につきましては、６００名からの職員を抱えておりますし、特に、嘱託、臨時については、１８０名、２００名近い嘱託の職員を抱えておるという状況でございますが、私はこの嘱託職員のやる気を起こす。これも一つの案じゃないかというふうに思っておりますが、この嘱託職員につきましては、他職の経験があります。特に、島外の企業とか、あるいは自衛隊を来たとか、そういう中で島外との人脈、人とのつながり、知人そういう方たちとのコミュニケーションが私は正職員よりも多いんじゃないかというふうに思っておりますから、ぜひこういう嘱託職員との正職員とのいろいろディスカッションはあるようでございますが、嘱託職員とのディスカッションが少し欠けている。そういう面がありますので、部署を横断的な考えで、ぜひ嘱託職員を有効に人脈で使って、壱岐の宣伝マンとして頑張りたいというふうに思って質問をしたわけでございますので、これについて市長の考え方をお願いしたいというふうにおもっております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 確かに議員おっしゃるように、壱岐市の嘱託職員、特殊な資格、技術及び経験等を必要とする職務をとというようなことで、いろんな技術あるいはライセンスをお持ちの方を採用してる方がほとんどでございます。そういった方は、おっしゃるように島外からお帰りになって、嘱託職員になるようなこともございます。確かにおっしゃるように島外とのパイプ、

そういったものを十分に引き出していないということは、率直に認めざるを得ないと思っております。やはり、それは、正職員の中途採用者等々も含めて言えることとございまして、やはり私のように壱岐を出たことがない人間とは違った感覚を私は持ってらっしゃると思います。そして、パイプもあると思います。ぜひそういったものもどういうふうにして、引き出すかということも含めて研究致したいと思っております。ありがとうございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ぜひ知恵をお互い出して、壱岐の活性化のためにお願いしたいというふうに思っております。それで、最後の4点目でございますが、住宅リフォーム支援事業につきまして、今回25年度の事業でされるということで、事業ができていますとございますが、この市内の支援事業につきましては、中身を見ますと、工事費の30万以上の10分の1とかそういうのがあるわけとございますが、全国の自治体のこのリフォーム事業を見てみますと、インターネットで調べた中では380のそういう県なり市がやっていると、そういう状況でございまして、ぜひこれについては私は今、大工さんが仕事が少ない中で新しいメニューでいいことだというように思っているわけとございますが。

この事業については県内では長崎、佐世保、島原、南島原、平戸、五島ということで、6自治体が取り組んでおりまして、補助率がそれぞれ余り変わらないようでございますが。中身について少し言及したいというように思ってますが、これ県内でございませぬが、よその自治体でございませぬが、壱岐の場合は住宅のリフォームのみのようでございますが、よそでは商店とかあるいは工場とかそういうのにもこのリフォームをやっておるといふ、そういう状況がありますので、それについても検討をお願いしたいと思いますし。また、例えば上限が20万円の中で地域と言いますか、よその市町村では半分を商品券でやるとか、あるいは全部商品券でやるとか、それは地域の活性化になるわけですので、そういうのも、全部現金の20万円じゃなくてそういうことも一つ考慮したらどうかという、そういうよその自治体を見たとき思ったところでございませぬので。

それと先ほど言いますように、380の自治体の中で最高で100万円あるいは50万円とか30万円とかあるわけとございますが、これについて少し補助率の引き上げをしてもらえばいろいろな面で、リフォームというのはかなりお金がかかるわけとございますので、ある程度生活環境の向上にはつながるんじゃないかという、そういう懸念をしておりますので、これらについて市長の見解をお願いしたいというふうに思ってます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の4番目の御質問、住宅リフォーム支援事業についての御質問でございます。

この補助金の最高20万円をもう少し引き上げできないかというようなことでございます。実はこれは先ほど申されますように、市民の生活の質の向上もちろんでございます。長寿命化を図るとともに地域経済の活性化、これもやはり一つの大きなポイントとしてあげているところでございます。

先ほど6市とおっしゃいましたけれども、7市あるようでございまして、県下です。これは最高が20万円というのが南島原市と島原市が、2つの市が20万円でございます。あと雲仙市が15万円、あと残りが全部10万円でございます。そういった中で、この県内の市の状況をお聞きいたしますと、かなり人気があるということでございまして、壱岐としても一応これ20万円で行ってみたいと思ってるところでございます。

そこで、実は県でも今年、長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業というのが新設されております。これの要綱等については現在調整中でございます。わからないわけでございますけれども、住宅のバリアフリー化、住宅の省エネ化、安全性を向上させる防災化など、一定の性能を確保できる住宅リフォームに対して助成する制度となっております。内容は対象工事費が50万円以上で補助率は20%であります。補助限度額につきましてはバリアフリー安全型リフォームが20万円、省エネリフォーム、防災型リフォームの場合は30万円と予定をされております。いずれにしても県による直接補助ではございまして、市を経由しての補助事業となるために、6月以降の補正で計上したいと考えておるところでございます。

市の補助事業は御存じのように制限がございません。リフォームであればいいわけでございますけれども、県の事業は先ほど申しましたように、一定の条件がございまして。そこで県の部分と明確な区分がございすれば、私はあわせてこれは改造リフォームができるというふうに認識をいたしておるところでございます。そういったものも県の部分と市の部分、これを今年から始まるわけございまして、皆さんに御利用をお願いしたいと思ってるわけでございます。県の分のどのくらい来るか、それはまだわかりませんが利用していただきたい。

それから御提案がありました、商品券でどうかというようなこと、あるいは商店の改修はどうかというようなこと、これらについては少し研究をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 県のリフォームとあわせて、ある程度の補助事業が出るようでございますから、ぜひお願いしたいと思いますし、今年2,000万円の予定をされておりますが、ぜひ来年度については、25年度の実態を見ながら増額をお願いしたいなというふうをお願いし

まして、ちょうど時間が来ましたので私の質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、呼子好議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時30分といたします。

午後2時21分休憩

午後2時30分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、17番、瀬戸口和幸議員の登壇をお願いします。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（17番 瀬戸口和幸君） 私は市長に、災害応援協定等についてという1項目質問をいたします。

表題としては1項目でございますが、災害応援協定等ということに関しては、等については、地域防災計画の原子力対策編について後段触れますのでその意味でございます。

とりあえず、まず第1段階としまして、災害応援協定についてとりあえず質問をいたします。

災害応援協定、読んで字のごとくでございますがこの意味するところは、災害時または危機発生時における支援活動に関する協定ということで、災害等発生時に各種応急復旧活動に関する人的、物的支援についての業者等との協定、もしくは関係機関または他の自治体との協定の締結に関することでございます。

それで地域の事業者等とこの災害応援協定等を結ぶことのメリットとしましては、自治体は災害発生時に、市では、あらゆる面で人的、物的な面で、自体で対処するのは不可能でございますので、こういうことが起こった場合、事業者等に応援支援を頼むという意味の協力体制及び情報伝達体制がとれることが、災害発生時に円滑な支援協力体制が図れるだろうということと、行政と地域業者等のこういう協定を結ぶということは、地域の住民の皆さんが防災に対する意識の高揚に役立つ面もあるんじゃないかと思われまして。

それで今壱岐市で、どういう事業者もしくは防災関係の協会もしくは自治体等で、協定を結んでいるところがあるかと列挙しますと、6つのグループ等で結ばれてるようでございます。

触れてみますと、公共土木関係、公共下水道関係の復旧のための機材、人的支援以上2つでございます。それからLPガスの供給、諸機材の提供と人的支援に関する協定、それから防災協力

部会との家畜伝染病（口蹄疫とか鳥インフルエンザ等）の発生時への支援協力要請、それから物資とか人的支援（物資の供給関係）で商工会との協定、これは最近24年の12月に締結されているようでございます。

そのほか他自治体との相互応援協定、長野県の諏訪市（姉妹都市）、諏訪市との関連の静岡県伊東市、それから神奈川県秦野市ということで今年の8月でしたかね、相互応援協定が結ばれているようでございます。

今述べましたところでは、6つのうち4つに関係は地域の防災協定事業者等の締結。他自治体とは1つでございますが、この中でまだ私なりに防災協定を結んだ方がいいんじゃないかということがあると思いますので、この点についてどうお考えになってるか市長の見解を伺いたいと思います。

まずその項目としましては、医療救護関係で医師会とか歯科医師会とはどうなるのかと。それから緊急輸送ということで、地域のなんでは沓岐交通とか玄海交通とか、それからトラック協会とか。それから島外等に輸送するための考えられるのは給油等はどうするのかと。それから避難収容のため、特に要援護者等の収容のために社協等の関係はどうなるのかなということですね。それから災害が起こった場合の、災害の広報関係、沓岐FMとかケーブルテレビ等はどう扱うのか。それから物資調達供給については一応商工会で扱ってありますが、会員ということで、商工会を通じての支援要求ができるようでございますが、チェックしてみますと商工会に加入してない業者も結構あるようなことがありますので、そういう面も考えたらどうかということですね。

まず1点は、今6グループと締結してるけど、今列挙した面についてどう考えておられるのかということですね。

それから同じ協定内容で、先ほども触れますように他自治体の相互協定ということで諏訪市、伊東市、秦野市と結んでおりますが、そのほかに私なりに考えましたのは、今平成24年度に3名の職員を派遣しております、福島県の楢葉町。

ここについては人口7,000程度でございますが、福島原子力発電所から20キロ圏内に位置しているということで計画的避難区域になっておりまして、町役場は楢葉町の南のいわき市の明星大学の施設を借りて町の行政を執行しているということです。それであとちょっと触れますと、この楢葉町24年の8月に警戒区域は解除されまして、避難指定解除準備区域になっておりますが、警戒区域は解除されましたけど、立ち入りはオーケーだけれど宿泊はだめだということ。それから電気水道等のインフラは整備されてない。そして除染もまだ不十分だという地位にあるようでございます。

そういうことで諏訪市、伊東市、秦野市については、自然災害等を主に対処できると思うんですが、何度も申しますように楢葉町は原子力被災地でございます。私たち沓岐市としまして玄海

原発を二十数キロ内に抱えてるなんで。まあ災害の起こらないことを祈っておりますが、起こる可能性もあるということでそれに対処するための、どう対処するか、地域防災計画原子力対策編は一応できつつありますが、これの細部の実施計画の作成とか対処マニュアルの作成のため、それからもし発生した場合、事故発生時に対処支援を人的派遣を頼むという意味でこの檜葉町と協定を締結して、お力添えを願うというので考えたらどうかということしております。

そういうことで市長どうお考えでおられるかお聞きしたいと思います。

協力協定関係は以上でございますが、次の等ということで含めました地域防災計画原子力対策編に関しての2点質問したいと思います。

原子力災害発生時に30キロ圏内の避難計画対象地域ということで、今度策定されようとしております地域防災計画の原子力災害対策編については、30キロ圏内から島内の避難については一応概容は触れてはありますが、島外に避難が必要になった場合いわゆる2次の避難要領については触れてないよう、具体的って言うか、どう言ったらいいのかわかりませんが、触れてないようでございます。このように島外などについては壱岐の特殊性から触れないのはおかしいというか、手落ちじゃないかということを感じました。

じゃあということでいろいろ眺めてみますと、島外避難、市の区域を超えた広域避難計画の策定についてということで2カ所、私見つけました。21ページでございます、その第8節避難収容活動体制の整備の第2項では、「市の区域を超えた広域避難計画の策定においては、国及び県が中心となって調整を図るものとされている」ということですね。それから53ページ第4節屋内退避避難収容等の防護活動の第9項で、「市の区域を超えて避難等を行う必要が生じた場合、国の協力のもと」間はちょっと省略します、「県は受け入れ先の市町村と協議の上、要避難区域と市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている」ということですね。

この21ページの「調整を図るものとされている」それから今触れました「こととされている」ということで、何かこれを見てると、本当にこれが壱岐の防災計画なのかと、悪夢、人ごと、言葉は悪いかもしれませんが、何か自分の市の防災計画という受け取り方ができないんですね。国、県とにやってもらってそれを受けただけです、ということしかできないので、あくまでも自分の防災計画なので、自分なりの壱岐としてのどうするか、ある程度具体的に、今すぐ出せないならそれなりのなんで、どうするんだということに触れるべきじゃなかったかということを感じたので、どうお考えかお聞きをいたします。

それから同じ計画の、これについては一応計画でございますが、実際細部の行動計画と言うか実施計画はつくる必要があるかと思えます。例えば北部に、30キロ圏から抜けるために、北部36カ所の施設に避難するということになってますけど、じゃあこれの対象1万6,000名は、この36施設にどう行ったらいいのとかですかね。

防災協定を締結するとすればその事務もやらなきゃいかんでしょうし、それからそれぞれ県、国の指導を受けるなんもあるかと思いますが、県との連絡用務調整等に従って具体化するプランもあると思うんですが、そこら辺も加味しまして、細部の実施行動計画はいつまでに作成するようなスケジュールになってるのかということで、まず防災協定について、足りないと思われた項目、それから檜葉町との協定の関係、防災計画の原子力対策編についての島外避難の場合の考え方、それからこの計画に細部の実施の行動計画はいつごろまでに実際つくるように考えておられるかということで市長にお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 17番、瀬戸口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大きく災害時応援協定等についてということで、小項目3項目ございます。

第1項目の災害時応援協定について、さらに医療、救護、輸送、避難収容、災害広報及び物資供給等のための協定を結ぶべきではないかということでございます。

現在御承知のとおり、壱岐市の災害時における応援協定につきましては、先ほどおっしゃいましたように、市内土木21社からなる壱岐市地域防災協力部会、市内17社からなる壱岐市管工事協同組合、市内12社からなる社団法人長崎県LPガス協会壱岐支部、壱岐市商工会、姉妹都市関係による諏訪市、伊東市、秦野市、これらの応援協定を結んでいるところでございます。また3月15日には、国土交通省九州地方整備局との応援協定を締結する予定といたしております。

これらの協定を締結する目的は、応援の趣旨、災害時等における応援の方法、役割分担や費用負担等について平常時から市と協定の相手方との双方が共通認識を持つことができ、いざというときのお互いの連携や応援がより円滑に迅速に進むことを目的としているところでございます。

一方長崎県におきましても、それぞれの協定がございまして。

放送業者との放送要請に関する協定、商店との物資の供給に関する協定、倉庫協会との物資の保管等に関する協定、レンタル業者との仮設トイレの供給に関する協定、医師会との医療救護に関する協定、医薬品卸業組合や医療機器協会との医薬品、医薬材料等の供給に関する協定、プレハブ建築協会との応急仮設住宅の建設に関する協定、トラック協会との緊急輸送の確保に関する協定など、既に県の段階で複数の協定が締結されているところでございます。

これら協定を参考としながら、本市といたしましてもより多くの協定を締結していくことにより、県からの、先ほど申しました、業界等に対する要請に加え、個々の事業主に対して市からも直接要請が可能となるなど、災害時の連携がなお一層深まり災害時に円滑、効率、効果的な対応が図れると考えております。

次年度に行います壱岐市地域防災計画の自然災害対策等の見直しとあわせて、今後これら協定

の締結に取り組んでまいりたいと考えております。先ほど申されました、壱岐交通とかそういったことについても積極的に協定を結んでいきたいと思っているところでございます。

2番目の、原子力災害対処のための櫛葉町との協定の締結を図るべきじゃないかとのことでございます。福島県双葉郡櫛葉町へは全国市長会からの東日本大震災にかかわる被災市町村に対する中長期的な職員の派遣要請に基づきまして、平成24年度において建設課から技術職員を4カ月交代で1名ずつ派遣をいたしまして、現在現地の災害復旧任務に当たっているところでございます。25年度におきましても継続して派遣を予定いたしております。

さて、原子力災害対処のための櫛葉町との応援協定でございますが、現在櫛葉町は自分の町の災害復旧に懸命に取り組んでおられるところでございます。

まだまだ人手が足りず、昨年11月15日に櫛葉町の松本幸英町長がみずから壱岐市にお出でになり、これまでの支援に対するお礼並びに今後の人材派遣などのさらなる支援をお願いされました。この件はご覧いただいたかと思えますけれども、壱岐市ケーブルテレビでも松本町長みずから御出演になりまして、市民皆様にも櫛葉町の状況を報告されお礼を申されたところでございます。

まだまだ復旧が進んでおりませんで、いまだ櫛葉町の役場はいわき市にございます。住民の方もまだ自分の町にお帰りになってない状況にございます。落ちつきを取り戻されるまで相当な時間、年数がかかるものと思われまます。このことを察しますと、今の段階で応援協定を締結することは櫛葉町の負担を増大させることも考えられますので、本市からは現状のままによりしばらく技術職員の人材派遣を行うことにとどめておきたいと考えているところでございます。

3番目の地域防災計画、原子力災害対策編の島外避難、2次避難でございますけれども、輸送手段、発信地及び目的地並びに収容施設等は本計画では触れてないけれども、壱岐の特殊性からこれをいかにするのかという御質問、また本計画に基づく細部の実行実施計画、これいつまでに作成するのかについてであります。

島外避難につきましては、このたび提案をしております壱岐市地域防災計画原子力対策編、第1章総則の第6節、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の中で、特定事象の状況によって、壱岐市全域が避難対象地域とされたと想定し、事前に国や長崎県並びに福岡県、佐賀県等、周辺市町村と連携し広域避難計画を策定することといたしております。

この広域避難計画の策定につきましては、やはり1つや2つの市ではとてもできないわけでございまして、他の県に対してお願いしなければいけないということになります。まずは地元長崎県地域防災計画との調整が必要でございます。市単独で避難受け入れ先の選定や輸送手段の確保などは、到底できるものではないと考えるところでございます。したがって、国、県等々の計画との整合性を図ってまいりたいと考えているところでございます。

国の原子力災害対策指針においても、UPZに包含される地域は複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的、主体的に関与し区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整を行うことが必要であるとされているところでございます。国、原子力規制庁が関係県間の調整を行うために、広域的な地域防災に関する協議会を設置いたしまして、玄海原子力発電所から30キロ圏内に入る、長崎、佐賀、福岡、3県と国と原子力事業者である九州電力による会合がこれまで2回開催されているところでございます。

吉岐市の広域避難計画の策定はこれからでありますけれども、広域避難計画の策定を進めるにあたっては、国や県に積極的に関与していただかなければなりません。よってまずは長崎県地域防災計画との調整が必要でございますので、県に対して広域避難計画の策定についての協議を行ってまいりたいと考えております。

また、後段の本計画に基づく細部の実施計画はいつまでに作成するのかについてでございますけれども、吉岐市防災計画原子力対策編1章にうたっておりますように、それぞれの関係機関において防災上重要な機関の処理すべき事務または業務を進めるためには、吉岐市地域防災計画を補完するものとして、必要に応じて細部の活動計画を作成しておく必要がございます。

例えば主なものとしたしましては、対策拠点施設いわゆるオフサイトセンターへの職員の配置体制、これはページ18でございます。警戒区域を設定する場合の計画27ページ。行政機関の業務継続計画29ページでございます。安定ヨウ素剤の配付計画61ページなど。これらの計画等については国や県の方針などと整合性を図りながら、作成できるものから順に進めてまいりたいと考えておりますので、全てをいつまでということは今のところの発言については、留保させていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 応援協定で市として結んでいるのは6団体等ということで、そのほかに私は足りないんじゃないかというなんでは、県と協定が結ばれている、それを受けてということなんです。

それで県でそういうのが結ばれとったら、それに、まあ普通からすると行政の流れからするといいんかもしれませんけど。協定を結ぶメリットとして、私はちょっと触れましたが、実際それと日ごろから接触しておくという、市としてですよ、しておくということによって、そのことが起こった場合の情報収集からいろんな事務連絡等からすれば、ちょっと密接度が薄くなるような気がしますから、できるだけ受けて、地域としてのいざというときにすぐ動けるという状況からすると、本当に県で結んでいるからいいんだというのには、私なりの感覚としてはちょっと物足りないような気がするんですよ。その点についての意見をお聞かせ願いたいと思います。

そのほか、県もしくは市と結んでない等については、できるだけ早くということでございますので、進めてほしいと思います。

それから榎葉町との協定の件でございますが、一応確かに榎葉町は今の状況としては避難指示解除準備区域ということで、今の状況については先ほども触れました、立ち入りはオーケーだけれど夜はだめだということ、それからインフラも実際にやってない、除染も十分でないということで、事態ということで一生懸命だということで、遠慮したほうがいいんじゃないかというなんでございますが、先々、まあそれは事情もありますから、先々考えていくことについてはどうお考えかというなんもお聞きしたいと思います。

それで今の状況はこういう状況でございますが、24年度に4カ月ごとに3名等派遣しておりますが彼らが、もう2名は帰ってきていると思います、間もなく3人目が帰ってくると思います。彼らがつぶさに現地をつかんだ原子力災害がどういう状況であるかというのを体験していると思います。それを彼らと市長でもいいし担当者とも会合の場を持たれます。持ってもいいし、彼らに感じたことを、まあ負担になるかもしれませんが、レポート等で、今の段階で壱岐市として原子力災害はこういうものだ、こういうときはこういうものなんだというようなを、利用するという言葉は悪いですけど、彼らの力を借りるということも考えていいんじゃないかと思います。

先々榎葉町とそういうのに協定を結ぶというか、考えておられるかということと、それから3名の力を借りるという、それから来年度も派遣するということでございますので、彼らにそれなりの負担はかけますけど、できるだけ壱岐市になるように取り組むという意味で、どうお考えかということをお聞きします。

それから、地域防災計画の原子力対策編のその状況の件でございますが、前段のほうで国、県、学校地域の場合については触れるということになってるということでありましたが、それを先ほどからあげた件で、その21ページとか53ページの欄とかで、実際壱岐としてのここはこうですよという何か、補足っていうか具体的ななんを盛り込めなかったかということですね。ということは、どうも委託をしたみたいで、県等の受けて作成したということからすれば、壱岐としての、先ほどから申し上げますが、島外避難は特殊な避難なんですね、それについての実際どうもこの計画それぞれの考え方は国、県等の力を借りなければいかんから、それまでいいじゃないかというようなが見えないでもないということを感じたので、私なりに具体的に壱岐なりの考え方をこの計画には入れてほしかった、入れるべきじゃなかったかということでございます。

それから、今計画の細部の実施計画はいつまで作成するのかということに対しまして、一つ私気にかかったのは、市長の言われたのは、18ページとか20何ページを言われましたが、その状況の必要に応じてということと言われたので、そこら辺が非常に気にかかるわけですね。必要に応じるっていうのはいろいろな広義の解釈もあるかもしれませんが、災害が起これば必要

に応じてじゃなくて、そのとき実際にスピード感が要求されるのに対して、必要に応じてって言葉等は使ってほしくないんですね。

それで先ほど、いつまで行動計画をなにするのかで一つ例を挙げましたけど、北部地域に36カ所収容施設はなんしてありますが、36施設に1万6,000をいかに収容するのか、以前6月の議会で総務課長にちらっと話しましたけれども、「おたくはどこに行くんですか」という、ちらっと投げかけましたけど、実際にどこの地域の方は36カ所のどの地域に行くんですということを、いつだったかそのうちに、この防災計画に関するなんかは、市民に周知するために資料を出すということであったんですが、一番何かこういう避難するとき私たちとしては、住民としては、市民としては、じゃあ何か起こったときどこへ行くのかというのが決まる、欲しいと思いますね。そこら付近をいつまでなんするのかということも含んで、行動計画をどうするのかということも聞いてるわけなのでございまして、以上再質問ということで触れていただきたいと思います。議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 瀬戸口議員の再質問について申し上げます。

協定につきましては、言葉足らずでございました。県が協定を結んでいるからそれでいいんだということではございませんで、そのことと含めて市内におきましても、個々のなるだけ多くの事業者と言いますか、関係者と協定を結ぶという方向でございまして。

2点目の件でございましてけれども、榎葉町との契約のことでもございまして、協定ということでもございましてけれども、これはおっしゃいますように、やはり被災地に学ぶということは大事でございまして、榎葉町に派遣をいたしました職員からのいろいろの話、そしてまた榎葉町そのもの、町長とも先日もお話ししましたし、また今度もお会いする機会もあると思いますので、そういったことで被災地に学びたいと思っております。

また将来的には、先ほども申しましたように、落ちつきを取り戻されたならば、その協定につきましても当然視野に入ってくると思っておりますのでございまして。

それから、県や国任せで人ごとのようじゃないかということでもございましてけれども、避難をするのは壱岐だけではございません。松浦市、佐世保市の一部あるいは平戸市等々あるわけでもございまして、個別にその市が個別の市に、福岡県、佐賀県あるいは山口県等の市に、まあうちで言えば3万人近いわけでもございましてけれども、受け入れてくれないかというようなことは、なかなかやはり交渉ができないということが現実だと思っております。やはり国、県の防災計画等と整合性を図って、それこそ先ほど言われますように、壱岐島内の避難にあってはどこに、どこ地区の方はどこ辺にということでもやっとならざるわけでもございましてけれども、やはり壱岐市は例えば山口県のどこらに行ってくれというのは、これはやっぱり国、県で調整をお願いしなきゃいかんと思ってる

次第でございまして、決して人ごとと考えてることはないということは御理解いただきたいと思っております。

それから期限の問題でございます。「必要に応じて」ということについて、大変けしからんという御意見でございますけれども、お許しをいただきましてそれらの事情を総務部長に説明をさせたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

総務部長に説明をさせたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） まず行動計画でございますけれども、今後は国、県の方針に基づいて決めていく、安定ヨウ素剤の配付計画とかそういうところもあるわけでございますけれども、対象拠点施設、オフサイトセンターへの職員の派遣等については今後25年の中でどういう職員を配置していくとか、そういったことも決めるわけですが、今後市で独自に決められる分と、それから国、県の方針に基づいて決める分とございますので、そういうものを踏まえて整備していきたいと、行動計画をつくっていききたいというふうにまず考えております。

それから1万6,000人の30キロ圏内の住民の方々の避難でございますけれども、これにつきましては皆様方にお配りしております資料編の中の3ページ、4ページに、各それぞれの30キロ圏内の地区ごとに、指定避難場所についてもお示しをしているところでございます。

今後その周知につきましては、30キロ圏内にいらっしゃる方、特にそういう方々につきましては、やはり地区に入って行って説明をしながら、そしてどこを通過してどういう形で避難するか、どういう方法で避難するか、そういうところも含めて十分周知する必要があるかと思っております。

以上でございます。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 部長まで出ていただきまして、御答弁いただきましてありがとうございます。

先ほど市長の答弁とも関連しますけど、確かに壱岐市独自で決めれないのはもちろん多々あることは私も承知しております。ただ島内の避難とか何とかについては、それぞれ国、県からどういう段階だからということで指示が下れば、どう30キロ圏から抜けて島の北に移動する等については、独自の計画があつてしかるべきだと思います。国、県の支持を仰がなきゃいかんことについては、先ほど市長お答えになりましたけども、そりゃ私もわかります。それについては無理を言うつもりはございませんが、島内、壱岐市で独自でその段階に応じて避難指示が出れば、

については壱岐市独自の行動計画があつてしかるべき、つくつてしかるべきだということで私はそれについては早くつくるべきじゃないかということで、じゃ実際はいつごろまでにつくるんかということでお聞きしているわけです。

これになんしまして、人ごとみたいじゃないかという言葉で、ちょっと言葉が悪うございましたが、私が釈迦に説法的に言うなんはありませんが、防災、減災をやるには個人の場合、自分の命を守るのは自助だということが常々言われております。それからすると、原子力防災が起こった場合、いつも市長が言われる壱岐住民の安心・安全のために市長はあるんだということからすれば、壱岐市自身として生き残るため、壱岐2万9,000の住民が生きていくためのなんは、やっぱ自分でやらなきゃいかんと私は思います。

そういう点からしまして、今のも含めまして市長もしくは部長の何か御意見ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 後段の部分についてはもう当然のこととございまして、壱岐市自身が自分たちの安全を守らなければいけない。そのためには、私はそういったものの陣頭に立たなきゃいけない。そしてまたこの防災計画について、周知を図っていかなければいけないというふうに心得ております。

前段の部分につきましては、真鍋総務部長に説明をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 真鍋総務部長。

〔総務部長（真鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（真鍋 陽晃君） 壱岐市内の例えば、まずは10条通報そして15条通報とあるわけでございますけれども、その状態に応じた避難の計画については、今回の原子力対策編の中で含まれて、現在お示しをしているわけでございますけれども、これはもう当然県の指示を仰がなくても、事態が起こればそういう形でするように示されておりますので、今回この中に網羅をしておるところでございます。

そしてまた、今後全島避難、当然そういうことも考えられるわけですが、そういう場合におきまして今後30キロ圏外の市民の皆様方にも、先ほどは30キロ圏内のみの話をしましたけれども、30キロ圏外の方につきましても説明を進めていきまして、混乱のないような形で、そしてまた現在避難の方法についても県知事等への施設の整備等も要請しておりますけれども、そういうものについても十分お知らせをしていきたいというふうに考えております。

〔総務部長（真鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 自然災害については日本全国あらゆるところで体験をしているわけですね。しているというのは言葉はなんですけど、壱岐もそれぞれいろんな面で自然災害については受けてます。津波はないかもしれませんが地震はありましたね。

それで被災地に学ぶということで、最近、今度、起こったのは3・11で福島原発をなんして原子力についての被災のなんは余りにもない体験した、体験という言葉はちょっと語弊があるかと思いますが、被災の経験がないということからすれば、目の前に二十数キロ前に控えておる原発がいつ起こるとも限らないということからすれば、新たな災害への対処というような必要にされると思います。

そういうことで櫛葉町の例を出しましたけれど、そういうのも利用して、もしくは当地の力を借りるという意味で、ぜひ早急に今度の地域防災計画原子力対策編をもとにして、具体的な行動計画を早急にできるところから必要とするところから着手されまして、いざというときに右往左往すること、情報が混乱して福島原発事故でのあらゆるなんでスピーディーの何か情報が入らなかったために、飯館村は30キロ圏内以外だから大丈夫だろうと思っとたら、避難民はずっとそちらのほうに逃げとったけど、後から聞いてみると被災しておった。飯館村は福島原発から最高50キロあります。そういうのはよもやと思っとったんですね。それと同じことは壱岐も実際30キロなんだからということで、風向き等によっては一市全体かぶる可能性もあるわけですね。はい。それは国、県からの情報も、だけど御存じのとおり、当時の福島原発でも情報が入らなばっかりにそういう、不都合が起こったわけです。

自分らで情報を集めてそれなりの対応はするということ、情報が入れば即行動に移れるいうようななんでこの防災計画を受けて、壱岐市としてできることは早急に着手して、いざというとき2万9,000一市民が福島の皆さんみたいな二の舞にならんように、ぜひ力を注いでいただきたいと思います。

以上で、よろしく願いして、私の一般質問を終わります。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって瀬戸口和幸議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日3月7日木曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後3時17分散会



平成25年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 会 議 会 議 録 ( 第 4 日 )

議事日程 ( 第 4 号 )

平成25年 3 月 7 日 午前10時0分開議

日程第 1 一般質問

- 1 0 番 田原 輝男 議員
- 1 4 番 榊原 伸 議員
- 3 番 音嶋 正吾 議員
- 1 3 番 鵜瀬 和博 議員

本日の会議に付した事件

( 議事日程第 4 号に同じ )

出席議員 ( 18 名 )

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君  |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 深見 義輝君 |
| 7 番 町田 正一君 | 9 番 市山 和幸君 |
| 10番 田原 輝男君 | 11番 豊坂 敏文君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 榊原 伸君  |
| 15番 久間 進君  | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 牧永 護君  |
| 19番 中田 恭一君 | 20番 市山 繁君  |

欠席議員 ( 1 名 )

- 8 番 今西 菊乃君

欠 員 ( 1 名 )

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君



僚議員の中から質疑がありましたが、重複する点もあるかと思っておりますけれどもよろしくお願いたします。

まず1項目、市長は施政方針の中におきまして、吉崎市庁舎建設検討委員会を立ち上げると、そして議論、協議を進めると述べられました。その中で立ち上げの時期、4月から3月のいっぱいまでという幅広い1年間のスケジュール的なような説明がございましたけども。

私の考えとしては、それもそうですかねえと思えますけども、でき得るならば早急な立ち上げを望みたいとそう思っているところでございます。なぜかと言いますと、現在の旧4町の庁舎、まず最初に、これをどのように今後されようとしている考えをお持ちなのか、それも踏まえて庁舎建設検討委員会の中で協議されるものか、その内容によってはいろいろとあるかと思えますけども、まずそれを先に市長に答弁をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 田原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 10番、田原輝男議員の御質問にお答えをいたします。

先行して、旧4庁舎の活用方法等の考えだけでよろしゅうございますか。

議員（10番 田原 輝男君） はい、そうです。

市長（白川 博一君） 本庁舎を建てるとした場合、旧4庁舎につきましてはやはり現在でも、その旧4町の中心地でもございます。当然のことながら一つの住民活動の拠点であり、また災害等の避難場所等に耐え得る状況をつくらなければいけないと思っておりますが、いずれにしましてもそういう考えを持っておりますけれども、やはりこの検討委員会の中で、そういったことも含めて協議をしていただきたいと思いますと思っているところでございます。

その前段といたしまして、この庁舎建設検討委員会につきましては、旧4庁舎を活用した分庁方式が市民サービスの向上、事務の効率化、庁舎維持管理経費の削減、施設の老朽化など考慮いたしましたとき、そしてさらには合併10周年を迎えた中で、合併特例債の対象期間が5年延長されたことなども踏まえて、この新庁舎の建設を検討する時期が来ていると考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） 私の考えていますところは、要するにこの4庁舎をどのような庁舎がどこになるか今のところわかりませんが、この4庁舎をこのまま何らかの形で残すのであれば、いろいろな問題が浮上してくると思うんです。ましてや今市長おっしゃられましたように、これ避難場所にもなっております。ほいで今の状態の中で果たして避難場所となり得るのか、そしてまた何らかの形で残されて、住民サービスのために残そうという計画があるのであれ

ば、これは一応耐震調査、いろんな問題が浮上してくるかと思うわけです。

それで、私の質問これ4項目の中で3項目につきましては、早急にできる問題じゃないかと思っております。それでお願いするのは、年次計画的なものを踏まえて、やっぱり今からはその段階的なものを考えられて、一步一步前進していかんことにはなかなか問題が生じるかと思っております。

それで今言われたように、要するに庁舎建設につきましては、私はもうこれ早い段階からそういうふうに、前も1回質問いたしましたけども、まあいろいろと今度の場所的なものでも問題があるかと思っておりますけども、今回の場所的なものについてはちょっと控えたいと思っております。

それで、市長の考えとして残されるのであれば、今後その庁舎についての対応としてどのように考えていられるのか、先ほども重複しますが、現在も勝本庁舎につきましては一部で雨漏りの状態だとそういうふうに伺っております。そやからこれは管理の問題で、いろいろと老朽化が進む中でお金がかかるかと思っております。

それで早急な対応策とするのは、場所を早く決定されて、それなりのものを早くどういう形で、言いますように残されるのかわかりませんが、その対応策として早急な対応を願いたいというのが私の趣旨であります。

何か市長ありましたら。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） この庁舎建設検討委員会におきましては、新庁舎の機能、規模、建設場所そして現庁舎の活用などあらゆる方面から検討、協議をいただき新庁舎建設について答申をいただく予定といたしております。

そして今回、本委員会を立ち上げることを計画いたしましたのは、やはり合併特例債が5年間延長されたということが大きく私の気持ちを動かしております。それは当然新庁舎建設となりますと多額の費用を要します。新庁舎というのは壱岐市にとっては母屋でございます、そういった母屋をつくる時に合併特例債、まあ7割近い補助事業と考えられるわけですが、この合併特例債しかその充てられる財源を、国からもらえる財源っていうのは、もうこの合併特例債に限られていると思っております。そういったことでこの合併特例債の活用できる期間内に建設することが私は重要だと思っておる次第でございます。そういった意味では平成30年度までに完成をさせなければならないと考えております。

そういうことを考慮いたしましたときに、時間的には余りないというのが実情でございます。こうしたことから議員も早めにとということでございますけれども、新年度早い時期に立ち上げま

して、議論を重ねていただき平成25年度中には新庁舎建設に係る答申をお願いしたいと考えているところでございます。

そしてまた現有の4庁舎の耐震性についてはどのようになっているのかとの御質問でございます。

郷ノ浦庁舎は昭和50年建築、勝本庁舎昭和48年、芦辺庁舎昭和55年、石田庁舎昭和47年建築でございます。いずれも新耐震基準施行以前に建築されたものでございます。特に災害等が発生した場合の、災害拠点の施設となり災害警戒本部や災害対策本部の設置場所ともなる市役所庁舎の耐震化の重要性は十分認識をしているところでございまして、4庁舎の耐震の時期を見合わせている理由といたしましては、新市建設計画において計画しております新庁舎の整備をいつの時期にどこの場所にするかなど、新庁舎との整合性を図っているところでございます。

なお、平成21年4月に策定した壱岐市耐震改修促進計画中の、市が所有する特定建築物の耐震化基本方針におきましては、防災拠点施設の耐震化を一番に掲げているところでございますが、こういった理由から4庁舎の耐震診断は後回しにして、避難施設としても指定を受け日常的に児童・生徒が使用する学校等を優先し計画的に耐震化を進めているところでございます。4庁舎の耐震診断改修につきましては、今後設置されます壱岐市庁舎建設検討委員会の協議結果をもとに並行して議論してまいりますが、耐震改修促進法により耐震工事を行わなければならない現庁舎は3階以上1,000平米以上の建物でございまして、法的にしなければいけないのはそういうことでございますが、郷ノ浦庁舎それから芦辺庁舎が3階以上ということで2つが対象となります。あと2つの庁舎につきましても、当然のことながら法的には義務化されてないとはいえ、やはり耐震を図らなければいけないと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） はい、わかりました。それで市長おっしゃいますように、何しろ4庁舎は災害時の避難場所になっております。それでやっぱり避難場所が避難できないような状況にならないように対応をお願いいたします。

終わります。

ええ、下から2番目です……

議長（市山 繁君） ちょっと田原議員。質問事項が大きいのが（「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり）1項ですから、続けて3項まで、いや4項までお願いします。

議員（10番 田原 輝男君） 2項目めは2番目の市営住宅の耐震調査と管理体制はどのようにと通告はなっております。

このことにつきましては、この資料によりますと、昭和37年そして38年これは1棟ずつ上

がって、昭和40年代、48年までで、相当な棟数を要しております。それで、その中に1カ所につきましては、大変な危険区域と、危険な住宅という話も伺っております。それで学校耐震もあと27年度で終わると思っております。この件につきましても早急な対応はなかなか厳しいと思います。それで先ほど言いますように、この耐用年数、かなりになっている住宅について、そして一部木造住宅もあるかと思っております。これもかなり老朽化した棟数が結構あるようでございます。

それで今後、市長として、どのようなこの住宅の管理体制、どのようにお考えなのかという点が1点。

そして3項目めの、へき地保育所と隣接する地区民センターの耐震調査と管理体制はとうたっておりますけども、これはまず最初に、今後、地区民センターとへき地保育所の、総務課と市民部ですかね、この並行したのがまず一つにはならないのが1点と。それで地区民センター的なものをいつまでこのまますずと継続していかれる気があるのかなのか、このお尋ねと。

そして4項目めにつきましては、これ教育長に質問でございますけども、これは小学校の統廃合については中学校と違い早急にできるものではないと。ならば27年度で耐震、学校関係終わります。けども私はこれで3回目です、この質問は。耐震外の学校施設ですね、これは本当にもうかなりの年数を要しますけども、前教育長のときから2回ほど、そして久保田教育長になられて1回目の質問かと思っております。この状況をまず教育委員会が2回ほど見られて何の対応策もなかった。そして久保田教育長になられてまだ1回も行かれてないと思っておりますけども。

要するに耐震工事外の学校施設、これは小学校の統廃合はなかなか問題があると思えますよ。昨日の同僚議員の中から、小学校の統廃合もすべきじゃないかという質問だったかと思っておりますけども。私におきましては、この小学校の統廃合については、地域文化の拠点でもあり、なかなか簡単にいく問題ではないというふうに認識をしております。ならばどうするか、子供たちが安心・安全で通える学校づくりをするのが教育委員会の仕事ではないかなとそのように思います。

けども今まで2回ほど質問いたしまして、何ら対応策もない。コンクリートがはげて鉄筋がむき出しになってそのコンクリートの破片が落ちる状況の中で、本当に安全で安心で通える学校施設であるのか、私はそういうふうに思います。

それでまず、耐震に係らなかった分、せめて模様がえでも、腐食した部分は早急な対応という私の質問でございます。

以上3点。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 田原議員の2つ目の質問、市営住宅の耐震調査と管理体制はどのように

なっているかということでございますが。

市営住宅の耐震化につきましては、今年度策定中の吉崎市公営住宅等長寿命化計画の中で、計画を予定いたしております。

対象となりますのは、耐震改修促進法で定められております、昭和56年5月31日以前に建築された市営住宅のうち3階建て以上かつ延べ床面積が1,000平米以上の市営住宅でございます、該当しますのが5団地9棟が対象となっております。

平成25年度から年次的に耐震診断を進める予定でございますが、御参考までにその対象は、古城団地の1から4棟、これは構造的に申しますと壁式構造でございます。勝本町の赤滝団地1、2棟これはラーメン構造でございます。目坂団地1棟ラーメン構造。久喜団地1棟ラーメン構造。新中尾団地1棟壁式構造となっておりますして申し上げますように5団地9棟が対象でございます。

長寿命化計画で補助対象としたいと申し上げましたけれども、学校、庁舎等はI s値が0.7以上なければなりません、住宅につきましては国交省の基準でI s値0.6未満のものを耐震化しなければいけないというふうになっているところでございます。

3番目の質問の、へき地保育所と隣接する地区民センターの耐震調査と管理体制はどのようになっているかということでございます。地区民センター、地区公民館等につきましては集会所でございますから、先ほど申し上げましたように、3階以上1,000平米以上という基準でございます。保育所につきましては2階以上500平米以上となっております。

このようなことから単独でそれぞれ見ますと、耐震の必要はないということになるわけでございますけれども、やはり合築と申しますか、くっついて建ててあるということもございまして、また構造的に一体化しておるということもございまして、子供もおるとございまして、ですから平屋でありまして耐震が必用と思っております。

そういった中で平成23年度に、柳田保育所の診断の際に同一建物である柳田地区民センターを実施しております。この結果、耐震改修の必要はないということもございました。平成25年度におきましては渡良保育所、26年度には沼津、志原、初山保育所を計画いたしております。

このように逐次、この耐震診断をしてまいりたいと思っております。

それから申し遅れましたけれども、地区民センターをどのように考えてるかってことでございますが、これは先ほど申しました、庁舎建設検討委員会の中でまた協議していただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 10番、田原議員の御質問にお答えをいたします。

小学校の統廃合につきまして、これから検討していただくこととなりますが、議員御推察のとおり小学校の統廃合は早急にできる問題ではないと、私も認識を同じくしております。全国各地でも中学校の統廃合につきましては、歩み寄りを見られ地域保護者の理解に何とかこぎつけてその実現ができておりますが、小学校の統廃合では相当な日数を要して、まだまだきちとした話にならないという例も多く聞いております。

このことにつきましては、今後ともどうぞ多様な視点で御意見をお聞かせいただければと考えております。よろしく願いをいたします。

さて、耐震化工事の計画に入っている学校、そこでは校舎や体育館、その工事にあわせて校長から出されております要望の工事あるいは営繕関係の補修工事もさせていただくことで、御理解をいただいていたところでございます。議員御指摘のようにIs値をクリアしている校舎、体育館につきましてはその耐震補強工事というのはいないわけですが、吉岐市内はそれぞれの建設年度が早かったために結構年数もたっております。御指摘の腐食、雨漏り、モルタル等の劣化による外壁落下や外壁のひび割れ等も発生しております。

これまでも各学校の校長から、工事関係と営繕関係で要望がでておりますし、私どもも実はこういう形で一覧表でまとめさせていただいております。こちらが実は平成23年から24年にかけての要望をまとめ、網掛けの部分が、見づらいでしょうが、実際の工事をさせていただいた部分でございます。まだ幾らか残っている部分がございますし、あわせて、もう一つが平成25年度の分がこちらでございます。校長のほうから出た工事関係及び営繕を含んだものの中に、優先順位をつけて各学校から出てまいります。そういう中で私どもも十分聴取をしながら、工事計画を立てております。

その中に、議員御指摘のような鉄骨がむき出しになる腐食等があれば、即、緊急度、危険性も高いということで工事を行うこととなりますので、予算の確保をしながら計画を立て、25年度についても例えば体育館雨漏りの補修あるいはグラウンドフェンスの補修、グラウンドの整地、エアコンの改修、プールろ過器あるいは高圧電気等そういった形で現在のところ計画を立てておりますので、先ほど御指摘いただいた部分について私どもで、もし見落としがあるようであればこれからも校長のほうと連絡をとり、現地調査をしながら順次25年度あるいは26年度の工事等に当たっていきたいと考えております。

御承知のように、私どもが24年度の中で大変困りましたのが、落雷事故による補修工事が緊急に入ってきて、結構かなりの金額を要したということがございました。あるいは稼働を始めたけど動かなくなって早急をお願いをしたり、児童・生徒の安全・安心の学校生活のために対応できるよう私どもとしても力を注いでいきたいと思っております。お気づきはまたお聞かせいただ

ければと思います。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） まずは2点目の、市営住宅の件でございますけれども、市長先ほど56年余りのいろいろと述べられました。今度26年度からですかね、まあ25年度ですか、やる方向でございますけれども、要するに3階建て、私も知っております、その2階建てからの、やはり市民の方が住まれる住宅であるならば階数にこだわらずに、やはり安全性を持った建物の中で住んでいただけるのが、私は最善のあれだと考えております。

それで市長おっしゃられるように、これなかなか本当に時間がかかるかと思っておりますけれども、そのあれで進めていっていただきたいと思っております。

それで木造の住宅につきましては、本当にかなり古いと言いますか、対応年数を過ぎた建物が見受けられます。その建物につきまして、今後この建物をどうしていかれるのか。まあ入居者もいらっしゃいますので、なかなか建てかえ、いろんな問題もあって家賃等も踏まえて、なかなかの問題があるかと思っておりますけれども、やはりいつかはどこかであたらなければならない状態だと思います。その市長のお考えと。

もう一点は、今市営住宅につきましては若い人の、まあ結婚してない方、その住まう住宅がないかと思えます。なかなか私もお話を聞きまして、島の人たちとか、まあいろんな方が、なかなか島の方は特に通勤で通うのも厳しい。そして一人の方につきましてはなかなか、極端に言いますと、親と一緒にあれするのめいや、ならば独身の住める住宅も検討されているのではないかと思いますけれども、その点が1点と。

全部でこの2点を市長の御回答をお願いいたします。

それと3項目めの、地区民センターにつきましては、これは市長、これも新庁舎特別委員会の検討委員会の中で協議されるわけですか。あえてもう一回お願いいたします。

そして4項目めの小学校、この耐震工事外の建物、学校舎につきましては教育長、本当私からお願いです。子供たちが安心して安全で通える学校施設にしてください。これ本当に、もう何回も私も言うようでくだいようでございますけれども、やはり小学校の統廃合をにらんだ形で進められていくのは事実かと思っておりますけれども、言いますように早急に解決する問題じゃないと思えます。ならばそこで、2年でも3年でも伸びれば伸びるほど危険度は増してきます。これ学校の校長先生からの要望的なもんも、あるかないか私わかりません。父兄との間柄でいろいろと父兄の方が気づかれた点を私のほうに連絡が来まして、そして質問をしてるわけなんです。

それから教育長、見られたら本当にわかりますよ。先日も私行きました。もうコンクリートで、

もうぶら下がってますよ。それで今回は、3回目の質問になるんです。万が一のことが、あってはならないことが起こった場合にはどうしますか。それで早急な対応策を本当に、教育長もう一回答弁をお願いいたします。

それとあわせて、特に私の地元の志原小学校につきましては、ほかの小学校と違い生徒数が増えております。複式も解除になろうかとしております。そうした学校施設の中で安全性は保たれてほしいと。それでもう本当に、校舎の内側や外側にはなんら金網を張ったような状態で落下防止みたいなのをされておりますよ、あれこそ本当の応急手当てであって、まあ耐震にかからなかったからしょうがないと言えましょうがないでしょうけども、見られたらわかると思います。再度教育長にその答弁をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 田原議員の再質問でございますけれども、まず住宅につきまして今住宅マスタープラン、昨年度に作成いたしておりますけれども。

そのマスタープランの中でうたっておるところでございますが、個々の問題について申し上げますと、若者の必要な住宅、そういったものにつきましては、これはやはり住宅の入居選考委員会などで、その辺は重点的に取り上げていただきたいのと、これは私の希望でございます、口を挟むわけにいかんわけですけれども、そういうことでお願いしたいと思っておりますし。

先ほどおっしゃいました三島の問題につきましても、私やはり本当に必用なんだということ、現在その専用と申しますか、文化ホールの横の住宅を三島用に出しております。あそこ途中かなり空き家があったわけですけど、今はもう満タンでございます。そういったことも含めまして、やはり緊急度等々のことも考えて入居判定委員会などで、お願いしたいなと思っておる次第でございます。

それから木造住宅につきましても、先ほど申しましたようにマスタープランの中で、どうしていくのかということがうたわれておるかと思っておりますし、もし可能であるならば入居者の方が、例えば木造っていうのは平屋がほとんどでございますので、分譲でもというようなそういったことも視野に入れて考えていきたいなと思っておるところでございます。

それから事務所でございます。事務所につきましては現状が変わらなければ今のままで、やはりそれはもう維持していくべきだと思っております。しかしながら現在、保育所につきましても、幼保、連携の協議会がなっております。それがどういうふうになら集約になるのかとかいった問題もでございます。それから行政区の見直しというのもございます。そういった中で、まだその集約という話が出てくるかも知れんわけですね。ですから今の現状が変わらない限り、私は現状を維持していくということを申させていただきますと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 10番、田原議員の追加の御質問にお答えをしたいと思います。

放っておけばおくほど古くなるし、危険度は高まるばかりという御指摘その通りだと思っております。現地調査をしっかりとした上で工事の計画を立てていくというのが、こういった取り組みの基本であることは言うまでもございません。

私のほうで今、議員御指摘の分の認識が校長報告等を見たときに少しずれがあるということ、今お話を聞きながら感じましたので、また校長とも連絡を取りながら、私自身しっかり現地調査に係と赴きながら対応を考えさせていただきたいと思っておりますので、後ほど詳しくお聞かせいただければ、ありがたいと思っております。

どうぞよろしく願いをいたします。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） 2番目の質問につきましても、今市長の答弁で大体わかりました。それでやはり危険度が高まるばかりでございますので、早急な対応ということでまずお願いをいたします。

そして万が一、住宅等の木造住宅が万が一建てかえなければならぬという状況になったら、私からのお願いでございますけども市長、まあでき得るならば木造という形でお願いをしたいなという。なぜかと言うとやはり木造になれば住宅関係は地元でいくと思っておりますけども、あらゆる業者の方が参加できるというような形の中で、やはり自然を生かした特色のあるやっぱり壱岐には木造の住宅があるというふうに、やっぱりそれも一つの宣伝になるかと思っておりますので、木造ということあわせてお願いをいたします。

それから地区民センターの件につきましては、市長言われましたとおり、今のところ残すという方向で言われました。ならばあわせて管理体制、要するにセンターの管理につきましては、あわせてくれぐれもよろしく願いをいたします。

それから、4番目の教育長の答弁につきましては、本当にくだいようでございますけども、子供たちの安心・安全を守るがゆえに最後のお願いですよ。本当に教育長、よろしく願いいたします。

何かありましたら、市長何か、教育長も何かありましたら。

議長（市山 繁君） 何かございますか。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、田原議員のおっしゃいました、本当に住民のことを考えた、そういった住宅、そして安全・安心な住宅、そういったことで施設、住宅あわせてそれについては真摯に取り組んでいきたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 御指摘のように、子供たちの安心・安全な学校生活を確保する推進するということは私どもの責務でございます。お互い委員会も校長も人間でございますので見落としがあると思いますので、どうぞ地域、議員皆様方のいろいろな視点でのお気づき等をお聞かせいただくことをお願いして、お気持ちに伝えさせていただきたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議員（10番 田原 輝男君） 以上で終わります。ありがとうございました。

〔田原 輝男議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、田原輝男議員の一般質問を終わります。

.....

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を10時45分とします。

午前10時37分休憩

.....

午前10時45分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、榊原伸議員の登壇をお願いします。

〔榊原 伸議員 一般質問席 登壇〕

議員（14番 榊原 伸君） 通告に従いまして、14番、榊原が市長に対し、磯焼け対策、藻場再生事業について質問をいたします。

市長は、初日の施政方針で、水産業の振興について、近年、磯焼けが発生し水産業に大きな影響を及ぼしております。これらの原因調査や漁場、藻場の活性化に向け取り組み、ヨーロッパ海洋エネルギーセンターとの人脈もある渋谷潜水工業、渋谷正信氏が国際的な情報発信の拠点となる一般社団法人日本漁場藻場研究所を、昨年12月、本市に設立されました。

この研究所は、漁業者と一体となり、吉岐海域の藻場回復などの調査、分析、データ収集などを実施し、海の環境改善を普及啓発する拠点をつくり、地域振興に寄与するとともに情報を発信する方針であります。

市としましても企業誘致として位置づけ、積極的に受け入れ、取り組んでまいりたいと考えております。とっておられます。

一方、長崎県は、壱岐に本所を置く一般社団法人日本漁場藻場研究所に藻場復活のための基礎研究や実証実験、そのための人材育成等を含めた事業を委託すると決定され、平成24年12月25日に、中村県知事との間で正式の事業委託契約も交わされています。

このことからわかるように、県の委託事業であり、予算の裏づけも県が責任を持つことで、壱岐市としても願ったりかなったりと思います。

そこでお尋ねしますが、壱岐海域の藻場回復などの調査、分析、データ収集などの取り組みについて、どのようなことから始められるのか、それから、この事柄は海に関することでもあり、漁師抜き、漁協抜きでは考えることはできません。漁業者の代表である島内の漁業協同組合長会との協議はされたのか。

次に、一般社団法人日本漁場藻場研究所の主な活動予定として、次の15項目が示されています。1、地域の漁業者との連携による漁場藻場再生活性化の共同研究と技術開発。2、地域振興のための水産資源（漁場藻場）の再生活性化の研究開発。3、海の再生活性化を通じた研修、セミナー、ワークショップ、シンポジウムの開催。4、地域振興のための水産物の製品開発と研究。5、海の有機肥料開発によるオーガニックアイランドの創出。6、オーガニックアイランド発祥の地としてシステム構築、研究開発。7、水産残渣物、未利用資源の製品化のための設備開発と研究。8、長崎版EMEC海洋エネルギーセンターの構想との連携による海洋エネルギー機器設置と漁場藻場生態系再生の研究開発。9番目、漁場藻場再生、活性化の映像の全国、全世界への発信。10、地域振興のための国外の漁場藻場生態系の研究機関との交流と共同研究の実施。11、地域振興のための国外の研究生、インターン、研究者の受け入れ。12番、国内の研究機関との交流と共同研究。13番、国内の研究生、インターン、研究者の受け入れ。14番、地域の方々との海の資源活性化の共同研究。15番、地域の方々との連携によるオーガニックアイランドの研修会、セミナー、ワークショップ、シンポジウムの開催。

以上の15項目について、壱岐市としての対応は、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 榊原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 14番、榊原伸議員の御質問にお答えをいたします。

渋谷正信氏が国際的な情報発信の拠点とするために、一般社団法人日本漁場藻場研究所を壱岐市に設立していただきましたことは、感謝をいたしているところでございます。

その経緯につきましては、ただいま榊原議員が申されたとおりでございます。昨年12月に

長崎県の緊急雇用対策事業も含めて設立をされたところでございます。平成25年度まで委託契約をされる予定でございまして、25年度の主な取り組みは、海域調査、地域ヒアリング調査及び分析、漁場藻場再生のための企画立案及び実施、海の森づくりの啓発普及活動、海の森づくり人材の養成、藻場増殖と種苗増殖や海藻の商品価値創出の研究、海洋環境再生調査研究、国内外研究機関との共同研究、その他漁場藻場関連の事業ということでございます。

壱岐市といたしましては、企業誘致として位置づけ、場所の提供、情報の提供を考えております。平成24年度補正予算、平成25年度予算には、県の予算を対象として契約される予定でございますので、市としての予算は計上いたしておりません。また、国際的な情報発信の拠点として設立されておりますので、国県とも連携をとりながら取り組んでまいります。

漁協との協議でございますけれども、市が、今、単独でこのことについてのみ協議はいたしておりませんが、渋谷氏御本人が各漁協長と対話され、各漁協長も積極的に受け入れを表明されております。そのことについては、渋谷氏本人から、私も聞いたところでございます。

今年に入りまして、漁協長会と私と定期的な会合を計画いたしました。そのような場で、協議してまいりたいと考えておりますけれども、この協議会の中には、漁協長OBも入れたらどうかという御提案もございます。その辺も含めて協議をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

実は、25年から29年度までの5カ年の計画を、一般社団法人日本漁場藻場研究所のプロジェクト計画案としていただきました。これ、詳細につきましては関係者に限るということでございますから、詳細は申し上げませんが、大きく2点、地域の漁業者と連携による漁場藻場再生活性化の共同研究と技術開発、この大きな項目の中に小項目が6項目ございます。大きな2番目に、地域振興のための水産資源漁場藻場の再生活性化の研究開発、これらについて6項目あげていらっしゃいます。これが、単年度で終わるもの、あるいは2年要するもの、3年要するもの、また、5年要するものということで、この12項目が掲げてございます。

これらの研究は、壱岐のためだけではなく、壱岐を研究のステージとして、成果は日本、そして世界に発信をされていくというようなことでございますので、大変大きな構想と、私は受けとめておるわけでございます。

したがって、市のみならず、県、国、そしてまた世界が受益者だということであるという考え方から、負担もそうあるべきだと思っておりますのでございます。

また、大きな立ち上げとして、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、オーガニックアイランドを目指す、オーガニックをどんどん発信していくという構想がございます。

どういうふうにして発信していくかということになりますけれども、その中に一つだけ、実は北海道に非常に大きな機械の装置がございまして、それを壱岐まで送るように決めたということ

でございます、壱岐ですから、壱岐で鯨伏中学校に設置をする予定でございますけれども、実は、ウニ殻とか、あるいは貝殻、そういったあるいは海産物の残渣、そういった物を24時間で有機肥料にして、それを海に返す、餌になるのか、どういうふうになるのかわかりませんが、そういった、いわゆる循環型の、残渣をそういった資源に変えるというような機械だそうでございます、大変大きなさげぐらいあればいいよというようなことございました。

本物はわかりませんが、そういった機械を壱岐に北海道から運んでやるというようなことを、お聞きをいたしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 今、市長の答弁でありましたように、これは海の問題でございます。先ほども言いましたように、漁業の従事者、漁師の方と、それから、その代表者である組合長会とは、やっぱり今後の方針を示されましたので、私は大いに歓迎するところでございますが、どうしても壱岐の場合は、一次産業を引っ張っていかないと、生き残りというのは非常に難しいと思います。しかし、一番難しい問題です、この一次産業というのは。

いろんな補助金もありましょうけども、補助金を出して成り立つもんでもないし、これはもう、当事者が一生懸命努力してやるのが一番でございます。補助金づけで悪くなったということも聞きますので、その辺はしっかり、しかしながら、この事業については、交流人口もどんどん増えるような構想でもございますし、今、観光のほうで、いろいろ皆さんでプロジェクトをつくったりして誘致をされております。これも一つの方法です。

しかし、この研究所が成功することによって、私は、交流人口がいっぱい増えるし、まして今、湯本のほうは少し空き家等も増えて寂しいような状況になりつつあります。ここに、やっぱり鯨伏中学校に基地を構えることですから、基地を構えたら地元も大変潤いを見せると思いますし、そういうのを年次的に研究所が活動されたら、私は非常に壱岐のためにはなると思いますし、将来にとっても、非常に、お金が落ちると言ったら語弊がありますが、壱岐市の金を使わなくても金が落ちるようなシステムのような、機構のような感じもしますので、その辺のことを、やっぱり頑張っていたきたいと思いますが。

この藻場造成事業について、私は、今年の6月議会において一般質問をしております。そのとき、私は3点ほど提案をしておりますが、その1つが、今までの藻場造成事業は何のデータもなく、ほとんど調査をしなくて、毎年各漁協に予算をつけ魚礁を海に設けるといって、設置した後も調査もしていないのではないかと。というような事を言っております。

2つ目として、磯焼けにもいろいろ要因があります。対策といっても対応が困難である。そこで、原因究明のためにも壱岐島全域の海中環境の調査をすべき。とも言っております。まさにこ

れが、私は、この研究所の第1歩じゃなからうかと思っておりますので、今から続けていきますけども。

それから3つ目として、年間1,500万円からの赤字を出している壱岐栽培センターで取り扱いをしております、アワビ、ウニ、カサゴですか、この辺の放流事業も、今、中国にいったいスモッグが出ておりますけども、そういうところに人は住みません。環境の悪いところには魚もウニもアワビも育たないんです。それを調査して、ここにはアワビが育つぞ、ウニが育つぞ、カサゴが育つぞということを、地元の漁師さん、よく詳しく知っております。そのデータの裏づけをとっていただくのが、この研究所と思うんですね。だから、力を合わせて取り組んでいただきたいと思えます。

幾らこれが長崎県の委託事業といっても、長崎県に、まあ予算が伴うことでありますから市長の気持ちもわかります。長崎県に任せる、それもいいかもわかりませんが、さっき言いますように、ヨーロッパ海洋発電センター、Eメックですか、これを少し説明しますが、これは、ヨーロッパ海洋発電センター、通称Eメックといひまして、このプロジェクトは、海が持つ巨大なエネルギー、すなわち早い潮の流れや大きな波が起こす力など利用して発電をしようというものです。

今、日本中、原子力発電所の見直し等が出ております。これは、非常に、海洋国である日本にとっては、一番理想とする発電の力と思っております。このようなプロジェクトが日本で始まるうとしております。そして、そのチャンスが今壱岐にきております。なぜならば、今、国でもEメックの日本版をつくる方向に決め動いているからです。昨年5月に、実証地の候補を募集すると発表し、3月には全国5カ所で説明会を開催し、年内公募の予定であると聞いております。市長、このチャンスを逃したら大変なことになります。

海洋国日本の中で、せっかく壱岐を選んでいただき設立していただきました、一般社団法人日本漁場藻場研究所に伝えるためにも、早くアクションを起こすべきと私は考えます。私は、一般社団法人日本漁場藻場研究所が壱岐に設立されたことにより、日本版Eメックの候補地としての可能性が非常に高い確率でできたのではないかと考えております。

そのために、壱岐市として一番初めに取り組むべきことは、一般社団法人日本漁場藻場研究所が示されている活動計画の15項目の中で、1番、2番、9番などですが、「漁場藻場再生活性化の映像の全国、全世界への発信について」と思っております。なぜかと言えば、先ほども申し上げましたが、毎年各漁協の持ち回りで藻場造成事業が実施されています。しかしながら、海中の環境調査もしないで実施されることに対し、無駄のように思えてなりません。

壱岐の島の周りの海は、面積的にも、暖流や寒流が流れる環境にしても、十分日本全体の縮図として捉えることができると思っております。壱岐の島の周りの海中環境調査のデータを作成す

ることにより対策を講じていけば、日本のモデル地区として、漁場藻場再生活性化の映像の全国、全世界への発信することから始めるべきではないでしょうか。そのためにはどうするか。これらの事業を進めるために予算の確保が第一と思います。

私には、今の彦根市の状態は、一般社団法人日本漁場藻場研究所は長崎県の委託事業だから長崎県がどうにかする。だから、彦根市は長崎県の出方を待っているようにしか思えません。もし、そのような気持ちが少しでもあると、長崎県内はもとより日本中いろんなところで、この事業を受け入れたいというところがいっぱい待っております。一般社団法人日本漁場藻場研究所や日本版Eメックがよその地区に移らないためにも、もう少しスピード感を持って積極的に行動されるべきと思っております。

市長が言われますように、誘致企業と捉えるならば、もっと積極的に行動すべきではないでしょうか。今の状況を見ていると心配でなりません。

そこで、私のほうで2点ほど提案させていただきます。1点目として、早急に、一般社団法人日本漁場藻場研究所に、彦根の島の周りの海中環境調査のデータ作成を依頼すること、そのための予算の確保を、国県へ早く要求する。

2点目として、早急に一般社団法人日本漁場藻場研究所の受け入れ態勢の確立、そのために、彦根市役所の中に専門の職員を配置するとか、あるいはプロジェクトチーム、幸い副市長が長崎県から来ていただいております。山下副市長は長崎県に大きなパイプがあると思います。山下副市長を中心にもよかろうかと思いますが、仮称ですが「彦根漁業藻場研究室」のような、多くの人数ではなくて二、三人で結構と思いますが、早く動けるような体制、日本漁場藻場研究所が動きやすいような、いつでも彦根にとってこういう形で動けますよというような体制づくりは、ぜひ必要と思います。

そうすることで、一般社団法人日本漁場藻場研究所の仕事がしやすいような環境をつくる。そして、県や国へのパイプとなり、県とよく協議をして、国へ予算要求をする。

最近の流行語に「いつやるか、今でしょ」まさに彦根にとって、市長、「いつやるか、今でしょ」ではないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 榊原議員の追加御質問でございますけれども、大変熱が入っていらっしやって、私も、そのくらい熱を入れております。しかし、少しだけ考えを整理させていただきたいと思っております。

この日本版Eメック、これは、彦根がするというようなことではございませんで、日本が、Eメックというのは、本部はイギリスのオークランド島、北部の島でございますけれども、そこに、

さっきおっしゃいましたように海流発電の大きな拠点がございます。それを、日本も、日本版Eメックをつくらうということで、今、全国に2カ所だということ計画されておるようでございます。

そこで、1カ所は、どうも岩手県ぐらいになりそうだと、もう1カ所を、何としても長崎県がとりたいと、海洋エネルギー開発ですから、長崎県がとりたいというようなことで、国際的に著名な渋谷さんを長崎県が早く獲得をしたい。そこで、長崎県で獲得する。で、渋谷さんに、じゃあどこを拠点にしたいですか、と尋ねたときに、東部漁協で研究もなさった関係もありまして、壱岐がいいというような御判断をなされたということのようでございます。

そして、今、榊原議員は、壱岐に海流の、そういったEメックの拠点を置くというようなお考えのようでございますけれども、そうじゃございませんで、長崎県といたしましては、一番海洋エネルギーがとれるところはどこかと申しますと、西海市の江島、平島のところでございまして、五島と佐世保の間、ここに海洋エネルギーの現場を置きたいと考えていらっしゃるようでございます。確定じゃございません。ようでございます。

しかしながら、そういったことで、さっきおっしゃいますように、何で五島じゃないのか、何で西海市じゃないのかという議論がございます。そうではなくて壱岐だと、それは、やはり渋谷さんが、先ほど申し上げました、経過もございます。そして、壱岐は非常に東京からは近いんですね。福岡からですと、1時間半、そして壱岐まで1時間ということで、非常に早い。そして、情報の発信についても非常にすぐれている。また、丸い島でございまして、いろんな海洋の多様性も把握できる。そういったことで壱岐を選んでいただいた。

そういうことで感謝をしているわけございまして、壱岐は、先ほど申しますように研究のステージでございまして、研究成果を国際的に発信していく、そういうお考えをまず持っていただきたいと思っております。

ですから、先ほど12項目あげましたけれども、その中で、これは壱岐がやっぱり金を出さんといかんという項目もございます。そういったものについては、ぜひ予算化をさせていただきたいと思っておりますし、ですから、今のところ、日本版Eメック、県の単位でやるということでございますので、まず、長崎県が一生懸命なっておるということを、まず認識をいただきたいと思っております。

そして、もしこれが壱岐に、まだ壱岐との契約も何もしていないわけでございますけれども、もし、これが本格的に稼働を始めますと、いわゆる産学官、壱岐は残念ながら、今、産官はございまして、学がないわけですね、まあ産も余りございませんけど、これが、産学官の一つの大きな見本といいますか、そういった産学官連携の研究所ができると、私は思っておるわけです。

そうなりますと、先ほどおっしゃいますように、大学との連携もございます。渋谷さんにお聞

きしますと、「やあ、日本の大学より先にヨーロッパの大学来ますよ」というようなことで、私は本当にそういった交流といいますか、国際的な交流、そして産学官の連携、そういったものが飛躍的に壱岐の島から情報発信ができると思っている次第でございます。

もちろん、必要な予算については、次年度以降、あるいはもう今年かもしれませんけど、議会にお諮りしていきたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 一応、一般社団法人日本漁場藻場研究所でございますので、壱岐では研究のステージで研究をされるとは、私も思っておりますが、これでもやっぱりアクションを起こさないことには、物事は全て始まらないわけで、Eメックが壱岐に来れば最高かもしれませんが、来ないとしても、その研究所をここにできたわけですから、そのための活動を積極的にするようなお手伝いは、私は必要と思いますので。

誘致企業、今の時代に、日本中誘致企業一生懸命探してもめったにあるもんでもないし、こういう時代ですから、せっかくこの研究所が立ち上げていただいたのですから、よく県との話も必要でしょうし、研究所との責任者との話も必要でしょうけども、市長一人では、限られた時間しかありませんので、さっき言いますように、山下副市長、県からせっかく高額を出してお願い、あ、高額じゃなかったか（笑声）お願いしてますので、やっぱり頑張っていたきたいと思うとですよね。ぜひ、山下副市長に、この問題を中心になって県との相仲を取ってもらうような形で、この活動がうまくいけば、さっきも言いましたが、人口交流にもつながってきますし、地元の活性化もつながっていきます。

今まで、地方自治体においては、みずから考え、みずから知恵を絞り、あるいは県に、国へ提言をしなければ勝ち残れないと、もう20年も前から言われてきました。私は、壱岐市にその努力がされているのか、少し疑問を持っております。これは、壱岐市だけじゃございません。まあ日本中でしょうけども。

一番身近な問題で、私が考えたところで、道路行政等なんですけども、県道は県の仕事ですから、県でしていただければいいんですけども、猫もタヌキも通らないようなところに、歩道を軽トラックの通る幅をつくるわけですね、県道でも国道でも、これが、さして国民のためになるのかと、これはもうずっと私は芦辺町時代から言ってきました。それは、最近では車がありますから、電動、あれですか、足の悪い方の、少しは幅が要るかもしれませんが、壱岐には、田舎には、田舎にあった道のつくり方があるはずですよ。

こういうことも、やっぱり提言して行って、私は県とけんかしてもいいと思うんですよ、これは、県では、杓子定規がこうあってこうゆうことは、公務員は必ず言います。しかし、そのの

ところを突破するのは私は優秀な職員ではなかろうかと思っております。

これからの地方自治体は、国や県の予算に対して、壱岐市ではこのように使わせていただきたいというようなこと、攻めの行政ができるかで真価は問われると考えています。

昨日の同僚議員の一般質問で、市長は、答弁の中で「攻めの行政も」というようなことを申されました。私は強く感銘を受けております。

今回この問題、一般社団法人日本漁場藻場研究所との間で、よく協議を重ね、国や県に予算要求をすべきと考え、攻めの行政ができる絶好のチャンスと捉えております。頑張ってくださいと思います。

次に、大体、予算委員会で質問するように通告をしておりましたが、関連がございますので、予算委員会には質問事項として提出をしておりましたが、そこでお尋ねします。市長のほうには通告をしておきませんので、市長の許しが得られれば、担当の部長でも答弁してもらって結構と思います。

平成24年度の6月補正予算に提出された、箱崎地区、勝本地区、藻場造成に係る測量調査設計委託料及び工事費として6,000万円ほどが計上されております。よく研究して、調査して事業を進めないと、この6,000万円は海に捨てるようなことになるのではないかと、私は申し上げたと思っております。

また、私は、よい海藻の種苗の多くは対馬暖流に乗ってやってきます。時期も考えてくださいと言ったと思います。ところが、先日いただいた資料を見ていますと、6月に補正を組んでおきながら、この事業の入札が行われたのは、平成25年1月8日、工期は平成25年3月25日までとなっております。工事はいつ行われるのか、いずれにしても、いい海藻の藻場の種苗が流れる時期を調査して実施されたのか、それから、もう1点、せっかく設立されました一般社団法人日本漁場藻場研究所には、お尋ねになったのかをお尋ねいたします。

次に、予定価格が4,236万3,000円、工事契約金3,800幾らかです。この工事契約金について、予定価格の約1割、380万円の開きがあります。この予定価格は、どのようにして決定されたのかをお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 榊原議員の追加質問でございますけれども、榊原議員の目から見ると、私たちが頑張りが足らんと思われるかもしれませんが、一生懸命頑張っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

そして、少し話が飛びましたが、道路の問題を言われました。実は、壱岐の道路の歩道について、しょっちゅう、農地とか家があるもんですから、あの歩道が、何と言いますか、入り

口に必ず段差がついておりました。ですから、私が言うたとは言いませんが、芦辺町から私はこれは発信したと思ってるんです。歩道は路面と同じ高さにしてくださいと、そして、ガーターで歩道との区切りをしたらいいじゃないですかということで発信をいたしまして、今、いくつかの道路では、歩道は路面と同じ高さになっております。

私は、そういったことは、私たちからの提案でございましたし、そういったことの提案もいたしております。どうぞ、御理解いただきたいと思いますと思っております。

あとの予算関係につきましては、担当部長に説明をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 榊原議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、現在、藻場の工事を発注いたしておるわけでございますが、非常に、入札が1月の8日となっておって、時間が要したのではないかとということであります。

これにつきましては、当初、平成24年度の事業といたしましては、箱崎地区だけを実施いたすようにいたしておったところでございます。しかしながら、その後、県のほうから、25年度、本来、勝本地区も予定をいたしておりましたが、これも前倒しで行ってはどうかというようなことがあります、それを受けまして市といたしましても、今度は、それを24年度に実施をいたしますので、勝本漁協に場所の選定等をはっきりとお願いをいたしたところでございます。

そのような関係で、それから測量調査等を国県のほうに実施をお願いをいたしまして、最終的に交付決定が、9月の5日に長崎県のヒアリングを受けまして、それから9月の20日に水産庁でのヒアリングを経て、10月15日に測量設計の交付決定がきまして、これを受けまして11月の12日に測量設計を開始をいたしたところでございます。

また、測量設計の結果に伴いまして、工法の決定、あるいは設計書を国のほうに申請をいたしまして、その決定が1月の7日に正式に2工区分といたしましてきたところでございます。これを受けまして、私どもは1月の8日の日に工事の発注をいたしたということが、これまでの経過でございます。

それから、工事費が予定価格に対しまして、非常に入札の契約が低いというような、執行残が多くあるんじゃないかという質問でございますが、これにつきましては、業者間で正当な競争をされたための結果だと思っておるところでございます。

以上でございますが。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） まず最初に、市長に言いますけども、私はたとえ話で道路行政がこのようですよということで、ほかのことも少しはあるんじゃないかなということですが、ほかのはちょっとまだ調べておりませんのでわかりませんが、市長が言われますように、努力をされているということは十分わかります。それと、人数が足らんのか、それもあるかもわかりませんが、壱岐にあったような、さっき言いますように、ここは7メートル道路、歩道はここはもう人は通らんと、ちゅうところは、人間が二人ぐらい通れるようなスペースで十分と思うんですね、だから、その辺をたとえ話で私言っただけで、職員が仕事をしてないとか、さぼってるとか、そういう意味ではございませんので、一番わかりやすいから引き合いに出しただけでございます。御立腹なされないようお願いいたします。（笑声）

それから、部長、ちょっと私は今の日程をずうっと聞きまして、逆と思うんですよね。この藻場の種が何月何日ぐらいに大体いい藻場の種苗が流れて来るぞと、こう流れて来るのをまず目指して、何をそこに、藻場の種苗を根づかせたいか、例えば10月20日なら10月20日、それから逆算をしていって仕事をしていかないと、ただ、県の都合、壱岐市の都合でやったけんでは、私は同じことと思います。6,000万円もまた海に捨てるようなもんですよ。

これを、私はずっと言ってきたんです。そのこのところを、せっかく研究所もできたんですから、研究所に聞いて、まだ調査されてないところもあると思いますけれども、その辺をやっぱり、部長、専門でしょうけども、海の中まで専門じゃないちゅうことは私もわかります。だから、その辺を専門家にお尋ねになって取り組んでいただきたい。もう今、取り組んでるから反省の意味で言っておりますけども、物事というのは、事業が、最近、費用対効果、費用対効果と口を酸っぱくして言われます、何の事業についても。まさにそれなんですよ。これを4,000万円つぎ込んで後につながってくるのかというのが、私は事業と思います。

だから、まず、藻場、どういう種苗が流れてくるのか、例えば、ワカメの養殖が、過去にずうっとされておりました。しかし、今は、ワカメは、ロープに種つけんでも、ロープ流しちよげば、その種がくっついてくるとですよ。だから養殖は要らんとですよ、今は。内海湾行っち見んですか、あそこにかだがいっぱいあります。あそこのかだに、ロープに養殖の種をつけたわけじゃないんですよ。昔あそこで養殖していた人たちの種苗が流れて来てるんですよ。そしてロープにくっついていいワカメができてるんですよ。

私は、ちょっと髪が少ないですから、今、ワカメ一生懸命食べてますけど。そういうことで、まあ部長は御多忙でしょうから、職員の中でそういうとを一生懸命頑張っている人もいらっしゃると思います。だから、その人たちをよく育てていって、この海に関してはこの職員はすごいぞというような職員を育てるべきだと思います。何もかんも部長がやる、市長がやるんでは、職員も育ちませんので、その辺はある程度放任といいますか、やっていただきたいと思います。

それから、工事価格の契約金は、それはもう、入札された方の努力でわかります。私は、それを言いよるわけじゃなかって、予定価格はどのようにしてセットされたのかと言ってるんで、質問は、どこでされたかです、言えば。壱岐市でされたもんか、長崎県でされたもんか、国でされたもんかをちょっと聞きたいだけで、入札の結果はわかります。そこんところだけお願いします。

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 榊原議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、時期を外れておるのではないかと、適切な時期にやるべきじゃないと言われるわけですが、もっともな御意見でございます。しかしながら、お言葉を返すようでございますが、海藻の中にも、アカモク類につきましては、やはり秋先からやって春夏に非常に繁茂して、これは一年生の大体海藻でありますので、これがベストだと思われるわけです。

一方、カジメ類につきましては、今、榊原議員さんも御存じだと思いますけど、秋ぐらいに胞子が飛んで、それがだんだん冬を越し、また秋に大きくなるわけです。それぞれ海藻によりまして、茂る時期も違ってきますので、必ずしも時期を逸した部分もありますが、次の機会も捉えまして、設置の効果を海の中で増していきたいと、こういうふうにしておるところでございますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

それから、もう1点の予定価格の決定につきましては、当然、壱岐市の発注工事でありますので、市長が決定をいたすものでございます。

以上でございますが。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 部長、それはわかることです。十分わかってます、言われることは。しかし、種苗の中にも、ここで育ててもらったら迷惑ちゅう種苗もあるわけですね。それが、今時期に発生するらしいんですよ。いい種苗が悪い種苗に負けたら何にもならないわけですよ。だから、そこんところをようと研究してやるんですかっち、私は言いよるわけです。

これは、専門家から聞いたから間違いないんです。私の知識じゃありません。だから、勝本はどうか成功したけども、箱崎は難しいんじゃないかというような話をされました、その方は。後で調査されるでしょうから、その調査の結果を見て、今、部長が言われたのが正しいのか、私が主張するのが正しいのかは、後でわかると思えますけれども、その辺はしっかり研究をされて。

まあ部長無理です、トップちゅうか、上に立つ人は。どうしても職員をうまく使ってください。そうして、部長は幅広く行動をとっていただかないと、一つにずうっと集中してやったけんちゃ

仕事はできません。

以上をもちまして終わります。

〔榊原 伸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、榊原伸議員の一般質問を終わります。

……………  
議長（市山 繁君） 次に、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） 午後から予定をしておりましたが、急遽早くなりましたので、時間いっぱい使いまして一般質問をさせていただきます。

一般質問の冒頭にあたり、12月会議で地域審議会の必要性を強調いたしましたところ、早々、行政当局みずからが委員を委嘱していただき、迅速に対応、開催をしていただきましたことに対し、心より敬意を表します。行政もこのようにスピーディーにできるのだという証明です。やればできる。そのことを私は痛感をいたしました。

なぜかと申しますと、全国に先駆けて日本一の市町村合併達成率を、長崎県は行ったわけですね。その先進地でもあるわけです。

折から、その当時は、三位一体の改革により、また、地方交付税の削減と相まって、厳しい、地方は財政運営を余儀なくされる中、住民満足度が果たして達成されたかと申しますと、やはり言いがたい面があるのではないかと考えております。

来年で合併10年を迎えます。総括として、住民の要望、声を聞く機会をぜひとも持っていただきたいということをお願いを申し上げます。

今回の一般質問で、壱岐市の現状と課題についてと通告をいたしております。質問の趣旨は、いわゆる市長が進めようとされる行政と、そして壱岐市総合計画後期編の整合性を伴った予算であるのかということに着眼をいたして質問をいたしますので、市長の附帯ないお答えを願うものであります。

さて、本市の一般会計は208億1,900万円であります。内訳は、市税が10.2%、21億2,500万円、約総予算の1割強であると、そして義務的経費が20%、地方交付税が全体の47.5%、いわゆる国県に依存型の財政体質であるということは申すまでもございません。

本市においては、事業仕分けという、特に過去形の言葉として葬り去ってはいけないというふうに考えております。進めるべきは進める、見直すべきは迅速に見直す。白川市長のカラー、すなわち座右の銘「進取」に徹するべきであると考えております。

これから述べます4点に関し、市長の率直なる所見をお聞かせをいただきたいと思っております。

まず、第1点、本年度予算編成過程において、最も市長が重視された点についてお尋ねをいたします。市長の政策提言の中に、第1番目にあげておられるのは、一次産業の発展なくして壱岐の発展はあり得ないということは、常日頃から申しておられます。

そして、第2点目としては、やはり観光、商工業の振興、交流人口の拡大、外貨を稼ぐということに着眼を置いておられます。

第3点目といたしましては、教育、福祉、育児の充実、そして医療環境の拡充、防災対策に万全を期す、離島振興法の改正延長、これは実現をされました。その中で、やはり物流コストの軽減化を目指すべく、JR並み運賃の改定をあげておられます。

次の2番目です。1期目の実績として財政健全化の進捗達成をあげられております。御努力をされております。経常収支比率は、平成19年度で93.9%であったものを、平成22年度には80.1%、県下3位に改善をされております。感謝申し上げます。

ところが本年度は、市長2期目の最初の本格的な新年度予算編成と思います。人件費が1億4,500万円ほど増額をいたしております。この理由に関して、市長の人事権は専権事項でございますので、御説明をいただきたい。簡単に結構でございます。

3点目、壱岐市職員の定数条例と嘱託職員の位置づけに関してお尋ねをいたします。現在、職員も平成12年4月1日で545名、そして嘱託職員が188名になっております。総数でいたしますと、壱岐市の定数条例によりますと690名になっております。総計しますと733名になるかと思えます。

いわゆるワークシェアリングの形で、職員を、私は必要な部署には増やしていいと、市長の政策決定、このことにウエイトを置きたいから採用するんだということであれば、結構であります。その、いわゆる市民の皆さんにわかりやすく説明をしていただきたいということでもあります。

そして、私は人件費の、いわゆる義務的経費よりも、今一番必要であるのは、投機的投資をすべきではないかというふうに考えております。なぜかと言いますと、必要以上に、私たちが考える以上に、島内の景気は非常に減速をしておるというふうに考えるわけです。ですから、投機的な、もっと予算を増やすべきではないかということを考えております。市長の意見を賜りたいと思います。

そうした中で、私は12月議会でも申し上げたかと思えます、やはりこの国の積極的な財政対策に乗っかって、原島、大島の三島架橋の推進に向けて、そして市長の、今、在籍しておられますポスト、全国離島振興協議会会長として、離島のあるべき姿を訴えて、ぜひともその足がかりを築き上げていただきたい、そのことをお願いいたします。

4点目、長崎県病院企業団加入問題に関してであります。市民病院を考えるフォーラムが開催をされました。その中で、米倉企業長の考案の中で、医療の質を確保し、かつ、給与の見直しを

言及されております。市長は、施政方針の中で、市全体を対象として級別標準表の見直しに関して表明をされております。どのような形で見直しをされるのか、その方向性についてお尋ねをいたします。

そして、私は改革をする上においては、みずから矢面に立つ覚悟を持って、みずから身を切ることも必要ではなかろうかと考えております。市長の率直なお考えをお聞かせをください。

私は、そんなに難しい質問はしてないと思います。事務局の原稿によらない、市長の附帯ない答弁を期待いたすものであります。

議長（市山 繁君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番、音嶋正吾議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目は、平成25年度予算編成上、最重点の課題、そして市民へPRすべき事項などの御質問でございました。

これの件につきましては、私は施政方針として50分余りお話ししました。その中で、今年の考え方を述べたところでございますが、あえて申し上げますと、それはやはり産業の振興が第1でございます。第一次産業につきましては、農漁業ともに担い手対策を含めまして、農業振興に2億96万円、水産振興に2億9,278万6,000円を計上いたしております。そのうち7,742万5,000円は海上輸送運賃に対する支援でございます。

また、商工振興につきましては、本年から3カ年行われます、しまとく通貨発行事業、1億6,040万円をあげておるところでございまして、緊急雇用対策にも1,575万円を計上いたしておるところでございます。

そしてまた、PRすべき事項といたしましては、10項目ほど申し上げたいと思っておりますが、まず第1に市民病院の県企業団加入の動きが緒に就いたということでございます。2点目につきましては、全国離島振興協議会総会、離島甲子園を吉岐で開催できるということでございます。3番目には、国体のプレ大会、これが2つございます。

次に、住宅のリフォーム、この予算を新設いたしました。5番目にイキイキお結び大作戦、展開をしております、これでカップルを多くつくりたい。昨年のお見合い大作戦で、うれしい便りが届いております。やっと1組、近々結婚されるということ、情報が入っております、このお結び大作戦、大いに期待をしたいと思っております。

6番目に地域おこし協力隊、人材を4人ほど首都圏から採用いたします。これは、国県の事業でございます。次に7番目といたしまして、観光窓口の一本化、これにつきましては交流人口の拡大を促進するということで、大いに期待するところであります。

8番目といたしまして、吉岐食材祭りの開催、吉岐は食材のPRが足らんとおるところ

でございます、この食材祭りをぜひ成功させたいと思っております。

9番目に、UIターン促進短期滞在費補助事業の新設を行いました。そして、10番目には、音嶋議員から御提案いただきました、障害者、障害児に対する交通費助成事業を新設いたしております。市民皆様の御理解、御協力、そして御活用を、御利用をお願いしたいと思う次第でございます。

以上が、PRしたいことでございます。

2番目の義務的経費がデフレ経済下1億円強増加している。これも、義務的経費が人件費ということ強調されておりますが、義務的経費の中には、御存じのように扶助費、それから公債費がございます。その中で、人件費が1億円強増加してるのでは何故かという御質問でございます。これは、議案資料3の平成25年度一般会計歳出性質別予算総括書の義務的経費、人件費、対前年度増減額1億526万5,000円の増となっている部分を指しての御意見と思えます。

この増加要因といたしましては、その抑制のために平成20年10月から実施しておりました職員の給与の特例減額措置、これが、いわゆる5%カットの措置が今年度末をもって終了するため、その復元による増加が主なものとなっております。これが6,400万円、副市長2人体制等による特別職増額が1,400万円、参議院議員選挙、市議会議員選挙、農業委員会委員選挙、長崎県知事選挙が25年度に予定されていることによる、投開票による管理者立会人等及び選挙事務従事職員分の時間外勤務手当の対前年度増加分が2,700万円、その他嘱託職員の任用切りかえによる増額2,300万円、あわせて1億2,800万円が主たる増加要因として分析しております。

先ほどおっしゃいました1億4,000万円というのは、特別会計も含めるとそうなりますけれども、一般会計では1億2,800万円が主たる増加要因と分析をいたしております。

だから、この中で一番影響しております、増加分の職員給与カット分の復元分の6,400万円につきましては、3月5日に追加議案で上程いたしましたように、引き続き財政健全化の推進を図ることを目的としておりますので、26年3月31日まで1年間、5%カットを延長いたしておりますので、復元による増加額はなくなるというところで御理解いただきたいと思っております。

なお、人件費の抑制につきましては、この特例減額措置の延長のほか、施政方針で申し上げましたように、給与制度の根幹ともいえる級別標準職務表の見直しを実施することといたしております。長崎県病院企業団への加入を含め、今後も市の将来を見据えた改革を実行していく所存でございます。

この級別標準職務表と申しますのは、正直申し上げて、現在、そういう例はございませんけれども、役が全くない人でも6級までいけるという今の状況でございます。相当職、それに相当す

る職があるんだと、しかし、今回、はっきり、管理職、いわゆる課長以上じゃないと6級に行けませんよというようなことで、職務でもってその級に張りつけるということでございます。

ですから、全く役がなければ、下の級に甘んじるというような、そういう標準職務表をもって給料の格付けをすると、そういうのをしたところでございます、正直申し上げて昇給をしない職員が今から出てくるということでございます。そういうふうに御理解いただきたいと思っております。

3番目の吉崎市職員定数条例化と嘱託職員の位置づけということでございますが、市内の給与実態を認識しておられるかということでございます。確かに民間の給与と職員の給与、かなり差があると認識をいたしております。ここに吉岐のそれぞれの職種による給料の平均額等々持っておりますけれども、その発表は割愛をさせていただきたいと思っております。

それから、職員の定数条例につきましては、御存じのように、定数条例主義でございます、吉崎市職員定数条例第2条によりまして職員の定数を定めております。これは、先ほど申されましたように690名が職員の定数でございます。一方、平成25年1月1日現在での正規職員数は542名でございます。148名の差がございますが、これは職員数の定数というのは限度を示しているものでございまして、この差につきましては、合併以降取り組んでまいりました総人件費圧縮による職員数削減の成果でございます。職員数削減に伴い行政サービスが低下することのないよう、専門分野におきましては、嘱託職員を雇用して、その経験、資格を生かした業務をお願いしているところでございまして、多くの臨時・嘱託職員の方の雇用につながる、議員おっしゃいますワークシェアリングということも、一つの私は効果があるんじゃないかなと思うところでございます。

次に、4点目の島内の経済情勢を考えたとき、投機的投資にウエイトを置くべきじゃないかということでございます。御存じのように、政府は15カ月予算を組みまして、いわゆる投機的に、短期的に日本経済を回復させるんだという強い意志でございます。

そういったために、補正予算等々も組まれておるところでございます、吉崎市といたしましても、この政策に呼応いたしまして、一般会計補正予算、24年度でございます、第8号で、国の補正に係る過疎集落等自立再生緊急対策事業ほか8事業で、8億7,526万8,000円を追加補正いたしました。

また、簡易水道及び下水道特別会計におきましても、1億8,180万3,000円の補正をいたしております、この緊急経済対策に呼応をしておるところでございます。

また、25年度の当初予算におきましても、普通建設事業で27億3,555万1,000円を計上しております、対前年度比7億390万8,000円、34.6%の増額予算を計上いたしております。

今後も国県の動向を注視しながら、国の財政措置等を最大限活用し、苓崎市活性化に取り組んでまいります。

それから、このチャンスを生かして三島架橋等の架橋促進のアクションを起こすべきじゃないかということでございますけれども、この三島架橋につきましては、昭和54年から毎年のように陳情いたしておりまして、平成22年には県知事に三島の子供たちの作文を持って要望したところでございます。

また、長崎県市長会におきまして、毎年、重点項目として要求をいたしております。市単独では、概算要求で40億円から45億円要するというので、橋の長さは1,200メートル、これは大島と原島の架橋でございますけれども、かかるというようなことでございまして、国県に要望してまいります。これを現在の投機的補正予算で、それにせよということ、性格的に少し無理があるかと思っております。

が、しかし、この問題については嫦娥大橋を含めて、やはり私は、渡良三島は、九州における苓岐の縮図だと思っておりますので、引き続き強く要望していきたいと思っております。

それから、病院企業団に関係いたしまして、給料の見直し、そして、私のみずからも身を切る覚悟ということでございます。先の市民フォーラムにおきまして、米倉企業長にもございましたように、病院企業団加入にあたっては、苓岐市民病院が拠点病院としての資格を持つことが必須でございます。

その諸問題の一つとして、職員の意識改革、そして給料の是正ということがございました。そのためにも先ほど申しました級別標準職務表の見直し、これをやったところでございまして、先ごろ職員組合とも妥結をしたというところでございます。25年4月1日を施行日といたしまして、病院部局のみならず、市全員職員を対象として実施をいたします。

それからまた、みずからも身を切る覚悟が必要ということでございます。私は、これも申し上げましたように、職員の給与の是正といいますが、給与の、長崎県病院企業団との水準の統一、そして、それに伴うところの全職員の給与の適正化、これにつきましては、私は職員の諸氏に大変感謝をいたしておるところでございます。一方で、みずからが全くカットをしていないということには、少なからず心の痛みを感じておるところでございます。

しかしながら、平成23年6月20日に、次のような一般質問をお受けをいたしております。ここに6月20日の議事録がございます。ちょっと読ませていただきます。

まず、質問の内容でございますけれども、「税金の無駄遣い、徹底してやります」と、それらのことで、市長給与の3割カット、退職金の5割カット、これは現在改革されておるわけでございますが、私は市長みずから減額をするというか、そういうことじゃなくて、やっぱり仕事は、

もらうのはもらって、仕事を大いにしてもらいたい。仕事ができんから、私はこのようにカットして、そういうふうにしかならないわけですね。ですから私はやるのであれば、もう規定の給料もらう。退職金もらう。自分がやれんから、私はちょっと能力がないから下げます。そういう提言しかとれんわけですね。ですから、そこんところは、今回の、今回といいますか、次回立候補されるときに、ここんどこ、どのように考えてあるのか。そういうところですよ。

こういう御質問をいただいております。それに対しまして、私はこのように答えております。

無駄遣いストップでございますけれども、これについては、まず総人件費の1割圧縮についてでございますが、先ほど申されました、市長給与3割、退職金5割のカットをいたしております。これは、私は自信がないからということではございません。少しでも財政改革につながればということしております。しかし、次回、もし当選させていただきますならば、やめます。3割カットもやめたいと思っております。5割カットもやめたいと思っております。そういう捉え方をされるならですね。

こういう答弁をいたしております。こういうやりとりをいたしておりますが、私は、議会においての発言は、質問も答弁も大変重いものと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。

1点目の、いわゆる新年度予算の基本的な考え方に関しては、私も新しいいわゆる発想で展開をしておられるということには敬意を表します。引き続き、そして既成の考えじゃなくて、新しい考え方を取り入れながら、その世相に合った予算編成をしていただきたいと考えております。

2点目に関しましては、給与の増額分はわかりました。職員給与を5%カットされておったものを、もとに戻すという予算編成をしていると、しかし、今議会に関してさらに延長するという議案が出ておりますので、可決すれば、また減額補正があり得るんですよということですね。

そして、ここを言ってほしかったんですね。

保母さんが少ないんですね、今。ですから、労働条件が悪いから、2種の人を1種に上げて、職場のいびつのある関係をなくすために、私が政策判断した。

と、そういうことを市民の皆さんの前に訴えてほしいわけですよ。ですから、あくまで、私たち議員は、人事は専権事項は市長におありです。しかし、市長が出された予算をイエスかノーかということになれば、我々議員に付託をされるわけですね。そこら辺を、私は問いたかったから、あえてそのように申し上げました。

そして、3点目のいわゆる官民格差に関しては、私がここで申し上げたいのは、壱岐市内の事業所が、職員の、当然、給与を上げてやりたい、利益が上がらないんですね。労働分配率の中で

人件費に回せない。そういう状況があって、だんだん給与格差が出ておるのは、紛れもない事実であります。

ですから、ここは市長が御努力をされ、今までしぼってこられましたね、タオルを絞るごとくしぼって、やはり健全財政化を目指されました。国も同じなんですね。小泉改革でしぼって、そして、アベノミクス、今、3本の矢の精神というように、切れ目ない財政運営をしていこうということで、やはり市民、国民に、やる気、モチベーションを高めさせる、それは非常に大事なことでないかと思うんですね。

ですから、私は、ここで、市内にもう少し活気づけられるように、投機的予算配分を、一時的ですよ、やはり高めていって、そして、市民の皆さんが、市が種をまいて木を育てて、その木が実って花が咲き、そして実になる、その実を売って皆さんが富を得た分を税金として、皆さん方に役所に納めて、自治が成り立っておるわけです。

その、今、体制が、私は若干崩れているんじゃないかと懸念をするから、このように申し上げておるわけです。

なぜ投機的な投資をすべきかということは、私はこのような考え方で申し上げておるわけです。

そして、職員の皆さんも頑張っておられますよ。平成19年度には623人いた職員を546人、この数値は私は認めます。ただし、このことを頭に置いてほしいんですね、人口1,000人当たりの、いわゆる平成22年度に、置く指数ですかね、壱岐市は12.44人で、職員の数がですね、対馬市は17.32人、これは全国の200ある市のうちのワースト5です。

五島市が29位、壱岐市は65位なんですね。そのときの指数が65位の指数が12.44ですよ、そして、今年度計算してみたんですね、やはり人口が減るわけですね、職員も皆さんも削減してこられたんで、そしたら、今年度計算してみたら18.6人になってるわけです。

ですから、申し上げたいのは、どんなにあれしてもさ、働く環境、いわゆる民間の活力を引き出すような投機的な予算編成をしないと、だんだん大きな行政になってしまうのではないかといいことを申し上げたいんですね。

大変なんですね、今まで本当、壱岐市は、平成22年度には56億7,000万円の投機的経費をしております。一般会計に占める割合は25%、23年度が48億2,300万円、21.2%、すばらしい数字ですね。

ただし、ここで指摘をしたいのが、光ファイバー網を、し尿処理場とか、焼却場とかありました。したのとはしたけど、やはり地元の企業が参入できる比率が非常に低かったというわけですね。投資効果に相乗して地元景気が浮揚しなかったということです。

平成24年度は20億4,000万円ですね、10.7%です、全体の。25年度は27億3,000万円、13.2%、若干積極的な財政をしいておられます。

私は、ここでひとつ皆さん方考えていただきたい、我々も考えます。合併後に、確かに大型のインフラ整備は進捗をいたしました。その件に関しましては、市長の御努力、執行当局の御努力に敬意を表します。しかし、投資でやられた相乗効果はどうだったのかと、そのことを教訓にして、今後見直すべきではないかと、改善をして、島内の事業所を育ててあげてやりたいと考えております。

商工業者においても、大型島外資本の進出、そして漁師、漁業においては、漁価の値崩し的な低迷、燃料価格、非常に厳しい状態ですね。ここにメスを入れて投資をしていただきたい。

そして、何をさておいても、壱岐市の場合は、外貨を、外から金を稼いできて、いかに壱岐市内で貨幣を対流させるか、外に出さないで、やはり潤わせるかということが肝要ではないかと、私は考えるんですね。

ですから、市長も県国に奔走をして、そしてまた、企業に足を向けて、予算を獲得してきておられます。その御努力には敬意を表します。ただ、ここで皆さんにお願いがあるんですね、やはりその外貨を持ってくる、稼いでくる、それを島内の、いわゆる事業所、そこに発注をかけていくということを、もっともっと考えていけば、必ず投資効果に似合った結果があらわれてくると思います。

ここまでの見解について、市長の、簡潔でございます、御意見を賜りたいと思います。  
議長（市山 繁君） ここで皆さん方にお諮りをいたします。昼も過ぎまして、音嶋議員の持ち時間が13分あるわけでございますが、これを続行したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 音嶋議員おっしゃいますように、壱岐市におきましては、22年度、23年度だったと思いますが、全国でも投資的経費が本当にこうトップクラスにあったということで、おっしゃいますように投資的経費は、そういった面では大きかった。しかしながら、おっしゃいますように光ファイバーケーブルであるとか、大型一般廃棄物処理施設とか、そういったものがかなりなウエイトを占めておりまして、民間のいろんな事業者に対する、その金額の割には効果がなかったということは事実であったと思っております。

したがって、今度、住宅リフォーム等の予算も組んでおりますけれども、そういったきめの細かな、やはり事業も展開していかなければいけないとされているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 真摯なお答えをいただきまして敬意を表します。

国においても、本当に、先ほどから申しますように、アベノミクスといって3本の矢の教え、いわゆる金融緩和、財政出動、成長戦略ですね、シンクタンクをつくって、イノベーション戦略、いわゆる技術革新をやっていく、壱岐は、この部門がどうしてもできません。ね、やはり親子3代、じいちゃん、ばあちゃんを、やはりひとりにはしておけないという心やさしい後継者の皆さんで、壱岐は成り立っております。

非常に皆さん心やさしい方です。その方、心のやさしい方たちでも、やはり行く先、将来が見えない、そうした環境になれば、やはり治安も悪くなると思います。そうならないうちに、やはり行政はちゃんと、職場、仕事を与えるということは当然であろうと思います。

締めることも必要でありましょう、しかし、時には緩めて、やはり、壱州弁で言いますとね「しかめつぶした顔より、にこにこした人たちが対話する、そこには新たな活力が湧いてくる」と考えております。やはり、そうした環境づくりをするのが我々の責任です。私たちは、皆さんからの税金で、こうして自治をつかさどっております。頑張っていこうじゃありませんか。私はそのように思います。

例えば、ひながかえるとき、いわゆる小鳥の成長の過程でたとえて申しますと、ひながかえるときに卵の内からコツコツコツ、そして親鳥は外からつついて、いわゆる卒啄をしてひながかえます。そのひながかえたら、巣においてパクパクと口をあけて、親鳥が餌を与えるのを待っております。まさしく、私は、市民は小鳥、そして公務員の皆さんは幸せを運ぶ使者である、そのトップに立つのが市長であると思っております。そのひなが成長すれば、必ずや大空に舞い上がってすばらしい活躍をしたいと思います。

私は、ここで今回、市長が副市長の2人制を提案されました。やはり、行政コストとしては、三役で1,500万円ぐらい上がっております。議会も今回19名、そして8月から16名ということで、1年間1,400万円、約プラスマイナスゼロにしておる。しかし、私は、そうしてでも市長がトップセールスマンとして壱岐市にですね、予算を獲得し金を持ってくれば皆さんが潤うんです。そういう環境づくりをして、内政は優秀な副市長2人がいらっしゃいます。ときには、市長も目を光らせないかんですがね。やはりそうした中で、市長にプレッシャーをかけますが、あなたを期待せんで誰が期待をしますか。そうしたたくましい親鳥になっていただきたいと、こい願っております。

市長、所信の一端をお述べをいただきたいと思っております、私の質問に対する。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は壱岐市長であると同時に全国離島振興協議会長でございます。

私は、離島の置かれた立場、まさに議員がおっしゃるひな鳥の中で、本当に厳しい環境にある

ひな鳥だと思っておるわけでございます。そういった中で、私は常日頃、離島の仲間とともに、離島が抱えている問題、それを解消してくれということを経済に訴えてまいりました。その結果が改正離島振興法に反映をされたわけでございます。

その中でも特に、流通経費、船賃、フェリーあるいはジェットfoil、そしてまた貨物船等々の物流、人流のコストを低減するようにと、そのことも離島振興法にうたわれました。あとは、それをいかに実行してもらうかということが大きな問題であると思っております。

そういった中で、5月29日に全国離島振興協議会総会を行います。その折に、私が常々申し上げておりますJR並運賃の実現ということを決議いたします。そして、きっとおいでいただきたいと思いますけれども、自民党の離島振興特別対策委員長に対して、そこで手渡しをしたいと思っております。そして、これの実現を図る、これが私に課せられた最高の、私は、ひなに対する食料であると思っておるところでございます。ぜひ、この離島振興協議会総会を成功させて、この機運をぜひ盛り上げていきたい。そして、全離島の環境を改善していきたいと、このように決意しておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。

最後に、やはり国の積極的な財政政策にのっとり、それを市政でも踏襲をしていくという考え方を進めていただきたい。そして、やはり市民が、今、閉鎖的になっておる、その気持ちをほぐしてやれば必ずいい結果が出ると確信をしております。

そして、私は毎回、本議会で申し上げておりますが、この3月をもって退職をされる市職員の皆さんがいらっしゃいます。農林水産部長もここにはいらっしゃいますね。ほかにも職員がいらっしゃると思っています。今までの御努力に対し俊敏なる敬意を表し、今後市政発展のために、さらに御尽力を賜りますことをお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時20分といたします。

午後0時17分休憩

午後1時20分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今2月会議におきまして、一般質問の最後、私が残りの1人となりました。前回は12月会議においても最後で、なかなか上位のほうにはならないんですけども、いつもトリを務めさせていただいておりますので、今回もトリを務めさせていただいて、私が市長に対しまして一般質問をさせていただきます。

大きく、交流人口拡大策についてでございます。細かくは4点ほどありますので、随時市長に対しまして交流人口拡大策について質問をさせていただきます。

昨年3月に策定をされました壱岐市観光振興計画では、「玄界灘の宝石箱・壱岐 二千年の歴史と美食を求めて」をコンセプトに5本の柱で構成をされております。

近年、長引く不況や観光ニーズの多様化の中、本市においては原の辻遺跡や一支国博物館を核として、古墳、神社仏閣の歴史遺産、砂浜等の美しい自然景観、体験プログラムなどの実施に加え、施政方針でも言われましたとおり、船運賃の2割引き下げの効果もありまして、対前年比1.7%増の約71万2,500人と善戦をしていると思います。

また、今年4月で開設3年目を迎えます福岡事務所での積極的な営業活動やラジオなどのメディアを活用したPR活動が実を結び、壱岐市の窓口として少しずつ認知されており、その営業宣伝の拠点施設として効果が出てきているのではないかと感じております。これからも、交流人口拡大のためには、引き続き福岡大都市に向けた拠点的情報発信基地として福岡事務所のさらなる活動を期待するものであります。

一方、本市におきましては、これまでも市長は、今回策定の観光振興計画はよくできている、満足いくものができたと常々言われております。特に、今回の観光振興計画の中では、観光まちづくり組織と収益確保のプラットフォーム化、窓口の一本化、自立した組織構築のための法人化を早急に、この計画を具現化し、市長の強いリーダーシップで観光振興を推し進めていくと力強く発言をされております。そのため、現在、年度途中から嘱託職員を雇用しまして、壱岐観光協会、壱岐体験型受入協議会、イベント振興会の一本化に向け、協議、調整をされておりますが、市長の施政方針には報告がありませんでした。現在、どこまで進んでいるのかお尋ねをいたします。また、名称についても法人化予定の組織と事務所、そして各港の窓口を含めた体制はどのようになるのかお尋ねをいたします。

続きまして2点目は、通告していましたが壱岐市への玄関口の一つであります芦辺港の老朽化したジェットフォイルの待合室の改修につきましては、昨日、同僚議員の一般質問の答弁で、市長は25年度に改善することでしたが、今後の計画では移転せずに現在地のまま使用するのか

お尋ねをいたします。

また、芦辺フェリーターミナルの、当初ジェットfoil待合所予定でありました1階の事務所と2階の事務所は、壱岐ビジョンが芦辺事務所撤退後、空いたままになっておりますけども、この活用について今後どのように市長はお考えかお聞きをいたします。特に、今年は5月29日、30日の、市長も何度も言われております全国離島振興協議会、そして国体のプレイベントであります8月3日、4日の西日本男子ソフトボール選手権長崎県大会、8月25日の全国都道府県対抗自転車競技大会ロードレース、男子と女子、8月19日から22日、離島甲子園と言われます国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会、11月16、17日には長崎県PTA研究大会壱岐大会や、さまざまなバレー、バスケ、野球、ソフトなどの各種スポーツ交流試合などの多くのイベントが待ち構えております。しかし、こういうイベントがあるということは、多くの市民の方には知られておりません。昨日の市長答弁でも宣伝不足を認められておりました。

今後、その取り組みに向けて市長は宣伝されるということでしたけども、特に一大イベントであります国体に向けた取り組みにつきましては、現在教育委員会の国体準備室がさまざまなイベントにがんばくを登場、活用して小学校への花いっぱい運動の推進など、大変こまめに努力しているようにもかかわらず、現時点で職員全庁的な盛り上がりのなさについては市長も実感をされておまして、プレ国体を契機に、さらに盛り上げていきたいと言われましたが、具体的に今後どのようにされるのか、教育長ではなく市長にお尋ねをいたします。

多くの観光客が、また長崎県へ来たいと思ってもらえるように、平成21年度4月から「長崎県総おもてなし運動」が推進をされ、観光関係団体、事業者などから成る長崎県総おもてなし運動推進会議が発足し、平成9年におもてなし活動6カ条が制定され、県下ではさまざまな活動を展開されておりますが、この取り組みについて市長は御存じか、お尋ねをいたします。

その一環として、各玄関口であります郷ノ浦港、芦辺港、石田港、壱岐空港などに告知を含め、先ほど紹介したようなイベントごとに入れかえ式の歓迎のウエルカムボードを設置して、壱岐を訪れる人を出迎えるようにしてはどうかと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

3つ目は、壱岐の海や山は自然の偉大なテーマパークと思っております。しかし、海や山が元気であるためには水や森を守らなければいけません。水や森は自然の生態系の中で生きております。壱岐では、人々は地域の歴史、文化を背景として、長い間、地域ごとに違った形で生活と自然とが密接なかかわりを持ち、それによって自然からの恵みを受け続けてきました。かけがえない自然が残されているのもその結果だと思います。そのすばらしい自然に囲まれた原風景の中にある原の辻遺跡を初めとする島内の豊かな歴史的遺産や資源などを一体として捉え、しまごと博物館、しまごと大学、しまごと元気館の3つの柱とし、原の辻遺跡復元整備及び県立埋蔵文化財センター、一支国博物館を核としてさまざまな事業に取り組まれております。原の辻遺跡内では、

文化財保護法のもとに調査が終了しない限り、むやみに建物や工作物を建てることは厳しく禁止をされております。

しかし、その周辺の開発は、壱岐市自然環境保全条例の計画面積が1,000平米未満であれば何ら規制する条例すらないのが現状となっております。そのため、壱岐市を見渡してみると、あちらこちらで携帯電話のアンテナなどが乱立開発をしております、大変便利になっている反面、景観的には見苦しくなっております。このような状況に早く条例制定を整備していかなないと、原の辻周辺の弥生時代の原風景を初め、壱岐の魅力でもある自然景観が損なわれるのではないかと、とても危機感を持っております。また、全国各地では、地域活性化の一つとして映画やテレビのロケ地として名乗りを上げ、その地域独特の景観を活用するフィルムコミッションが活動されております。長崎県においても、かなり力を入れられてるようです。

今後、全国的にも田舎、農漁村の風景がなくなりつつある現況化で、田舎の価値が見直されており、さらなる観光資源の一つとしての活用もできなくなります。これらの美しい自然景観や眺望を保護する観点からも景観法にのっとった景観行政団体の承認を受けなければ、これまでの行政指導型から規制力のある条例にすることが、受ければ可能となります。

また、景観計画については住民提案制度があり、行政と住民による協働のまちづくり、地域づくりの観点から、景観、郷土に対する意識づけにも寄与することができると考え、屋外広告物法に基づく条例を含め、原の辻遺跡周辺からでも制定すべきと、これまで何度となく訴えてきておるのは市長も御承知のことと思います。その結果、平成22年に景観団体にはなりましたが、やっと今年度、25年度に景観計画を策定する予定となっております。

そこで、壱岐は島であるために風光明媚な道路が多く、特に、朝日、夕日どちらでも見ることができるのは、これも貴重な資源の一つと考えております。特に、湯本湾や筒城、左京鼻の海岸街道や花々が咲いたフラワー街道もあり、多くの観光客だけでなく地元の方の目を楽しませてくれております。

このほかには、今、整備中の勝本浦の街並み街道も該当すると考えております。魅力的日本風景街道の趣旨でもあるように、地域と行政が一体となった景観保全整備等を推進するために、壱岐の魅力ある道路を選定し、さらなる壱岐の地域資源として地域活性化のために壱岐風景街道として、シーニックバイウェイ壱岐として、まず指定してはどうかと考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、将来的には、シーニックバイウェイジャパンのほうの一つであります、今、観光圏であります玄海灘観光圏内にある日本風景街道に登録をされております、都市の楽しさや歴史、大陸とのつながりが新たな形によみがえる福岡・糸島・唐津ルートの玄界灘風景街道に、この壱岐で指定した道を追加できるように、玄界灘観光圏の協力とあわせて唐津市などと協議してはどう

かと考えますが、その点についてお尋ねをいたします。

4つ目は、中原副市長を長としました中学校跡地利活用検討委員会も、今年度3月までには活用計画を策定することでしたが、現在の進捗状況はどうかお尋ねをいたします。

先日の総括質疑の中でも指摘がありましたが、私も平成25年度の県の重点戦略計画を見ますと、御指摘のとおり対馬、五島のプロジェクトは幾つもありましたが、本市のプロジェクトは見当たらなかったと思います。それは、具体的なアイデアが、この時点でなかったのではないかと危惧をしておりますが、その点についてはどうだったのかお尋ねをいたします。

そこで、そのプロジェクトの一つとして、今、耕作放棄地がかなり問題となっております。壱岐だけではなく、長崎県下においても、この耕作放棄地の解消についてはいろいろと頭を悩ませております。今、この耕作放棄地を解消、活用し、壱岐を小豆島のようなオリーブの島として、オリーブオイルや石けんなどの6次産業化を見据え、新たな観光産業、雇用をつくり出そうとしている動きがあります。

長崎県耕作放棄地解消総合対策事業や農地流動化奨励補助など、さまざまな支援を含め、実がなるまで、やはり5年、10年先の、昭和40年代にありました構造改革事業の一つとして取り組んではと思いますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、4点について市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 鶴瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 13番、鶴瀬和博議員の御質問にお答えいたします。

大きくは、交流人口の拡大についてということですが、そのうちの第1点目、壱岐への観光窓口の一本化のための観光協会、受入協議会、イベント振興会の合併調整がなされていますけど、どこまで進んでいるのかということですが、

また、法人予定の組織体制はどのようになっているのかということですが、法人体制につきましては、平成25年4月1日から一般社団法人、仮称でございますけれども、壱岐市観光連盟を設立するというので、今進んでおるところでございます。この組織は、壱岐市観光協会、壱岐体験型観光受入協議会、壱岐いき名産品協会、壱岐市イベント振興会の4つの団体を一本化し、壱岐全体の観光振興を担う中核組織として再構築するものであります。既に、本年9月から、壱岐市観光協会、壱岐体験型観光受入協議会、壱岐市イベント振興会をワンフロアー化いたしまして、組織の一本化に向けた調整を行っているところであります。

組織運営体制につきましては職員13名で、旅行営業部門、情報発信物産部門、観光PRイベント部門などの業務を担当するようにはいたしております。また、今後、長崎県交付金事業、長崎がんばらんば地域づくり支援事業、壱岐島ごっとり市場プロジェクトの実施に向け、関係者と協

議を進めておりました、本事業も含めまして壱岐市観光連盟の自立に向けた事業展開を図るとともに、市の支援として職員の派遣を行うことにいたしております。専務理事は壱岐市から出そうと思っておりますし、事務局次長等についても考えているところでございます。

また、観光案内でございます。各港には、郷ノ浦港に1名から2名、印通寺港に1名、芦辺港に1名を派遣するようにはいたしておりますけれども、この時間帯につきましてはまだ詳細に固まっていないようでございます。

先ほどの観光連盟の手続の状況でございますけれども、3月4日に理事会で連盟についての創設の承認が行われております。14日に臨時総会で定款の承認予定でございますし、それを受けまして法人登記をする。そして、先ほど申しました社団法人壱岐市観光連盟を4月1日に発足させるということでございます。

次に、壱岐市への玄関口として郷ノ浦港、石田港、芦辺港、壱岐空港があります。現在、芦辺港の老朽化したジェットfoil待合室の改修や芦辺ターミナルの一部は壱岐ビジョン撤退後、空いているということでもあります。今後の計画についての市長の考え方、そして各イベントごとに入れかえ式の歓迎のウエルカムボードを設置したらどうかということでございます。また、プレ国体、国体など大型イベントに向けた盛り上がりがないように思えるということもございます。

芦辺港のフェリーターミナルにつきましては、平成25年4月から、答えがちょっと前後いたしますことをお許しください、1階に観光案内所を設置するとともに、4月から発行されますしまとく通貨の販売窓口として活用する計画といたしております。2階につきましては、現在、予定を考えておりますけれども、ただいま発表の段階ではございませんので、今しばらくお待ちをいただきたいと思っておりますが、2階も活用する予定でございます。

議員御指摘のとおり、各港、空港は壱岐の玄関口としておもてなしの充実を図る必要があると考えております。今年度につきましては、各港、空港に4カ国語で表記した歓迎の横断幕を新たに設置したところでございます。議員の御提案につきましては、ウエルカムボードということでございますけれども、検討させていただきたいと思っております。おもてなしにつきましては、ソフト面の充実を図る必要があると考えております。

現在、長崎県では、議員御指摘の、県全体のおもてなしの気運の醸成を図るため、県内の観光関係団体、事業者を中心に長崎県総おもてなし運動推進会議が設立されております。壱岐市におきましても、平成25年度には、島内の観光関係団体、事業者、行政、そして市民が一体となって観光客の皆様を温かく迎えるための活動母体となる推進組織を観光連盟の中に立ち上げたいと考えております。中でも、各港、空港は壱岐の玄関口として、出迎えや見送りの際には観光客の皆様の印象に残るおもてなしの演出を検討してまいりたいと考えております。この演出と申しますのは、やはり各大会の横断幕はもちろんでございますけれども、壱岐の民謡を流すとか、そう

いったことも考えられるのではないかと考えております。

また、お見送り、お迎えのときに、やはり宿泊施設の方々がハッピーを着ていただくとか、あるいはレンタカー業者も歓迎ハッピーを着ていただくとか、そういったことで歓迎ムードを盛り上げることも必要ではなからうかと思っているところでございます。

また、国体へ向けましては、壱岐市実行委員会を組織し、島内各種団体をはじめ、市民皆さんで盛り上げていただきたいと思いますとおるところでございますけれども、また、各競技団体や県との協議、調整も行っているところでございます。

今年度は、競技会場の改修工事も行っておりますが、平成24年度までは各種の準備をおこなってまいりました。いよいよ今年は、国体へ向けてのリハーサル大会が開催されますので、市役所内に3月1日付で壱岐市実施本部を立ち上げたところでございます。実行委員会や競技団体、各種団体等と連携をとりながら、競技会場の運営を万全にしていきたいと思っておる次第でございます。特に、自転車ロードレースでは、立哨員として壱岐市消防団、交通指導員、公民館の皆様方のお力をお借りする必要があるとございます。引き続き、御協力をお願い申し上げます。

また、市民の皆様にも運営ボランティア等の御協力をお願いするかと思います。この市民の皆様の御協力、そして皆様に携わっていただくことが、この国体を盛り上げる一つの大きなツールでなからうかと思っているところでございます。市民皆様の御協力をいただきながら、リハーサル大会を、ぜひ成功させたいと思っております。

まずは、リハーサル大会に向けて、花いっぱい運動やPRで盛り上げをしていきたいと思しますので、競技観戦、応援も含めて市民の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。そして、昨日も申し上げましたけれども、このプレ大会を契機に大会本番に向けて盛り上げていきたいと思っているところでございます。

次に、景観計画につきましては、先ほど鵜瀬議員から申されたように、鵜瀬議員から推進すべきとの再三の御質問をいただきまして、やっと、今、先ほど言われましたけれども、それが実感であろうかと思っておるところでございます。この景観計画につきましては、策定につきましては、地域そのものが住民一人一人の資産となり、次代に引き継ぐに値する魅力的なものとなるよう行政や住民、並びに事業所等が協働して取り組む必要があるとございます。住民の意見を反映させ、住民参加により、自立的な景観づくりにつなげるよう進めてまいり所存でございます。

それから、鵜瀬議員から、新しい観光振興策、シーニックバイウェイを指定するべきだということでございます。鵜瀬議員には、いつも新しい考え方を提案されまして、こちらといたしましても大変勉強させていただいておるところでございます。

シーニックバイウェイと申しますのは、シーニックとは景観のよい、バイウェイは脇道、寄り道という意味となっておりますようでございまして、先ほど申されますように風景ガイド、あるいは

観光ガイドとでも表現できると思っております。この語源はアメリカで発祥し、道路そのものを観光資源として活用するという新しい視点で、日本では北海道が先行しているようでございます。九州では大分県佐伯市で、日豊海岸シーニックバイウェイとして取り組まれております。景観のすぐれた場所を撮影スポットとして、そばに駐車場を整備するフォトスポットアンドパーキング等も観光創出の1つの手段と思っております。

壱岐に置きかえてみますと、郷ノ浦町の長峰触の三ツ瀬峠のところにスポットがございます。半城湾を見下ろすスポットでございます。あのようなイメージでいいのかなどか思っておりますけれども、初山から見た渡良三島の風景、あるいは亀石から湯本湾の小島、夕日等、本当に素晴らしいものがございまして、先ほど言われますフラワー街道等々も含めて、壱岐にはこれよりほかにもたくさんの、このシーニックバイウェイに該当する道路というものがあるかと思っております。そして、そういったものの、さっきも申しますように、三ツ瀬バス停のところの施設のようなものを、やはり計画的に整備をしていって、そしてスポットの整備をしていって、その道路をたとえばシーニックバイウェイとして指定をする。そしてまた、先ほど申されました他県を含めた広域的な指定といいますが、連携、こういったものについては今しばらく研究をさせていただきたいと思っております。

また、前後いたしますけれども、県のプロジェクトに壱岐のプロジェクトが入っていないという御指摘でございました。これについては、昨日も他の件にはお世話になっておると申し上げましたけれども、このプロジェクトそのものについて、私自身少し勉強不足であったということを上げたいと思っております。ただ、そのことに、知らなかったからとか、そういうことではなかったと思っております。担当がそれを見逃していたかということ、そうではなかったと思っております。

4番目の中学校跡地利活用検討委員会、経過につきましては後ほど中原副市長のほうから説明をさせますけれども、その中で、オリーブ園をどうかというようなことでもございました。オリーブにつきましては、乾燥を好む植物でございまして、日照時間が年間2,000時間以上、降水量が1,000ミリ程度という条件が非常によろしいと。土壌条件も排水がよく、肥沃地で栽培が望まれているということでございます。壱岐の過去の20年間の日照時間は平均1,800時間、降水量は1,900ミリとなっております。土質についても粘土質が多うございます。また、学校のグラウンドとなりますと肥沃とはとてもいえないわけでございますけれども、安定した品質、収量が得られるのかなという問題、それから議員御質問の耕作放棄地の解消の一つといたしましてオリーブ園をどうかということでもございますけれども、耕作放棄地となった原因といたしまして、原因が日当たりが悪いところであるとか、湿田であるとか、圃場に行きづらいとか、後継者がいないというものが挙げられると思うわけでございます。このような状況の土地にオ

リーブがなじむのかなということもございます。

また、先ほども申されますように、苗木は五、六メートル間隔で植樹をいたしまして、成木になるには6年の期間が必要でございます。平均で、1本に15キロ程度の収穫となるということございまして、取引価格は1キロ500円程度でございます。収入で申しますと30万円ぐらいが、10アール当たりですね、で、手取りは18万円ぐらいだろうと言われておるわけでございますけれども、オリーブにつきましては、非常にこう新鮮でないといいオイルがとれないってというようなこともあるようでございます。これにつきましては、2年ぐらい前に、九州のオリーブを推進する協会からこちらへお見えになりました。私もお話をしたところでございます。恐らく、JAにもお話行ってると思います。こういう技術的な問題等々もございまして、営農振興等につきまして、このオリーブはどうかということをしてJAと協議をさせたいと思っておるところでございます。

今の県内の情報を集約いたしますと、南島原市が2月に市議会で一般質問に答えて特産化を目指す考えをあきらかにしておられます。これは、対岸にあります熊本県の天草市と非常に天候が似ているということで、天草市が観光振興などにオリーブ栽培を推進しているからやってみよう。それには、九電工等々も参入しておるようでございます。南島原市は、天草市を参考に民間企業の参入に向けて地理的条件や土壌の調査をただいま検討中ということございまして、販路などにめどがついた後、栽培する人を募る考えであると。ただ、実施時期は未定でございまして、今後、市内の農業者などに栽培に関するアンケートをして、その結果を踏まえ、周知していく方針だという、そういう県内の状況もございまして。

校舎活用につきまして、副市長に御説明をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

副市長（中原 康壽君） それでは、中学校跡地の利活用の進捗状況をという御質問でございますので、今までの進捗状況を御報告いたしたいと思っております。

昨年8月に、壱岐市中学校跡地利活用検討委員会設置要綱を策定いたしまして、今まで計5回の会議を持っております。まず最初に、1回目でございますが、昨年の8月に一応中学校跡地の現場を検証いたしました。ちょっと話が前後になりますが、委員会のメンバーといたしまして、私及び教育長、そして各部長12名で構成をいたしております。その後、検討をいたしまして、昨年の9月の時点では、箱中のグラウンドの一部を特養老人ホームへ貸し出すというようなことはできないかというようなことで、そういった調整もいたしました。それから、今、庁舎が4つに分庁している関係上、どうしても書庫が足りないというようなことで利活用の一点として、

中学校のどこかの跡地に利用したいという、そういう検討もいたしました。

それから、消防団の備品の格納庫の検討、それから企業誘致、これは今、鵜瀬議員さんからも言われましたように、農業の貸し付けのバイオマスの施設に活用できないかと、そういったことも検討いたしました。

それから、那賀と箱崎に給食の食堂がございまして、これは耐震も何も関係ないということで、そういった場所もございましたので、貸倉庫をホームページで募集したらどうかと。それから、JA 壱岐での加工部会の統一した場所を提供したらどうかと、そういったことを検討いたしました。

そういったことで、最終的に、今考えておりますのは、中学校跡地6校中、3校を大体決定をいたしております。まず、先ほど申し上げましたように、箱崎中学校のグラウンドの一部を特養の施設用地に、それから渡良中学校を、先ほど書庫の話をいたしました、交通の便もいいということで、昨年9月の段階では渡良中学校を書庫にという検討をいたしておりましたが、教育委員会のほうから、渡良の小学校のPTAから中学校を利活用したいというようなことで、中学校跡地に小学校を移転をするということで、本年1月21日に一応中間報告で教育長から報告を受けております。

それから、話題になっておりますが、鯨伏中学校跡地は、先ほど榊原議員さんの質問もございましたように、日本漁場藻場研究所に提供したいと、そのようなことで、今3校を大体検討しております。

で、あと3校残っておりますが、なかなかこういった、先ほども申し上げましたようなことで貸し付けをしたらどうかというようなこともいろいろ検討をしておりますが、まだ未確定でございます。先ほど、鵜瀬議員からも言われておりますように、中学校跡地が何も利用価値がない場合はどのようにするかというようなことで、現地では解体をして、一つの団地をつかって、農産物のそういった作付に圃場としてつくったらどうかという案もございましたし、分譲地として一戸建てでそういった分譲地で提供したらどうかと、そういった意見もあっております。

以上が、今までの委員会での検討事項でございまして、まだ未確定なところもありますが、また今後とも検討してなるべく早く利活用の検討を、報告をいたしたいと、そのように思っております。

以上でございます。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の新しい壱岐市観光連盟、仮称ですかね、この件については、新しい体制として壱岐市からも2名ほど出向という形になると思うんですけど、行

かれて一緒にやっていくということで、それはいいと思いますが、今回、こういった、今市長がこの観光振興計画は大変素晴らしいものができて、交流人口拡大については力を入れていきたいというふうに言われておきながら、その核となるべく観光連盟のこの一本化についての施政方針においては一言もふれられてなかったと思うんですね。

本来なら、その施政方針の中に載せて、こういう状態になってこの観光連盟を核として壱岐市と一緒にやっていくっていう部分があってもよかったんじゃないかなと、今思っておりますが、その何でそれを載せられなかったのかという点が1点ですね、それが気になりました。

あと、前、交流人口拡大の折に、一本化になったときに、私が市のほうからも出向すべきではないかという質問に対して市長は、一応あくまでも民間団体であって、そこに出向することは考えていないということでしたけども、今回、時代も変わって考えも変わって、市と一緒に、そして観光関係の方と一緒にやっていくということで、この2名が入れたんだろーと思いますけども、その点について再度またお尋ねをいたします。

そして、先ほどのウエルカムボードにつきましては、実は景観条例の関係からも、実は毎回毎回イベントごとに大きい横断幕をつくられております、大きいイベントについては、それもいいんですけど、この時期には何があるっていう部分を、昨日も提案されておりましたけれど、市民初め、多くの観光客の方に、こういうイベントがあって壱岐は元気で頑張りよるなというようなこともあるし、特にこの全国の離島振興協議会等については、全国の離島の関係者がお見えになって、これこそ全国に向けた宣伝ができるんじゃないかなろーかと、そういった部分をアピールするいい機会じゃないかなろーかと思ひまして御提案をさしていただいております。一応、この点については検討されるということですけども、今から、4月から観光シーズンに入ります。そうしたときに、検討されるのはいいんですけど、私は早い時期に検討されて結論を出して実行していくと、市長が言われるスピード感を持ってっていう部分についての、いつまでに検討するか、市長が言われるスピード感とはどういうことなのか、再度お尋ねをいたします。

そして、国体の取り組みについては、3月1日に市役所のほうにもそういう対応の本部をつかって、全庁的に教育委員会だけではなくて取り組んでいくということで、これは当然そうすべきだと思いますし、昨日の教育長の答弁では、この国体準備室が国体推進課という形で言われました。つまり、推進室から課に昇格をされるということで、人員も多分増えていくんだろーと思いますけども、その点について市長のお許しをいただければ教育長にお尋ねをしたいと思います。

あと、景観につきましては、ぜひ、机上の条例制定ではなくて、住民参加型をぜひしたいと市長が言われましたので、パブリックコメントも含めて、特にいろんな、特に原の辻周辺と、そして勝本の街並みですね、あそこは今、いろいろと昔の街並みに合うように補助を出して建物の改修等をしてますけども、でき得るならば、せっかくあそこまですれば、電線あたりを原の辻みた

いに地中化とかしたらもっとよくなるんじゃないかなと思うんですけど、かなりの資金もいるでしょうけども、こういった景観については、今の国のほうでもかなり力を入れてされておりますので、そういったメニューがないか、十分調査をしていただいて、電線のない昔ながらの街並みの再現に向けて力を入れていきたいと思っておりますけども、その点について再度お尋ねをいたします。

また、先ほど言ったシーニックバイウェイ壱岐ですね、これについては市長が言われておりますとおり、各それぞれのいい風景っていうのは、人それぞれいろんなところで持っていると思うんですけど、そういうのを指定していただいて、そこを重点的にやっていくという形で、これも提案なんですけど、そういったのもどうせ指定するのであれば、景観写真コンテストをぜひしていただいて、そこで最優秀な作品についてはポスターに採用したりとか、パンフレットをつくるとか、そういった取り組みを、これは市民力事業になるのかその辺はわかりませんが、せっかく観光連盟ができるわけですから、4月1日に大々的に設立パーティか何かあるのか知りませんが、そういった部分で設立記念としてこういうのを立ち上げたらおもしろいんじゃないかと思っておりますので、その点について再度お尋ねいたします。

あと、もう一つは、中学校跡地について、こういった部分については、やっぱり渡良中学校を、要は渡良小学校として活用されるということで整備をされるだろうと思っておりますけども、そういった部分についても、ちよくちよく進捗状況あたりをこちらから聞かんでも、ある程度こういうふうになってますということをご言いただければ大分いいんじゃないかと思うんですね。予算も伴うような形もなってくるでしょうし、情報の共有っていう部分をお願いしたいと思います。

もう一つは、オリーブですね。オリーブについては、市長が先ほどいろいろと条件を言われました、生育についてですね。それは、多分お見えになったところは、社団法人の九州オリーブ普及協会だろうと思っております。あそこも、お見えになっているいろいろと今回こういう民間の動きがある中で、実際幾つかの現場を見られておまして、壱岐もそういった部分については大変オリーブ栽培には適しているというようなことをいただいているようでございます。

また、品種も潮に強いやつとか、風に強いやつとか、約10種類ほどあるようでございます。最初は、民間のほうで少しずつ拡大をされていくと思っておりますけども、それが事業となれば、企業誘致の一つとして捉えていただいて、もちろん耕作放棄地の解消の部分では、長崎県の耕作放棄地解消事業等も該当するかと思いますので、その辺の研究もぜひしていただきたいと思っておりますので、再度またオリーブについてお答えをいただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の再質問についてお答えをいたします。

まず最初の、どうしてその施政方針の中に観光連盟のこと、そして市がそれに対してかかわっ

ていくということを入れなかったのかということをごさいます、これは実は52分今回の施政方針がかりまして、実は全部出たのを読むと1時間20分ぐらいかかる、正直申し上げて。そういう中で、やはり観光連盟、大事だと思いましたが、交流人口のことでかなり言っておりましたので、割愛したというところをごさいます。そしてまた、このやはり観光協会、観光連盟につきましても、過去においては民間じゃないかということを出向は考えられないということをお申しました。そういう中で、今回長崎県がんばらんば事業というのが、大きな事業がございまして、県の指導もありまして、指導ってというか、観光連盟と一体となってやってもらえんだろうかということもございまして、それに移行したということもございまして。しかしながら、やはり補助金を出す、補助金だけではなくて、やっぱり口も出すというようなことでやっていきたいと。ですから、観光連盟と行政が一体となっていくという強い意志のあらわれだと御理解いただきたいと思っております。

3点目のスピード感とはどういう考え方かと、どのような感覚かということでもあります。スピード感はスピード感でございましてけれども、先ほど申しますように100%強化をいたしますと本当に早くなるわけでごさいますけど、私が先ほど検討しますと言ったのは、やはり横断幕でいいんじゃないかという考えが少しあるもんだから、そのいわゆる枠といいますか、ウエルカムボードといいますか、そういったものをどうかなとこういうものがあるんですから、そういう意味で検討ということをいたしました。でも、鶴瀬議員のお考えを、先ほどお聞きをいたしました。担当に早急に検討させます。

4番目でごさいます。電線の地中化、確かに昔の、いわゆるアンティークな景観に電線は似合わないわけでごさいます。しかしながら、先ほど申されますように、1本の、1本というか原の辻のあの距離で約1億円かかったんですね。ですから、勝本の街並みをやるとなるとどうなるかなと。そしてまた、あそこはインターロッキング舗装といいますか、ですからかなり、カラー舗装だけでもあれですけど、インターロッキングだったような気がします、確実にございませんですけど。そういったことで、かなり経費がかかるのかなと思っておりますが、先ほど言われますように、メニューを探して、あるようであればそれにこしたことはないわけでごさいますから、やりたいなとは思っております。

次のオリーブの件でごさいますけれども、確かにすばらしい御説明をいただきました。でも、これは普及協会ですから、普及させよう、させようと思うわけですから、100%そうですかというわけにはいかんわけでごさいます、壱岐の条件、そういったものもやはり私はプロのJAなどに聞かんとかなかなか旗は振れないなと思っておる次第でごさいます。確かに、安定的な面もございまして、ここで私が一番気になりますのが、どうしてそうJA、JA言うかと申しますと、その九州オリーブ協会の方がおっしゃったのは、実をとったらその日に処理をせないか

んちゅうわけですよ。ですから、夕方とったら、福岡へその便で送る、間に合わんわけですね。午前中ぐらいにとってもうて、福岡に送らんとその日処理ができない。じゃ、その処理を、壱岐で処理機を買うのかと。じゃ、その、これは小さい話になってしまうわけですけど、そういったこともございまして、本当にこうある量産ができるまでどうするかっていうようなもんでもございまして、塩つけ等もございまして、そういったことで、これは本当に慎重に検討させていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 鵜瀬議員のお尋ねに簡潔にお答えいたします。

国体準備室、現在4人の職員と1名の臨時職員でフル回転して何とか頑張ってきておりますが、まだまだ盛り上がり欠けるところもあるかと思っております。いよいよハーサル大会の年を迎えますので、また扱う金額も大きくなりますし、スタッフの充実について市長部局のほうに要請をしておりますので、推進課に格上げする形の中で期待をしているところでございます。

なお、先ほどの渡良中学校跡地利用につきましての渡良小学校の利用につきましては、今後、正式文書が渡良小学校のほうの校長、PTA会長の連名で出されることになると思っております。これまで、総務文教委員会のほうには、中間報告はさせていただいておりますが、今後また総務文教委員会のほうの御理解を得ながら、議員皆様に報告をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 最後いいですか。

いろいろと提案をさせていただいたり、指摘をさせていただきましたけども、今回、交流人口拡大においては、壱岐観光連盟が新たに4月1日に法人化され、設立されるわけです。この25年が、壱岐島にとって、観光元年として捉えて、ぜひ交流人口拡大に向けては市長を初め、幹部の方においては力を入れていただきたいということだけを強く申し添えて、私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） これで、本日の日程は終了いたしました。

明日3月8日は休会といたします。

次の本会議は、3月19日火曜日午後1時30分から開きます。

3月11日及び3月12日は、各常任委員会を、3月13日及び3月14日は予算特別委員会を、それぞれ開催いたしますのでよろしく願いをいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後2時12分散会

平成25年 壱岐市議会定例会 2月会議会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成25年3月19日 午後1時30分開議

日程第1	議案第2号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第2	議案第3号	壱岐市地域防災計画(原子力災害対策編)の作成について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第4号	壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第5号	壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第6号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第7号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第8号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第9号	壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第10号	壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第11号	壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第12号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第13号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第14号	壱岐市都市公園条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第15号	壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第16号	壱岐市公共下水道条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第17号	壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第18号	壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第19号	壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第20号	壱岐市河川管理施設等構造条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第21号	壱岐市営住宅条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第22号	壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第23号	壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第24号	壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第25号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第26号	壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第27号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第28号	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第30号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第32号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第33号	公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第35号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第36号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第37号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第38号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第39号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第39	議案第40号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第40	議案第41号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第42号	平成25年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第43号	平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	議案第44号	平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第44	議案第45号	平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第45	議案第46号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第46	議案第47号	平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第47	議案第48号	平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第48	議案第49号	平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第49	議案第50号	平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第50	議案第51号	平成25年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第51	議案第52号	平成25年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第52	議案第53号	壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・討論・可決
日程第53	陳情第1号	年金2.5%の削減中止を求める陳情	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第54	同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意
日程第55	同意第2号	壱岐市監査委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意
日程第56	同意第3号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意
日程第57	同意第4号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意
日程第58	同意第5号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意
日程第59	同意第6号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、本会議・同意

本日の会議に付した事件  
(議事日程第5号に同じ)

出席議員（19名）

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見 義輝君
7番	町田 正一君	8番	今西 菊乃君
9番	市山 和幸君	10番	田原 輝男君
11番	豊坂 敏文君	13番	鵜瀬 和博君
14番	榊原 伸君	15番	久間 進君
16番	大久保洪昭君	17番	瀬戸口和幸君
18番	牧永 護君	19番	中田 恭一君
20番	市山 繁君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	吉井 弘二君	事務局書記	村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午後1時30分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、こんにちは。会議に入る前に御報告をいたします。長崎新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

本日まで白川市長より追加議案6件を受理し、お手元に配付いたしております。

#### 日程第1．議案第2号～日程第53．陳情第1号

議長（市山 繁君） 日程第1、議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正についてから、日程第53、陳情第1号年金2.5%の削減中止を求める陳情まで、53件を一括議題といたします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） それでは、総務文教常任委員会の報告をいたします。

壱岐市議会議長市山繁様、総務文教常任委員会委員長今西菊乃。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第3号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について、原案可決。議案第4号壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案可決。議案第5号壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について、原案可決。議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第8号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第27号壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について、原案可決。議案第28号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて、原案可決。議案第49号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。議案第53号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。

委員会の意見といたしまして、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、壱岐市庁舎建設検討委員会の中で新庁舎の基本構想案、建設場所、規模、機能、現庁舎の活用等について審議されるが、今後、地区事務所の管理・運営についても行政区の見直しを含め早急に検討すべきである。

また、芦辺小学校・芦辺中学校の耐震化問題への対応についても、迅速に公式な組織を立ち上げて取り組むべきである。

以上です。

議長（市山 繁君） これから総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで申し上げますが、先ほどの追加議案6件につきましては人事案件でございますので、配付しておりますといいましたが、後ほど配付をいたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、審査の結果、否決。議案第9号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について、原案可決。議案第10号壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について、原案可決。議案第11号壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第24号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第25号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について、原案可決。議案第26号壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）、原案可決。議案第30号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）、原案可決。議案第31号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）、原案可決。議案第32号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）、原案可決。議案第38号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第39号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第43号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。議案第44号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。議案第45号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。議案第48号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。議案第51号

平成25年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第2号敬老祝金については、条例で金額を定めることとし、本来の趣旨である節目支給を行う方向で再提出願いたい。また、敬老行事は年々参加者が減少してきているので工夫をし、参加率のアップを図るよう検討すること。

国民健康保険については、基金残額も1億円程度になり、法定外の繰り入れが多額になってきている。早急に長期計画を策定すること。

介護保険については、65歳以上の独居老人が1,678人であり、高齢者世帯も2,297世帯ある。今後高齢者見守り支援事業を進めていく上で、個人情報に十分注意して施策を進めていただきたい。また、介護予防を担う包括支援センターの人的充実を図られたい。

続きまして、委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

陳情第1号年金2.5%の削減中止を求める陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見、なし、措置ありません。

以上です。

議長（市山 繁君） これから厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） それでは、委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第12号壱岐市堆肥センター条例の一部改正について、原案可決。議案第13号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について、原案可決。議案第14号壱岐市都市公園条例の一部改正について、原案可決。議案第15号壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。議案第16号壱岐市公共下水道条例の一部改正について、原案可決。議案第17号壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、原案可決。議案第18号壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について、原案可決。議案第19号壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制

定について、原案可決。議案第20号壱岐市河川管理施設等構造条例の制定について、原案可決。議案第21号壱岐市営住宅条例の一部改正について、原案可決。議案第22号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第23号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第33号公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）、原案可決。議案第34号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）、原案可決。議案第35号市道路線の認定について、原案可決。議案第36号市道路線の廃止について、原案可決。議案第40号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第41号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第46号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。議案第47号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。議案第50号平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。議案第52号平成25年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会の意見といたしまして、議案第47号に関連し、下水道使用料徴収に関しては、滞納額が少ない段階での滞納解消の対策を打ち出し、必要な体制の整備を図られたい。

また、請願第1号につきましては、旧箱崎中学校運動場埋設水路鉄管の取替えに関する請願については、さらに慎重な審査を必要とするため、継続審査ということにいたしました。

以上です。

議長（市山 繁君） これから産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。  
〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。榊原伸予算特別委員長。  
〔予算特別委員長（榊原 伸君） 登壇〕

予算特別委員長（榊原 伸君） 予算特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第37号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）、原案可決。議案第42号平成25年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上です。

議長（市山 繁君） これから予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（榊原 伸君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立少数です。よって、議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正については否決されました。

次に、議案第3号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第3号壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第4号壱岐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第5号壱岐市空き家等の適正管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第7号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の

報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第8号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第9号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第10号壱岐市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第11号壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市堆肥センター条例の一部改正について討論を行います。討論ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市堆肥センター条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市都市公園条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第14号壱岐市都市公園条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第15号壱岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市公共下水道条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第16号壱岐市公共下水道条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第17号壱岐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第18号壱岐市道路標識の寸法を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第19号壱岐市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号壱岐市河川管理施設等構造条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第20号壱岐市河川管理施設等構造条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号壱岐市営住宅条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第21号壱岐市営住宅条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第22号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第23号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第24号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第25号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の全部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号壱岐市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第26号吉崎市民病院及びかたばる病院職員の宿舍管理等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号吉崎市消防関係手数料条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第27号吉崎市消防関係手数料条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第28号公の施設を長期かつ独占的に利用させることについては委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号公の施設の指定管理者の指定（吉崎市郷ノ浦町デイサービスセンター）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第29号公の施設の指定管理者の指定につ

いて（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第30号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第31号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市石田町総合福祉センター）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第32号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号公の施設の指定管理者の指定（へい死獣畜一時保管処理施設）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第33号公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号公の施設の指定管理者の指定（勝本総合運動公園）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第34号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号市道路線の認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第35号市道路線の認定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号市道路線の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第36号市道路線の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第37号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第38号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第39号平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第40号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第41号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成25年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第42号平成25年度壱岐市一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第43号平成25年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第44号平成25年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第45号平成25年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第46号平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時30分といたします。

午後2時19分休憩

.....  
午後2時30分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第47号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第47号平成25年度壱岐市下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第48号平成25年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第49号平成25年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成25年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第50号平成25年度壱岐市農業機械銀行

特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成25年度壱岐市病院事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第51号平成25年度壱岐市病院事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成25年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第52号平成25年度壱岐市水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） 本案に対する反対討論を行います。

提案後、議案説明までは職員の皆様方も財政の厳しさを自覚され、同意されたと思っており、賛成しようと思っておりましたが、先日の一般質問を聞き、勘案した結果、納得できませんので、反対します。

反対の理由として、平成23年6月20日の呼子議員の一般質問を要約しますと、市長の給与3割カット、退職金の5割カットはすべきでない、私はちょっと能力がないから下げますよととられるという質問に対して、市長の答弁は、そういうふうにとられるならばカットはやめると答弁され、今回は一般質問書の答弁書を重要視され、カットしないということでございます。

壱岐市の財政の厳しさはわかっています。議会も8月からは4名の減員です。特別職もカットするならわかります。職員と特別職の皆様は信頼関係が必要です。このことで職員との信頼関係が崩れ、仕事に対する情熱が薄れたならば、デメリットのほうが大きいと思います。よって、職

員だけカットするのに反対です。

これをもって反対討論とします。

議長（市山 繁君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第53号吉岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号年金2.5%の削減中止を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第1号年金2.5%の削減中止を求める陳情は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで議案配付のため、しばらくお待ちをいただきたいと思います。

#### 日程第54・同意第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第54、同意第1号吉岐市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで久保田教育長の退場を求めます。

〔教育長（久保田良和君） 退場〕

議長（市山 繁君） 提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第1号吉岐市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

次の者を吉岐市教育委員会委員に任命するものでございます。住所、吉岐市芦辺町芦辺浦269番地1、氏名、久保田良和、生年月日、昭和21年2月18日。

提案理由でございますが、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市教育委員会委員久保田良和氏が平成25年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

ここで久保田教育長の入場を許可します。

〔教育長（久保田良和君） 入場〕

議長（市山 繁君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

#### 日程第55・同意第2号

議長（市山 繁君） 次に、日程第55、同意第2号壱岐市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市監査委員の選任について御説明申し上げます。

次の者を壱岐市監査委員に選任するものでございます。住所、壱岐市郷ノ浦町本村触304番地、氏名、吉田泰夫、生年月日、昭和23年1月28日。

提案理由は、監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市代表監査委員吉田泰夫氏が平成25年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き吉田泰夫氏を監査委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第2号壱岐市監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

#### 日程第56・同意第3号～日程第59・同意第6号

議長（市山 繁君） 次に、日程第56、同意第3号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第59、同意第6号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についての4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第3号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。住所、壱岐市石田町池田東触113番地、氏名、松本陽治、生年月日、昭和26年5月31日。

提案理由でございますが、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員喜多丈美氏が平成25年5月18日をもって任期満了となるので、後任として松本陽治氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、同意第4号について御説明申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。住所、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦140番地1、草野正純、生年月日、昭和30年2月25日。

提案理由でございますが、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員草野正純氏が平成25年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、同意第5号について御説明を申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。住所、壱岐市勝本町勝本浦328番地、氏名、小畑英治、生年月日、昭和23年2月17日。

提案理由でございますが、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員小畑英治氏が平成25年5月18日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、同意第6号について御説明申し上げます。

次の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。住所、壱岐市芦辺町国分東触249番地2、氏名、占部利夫、生年月日、昭和26年2月20日。

提案理由でございますが、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員占部利夫氏が平成25年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。同意第3号から同意第6号までについては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号から同意第6号までについては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから同意第3号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第3号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第4号老岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第5号老岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、同意第6号老岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りいたします。2月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、老岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいをすることに決定いたしました。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで市長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 2月27日から本日まで21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議、またさまざまな御意見、御助言を賜りまして、まことにありがとうございます。

ました。賜りました御意見等につきましては十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御理解、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、市民病院の長崎県病院企業団の加入の件につきましては、これまで議員各位、市民皆様に壱岐市民病院市民フォーラムの開催や行政報告等において御説明、御報告をさせていただきましたが、このたび医師確保等について一定の成果がございますので、御報告を申し上げます。

まず、去る3月4日に中村知事に県病院企業団加入に向けての取り組み等を御報告申し上げ、市民病院運営の課題の一つでもありますガバナンス機能の強化のため、すぐれた病院管理者の招聘についてお願いをしてきたところでございます。

このような中で、市民病院経営健全化プロジェクト会議の顧問であり、さきの市民フォーラムにおいても御講演をいただいた長崎県福祉保健部向原茂明参事監を本年4月1日から壱岐市民病院の総病院長としてお迎えし、病院経営はもちろんのこと、地域医療の連携強化に当たっていただくことといたしました。このことは中村知事の多大なる御理解と御支援によるものであり、心からお礼と感謝を申し上げます。

向原参事監におかれては、県病院企業団病院である島原病院の院長を初め、医師として、また医療行政のスペシャリストとして、これまで豊富な御経験と見識、そして情熱を持って長崎県の医療の充実に取り組まれ、大きな成果を上げてこられたところであり、待望の人材であります。

また、医師の確保につきましては、県関係部局のお力添え等もございまして、本年4月1日付で常勤医師を壱岐市職員として新たに5名、内訳は、内科医4名、外科医1名でございます。加えて大学派遣の整形外科医師1名の増員をすることができ、常勤医師が14名と、大きく体制が整い、診療の充実が図られるものと考えています。今回御赴任いただきます先生方には厚くお礼を申し上げます。

ただいま申し上げましたように、壱岐市民病院は4月から新体制のもと新たなスタートを切ることになりますけれども、これからがまさに正念場であります。これからも医師の確保を初め、スタッフの充実を図り、ガバナンス機能を充実することにより、職員一丸となって病院改革を断行し、壱岐市民病院の再生、そして長崎県病院企業団加入を必ず実現してまいり所存であります。市民病院が市民皆様の病院であるためにこのことを必ず実現、実行してまいりますので、議員各位、市民皆様にはさらなる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年度がいよいよスタートいたします。合併10年を迎える平成25年度を節目の年とし、新たな決意とさらなる熱意を持って市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しての御挨拶といたします。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもちまして、平成25年吉岐市議会定例会2月会議を終了いたします。

午後2時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 久保田恒憲

署名議員 呼子 好